大正九年五月二十五日印刷
大正九年六月十日發行

第八輯奥附

非賣品

編輯者　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地　足立四郎吉

發行者　東京市神田區通新石町十六番地　矢野惣次郎

印刷者　東京市神田區鎌倉町三番地　百目木智璉

印刷所　東京市神田區鎌倉町三番地　株式會社共榮舍

發行所　東京市神田區通新石町十六番地　大日本風教叢書刊行會

事務所　東京市神田區南神保町三番地日新閣内　同會事務所

○金光明最勝經六、四天王護國品に、彼之人王有二大福德善素因緣一於二現世中一得二大自在一增二益威光一云々、また亦令レ獲二得如意寶珠及以伏藏神道自在一云々、

○同八王法正論品に、亦資二自在力一除二滅諸非法一云々、

○提婆菩薩傳に、其國中有下大天神鑄二黃金一像之座身長二一丈上號曰二大自在天一人有二求願一能令三現世如二上意、

天滿宮託宣記、天曆元年三月十二日託宣に自在の身と成とも苦事多かるを云々また永觀二年六月廿九日託宣に、此界書賢文珠觀音地藏四躰菩薩遞來化度、我每日往詣二帝尺宮閻羅王宮自在天宮五天竺大唐長安城、並西明寺靑龍寺、新羅國祥武城、當州皇城並當府、及諸國所々歸依占別宮等一也云々、

伎藝天女念誦法儀軌に、爾時摩醯首羅天王、於二大自在天上一與二諸天女一前後圍繞、神通遊戲、作二諸伎樂一云々、

十二天儀軌に、若求二調伏一大自在爲レ首云々、

神祇稱號考卷之四終

り、四は凡夫の住所、一は淨居天とて、證果の聖者の住所なり、此淨居を過て摩醯首羅天王の宮殿あり、(大自在天とも云) 色界の最頂に居して、大千世界を統領す、其天のひろさ彼世界にわたり、此上に無色界の天あり、又四地をわかてりといへり、これらの天は小大の災にあはずといへども、業力に際限ありて、報盡なば退沒すべしと見えたり云々、といへり、その大自在天の神なれば大自在天神とは申すなり、涅槃經に、王嚴レ駕(よそほひ)抱二太子一謁二大自在天神廟一とあり、また類聚神祇本源二に、伊弉諾尊亦稱二大自在天子一云々、大和葛城寶山記に、伊弉諾尊、伊弉冊尊、此二柱尊者第六天宮主、大自在天王坐云々 (神皇正統記上に八幡大菩薩云々大自在菩薩なりとも託宣し給ふ云々) 諸々根元記宇佐宮の條に、託宣云、我是日本人皇十六代譽田天皇廣幡八幡麻呂也、我名曰二護國靈驗威力神通大自在王一垂二跡於神道一云々、などもありて、天滿天神に限て申す稱にあらず、悲華經轉法輪品大智度論七釋初品中佛世界願同八釋初品中放光之條などに、自在天、他化自在天の事見え、金光明最勝王經依究滿願品倶舍論十一分別世品四同十三分別世品五などに、他化自在天の事見ゆ、その外所見引出るに遑なし。

此七寶成就するを金輪と名づく、次に銀銅鐵の轉輪王あり、福力の不同によりて、果報も次第に劣れるなり、壽量と百年に一年を減じ、身のたけもおなじく一尺を減じにけり、百廿歳にあたりし時釋迦佛出給ふ（或は百歳の時とも云是よりさきに三佛出給ひき）、十歳にいたらんころほひに、三災と云事有べし、人種ほとんどつきて、唯一萬人をあます、その人善をおこなひて、又壽命も增し果報もすゝみて、二萬歳にいたらん時、鐵輪王出て南一州を領すべし、四萬歳の時、銅輪王出て東南二州を領す、六萬歳の時、銀輪王出て東西南三州を領し、八萬四千歳の時、金輪王出て四天下を統領す、其報上にいへるがごとく、かの時又減にむかひて彌勒佛出給ふべし、（八萬歳の時とも云）此後十八ヶの減增有べし、かくて大火災と云事おこりて色界の初禪梵天まで燒ぬ、三千大千世界同時に滅盡する、是を壞刧といふ、かくて世界虛空、黑雲のごとくなるを空刧といふ、かくのごとくすること七ヶの大刧をへて、大水災あり、此たびは第二禪まで壞す、七々の火災、七々の水災を經て、大風災ありて第三禪まで壞す、これを大三災といふなり、第四禪已上には、內外の過患ある事なし、此四禪の中に五天あ

林藤又うせて、自然の梗稲あり、もろ〳〵の美味をそなへたり、朝にかれば夕に熟す、此稲米を食せしにより、身に殘穢出來ぬ、此故に始て二道あり、男女の相各別にして、遂に婬欲のわざをなす、夫婦と成て舍宅をかまへて共に住みき、光帝の諸天後に下生するもの、女人の胎中に入て、胎生して衆生となる、其後梗稲生せず、衆生愁へなげきて、おの〳〵境をわかち、田種をほどこし植て食とす、他人の田種をさへ奪ひぬすむ者出來て、互にうち爭ひ、これを決する人なかりしかば、衆ともにはからひて一人の平等王をたつ、名づけて刹帝利と云ふ、(四主と云ふ心也) 其初の王を民主王と號しき、十善の正法をおこなひて國を治しかば、人民是を敬愛す、閻浮提の天下豐樂安穩にして、病患及大寒熱あることなし、壽命も極めて久く無量なりき、民主の子孫相續して、久く君たりしが、漸く正法もおとろへしより、壽命も減じて八萬四千歳にいたる、身の長八丈なり、其間に王ありて轉輪の果報を具足せり、先天より金輪寶飛降て王の前に現出す、王出給ふ事あれば、此輪轉じて行き、諸の小王みな迎へて拜す、あへて違ふものなし、卽四大洲に王たり、又象馬珠玉女居士主兵等の寶あり、

主、十住經云、大自在天光明、□ニ□□衆生ニ涅槃献レ供大自在天最勝、故非ニ第六天ニ也、灌頂云、字威靈帝云々神皇正統記上に、天竺の説には、世のはじまりを刧初といふ、光帝と云ふ天衆、空中に金色の雲を起し、梵天に遍布す卽大雨をふらす、風輪の上につもりて水輪となる、增長して天上にいたれり、又大風ありて、沫を吹立て空中に投おく、卽大梵天の宮殿となる、其水次第に退下して、欲界の諸宮殿に至り、須彌山四大州鐵圍山を成すかくて百億の世界同時になる、これを成功と云、(此百億の世界を三千大世界といふ)光音の天荒下生して、次第に住す、是を住刧といふ、此住刧の十の增減あるべしと云、其初には人の身光明遠く照して、飛行自在なり歡喜をもて食とす、男女の相なし、地より甘泉湧出、味酥蜜のことし(或は地味ともいふ)是をなめて味著を生す、仍て神通を失ひ、光明も消て、世間大にくらく成ぬ、衆生の報しからしめければ黑風海を吹て、日月二輪を漂出す、須彌の半服におきて、四天下をてらさしむ、これよりはじめて、晝夜晦朔春秋なり、地味にふけりしより、顏色かじけ衰へき、地味又うせて林藤といふ物あり(或は地皮ともいふ)衆生又食とす、

拾遺哀傷、新古今釋敎、玉葉釋敎に、三首見ゆ、私撰、家集、などその外の歌書に出たるは、擧盡すべからず。

○大自在

天滿大自在天神と申す稱、まづ天滿は、天滿宮託宣記天曆元年三月十二日託宣に、我瞋恚乃身と成たり、其瞋恚の焰天爾滿たり、諸乃雷神鬼は、皆我加從類と成天惣十萬五千爾成たり云々、北野假名緣起下に我瞋意のほむら天に滿て諸鬼神十萬五千よろづの災變をなす云々など見えて、瞋恚の焰の天に滿たるよしなり、兩聖記知足歌に、

神もなほ、天みつ光、さしそへて、心の月よ、くもりあらすな、とよめるは其神德のひかり、天に滿たることにとりなしたり、大自在は飜譯名義集二八部篇に、摩醯首羅、大論此云二大自在一正名摩訶莫醯伊濕伐羅、八臂三眼騎二白牛一普門疏云、樓炭稱爲二阿迦尼託一華嚴稱爲二色究竟一或有レ人以爲第六天而諸經論稱二大自在一是色界頂、釋論云、過二淨居天一有二十住菩薩一號二大自在一大千世界

經稱ニ驚怖ニ々々正可レ施レ佛也、生死險難、實可ニ驚怖ニ、大品云、佛言若有ニ一人ニ稱ニ南無佛ニ乃至畢レ苦、其福不レ盡云々、釋氏要覽中三寶篇に、悲華經云、佛言、南無者、此決定諸佛世尊名號音聲、唯識鈔云、梵語南無、此翻爲レ名、即是歸趣之義也、或云那摩（なま）、或曩謨（なも）、皆梵音訛也云々、法華經方便品に一稱ニ南無ニ已成ニ佛道ニ、科註に、南無者即歸命之義云々、などあるを考て知べし、また文句四、玄義六大藏一覽九、等にも見ゆ、さてふるくは、南無（なむ）を奈茂（なも）といへり、源氏夕良になもたうらいのだうし云々、榮花鳥舞に、なもとをがみ奉れば云々、夫木雜十八慈鎭和尚歌に、

人を見るも、我身を見るも、こはいかに、なもあみだふつ、なもあみだぶつ、

（此歌印本拾玉集四には、南無あみだ佛、なむあみだ佛と書たれど、古寫本、及夫木集の古寫本などに、なもあみだぶつ、なもあみだぶつと有、古今類句には、六家集のまゝに引たり）、此外所見いと〳〵おほし、なもは南謨によりたるとなへなるべし、金光明最勝王經八、大吉祥天女增長財物品に、南謨一切十方三世諸佛云々、此外にも南謨といへるおほかり、なむとよみし歌も、撰集には

○南無

神に對て南無と稱せし例ば、平家物語康頼祝の段に、南無權現金剛童子云々、同長門本熊野參詣の段に、南無日本第一大權現熊野三所權現云々、こは熊野權現にいへり、大鏡八に、南無八幡菩薩云々、親長卿記長享三年六月廿八日の條に後小松宸筆名號、南無大政威德天云々、曾我物語八三島にて、笠懸射し條に、南無三島の大明神とぞねんじける云々、姉小路權中納言基綱卿春日社參記にふけゆくまゝにいとゞしづまりて、心しつかに侍れば、南無かすがの大明神といふことを、一文字づゝ五文字のかみに置て、十三首の法樂をなんよみ侍りぬる云々、愚記十卷に句頭に南無春日大明神慈悲萬行菩薩云々、春日騷記にも、南無春日大明神と見え、なほ其の他、歸敬して南無と唱へし事少からず、南無は佛に信從するよしの語なるを、やがて神の事にもかり用ひしなり、類集名義抄四、衆善行法篇に、南無或那謨、或南摩、此翻二歸命一要律儀翻二恭敬一法華疏曰、南無大有レ義、或施二度我一可レ施二衆生一若佛答二諸佛一度我義不レ便、五戒

神といふ義にや、史記封禪書に、或曰、東北神明之舍、西方神明之墓也、注に張晏曰、神明日也、日出二東方一舍謂二陽谷一日沒二於西一也、墓北谷也、漢書郊祀志上亦同と有を思ふべし、外宮は日神ならねど、內宮に准へて、假稱せりと見ゆ。

○枌社

吉記壽永三年四月の條に、朔日式部權少輔範季朝臣、來談云、崇德院御枌社每事未レ定、御正體可レ被レ用二何物一乎之由有レ議云々、按に、史記封禪書に、高祖初起禱二豐枌楡社一、注に、張晏曰、枌白楡也、社在二豐東北十五里一、或曰、高祖口二社也云々、また天下已定、詔二御史一令下レ豐謹治中枌楡社上云々、漢書郊祀志上に、及二高祖一禱二豐枌楡社一注に、鄭氏曰、汾揄鄉名也、社在二枌楡一、晉灼曰枌白楡也、社在二豐東北十五里一師古曰、以二此樹一爲二社神一因立レ名也、枌符云反云々、また天下已定、詔二御史一令三レ豐治二枌楡社一常以レ時、春以二羊彘一祠レ之云々、など見えたるによれる字なり、枌社は櫟社叢祠など、おなじ心ばえに用られたりと見ゆ。

あまのたく、しばの浦風、ふくまゝに、けぶりと見えて、たつ千鳥かな、左注に此歌は荒鹿島社へまうで侍ける道に、しばの浦（印本しはすの浦と有は誤なり、古本にしばの浦と有をよしとす）といふ所を過れば、ちどりのむれたちぬる千萬といふばかり、とわたるを見るに、日のかげろふにしたがひて、雪の降るがごとくなり、また烟のたつにもにたりければ、よみける云々と見えしも、隅田川の浮橋わたりし同時なれば、常陸の地名と思ふべからず、この武藏の竹芝の浦なることうたがなし、さて神明の文字は、類聚神祇本源一に、天地靈覺書曰、若道敬爲二神明一流爲二日月一分爲二五行一云々、君臣上下、能守二五性一去二六情一節二滋味一淸二五藏一則天降二神明一往二來於已一大道自歸レ已乎云々、兼倶神代紀抄に、靑幣は春也、白幣は秋也、二幣象二于日月一也、云二神明一明は日月也、在二日月之上一曰二神明一在二日月下一曰二明神一さるほどに、神明は明神よりも、向上なぞ神明も明神も不レ離二靑白二幣一也云々などいひ、字は周易、尙書、左傳、莊子、大戴禮、淮南子、史記、漢書、後漢書、杜氏通典、文献通考、無量壽經、提婆菩薩傳をはじめ、內外典の所見、枚擧すべからず、按に大神宮を神明と申すは、日

明町といへり、もとは窪三田に在しを、こゝに引移せしにて、窪三田の小山神明宮が、その舊地なるよし、江戸志六の巻にいへり)、は、神鳳抄に、武藏國飯倉御厨(當時四貫文)と有て、二所大神宮の御領地なれば、やがてそこに大神宮を祝祭りて、神明宮とは稱せしなり、飯倉の里は、今の芝増上寺の邊をいふ更科日記に、たけしいといふ寺あり、はるかにいゝさらふといふ所の、ろうのあとのいしずゑなどあり云々、いゝさらふ、元祿板本にはくさらふ、余家古寫本には、はゝさらけ、一寫本に、いゝさうふなど書たれど、もといひくらなりけんに、いひをいゝさにくらをくふに寫あやまりしものなるべし、竹芝は増上寺の邊にて、廻國雜記に、芝の浦といへる所にいたりければ、しほやのけぶり、打なびきて、ものさびしきに、鹽木はこぶ舟どもを見て、

やかぬより、もしほの烟、名にぞたつ、舟にこりつむ、しばの浦人、平安紀行に、芝といふ所を通るとて、

露しげき、道の芝生を、ふみちらし、駒にまかする、明ぐれの空、などよめるもこのわたりの海邊なるべし、夫木集雜七に、光俊朝臣

神明云々、これはなべての神にいへるなり、此外所見おほかれど、今は記臆せる一ッ二ッを引出つ、また年中行事秘抄、賢所雜事の條に、天慶元年七月十三日今日戌尅、內侍所自ニ温明殿一遷ニ御清涼殿一齋辛櫃二合自注に、號ニ往古一號ニ之神明ニ在ニ內侍所一相傳云、伊勢大神令ニ分身一也、毎事靈驗也云々、寶基本紀に、月天子天地開亦名大神也云々、御鎭座本紀に、止由氣皇大神月天尊亦名大神也云々、古老口實傳に、神明御饌在レ之云々、また禮亂則神明已散云々、壒囊八に大神宮云々、此國の本主神明の王云々、同九に眞覺秘雜抄云、僧不レ可レ禮ニ神明一云々、大神宮御相傳袈裟記に、神明感應之奇瑞云々、神明之靈驗云々、御鎭座本紀に、止由氣豐大神云々、本性精明故名ニ神明一亦名ニ大神一也云々、康富記寶德三年九月二十九日の條に、粟田口神明有ニ湯立一參詣拜見了云々、坂士佛が大神參詣記に、神明を伊勢國へうつし奉れと勅諚ありしかば云々、又神明御遷座の時云々、齋居通上に、諸國伊勢大神を祀るもの神德廣博强て號し奉り難し、故に只神明と稱し奉る也云々、これらは二所大神宮をも、又止由氣大神のみをも、神明と申し奉れるなり、江戸の飯倉神明宮(今俗芝神明宮といひて、この町を神

○神　明

神明はなべての神にも、また伊勢二所大神宮の御事にも、もうす稱なり、崇神紀七年の條に、幸二于神淺茅原一而會二八十萬神一以卜二問之一是時神明憑二倭迹々日百襲姫命一曰云々、續日本紀廿に、乞三三寶一禱二神明一云々、また上天所レ祐神明所レ標云々、續日本後紀九に、神明之所レ感也云々、三代實錄七に、禱二名社神明一有レ感因賽レ之云々、同十四に祈二禱神明一云々、類聚三代格一、承和十一年十一月宣旨に、神明之攸レ崇云々、意見十二事に、吾朝神明傳レ統云々、本朝文粹十三江匡衡願文に、若有二神明不享之吏一云々、また神明願賜二靈覡一云々、野府記治安三年七月十七日の條に、今日奉二御幣神寶等鹿島社香取社一依下奉レ敬二神明一之懇誠上於二衆中一整二衣冠一遙拜解除不二讀經念誦一云々、廣瀨社緣起に、託宣曰、神明奉レ殖レ木垂迹垂二加護一云々、御鎭座傳記に、神鏡座事今二面者之正體也云々、大鏡八に今日この御堂に願向し給ふらん、神明冥道たちもきこしめせと打いひて云々、兼俱謀計記、延德元年十二月、荒木田神主定治が注進狀に、吉田之今

に、奉ニ幣子香椎廟一以下一征ニ新羅一調ヰ習軍旅上也云々、此外日本後紀、文德實錄三代實錄、類聚國史などに見えたる、筑前糟屋郡香椎廟は、神名帳に洩れ、官社にはあらねど、朝廷特に尊崇の名社なり、こは神功皇后の廟なれば、宮と申すべきに、廟としもいへるは、仲哀天皇の住給ひし橿日宮を、やがて皇后の御廟の名に用んこと紛はしければ、字をかへて廟とは書けりと見ゆ、宮廟字義相通へばなり、また神名帳に、豐前國宇佐郡大帶姫廟神社あり、こは宇佐八幡宮緣起に、託宣に依て、弘仁十四年、新に大帶姫宮を造らしめられしよし見えたるは、宇佐廟なるべきに、これも香椎宮と同神なれば、それをうけて宮とは稱せしなるべし、また松浦廟宮緣起に、定ニ置鏡尊廟之號一云々、古今著聞集に、かゝみの廟云々、本朝文粹十三、慶保胤が願文に、菅丞相廟云々、また天滿天神廟云々、朝野群載二に、北野廟云々、百練抄四に、吉祥院新造ニ天神堂一奉レ移ニ尊廟一これらは臣下の神なれど殊に靈威なるをもて、廟號は稱せしなり、されど宮號、廟號、社號、と順次すべきことなりけり。

まさねど、已に豊受大神を度會宮と申すから、その荒魂なれば宮號もとより論なし、伊勢の外、神名帳の宮號の神は、下總國香取郡香取神宮、常陸國鹿島郡鹿島神宮、筑前國那珂郡八幡大菩薩筥崎宮、豊前國宇佐郡八幡大菩薩宇佐宮の四處なり、筥崎宮宇佐宮は皇祖神なり、香取宮鹿島宮は皇祖神ならねど、國平の大有功神なれば、准て宮とは稱せられしなるべし、類聚三代格一官符に、鴨上下大神宮とあるも、これらの類と見ゆ、そは伊勢外宮も、皇祖神ならねど宮號あるがごとし、されば臣下の神の宮號は、伊勢の度會、高宮、常陸の鹿島下總の香取のみにて、其外は皇祖神なり、此二の例を追て、後には內宮の風宮外宮の土宮、風宮、月讀宮、などの君臣の神にも、宮號宣下ありしなり、また歷史に石上神宮、平野神宮など見え、令に神宮ともあるは、神の宮なればしか書るのみにて、宮號の例にあらず。

○廟

續日本紀廿二に、遣二太宰帥船親王於香椎廟一奏下應レ伐二新羅一之狀上云々、同廿四

朝廷の御祈禱の御役を勤むる社をいふ、恒例の奉幣に預る有位有官の社なり、また位のみ賜りて御役を勤めぬ社も、事あるをりには、御祈禱奉幣の例にも加へらるれど、恒例にはさることもなき有位無官の社なり、倭漢三才圖會八十一に、凡宗廟神、祭レ之稱レ宮、其他皆爲レ社、といへるもくはしからず、本居宣長が、玉勝間十三に、三代實錄貞觀九年八月二日、勅二伊勢國一伊佐奈岐伊佐奈彌神、改レ社稱レ宮、預二月次祭一幷置二內人一員一とある、これらによれば、凡て宮と申すも、社と申すとは、尊き卑き差等あることとなるに、又なべて然るにもあらざるにや、殊なる大社にもなほ社と申して、宮とは申さぬも多きは、いかなることにかあらん、といへるも、よく考ずしてまどへるなり、まづ伊勢の宮號の神、內宮の管宮に、荒祭宮、瀧原宮、伊佐奈岐宮、月讀宮、伊雜宮、五處あり、外宮の管宮に高宮一處あり、延曆儀式帳、大神宮式などによるに、荒祭宮は大御神の荒魂也、瀧原宮は大御神の遙宮なり、伊佐奈岐宮は大御神の御父母なり、月讀宮は大御神の御兄弟と荒魂なり、伊雜宮は大御神の遙宮なり、これいづれも皇祖神鎭座の宮なり、高宮は豐受大神の荒魂なり、皇祖神にはおはし

輕乃社之齋槻云々、また千石破神社乎不祈日者無云々、また千羽八振神社乎不禱日者無云々、同十七に、知波夜夫流神社爾底流鏡云々、同廿に、久爾具爾乃夜之呂之加美爾奴佐麻都里云々、此外物に出たるは擧盡しがたければ、さてやみぬ、神道集一神道由來の條に、住所を云レ官、云レ社、靈驗處と云ふ云云、社者祭りに寄る詞なり、神者世間祖宗なり、祭祀るが故、御住所をば社と云なり云々、延喜神名式上に、天神地祇、惣三千一百三十二座、社二千八百六十一處、前二百七十一座云々、など見ゆ、後には宮號社號の別あり、宮號は殊に有驗の皇祖神の社に奉り、自餘の官社は皆社號なり、また廟號あり、宮號に並たる尊稱にて、社號の上なり、この宮、廟、社の三を、官知の神といひ、これにもれたるを、田社とも、未官知の神ともいふ、官知の神の中には、官社ならねど、位階をたまはれるもあり、官社といふは、神名帳に載せられたる、三千百三十二座なり、たま官社ならずして、位階のみたまはれるは、歴史にその名は見えて、神名帳にもれたる社なり、たとへば、官社の官は、官職の官にて、今の俗にいふ御役の事なり、（史記封禪書に、公社とあるも、本朝の官社におなじ義なり）、

所なり、然るに此社のごときは、宮殿等の制もあらず、たゞその齋場を設られし所にて、漢にして社といふものゝごとくなれば、社の字を用て、ヤシロとは讀し也、延喜式の神名帳に見えし所の神社のごとき、今に至ては、その事蹟さだかならねど、其宮殿廢れ壞れて、其跡をもとむべからざるのみもあらじ、初より大三輪の社のごとく、たゞ齋場を設て、其神を齋祀られしを、世久しくなりて、其祀典の廢れしによりて、其齋場を合せて、しる人なきにいたりしなり宮殿の制あるをも、ヤシロといふ事は、後代の俗に出し所とぞおぼゆる云々、倭訓栞也部に、やしろ神社をよめり、家代の義云々、契冲雜記に、神のやしろを、又みむろともいへり云々、また社は屋代なり云々、これらの說を考わたして、社は屋代の義なることを知べし、さて社の所見は、神武紀戊午年の條に、天香山社云々、垂仁紀二年に比賣語曾社云々、同廿七年に、弓矢及橫刀、納二諸神之社一云々、神功紀攝政元年に、立二大三輪社一以奉二刀矛一矣云々、天武紀上に捧レ幣而禮二祭高市身狹二社之神一云々、同紀朱鳥元年に、尾張國熱田社云々、萬葉七に、開木代來背社（やましろのくぜのやしろ）云々、同十に祝部等之齋經社之云々、同十一に、天飛也

神祇稱號考卷之四

○社　社號　宮號　廟號　官社　田社　官知社

未官知社

日本釋名上に、社は屋代なり、上古の時、かりそめなる神祠は、たゞ人家のかたばかりにつくりし故に、屋代と名付しにや、神殿の大になりしは、其後の事なるべし、一說に、うや〳〵し也、ろは助字なり、神社はうやまふべき所なり云々、東雅四に、ヤシロとは屋代なり、又ミヤシロともいふは、御屋代なり、上古の時には、地を拂ひ、齋場を設て、神を齋祀したり。其齋場をばユニハなどいひしを、其後齋場を屋代ともいひしは、齋場をもて宮殿に代るの義なり、(古語にシロと云しは、御手代、御杖代、など云ふがごとく、それに代るを云しなり、信濃國に屋代と云ふ郡あるがごときも、亦かゝる義によれりと見えたり)、大倭國の三諸社は大三輪大神の願のまに〳〵、大巳貴神のいつき奉られし

神祇稱號考卷之四目次

故にくにいへなど訓めり、くにいへとは、漢文の國家の訓をうつしたるなり、云々、神社を宗廟よ社稷よと申すは、皇國の古の御定をばすてゝ、ひたぶるにから國ことにしたがへるみだりごとなり、すべて神の道をとくともがらの、かくのみよろづをから國ごとにいひなすなるは、ほうしのともがらの、神をおのが佛のかたざまに引入れん、とかまふると同じことなるを、えさとらざるは、いかにまどへる心ぞや云々、などある說どもを考わたして、思ひわくべし。

神祇稱號考卷之三終

以爲大祖廟内宮者祭天照大神以爲宗廟此自往昔都鄙所㆑稱、而神道五部書、及親房兼俱兩卿記、近世大儒、及神家者流之説、悉皆同、然内宮神官等、以㆓外宮㆒爲㆑非㆓國常立尊㆒者何據哉、余答曰、吁子何謂㆑玆乎、夫我朝稱宗廟者、惟内宮耳、其他皆稱㆓社稷㆒、外宮者、非㆓國常立尊㆒也明矣、若于信㆓野史雜説㆒而未㆑見㆓國史官牒㆒也、余語㆑汝、日本書紀、載㆓内宮鎭座㆒而不㆑載㆓外宮鎭座㆒延喜式、載㆓内宮㆒記㆓大神宮㆒爲㆓天照大神㆒載㆓外宮㆒記㆓度會宮㆒爲㆓豐受大神宮延暦儀式帳、載㆓内宮㆒爲㆓天照大神㆒載㆓外宮㆒爲㆓御饌都神㆒、豐受大神宮雜事記所㆑載亦同、古語拾遺、載㆓内宮㆒而不㆑及㆓外宮事㆒天照大神之外、皆爲㆓臣子之列㆒古事記載㆓豐受神㆒以爲㆓皇孫供奉之臣㆒長寛勘文、證延喜御記、以㆓内外宮㆒爲㆓君臣之差㆒以上實錄、無㆘一祭㆓國常立尊於外宮㆒之文㆖矣、吾子其思㆑諸云々、倭漢名敷神祇部に、二所宗廟、伊勢、石清水云々、玉勝間六に、神社を後世の人のそれは宗廟ぞ、それは社稷ぞなど、かしこげにいふは、から國ごとのわたくしことなり、古にすべて宗廟社稷といへることなし、書記などにをり〳〵其字は見えたれど、たゞ潤色の漢文にして、もとより神社をいへるにはあらず、さる

之、皇御神能、跡垂志云々、大外記業忠神代紀講義に、伊勢八幡を宗廟と云、その外は皆社稷と云々、故實拾要一に、宗廟とは伊勢の皇大神宮也云々、齋居通上に、二所大神は帝王祖宗の神にまします、故に宗廟と申奉る云々、初より伊勢八幡を宗廟と祀奉るには非ず、其理同き故に、世にこれを宗廟と申す、漢土の歴代人主命を革ると、宗廟をも改奉るに准擬すべからず、彼方の宗廟は天理に應ずといへども、人作に出づ、本國の宗廟は、天地開闢の始祖神にて、神意不測に、伊勢に鎭座ましまして、萬代不易の宗廟、漢土と同日の談にあらず、八幡も亦同じ云々、白虎隨筆に、伊勢兩大神宮と、八幡宮を本朝之宗廟と稱し奉り、賀茂、春日、三輪、龍田等を、社稷の稷とす云々、日本紀通證（十卷）の崇神十二年條に、宗廟國家也、通鑑胡註、東漢謂天子爲國家拾芥鈔曰、皇帝祖神號宗廟孔氏曰、宗者尊也、廟者貌也、父母既沒、宅兆其靈於レ之祭祀云々、同十四神功攝政元年に、說文、徐曰、宗廟神祇所レ居、孝經援神契曰、社者土地之主也、稷者五穀之長也云々、吉見幸和が宗廟社稷問答上に、或問曰、我朝稱宗廟社稷者　以伊勢二所大神宮爲宗廟其餘稱社稷歟、外宮者祭國常立尊

也、拾芥抄下諸社部首書に、兼豐汁進云、宗廟事、大神宮淸水御事也、社稷事、賀茂、松尾、平野、春日、吉田等社事也、凡勅願尊崇靈神惣名云々、口傳云、宗廟社稷之號分別事云々、皇帝祖神號二宗廟一又勅願社稱二社稷一苗裔事、其人之祖神云々、大神宮御相傳袈裟記に、天照大神者、天神七代之苗裔、地神五代之尊祖、日本第一之宗廟也云々、諸神記上八幡の條に、諸記曰、八幡大菩薩者、朝廷之宗廟也云々、また一條院寬弘何年云、我朝之號二神國一者、大菩薩之鎭護之誓、依深坐也、宗廟之施二神威一者、龍花尊潛衞之力、依二廣被一也云々春日三十講最初御願文に、安二萬葉一之社稷云々、卜部兼倶、神代紀抄に、宗廟は天神、社稷は地祇、伊勢外宮國常立尊、內宮天照大神、八幡大菩薩、謂二之宗廟一也、餘神廟曰二社稷一也云々、類聚神祇本源四に、伊勢大神宮秘文曰、大日靈貴止由居皇神云々、我國宗廟云々、坂士佛大神宮參詣記に、外宮云々、相殿に三はしらの神ましします、皇孫尊、天兒屋根命、太玉尊、これなり、天兒屋根尊のましますゆゑに、當宮を宗廟社稷の神とは申けり、としごろの不審をひらき侍りぬ云々、また長歌に足引之山田原能、宮柱廣敷立而天下、高知、賜宗廟社稷

諸伊弉冊尊崇神、宗廟社稷神、惟群神宗、惟百王祖也云々、御鎭坐傳記に、高貴神託宣久、大土祖靇神等告覺給、天照大神則主二火氣一止由氣大神、則主二水氣一而萬物長養也、故兩宮者、天神地祇大宗、君臣上下元祖也、惟天下大廟也、國家社稷也云々、大和葛寶山記に、天御中主尊云々、號天宗廟云宮、神皇實錄に、日本國大廟、水火二靈坐也、謂宗廟者、先祖之尊號也云宮、伊勢大神宮、日本國大廟坐、此皇帝宗祖萬姓大元也、尊崇異于諸社云宮、源平盛衰記卅、大神宮行幸願の條に、宗廟社稷の天照大神に御坐せは、崇敬奉らせ給ふ事、吾朝六十餘州の二千七百五十餘社の大小の神祇冥道にも勝れ坐しか共云宮、神皇正統紀上に天照大御神云宮、中にも鏡を本とし、宗廟の正躰とあふがれ給ふ云々、又坦垂仁天皇云々、皇女大倭姫命、豊鋤入姫にかはりて、天照大神をいつき奉る云宮、皇大神とあがめ奉りて、天下第一の宗廟にまします云々、塵嚢抄八に、宗廟社稷と分るは、宗廟とは伊勢石淸水の御事也、或神道の口傳書に、宗廟社稷之號、分別の事として、以皇帝祖神號宗廟社稷とは、以二勅願一稱二社稷一と云々、社稷とは、賀茂、松尾、平野、春日、吉田等也、凡勅願尊宗之崇神の惣名

ど坂士佛が、大神宮參詣記といふも有り、走衆故實には御參宮と書たり、倭訓栞美部下、みやの條に、神社に宮とのみいへば伊勢の事なり、よりて參宮と稱するも伊勢にかぎれり云々、古老口實傳に、參宮人不レ乘ニ駄馬一云々、有ニ落胎一危故也、延喜康平ノ文ニ明也、仍不レ負ニ稷税等一也とも見ゆ。

○宗廟　社稷

宗廟社稷の字は、周禮、孝經、禮記、左傳、淮南子、史記、漢書などをはじめてから書の所見いとおほく、說文、白虎通、禮記註疏、字彙、事物紀原、正字通、韻會小補、字典などに委く其義をいへり、日本紀には、宗廟をも、宗廟社稷をも、クニイヘとよめり、國家の義によれるなり、續日本紀には、宗社とも書たり、神社の稱には、先皇の神宮を宗廟、自餘の神社を社稷といへり、そは欽明紀十三年の條に、恒以ニ天地社神(あまつやしろくにつやしろ)百八十神一春夏秋冬祭拜爲レ事云々、續日本紀十に、詔曰、朕賴ニ神祇之祐一蒙ニ宗廟之靈一久有ニ神器一誕ニ皇子一云々、同三十に、神祇所レ護、社神攸レ祐云々、倭姫命世記に、凡伊勢二所皇大神宮、則伊弉

木田尙良、豊受太神宮の禰宜、渡會貞尙等十二人、起請の連署を捧て上奏しけるは、二宮の末社、風の社の寶殿の鳴動する事良久し、六日の曉天に及で、神殿より赤雲一群立出て、天地を耀し、山川を照す、其光の中より、夜叉羅刹の如くなる、青色の鬼神顯れ出て、土嚢の結目をとく、大風其口より出て、沙漠を揚げ、大木を吹き拔く、料り知りぬ九州の異狄、此日卽滅べしと云事を、事若誠有て、奇瑞變に應せば、年來申請る處の宮號、叡感の儀を以て、宣下せらるべしとぞ奏し申ける云々、此外所見おほかれど擧るに遑なし、神道名目類聚卷四に、宮號、大神宮、八幡宮、天滿宮の類是なり、何某の神宮と稱す、勅許の號なり、今俗、惣ての神社を何宮と稱するは非なりといへり。

○參宮　社參　參詣

宗五大草紙下、いにしへの人のをしへ申事の條に、伊勢へ御參るを參宮と申候、八幡へは社參と申候、熊野へは參詣と申云々、按に、御供故實には、八幡御社參とも、八幡御參詣とも書たり、御參詣と有は、ふとうつし誤れるにや、されど

中也、言處二都邑之中一也、又宮方也、爲二閟宮一以二雉堞一方正也、風俗通曰、宮室一也、秦漢以來、尊者以爲二常號一下乃避レ之、神異經、有二天渥之宮一管子黄帝有二合宮一堯有二貳宮一周有二蒿宮一秦有二萬年一漢有二未央等宮一禮記曰、由二命士以上一父子皆異レ宮、又曰、儒有二一畝環堵之室一是士庶人皆有二宮稱一也云々、など漢籍におほく出たる說を考て知べし、また神の宮號といふ事ふるくより聞ゆ、三代實錄十四、貞觀九年八月二日の條に、勅二伊勢國一伊佐奈岐伊佐奈彌神改レ社稱レ宮、預二月次祭一幷置二內人一員一云々、元々集六內宮鎭坐篇に、社記曰、貞觀九年八月丁亥、朔二日戊辰、勅二伊勢國二伊佐奈岐伊佐奈彌神改レ社稱レ宮云々、また月讀宮、貞觀九年八月丁亥、改二稱號一云レ宮云々、また風宮社記曰、正應六年三月二十日官符、改二社號一奉二宮號一云々、同七外宮遷坐篇に、上宮社記曰、大治三年六月五日、宮號宣下云々、また月讀宮、社記云、康元四年五月二十一日、宮號宣下云々、また風宮社記曰、正應六年三月二十日官符、改二社號一奉レ授二官號云々、古老口實傳に、懸稅稻云々、風神社四把云々、宮號之後八把加增也云々太平記三十九、蒙古寇二本朝一事の條に、弘安四年七月七日、皇太神宮の禰宜荒

古事記、日本紀、萬葉集を始として、あまたよみたり、さて宮の字の義は、爾雅釋宮に、宮謂二之室一室謂二之宮一郭璞註に、皆所下以通二古今之異語一明中同實而兩名上、刑昺が疏に、別二二名一也、郭云、皆所下以通二古今之異語一明中同實而兩名上、釋名云、宮穹也、言屋見二於垣上一穹崇然也、室實也、言人物實二滿於其中一也、是所二從言一之異耳、詩云、作二于楚宮一又曰、入二此室一處是也、古者貴賤所レ居、皆得レ稱レ宮、故禮記曰、由二命士以上一父子皆異レ宮、又喪服傳、繼父爲二其妻前夫子一築二宮廟一是士庶人皆有二宮稱一也、至二秦漢以來一乃定爲二至尊所居之稱一云々、事物紀原八に、蘇氏演義、宮中也、言處二都邑之中一也、又宮方也、爲レ宮必以二雉堞一方正也、孟詵錦帶前書曰、十紀四合雒紀、始教二人穴居一有巢氏教二人巢居一易曰、上古穴居而野處、後世聖人易レ之以二宮室一上レ棟下レ宇、以待二風雨一謂二黃帝一也、內傳曰、帝斬二蚩尤一因建二宮室一穆天子傳曰、登二崑崙一觀二黃帝宮室一白虎通曰黃帝作二宮室一以避二寒暑一此宮室之也、世本曰、堯使ミ禹作二宮室一謂レ廣二其制一爾神異經、有二天淫之宮一管子黃帝有二合宮一堯貳宮湯有二饒宮一周有二嵩宮一秦有二萬年一漢有二未央等名一也云々、三才圖會宮室一卷に、合宮黃帝所レ造、蘇氏演義、宮

し云詞なりといへり、上古の初ミヤといひしも、多く其ごとくに、ほど〳〵につけて、相稱しいひけん事の、後に宮殿等の字を借用ひ讀てミヤといふに至ては、凡人の稱すべき所にあらざる事に成たりしなり云々、倭訓栞美部下に、みや宮をよめり、御家(みや)の義也といへり、宮中に殿あり、宮は大名、殿は小名、是宮殿の異なり、宮號社號の分も、また准へ知べし、いにしへ貴賤をる處を宮と稱す、秦に至て定て至尊居處の稱となれり、秦漢以前の書には、殿の名なし、史記に、秦始皇作二前殿阿房一と見えたり、阿房宮の内に前殿あるなり、皇子皇女の家をも宮といふ、萬葉集に高市皇子宮、大津皇子宮など見ゆ、神社に宮とのみいへば、伊勢の事なり、よりて參宮と稱するも、伊勢に限れり廟をもミヤとよめり、萬葉集に見ゆ云々、倭漢三才圖會八十一に、按宮天子所居也、故訓二御屋一皇子皇女皆稱レ宮、神武天皇和州橿原宮爲レ始、今稱二宗廟之神祠一亦曰レ宮、其他神祠曰レ社云々、神道集一神道由來の條に、住所云レ宮云レ社靈驗處云、云々、宮者天竺には國王内裏精舍と名け、王宮と名け、仙洞と名く、然に諸佛の御住所は堂なり、國王内裏の名を借て堂とは名るなり云々、此外諸說おほく、歌にも

宮室を始建る時も、まづ一の柱を建て、其標其鎮とし、亦これをもハシラといへり、顯宗天皇紀に見えし室壽の詞に、築立柱者、此家長御心之鎮なり、といふがごとき是なり、彼天之日隅宮の制のごときは、舊事紀に見えし所、詳にして、後代に及びて、いつき祭られし所、大社、中社、小社の差等によりて、正殿、幣殿、舞殿、直會屋、外舍、雜舍など云ものゝごとき定制ありて、其後俗に神明造り、王子造り、など云ふが如きなり、制の同からぬ事どももありと見えたれど、夫等の事詳にしるさんは言長し、こと〳〵く擧るにいとまあらず云々

同六に、宮とは御屋なり、至尊の居を稱し申す詞なり、舊事紀に、陰陽磤馭廬島に天降り、八尋殿を化竪(みたて)て、共に同宮に住せりと見えしは、宮殿の字見えし始なり、其後皇孫日向國に天降まし、吾田(あだ)の長屋の地に、底津磐根に宮柱太敷き、高天原に氷木(ギ)高知りてましましゝと見え、又其後神武天皇、大倭國畝傍之橿原宮に都し給ひしは、天津日嗣の皇御孫、天の御蔭、日御蔭と隱坐て、大八洲の國をしろしめす大宮の始なるべし、また神宮をミヤと云事は前に註しつ、萬集の歌に、我住む家をミヤといひしこと見えしを、抄には其ほどに隨ひ、賞

今云ニ須賀一也、茲大神作ニ須賀宮一之時云々などあるを物に見へたるはじめとす日本釋名上に、宮は御屋也、御はたふとぶことばなり云々、東雅四に、宮殿を造て神を齋祀せらるゝ事の始は、舊事、古事、日本記等の書に據に、高木神、大巳貴神のために、天之日隅宮を造られ、天穂日命に其祭をしらしめられしを、もと其事の起りとすべき所なり、舊説に、天瓊矛を心の御柱ともなづくといひ兩大神宮の中に立る心柱といふもの、極て神秘の事なりなどいふなり、其説のごとき、受傳ふる所も有べけれども、正史實錄等に其徵とすべき事見えず、天御柱國御柱などいふがごとき、そのハシラと云は、舊説によるにハとは永き義なりといへり、(萬葉集抄)シラとは標なり、神功皇后持たまひし矛を、もと新羅國に樹られて、爲ニ後葉之印一といふがごとき、卽此義なり、陰陽二神磤馭盧島に立給ひしといふも、大和國龍田に坐す、天御柱國御柱と云ものも、後の代になりては、見る所なくなりたれど、皇孫の命、日向國高千穂久士布流多氣に降ましゝ始に、建られし物は、猶今も見在せり、其事猶神功皇后のごとし、されば天柱と云しは、其國を開かれし神に、永世の標鎭となされし所を云し程に、凡

々、同十八に、備中國吉備津彦命神云々、また隱岐國伊勢命神云々、類聚國史十六に、信濃國八縣宿禰命神云々、此外歷史にこれかれ見ゆ、神名帳に大和十市郡、小杜神命神社、屋就神命神社、伊豆賀茂郡波夜志命神社、優婆夷命神社などの類いとおほかり、また名神に通はしていへるもあり、神名帳京中坐神記に、太詔戶命神見ゆ、此外にもおほかるべし、

○宮　宮號

宮は神代紀上に、二神降㆓居彼島㆒化（したて）㆓作八尋之殿㆒又化（したて）㆓竪天柱㆒云々、然後同㆑宮共住云々、(按に古事記には、宮の字を書ず)、また伊弉諾尊云々、構㆓幽居於淡路之洲㆒云々、また伊弉諾尊云々、留㆓宅於日之少宮㆒矣自注に、少宮此云㆓倭柯美野㆒云々、また素盞嗚尊云々、見㆔天照大神當㆓新嘗時㆒則陰放㆓屎於新宮㆒云々、また素盞嗚尊云々、然後行覓㆓將婚之處㆒遂到㆓出雲之清地㆒焉、乃言曰、吾心清々之於㆓彼處㆒建㆑宮云々、古事記上に、速須佐之男命、宮可㆓造作㆒之地求㆓出雲國㆒爾到㆓坐須賀地㆒而詔之吾來㆓此地㆒我御心須賀々々斯、而其地作㆑宮坐、故其地者、於㆑

未來世濁惡之時、卽現二大明神形一利生云々、諸社根元記春日の條に、悲華經曰我滅度後、於二末世中一現二大明神一廣度二衆生一云々、と見え、神社考一、伊勢外宮の條にも、此文を引用たれど、今の明藏中の悲華經十卷中にはたえて見えず北野假名緣起(中卷)には、如來法身大士悲願の故に、名を明神にかはりて國々にみち給へるが、各力を盡し我をすかしなだめたまへばと有、また尾張國內神名牒に赤星大名神とあるは、大明神を通はしてかくも書たるなり、後には明神號といふこと出來て、宣胤卿記、永正三年八月三日の條に、多武峰社頭云々、自注に大職冠、後花園院之御代、被レ奉レ授二明神號一云々、神道名目類聚抄四に、明神號神宮を上とし、明神是に次ぐ、今世俗都て諸社を稱して、何某の大明神と稱するものは誤なり、明神は勅許號なり、勅許なきは何某の大神、亦何某の神社と稱す云々、など見えたり。

○命神

命神は、某命といふに神を添たる稱なり、續日本後紀九に、肥後健磐龍命神云

欲レ被レ行二大明神御歸座一云々、此外一宮記、尾張國內神名牒、伊豆國神階帳、上野國神名帳、若狹國神階記、和泉國內神名帳、紀伊國神名帳、隱州神名帳、東大寺戒壇院神明帳などの明神は、名神のことにはあらず、明神の字面は、詩大雅雲漢章に、恭二敬明神一云々、左傳莊公三十三年に、秋七月有レ神降二于莘一惠公問二諸內史過一曰、是何故也、對曰、國之將レ興、明神降レ之、監二其德一也、將レ亡、神又降レ之觀二其惡一也云々、史記魯周公世家に、肅二敬明神一敬二事耆老一云々、漢書郊祀志上に、致二於禮儀明神之事一者云々、晉書惠帝紀に、豈明神喪二其精魄一云々、同都鑒傳に、明神殛レ之云々、文選東京賦に、爰恭二敬於明神一云々、不空羂索神變眞言經三二祕密成就眞言品に、器仗眞言、此法加二持畫單仗印一一切眞言明神歡喜、燈明眞言、此法加二持燈明一供養、則令三諸天眞言明神使者一皆見上云々また召請眞言、此法若援レ法時、加二持安息香一燒灼、請二召一切諸佛菩薩眞言明神一神通加被云々、十二天報恩品儀軌に、火天與二諸火神及諸持明神仙衆一俱來入二壇場一同時受レ供云々、などあるを出處とす、大明神といふは、ことに美稱せしなり、そは名神を大名神といへるにおなじ、神道集一神道由來の條に、悲華經云

山明神云々、(破損して國名不レ詳、神名帳を考ふるに、近江に一社、越前に二社、横山神社といふがあれど、いづれも名神にはあらず)、瀧倉明神坐ニ大和國一云々東屋明神、大神明神、並坐ニ肥前國一云々、(これらいづれも名神にあらず、)石淸水八幡宮護國寺略記に、諸明神社云々、廣瀨社緣起に、託宣云、我是天照連枝族、本地大悲觀世音、哀ニ愍三界衆生一故、示ニ現明神一度ニ一切一云々、古今著聞集跋に、氏之明神云々、卜部兼倶が神代紀抄に、青幣は春也、白幣は秋也、二幣象ニ于日月一也、云ニ明神一云ニ明神一明は日月也、在ニ日月之上一曰ニ神明一在ニ日月下一曰ニ明神一サルホドニ神明ハ明神ヨリモ向上、ナゾ神明モ明神モ不レ離ニ青白二幣一也云々、(按に、此妄說腹を抱て笑ふべし)、などこれかれ見え、小右記寛仁元年十一月二十五日、賀茂行幸の時の宣命に、愛宕郡云々、件郡內爾所レ在呂或帝王城都、或明神領地、是萬代相傳之處奈利曾非ニ一人自由之地一須云々、玉藥文治三年九月十八日勅に、天照大明神乃御杖代爾定夫奉流內親王曾云々、明月記嘉祿元年十二月十八日の條に、大明神御入洛云々、(按に、春日大明神也、)同二十一日の條に、可レ奉レ出ニ大明神一由結構云々、文曆二年十二月廿三日の條に、

○明神　大明神　大名神　明神號

明神に三の別あり、明津(あきつ)神を、やがて明神と書たるあり、現人神(あらひとかみ)の條にいへり名神(みやうじん)を通音に明神(みやうじん)と書るあり、名神の條にいへるがごとし、また神明などいふに同意なるあり、神を稱讃せるにて、今世某明神、某大明神などいふ類なり、そは三代實錄十に、勅奉レ充二諸明神神田一云々、(按に六社の內、五社は名神なるに、大原野一社名神ならぬがまじりたれば、名神に限れるにあらず)同十一に甲斐國八代郡、立二淺間明神祠一列二官社一云々、また依二明神願一以二眞貞一爲レ祝、同郡人伴秋吉爲二禰宜一云々、(按に、淺間神いまだ名神に預らぬ前なれど、明神と書たるは美稱なり)同二十七に、下二知大宰府一班二幣肥後國境內明神一云々、(按に肥後國の名神は、健磐龍命神一所のみ、こゝに境內明神と書たるは、國內の諸社にわたれりと聞ゆ、)同四十七に、授二隱岐國從四位下天健金草明神從四位上一云々、(按に此社も名神にはあらず、さるを明神と書たるは例の美稱なり、同五十に、大比叡小比叡兩明神云々、また淺間明神云々、類聚符宣抄一に、横

り、古本に陸奥國川田神社二座、御上神社一座を載ざるをよしとす)、云々、ま
た凡諸神預二名神官社等一者、待二官符下一更修三下レ國符一緒二内印一云々、右の文
どもに依て、名神のゆゑよし、おしはかられぬ、台記久安三年二月廿二日の條
に、天子幸二于大和國一祀二春日祭大名神四座一云々、とあるは、美稱にして、大
の字を冠らせしなり、また通はしては、明神ともいへり、日本後紀廿四に、奉二
幣明神一報二豐稔一也云々、續日本後紀十八に、勅奉レ充二山城國乙訓郡山崎明神、
御戸代田二町一云々、(神名帳に、自二玉手一祭來酒解神社、元名山崎社と見え、
續日本後紀十三に、山崎神預二之名神一とあり)、隱岐國伊勢命神、預二明神例一緣三
屢有二靈驗一也云々、文德實錄三に、詔以二近江國散久難度神一列二於明神一云々、三
代實錄十一に、勅遣二使者於伊勢大神宮幷明神十一社一奉レ幣、告以三天皇遷二御內
裏一云々、五十に、賀茂明神云々、また春日明神云々熱田大神緣起に、明神爲二
尾張氏神一云々、これらなり、また明神に、名神の義ならぬが二種あり、そは別
にいへり、

五に、ひたひさだめ、定額をいふなり云々、此外物におほく見ゆ。

○名神　明神

名神は、靈驗高名の神をいひて、名社、名山、名將、名人などの名に、その義おなじ、續日本紀十に、遣レ使奉ニ渤海信物於諸國名神社一云々、廿五に奉ニ幣於近江國名神社一云々、同卅九に、祈ニ雨於伊勢神宮、及七道名神一云々、同四十に、奉ニ幣畿內名神一以祈ニ嘉澍一焉云々、また奉ニ幣畿內諸名神一云々、など見ゆ、後の歷史家記に著れたるは、擧るに遑あらず、こは大社の中にも、殊に有驗の名社にて、神名帳に名神大とはあれど、名神小といへるがなきにてもしるべし、日本後紀廿一に、安藝國佐伯郡速谷神、伊都岐島神、並預ニ名神例兼四時幣一云々、類聚三代格一に、嘉祥四年正月官符に、大社幷名神、雖レ云ニ無位一奉レ授ニ從五位下一者云々、又寛平七年六月官符に、檢ニ名神本紀一云不レ聞ニ人聲一之深山、吉野丹生川上、立ニ我宮柱一以敬祀者、爲ニ天下一降ニ甘雨一止ニ霖雨一者云々、延喜臨時祭式に、名神二百八十五座、(今の印本に擧たる神二百八十八座あるは誤な

月官符に、延暦十七年正月廿日格稱、五畿七道諸國定額寺資財帳、附二朝集使一每年進レ官、自今以後、宜レ停レ進レ之云々、文德實錄八に、以二定額大興寺一爲二國分金光明寺一云々、三代實錄廿八に、嵯峨院云々、若不レ變レ名定額以示二將來一殊恐二樵夫牧童或致レ誤犯レ願也云々、賜レ額曰二大覺寺一云々、延喜玄蕃式に、凡諸定額寺別當、元來依二官符一任者云々、など有を考て、定額寺のありさまを思ふべし

また定額僧あり、三代實錄廿九に、座主幷定額僧中任二僧綱一者云々、同卅三に嘉祥寺申牒、請安二置七僧一永爲二定額一勤二修御願一誓二念國家一至レ有二僧闕一寺家、簡擇、申レ官補レ之云々、延喜大政官式に、凡諸寺別當、鎭三綱、幷定額僧等、依二官符一補二任之一者云々、西宮記臨時二に、定額御佛名導師云々、廣隆寺緣起に、定額供僧十口云々これなり、縫殿式に、定額女孺、已下宮人云々、內藏式に、臨時所定額二十八人云々、織部式に、定額作手、幷今良云々、また定額人帶二衞府一者云々、兵部式に定額兵馬云々、などもあり、徒然草に諸寺の僧のみにもあらず、定額の女孺といふ事、延喜式に見えたり、すべて數定りたる公人の通號にして云々、文段抄六は定額はかずをさだむるといふことなり云々、倭訓栞廿

元焚レ舟條に、自レ是立爲ニ定額一（見ニ魏泰東軒筆錄一）云々、小學陳注に、額猶レ數也云々、續日本紀二に、皇親年滿者、不レ論官不皆入ニ賜レ祿之額一云々、三代實錄十七に、減ニ諸王季祿一、兼立ニ給祿定額一云々。西宮記正月下八日、給ニ女王祿一條に、即減ニ定額數一云々、此等に依て、其義を知るべし、明會典に、額數額外定額原額見額などの字面見ゆ、さて定額の寺は、續日本紀十七に、定ニ諸寺墾田地一云々、定額寺々別一百町云々、同三十七に、勅曰、京畿定額寺、其數有レ限、私自營作、先既立レ制云々、同三十八に、勅曰、出家之人、本事ニ行道一云々、如有ニ此類一擯ニ出外國一安ニ置定額寺一云々、この外日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、などにあまた所見え、類聚國史百八十、類聚三代格三、朝野群載十六、政事要略五十五、同五十六に載たるなど、擧るに遑なし、類聚三代格三、仁壽三年六月官符に、於ニ定額寺一雖ニ建立有一レ主本願異レ趣而擁ニ護國家一豈爲ニ分別一云々、また延暦十五年三月官符に、諸國定額寺資財者、國司與ニ三綱檀越一共檢ニ校處一分云々、また天平三年二月官符に、鹿島神宮寺云々、雖レ預ニ定額一無レ有ニ田園幷修理料一因レ茲三綱檀越等、不レ堪ニ修造一破損者云々、また貞觀十年六

本朝月令、四月上己山科祭の條に、大政官符二神祇官一應レ附二官帳一坐二山城國宇治郡山科一神二座事、右得二宮道氏人内藏少允宮道良連等、去年八月七日解一稱、件氏神、依二去寛平十年三月七日奉勅之宣旨一初享二公家春秋之祭祀一雖レ然未レ附二官帳一歲月稍久、望請特被二天裁一准二於本神一被レ附二官帳一預二四度幣一云々、續日本後紀六に、並令下附二官帳一不中紛迷上云々、などこれかれ見えて、神祇官記とも、神帳とも、神名帳とも、公簿ともいへり、延喜神名式二卷これなり、類聚三代格三仁和二年六月官符に見えたるは、僧寺の官帳なり、本朝月令に載たる官符に本神と見えしは、既に官帳に入れる神なるべし、また紀伊國神名帳に、官知神七十五社、未官知神百十八社云々、東大寺戒壇院神明帳に、日本州二有官知未官知萬三千七百餘所大明神等一云々、などあるも、官社と未入官社の事と聞ゆ、そも〳〵神社には、官社弊社といひ、佛寺には官寺定額といふ、いづれも官帳に入れるをいふにて、今世の御手印の寺社におなじ、定額はヒタヒヲサダムルと訓て員數の限り定るよしなり、俗にアタマカズといふがごとし、五代史劉審交傳に、租有二定額一而天下比年無二閑田一民之苦樂不レ可等也云々、堂陰比事(上卷)、許

稍定、己有二官社一未レ立二官稷一（注高帝除二秦社稷一立二漢社稷一禮所レ謂太社也、時又立二官社一配以二夏禹一所レ謂王社也）、宋書禮志國有二二社一而稷亦有レ二、漢魏則有二官社一無レ稷故常二社一稷也、云々などあるを字面のより所とすべし、官帳には載すして、位階のみ授られたる社もあり、國史に出で、神名帳に載られざる社これなり、まづ位階を授て、後に官帳に預れるもあり、文德實錄九播磨國天一神類なり、官社とは官帳に加り、官幣國幣に預る大小社の事にて、今世の御祈願所といふにおなじ、官帳は續日本紀三に、甲斐信濃越中但馬土佐等一十九社、始入二新年幣帛例一其神名具在二神祇官帳一云々、同六に在二石見國五箇郡中神惣十五社、始預二官社一自注に、其名具在二神祇官帳一云々、（按神祇官記一ならず、十九に撿二神祇官記一是年於二神祇官曹司一行二新嘗事一矣ともあり、古語拾遺に、至二天平年中一勘二造神帳一中臣專レ權、任レ意取捨、有レ由者小祀皆列、无レ緣者大社猶廢云々、太神宮儀式帳に、未二官帳入一田社事云々、止由氣宮儀式帳に、右八社未レ載二官帳名一但社料无祝造奉云々、延喜四時祭式上に、並見二神名帳一類聚、三代格一嘉祥四年正月官符に、天下大小諸神、或本預二官社一或未レ載二公簿一云々

神祇稱號考卷之三

○官社　官帳　神祇官記　神帳　神名帳　公簿
僧寺ノ官帳　本神　官知ノ神　未官知神　定額

官社は官神に入たる社をいふ、官神にもれたるに、名社あり、田社あり、續日本紀三十二に、寶龜三年八月、荒御玉命、伊佐奈伎命、奈伎命、伊佐奈彌命、入ニ於官社ニ云々、これ官社の名の物に見えしはじめなり、同書三十五に、去神護中、大隅國海中、有ニ神造島ニ其名曰ニ大穴持神ニ至レ是爲ニ官社ニ(按流布印本官字无、今据ニ古本ニ補レ之)云々、同三十七に、大和國平群郡久度神、叙ニ從五位下ニ爲ニ官社ニ云々、同四十に陸奥國黒川石神山精社、並爲ニ官社ニ按有ニ脱文ニ焉、精字依ニ古本ニ補レ之)云々、日本後紀五に、上野國山田郡賀茂神美和神、那波郡火雷神、並爲ニ官社ニ云々、同十三に、甲斐國巨麻郡弓削社預ニ官社ニ以レ有ニ靈驗ニ也云々、此外歴史家記等の官社の所見、枚擧に遑なし、漢書郊志に、聖漢興禮儀

神祇稱號考卷之三目次

惟遠ニ奉レ授ニ菩薩位一矣、云々、神道集神道由來の條に、大井者、爲憲傳古記云、八幡大菩薩者、人王四十六代孝謙天王御宇、天平勝寶元巳丑年、豐前國自ニ宇佐宮ニ移ニ男山ニ、然八幡大神申、宇佐宮本地、尺迦彌陀觀音三尊顯御在、男山移在時行教和尚三衣袂、彌陀三尊顯在、和尚大乘佛菩薩十戒を授、護國土靈驗威力神道大自在菩薩と號してより以來、大菩薩とは申めり云々、諸社根元大隅八幡の條に、長承元年破石の現銘に、爲レ度ニ衆生一故、示ニ現大菩薩ニ云々などもあり、菩薩といふ義は、翻譯名義集三乘通號篇に、菩薩肇曰、正音云ニ菩薩提埵ニ、菩提佛道名也、薩埵秦言ニ大心衆生ニ、有ニ大心一入ニ佛道ニ、名ニ菩提薩埵ニ、無ニ正名譯一也云々又云今依ニ大論釋ニ、菩提名ニ佛道ニ、薩埵名ニ成衆生ニ、天台解云用ニ諸佛道一成ニ就衆生ニ、故名ニ菩提薩埵ニ、又菩提是自行薩埵是化他、自修ニ佛道ニ、又化レ他故、賢首云、菩提此謂ニ之覺（しかく）ニ、薩埵此曰ニ衆生ニ、以レ智上求ニ菩提ニ、用レ悲下救ニ衆生ニ、といへるにて知るべし、此外內典說引出るもわづらはしければさてやみぬ。

神祇稱號考卷之二終

後紀九に、新造神院などあり、玉篇に、院周垣也云々、增韻に、有二垣墻一者曰レ院云々、龍龕手鑑に、有二垣墻一曰レ院云々、字彙に、凡庭館有二垣墻一者曰レ院云々。此等を考て院の字義知るべし、倭漢三才圖會八十一に圖を著して、くはしくいひたり、續日本紀に內院、中院、外院などいふ名、所々に見え、諸神記上諸社根元記などに、春日社の內、中外院のことを載たり、また續日本紀廿八の卷に、西大寺法院同島院卅八の卷に島院などもあり。

○菩薩

神に菩薩と稱ふるは、八幡大菩薩、寶滿大菩薩の類少からず、歷史には、八幡大菩薩宮とも、香椎八幡菩薩宮とも書たり、文德實錄、延喜神名式などに、常陸國鹿島郡大洗礒前藥師菩薩神社、同國那賀郡酒烈礒前藥師菩薩神社見え、類聚符宣抄一、天元二年二月宮符に、筑前國宗像宮云々、藤原純友凶乱和年之後、登二坐正一位勳一等之階一、爰源清平朝臣、爲二彼時大貳一之間、可下言二上公家一奉レ授中菩薩位上之由、託宣頻了、仍且注二託宣旨一、言二上解文一且爲レ使二少貳藤原朝臣

○大宮　小宮

太神宮儀式帳、止由氣宮儀式帳などに、大宮見え、諸國に今も大宮てふ地名なほし、富士の大宮、武藏足立郡の大宮秩父郡の大宮など、いづれも大社ありし所なり、宮の上に殊に大の字を加て稱譽しなり、神名帳に伊賀國山田郡小宮神社あり、小宮山などいふ氏も、山に小宮ありしより、地名におひ、さてこそは、住人の族稱とはなれるなるべし。

○神宮　神院

神宮は、内殿にいひ、神院は外垣を兼ねていへるなり、神宮の名崇紀八年に見え、その外六國史、古語拾遺、類聚國史の類、古書の所見いと多かり、天武紀十年に、正月己丑詔二畿内及諸國一修二理天社地社神宮一云々、續日本紀十四に、增二飾天下神宮一云々、神祇令に、凡神戸の調庸及田租者、並充下造二神宮一及供神調度云々とも見ゆ、神院は大神宮儀式帳、止由氣宮儀式帳に、神宮院、續日本

（群書類従四百十四）正月御歯がため様躰の條に、御歯固の事、御日取次第にて候ほどに、日は定り候はず候、奉行は時々により候、伊勢備中大口ひたゝれにて、御はう（方）のよき御方に、をしへおきより参らせ候、此御方よく御入候て、申され候へばなり候て、御むかひ候、大上臈は、ゑぬひものめして、胸の守り御かけ候て、御袴めし候、御片口にて、九こん参らせ候、此御盃はつぼき物にて候三の御さかづきもまゐり候、それは御銚子にて候、小上臈は、もにかみをめし候て、ゑぬひ物めし候、御片口と御銚子とを、上らふへ参らせられ候、御所さまの御立候へば、御なかがしらの人、ゑぬひものに袴めし候て、守り御かけ候て、下にしかれ候きぬにつゝみて、びやくさんのはこのふたにすゑ候て、御末へ御出し候、御所々々もまゐり候、上さまのは、其時の御うぶすなへ参らせ候とて、御まへにて伊勢に三の御杯たびて、御ふくたび候、御末にて御いはひ奉行三の御盃いたゞき、御服たび候、伊勢には、小上らふ御しやく、奉行には御なかゞしらたび候云々。

月の條に、あるは薪やうの物によねの袋をそへ、あるはちひさき器に、御酒をもり、白き布にべにといふものさして、かづきつれたる賤の女も、總角もうぶすなの神につかうまつり、何事にかは、祈請奉れば、神の御皃のほどもゑみをふくませたまはんと、笑はしきものから云々、など物におほく見ゆ、諸神記中八所御靈の條に、今上御靈社者、家君予之本居也云々、節用集宇部に、產宮宇夫須那云々、運歩色葉集宇部に、產社云々走衆故實に、天文五年十一月廿八日、若君樣始て御うぶすな參還御候て、各御太刀參る云々など有は、省ていへるなり、產土神のこと、和爾雅二神道名目類聚抄四、縣若雜錄、日本紀通證廿七、倭訓栞四などに、これかれいひたれど、其說穩ならず、三代實錄九に、讃岐國堀州、天川宇夫志奈神あり、志と須は通音なり、また須美の切志なればやがて產仕場の心としてもきこゆ、さて後に產土神を誤て、氏神ともいへり、氏神社は、一族崇仰の神社の事なれば、通せざるにはあらねと、古くは其祖先を祭れる神社の稱なり、臥雲日件錄第四に、凡世人以㆘神明主㆓于我所生地㆒者㆖謂㆓之氏神㆒、予生㆓于泉州界南㆒、住吉乃氏神也云々とあるは下りての世の稱なり康中舊記、

居ニ貫ニ附左京ニ云々、三代實錄六に、攝津國河邊郡人、正六位上行內膳典膳高橋朝臣藤野等二人、改ニ本居ニ貫ニ左京職ニ云々、此外いとおほし、これらに本居と書たるも、みな生土の心なり、本居の所見歷史をはじめとして、古書にいとおほかり、宇夫須那神といふも、我產土の鎭守なればなり、神名帳に尾張國葉栗郡宇夫須那神社云々、色葉字類抄五に、宇夫須那神社尾張國葉栗郡十座內云々、壒囊抄八に、ウブスナと云は何事ぞ、當時は所生の神を云歟、或は本居と書き、或は產土と書き、又宇夫須那共書也、風土記に云、尾州葉栗郡若栗鄕宇夫須那の社あり、廬入姬誕生產屋の地也、故に此號ありと云々、廬入姬命は、景行天皇御宇人也、又は強神心なけれども、只所生の處を、ウブスナと云也、日本紀には本居と書て、ウブスナとよむ也、本有し所を云ふ義也、又推古天皇の御宇、阿曇連阿部臣が申したる辭、葛城縣は僕が本の產生也と侍り、是等には、神心不見也云々、舊本今昔物語二十の卷、第六語に、形ちありさまは、失にし向腹の姬ぎみに勝れてなん有ける、其れが七條邊にて生れたりければ、產神に御すとて二月初午の日、稻荷へ參らんとて、大和より京にのぼりて云々、四季物語の正

ゑんとて、民うれへ侍りしに、うなでの社に、神樂へいはくさま〲いのりして、雨をこひしに、この人いまだ十二三ばかりにやありつる、法樂に琵琶をひかせ侍りしかば、廣前所せきまで、人たちいりて、きゝ侍りし云々、とも見ゆ

○本居（うぶすな）　産土神（うぶすなのかみ）

本居（うぶすな）のウブは、もとウムと同語なり、生はウミウマルなど、自他に活用すれど産（うぶ）はうごかざる體語なり、されば産婦（うぶめ）、産屋（うぶや）、産殿（うぶどの）、産衣（うぶぎぬ）、産湯（うぶゆ）、産養（うぶやしなひ）、産毛（うぶゆ）など、惣て出産の時の物に、かうぶらせいへり、こを鵜葺草葺不合尊の故事をとりて、産屋（うぶや）を鵜羽（うのは）もて葺るよりいふといへる説はうけがたし、さて、ウブスナは、産住場（うぶすみには）にて産出（うまれ）てやがて住場（すみには）なればいふにや、スミのミを省き、ニハの切なれば、ウブスとはいへりと見ゆ、場は處といふにおなじ、大庭（おほには）などいふ地名あるにても知べし、漢字に配（あつ）れば、生土すなはちウブスナなり、推古紀卅二年の條に、葛城縣者、元臣之本居（うぶすな）也、故因二其縣一爲二姓名一云々、續日本卅三に、外國五位已上、身亡二本居一者云々、續日本後紀三に、伴宿禰是等廿五人、改二本

度古開祝詞に、皇御神能廣前云々、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、類聚國史、小右記、年中行事秘抄の類、その所見引出るに遑なし、得拾遺神祇に、大貳成章肥後守にて侍ける時、阿蘇社に、御裝束奉り侍けるに、かの國の女のよみ侍ける、よみ人しらず。

あめの下、はぐくむ神の、御衣なれば、ゆたけにぞたつ、みづのひろまへ。

奥義抄中に、神をばみづのひろまへといふなり、又きぬにゆたけといふ事あり前をわらで、ひろながらあるなり、ひろまへともいふ、されば世中をはぐくむ神の、みぞなれば、廣くたゝんと、よめり云々、實方集、

ひろまへに、まさぬ心の、ほどよりは、おほなほびなる、神とこそ見れ、堀川百首、神樂隆源、

廣前の、庭火の光り、あきらけく、かなづる神を、見るぞうれしき、相摸集たちかをる、冬の衣の、すき間なく、千代をかさねん、廣前にして、歌によめるも、これかれおほし、經信卿母集には、ちゝ朝臣美作守にて下り侍りし時ぐしたけるに、かのくにゝて、日いたうてり、日をへて雨ふらず、いかでたう

乃御時置祝、並御刀代田宛奉也、未祝乃徭不㆑免、仍號㆓田社㆒弖爲㆓供奉㆒云々、類聚神祇本源卷十内宮別宮篇に、未㆓官帳入㆒田社之云々、同卷十一外宮別宮篇に長德三年八月田社卅三前外宮云々、また長德撿錄田社三十三前外、式外社云々倭訓栞也部に、いまだ官帳に不㆑入、祝の徭も免せられざる社を、田のやしろといひしこと、儀式帳に見ゆ、云々、大神宮儀式解十五に、田社は音讀然るべし、田は田舍田夫などいふにおなじ、鄙めたる詞なり、官帳に入し社は貴く、官帳に入らぬ社は卑ければ、官社に對へ田社といふ云々、按に、田社の字は、漢書五行志に、交州刺史洪賞、禁㆘民私所㆓自立㆒社㆖、註に、薛瓚曰、二十五家爲㆓一社㆒、而民或五家十家共爲㆓田社㆒、是私也、と見えたれど、義おなじからず。

○廣前

廣前は御前の廣きよしをいひて、ほむる詞なり、大前といふにおなじ、歌林樸樕拾遺にヒロマヘは神前なり云々、式の春日祭祝詞に、皇御神等能廣前云々、久

は高く秀たる所の座處といふ義にて、秀座とは名づけしなるべし、北野古緣起に、秀倉云々、源平盛衰記十に、賴豪が可レ宥二怨靈一とて、鼠の寶倉を造て、神と奉レ祝云々、太平記五に、賴豪を一社の神に崇めて、其怨念を鎭む、鼠の禿倉是なり云々、壒嚢抄四に、神祇の名帳に所レ載、三千七百五十餘社、其外小秀倉櫟社に至るまで、捧二幣帛一致二如在一云々、運歩葉集保部に、寶倉ホコラ、秀倉ホコラ禿倉、など所見おほし、禿倉の禿は秀の字の誤なるべくおぼゆ、歌にも、爲忠家百首に、社頭、仲正

なる神は、いづこかやしろ、目に見えぬ、雲のかくれや、ほぐらなるらん、

などよめり、また古語拾遺に、宮內立レ藏號二齋藏一令二テ齋部氏一永任中其職上とあるも、神物官物を納る藏なり、神道名目類聚抄に、禿倉造圖、及寶藏御倉神庫の圖あり、考合すべし。

○田　社

大神宮儀式帳に、未レ官帳入一田社事云々、また以上十五前神社、右神社倭比賣

其縁也、訓釈に、神庫此云二保玖羅一云々、天武紀三年の條に、遣二忍壁皇子於石上神宮一、以二膏油一瑩二神寳一、卽日勅曰、元來諸家貯二於神府一寳物、今皆還二其子孫一云々、類聚三代格一、元慶八年九月官符に、勘二納神庫一云々、また徵二納神庫一云々、和名抄十三に、漢語抄云、寳倉保久良、一云神殿云々、拾遺雜戀部詞書に稻荷のほぐらに女の手にて書つけて侍ける云々、百練抄白河抄應德二年七月の條に、東西二京諸條每レ辻造二寳倉一云々、色葉字類抄二に、寳倉ホグラ一云、神殿廊云々、撮壤集上に、寳倉ホグラ云々、按に右の書ともに、神庫、神府、寳倉殿など書て、ホグラとよめり、保は秀なり高秀の貌をいふ、高天原に千木高知など同義なり、久良は倉なり、物を居置處といふより庫藏も物を納置處なればさはいへるなり、神名帳に、和泉國和泉郡穗採神社、攝津國菟原郡保久良神社なども見ゆ、またミクラともいふ、御倉の義なり、垂仁紀八十八年の條に、昔藏二於神府一、然後開二寳府一而視レ之云々、仁德紀七年の條に、宮殿朽壞府庫己空云々、など見ゆ、天子の御座を高御座とまうすも、別事ながら、いひもてゆけば、その義おなじ、後に小祠をホコラといふも、原寳庫より轉りし語にや、そ

しろたへの、とよみてぐらを、とりもちて、いはひぞゝむる、紫の野に、

今よりは、あらぶる心、ましますな、花の都に、社さだめつ、此歌或人云、世中さわがしく侍りければ、舟岡の北に今宮といふ神をいはひて、おほやけも神馬奉り給ふとなんいひ傳たる、と見ゆ、疫神を祭りしことは、續紀より後の史どもにあまた見え、延喜臨時祭式に、宮城四隅疫神祭、畿内堺十處疫神祭、などの式を載たり、さて疫神は和名抄二に、蔡邕獨斷云、昔顓頊有二三子一、亡去而爲二疫鬼一、其一者居二江水一、是爲二瘧鬼一、和名衣夜美乃加美と見え、釋日本紀七には、祇園爲二行疫神一とあり、疫病のことは、古事記傳二十三にくはしくいひたりき。

○神庫　神府　寶倉　禿倉　齋藏

垂仁紀八十七年の條に、五十瓊敷命、謂二妹大中姫一曰、我老也、不レ能レ掌二神寶一、自今以後、必汝主焉、大中姫命辭曰、吾手弱女人也、何能登二天神庫一耶、五十瓊命曰、神庫雖レ高我能爲二神庫一造レ梯豈煩レ登レ庫乎、故諺曰、神之神庫隨樹梯之此

六國史、類聚國史の類の所見、擧盡すべからず、また文德實錄十の卷に、駿河郡有下自二伊豆一新移神上名二阿氣大神一、國司申レ官建二新社一ともあり、熊野本宮、新宮などはもとよりの宮と、後に勸請したる宮との別なり、熊野にも限らずいとおほかり、源平盛衰記廿七、源氏追討祈事の段に、神祇官人諸社の宮司、本宮本社まで祈申べき由、院より被二召仰一云々。

○今宮　疫神

今宮は、今新につくりたる宮のことにて、今道、今里、今參、などの今におなじ、今熊野社、また遠江の今切も同義なり、紫野今宮は、正曆五年六月廿七日疫神を船岡山に祭り、長保三年五月九日、紫野に遷せしよし、日本紀略一條院の條、九代略記一條院の條、朝野群載廿一、康富記應永八年の條、諸神記公事根元など、所見いとおほかり、後拾遺雜神祇に世中さわがしく侍ける時、さとのとね宣旨にてまつりつかうまつるべきを、歌ふたつなん入べきといひければよみ侍ける、藤原長能、

まつりせし、八月のみけをとりわきて、君にそなふる、今日のひもろぎ、判云、ひもろぎを奉るといふ事は、きのふのしやくてんの供具を、ほんりやうより奉ることなり、みけとは神食とも書るにや、たとへば神供などを申なり云々梁塵愚案抄韓神、の註に、神前にひもろぎなどをするゑおきたる心とや云々、壒嚢抄五に、献胙事、二月也云々、胙をはひほろきとよむ、直禮の義也、又二條攝政家の御記に曰、胙をば神道には、神食とも書く、譬へば神供などを申也云々、下學集神祇門に、胙祭福肉云々、右の説どもを考わたして、胙の義を知べし、禮記祭統に、福をヒモロギとよみ、史記周本紀には、胙をよめり、字書に祭祀胙肉曰レ福と見えて、通用の字なり、福は古今著聞集に、鞍馬の福とよみ福酒の類、漢籍の所見いとおほかり。

○新宮　新社　本宮

神武紀戊午年の條に、權作二新宮一と見え、孝徳紀二年にはニヒシキミヤとよめり、大神宮儀式帳、止由氣宮儀式帳などにも、大神宮造替の新宮見ゆ、此外

なり、とくとは神祭して、かの物等をとりちらすなり、とぶさとは、梢を云也云云、萬葉仙覺抄十三に、ひもろぎの事、史記晋世家に見えたり云云、さてそのひもろぎは、われがもとへもてきてくはせよと云ければ、太子いみじくとゝのへて、そのひもろぎを、まゝ母のもとにやりたりけるに、まゝ母とりておきて、をとこの獻公がりしに出たりければ、とりもひろげてしけるやうは、いみじくはやき毒附子を、そのひもろぎのうへにぬりておき、獻公がきたりけるにかくとぬりたりとは、しらせぬ事なればくはで、太子のもとより、ひもろぎをおこせたり、とて見せければ獻公よろこびて、くはんとしけるに、女のいひけるやうは、しばしなまゐりそ、外よりきたるひもろぎをば、はつほをば、まづものにまつりてぞくふ、といひければ云々、順集に、四月神まつる、

夏衣、きもこそまされ、おなじくは、神のひもろぎ、ときてかつらん、清輔

集に、心がるき聞え有ける女の、つれなくあたりける、

われといへば、このて柏の、おもて〳〵、とくひもろぎも、むすぼゝれつゝ

年中行事歌合、左献胙、家尹朝臣、

きゝて、順の主は、えしらじふふとうなづきけりとかたり傳へたり、亦江師卿歌云、

見渡せば、神の紐呂寸、とけてけり、ひらのたかねに、ゆふかづらせり、文時匡房兩首歌等同也といへど、その心難レ得矣、又先祖の廟の祭供具をも申す、帝にたてまつる供御などをも申すにや、我朝大内の大學寮の二季の上丁下丁の尺奠の翌日に、六位直會を持參して、奏云、文屋の司の獻る胙の尺奠の胙云々又文選の西都賦曰、論レ功賜レ胙、是則三侯之外、與二庶人一胙と聞えたり、又史記晉世家曰云々胙をそなへよ云々、毒附子をその胙にぬりて云々、古今傳受に日本紀竟宴の歌に、

玉がしは、をかたまの木の、かゞみ葉に、神のひもろぎ、そなへつるかな、

蜻蛉日記下に、れいのひもろぎの、たよりに、やましきことありて、などありき云々、散木集二に、百首歌中に、卯花をよめる、

卯花も、神のひもろぎ、ときてけり、とぶさもたわに、ゆふかけて見ゆ、顯昭註に、神祭の具には、くぼてひらでとて、柏の葉にてさして、飯菜を入るる

て、祭るよりして云ふ名にて、柴室木の意なるを、布志を切て比と云なり云々

按に、比毛呂岐は秀室城にて、比は秀倉の保と通ひ、毛呂も室と通へば、高く堅き室といふ義にも、磯城神籬などいへるをも思ふべし、垂仁紀八十八年の條に、熊神籬一具、唯有二小刀一名曰二出石一ともあり、熊は籠の通音にて、中に小刀を安置たる秀倉といふ義にや、東大寺戒壇院神名帳の牟呂岐大明神は、室城の義なるべし、また胙をヒモロギといふも、神籬に祭たるおろしなればなり、文徳實錄八に、大納言藤原朝臣良相等、歸來獻胙云々、綺語抄中に文時歌云、

　ひぼろきは、神の心にうけつらし、比良のたかねに、やまかづらせよ、此歌を源順つらゆきにきゝて、なにとよまれたるぞとおぼめきけるを、また文時きゝて、順のぬし、えしらじ／＼とぞうなづきける云云、詞林采要抄六に紐呂寸神にたむけ奉る贄などをも申也、日本紀竟宴の歌に、神のひもろぎそなへつる哉とよめり、疑開抄云文時歌云、

　ひもろぎは、神の心に、うけつらん、ひらの高根に、ゆふかつらせり、此歌を源順つたへききて、なにとよまれたるにや、とおぼめきければ、文時かへり

○神籬（ひもろぎ）　胙（ひもろぎ）

神代紀下に、高皇産靈尊因勅曰、吾則起二樹天津神籬、及天津（あまつ）磐境（いはさか）一、當爲二吾孫一奉レ齋矣、汝天兒屋命、太玉命、宜下持二天津神籬一降二於葦原中國一、亦爲二吾孫一奉上レ齋焉云々、崇神紀六年の條に、以二天照大神一、託二豐鍬入姫命一、祭二於倭笠縫邑一、仍立二磯堅城神籬一云々、自注に、神籬此云二比神呂岐一云々、古語拾遺に、因又勅曰、吾則起二樹天津神籬、及天津磐境一、當下爲二吾孫一奉レ齋矣、自註に、神籬古語比茂呂岐云々、爰從二皇天二祖之詔一、建二樹神籬一、所謂高皇産靈、神皇産靈魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣神、事代主神、御膳神、已上今御巫所レ奉レ齋也云々、また就二於倭笠縫邑一、殊立二磯城神籬一、奉レ遷二天照大神及草薙劒一、令下二皇女豐鍬入姫一奉上レ齋焉云々、萬葉十一に、神名火爾、紐呂寸立而、雖レ忌云々、和名抄十三に、紀私記云、神籬、俗云二比保路岐一云々、仙覺抄十三に、神籬と書きたることもあり、先祖の廟を祭るをいふなり、云々、日本紀通證十に、神籬謂二神祠一云々、古事記傳十五に、比母呂神と云物は、榮樹（さかき）をたてゝ、其を神の御室（みむろ）とし

御神等云々、同十九に、墨吉乃吾大御神云々など見えて、いづれも尊稱なるよし、古事記傳十一にいへり。

○内宮　外宮

伊勢二所大神宮を、内宮外宮といふこと、神名秘書に、村上天皇御宇、神主公節之時、皇大神者與坐之故、號二内宮一、度會宮者外坐之故、申二外宮一、始出レ自二此時一也と見え、古事記上卷に、次登由宇氣神、此者坐二外宮之度相一也とあり、ふるくは内宮といふ稱、をさ〳〵ものに見えず、西宮記に、内宮外宮と書たるなどや始ならん、三代實錄五印本に、内宮と見えしは誤にて、古本に同宮とあるをよしとす、新古今神祇、俊惠法師、

神風や、玉くしの葉をとりかさし、内外の宮に、君をこそいのれ、此外歌によみたるは、擧盡しがたし、風雅神祇、新千載神祇、新後拾遺賀などに、神路山内外の宮とよめる歌あるは、あやまれるものなるべし。

善根、我今作意悉皆攝取、回ニ施一切衆生ニ無ニ悋悔心ニ云々、彌勒成佛經に、佛身出レ光、照ニ無量國ニ應可レ度者、皆得レ見レ佛、爾時釋提桓因護世天王、大梵天王無數天子、於ニ華林園ニ頭面禮レ足合掌、勸ニ請轉ニ於法輪ニ云々、又云普爲ニ十方衆ニ勸ニ請大導師ニ云々、寶悉地成佛陀羅尼經に、莊ニ嚴道場ニ勸ニ請十方諸佛如來、金剛藏身、不散全身碎身化身、一切設利ニ云々、藥師瑠璃光如來願功德經に、曼殊室利、汝以ニ大悲ニ勸ニ請我說ニ諸佛名號本願功德ニ云々、佛祖統紀二に、既成道已、梵天勸請、惟願如來當下爲ニ衆生ニ廣開ニ甘露ニ說中無上法上（涅槃經）云々、など見え、佛書を出處とす、文德實錄一策文に、遣（多萬倍留）詔乃隨爾天日嗣爾仕奉倍支狀平公卿等屢勸請天云々、ともあり。

○大神　大御神

大神の大は貴ていふ詞也、まだ大御神といふは、殊に尊敬の稱なり、古事記に天照大御神は、いづこも〳〵大御神と書き、其餘は伊邪那岐大御神、迦毛大御神と二處あるのみなり、又春日祭祝詞に、皇大御神等云々、萬葉五に、諸能大

降給ふに對て、天神の降らずして、天上に留ますよしなれば、鎭座と同義なり萬葉五に、海原の邊にも、神豆麻利うしはきいます、諸の大御神たち、とよめる神豆麻利も、鎭座をいへり、出雲風土記に、所レ造ニ天下ー大神大穴持命、詔ニ八雲立出雲國者我靜座國ニ云々、古事記中、倭建命崩座の條に、作ニ御陵ー鎭座也云々、遷ニ却祟神ー祝詞に、山川乃廣久淸地爾、遷出坐弖、神奈我良鎭坐世止、稱辭竟云々、出雲國造神賀詞に、皇御孫命乃靜坐牟大倭國云々、萬葉二に、常宮等、定奉而隨安定座奴云々、崇神紀に爰以ニ忌瓮ー、鎭ニ坐於和珥鐰瞿坂上ニ云々、など見えたるよしいへり、按に、鎭座とも鎭坐とも書けり、字書にも相通すとみゆ。

○勸　請

神道名目類聚抄四に、勸請神社とは、譬ば石淸水八幡宮を、相州鎌倉鶴岡に崇祭の類歟、云々、按に勸請の字は、法華經化城喩品に、爾時十六王子、偈讃レ佛已、勸ニ請世尊ー轉ニ於法輪ー、咸作ニ是言ー云々、金光明最勝王經滅業障品に、何況勸ド請如來轉ニ大法輪ー、久住ニ於世ー、莫ド般涅槃上、云々、また或復懺悔勸請、隨喜所レ有

御衣、毎年六九兩月御祭時、宮司勸進荷前御調絹糸等、併燒失、又鑠燒損、西寶殿一宇、件殿所二本納一往古神寶、幷毎年九月御祭時被二進納一宮下御鞍等、併燒失又鑠燒損云々、此等の文を考て、所納の物も知べし、和歌童蒙抄三、袖抄九などに、みちのくにの守、しほがまの明神の寶殿に、ひとり娘をこめしこと見え拾玉集五には、百首よみて、住吉の寶殿にこめんとあり、さて寶殿の字は、文選江淹が雜體詩顏特進延之侍宴詩に、列レ漢構二仙宮一開レ天製二寶殿一と見えたれど、寶玉もて飾造れるよしにて、こゝの寶殿とは心おなじからず。

○鎭座

鎭座は、古事記上卷八千矛神、妻の須世理毘賣命と、盞差交して、項手懸て鎭座、といふ條の傳に、鎭とは、他處に遷らずして、其處に留り給ふをいふ、シヅマリとトゞマリと通ず、其例は、神祇官八神の中の、玉留魂は、玉積產靈とも書て、魂を鎭る心の御名なり、祝詞に高天原に神留座とあるも、續紀宣命に神積座と書たるを相照して、共にカムヅマリマスと訓べし、こは皇孫の此國に

事記に裔孫とも見ゆといへり、苗裔の字は、離騷に、帝高陽之苗裔云々注に、苗胤也、裔永也、朱註に、苗裔謂㆓遠孫㆒也、苗者艸之莖根所㆑生也、裔者衣裾之末、衣餘也、故爲㆓遠末子孫之稱㆒云々、史記項羽本紀に、舜目蓋重瞳子、又聞項亦重瞳子、羽豈其苗裔耶など見え、漢書蕭何曹參傳の贊、三國志吳周瑜傳、南史宋武帝紀、唐書劉子玄傳、其外所見おほかり。

○寶殿　財殿

寶殿は、續日本紀四十の卷に、伊勢大神宮正殿一宇、財殿二宇、延喜大神宮式に、瑞垣內財殿、などある財殿におなじくて、いにしへは、タカラドノといへるを、後に字音にて、ハウデンとはよびならへり、寶殿と書きたるは、大神宮儀式帳、三代實錄五の卷、延喜大神宮、などをはじめて、所見いとおほかり山槐記永曆二年四月十八日の條に、今日被㆑奉㆑遣㆓伊勢幣㆒云々、彼神寶納㆓寶殿㆒云々、兵範記仁安三年十二月廿七日神主注進に、東寶殿一宇、件殿所㆑奉㆑納、臨時奉幣使參宮時、被㆓進納㆒綾兩面縷綱、神服麻績、而機殿神部等勸進二季神

○御祖神（みおやの）　御神子（みこ）　苗裔神（はつこの）

父母または先祖の神、御祖神といふは、賀茂御祖神、大土御祖神、國津御祖神の類なり、御子神も片山御子神、鹿島御子神、香取御兒神など、いともいともおほかれど、擧ていふまでもなし、また苗裔神あり、三代實錄十二に、常陸國鹿島神宮司言、大神之苗裔神三十八社、在陸奥國云々、續日本後紀四の卷（三丁ウ）に、尾張國日割（ひさきの）御子神孫、若御子神、高座結御子神、惣三前、奉預名神、並熱田大御神兒神也、類聚三代格一、貞觀十六年六月官符に、仍撿神苗裔本枝相分、其祖則貴而有封、其裔神則微而無封、假令飛鳥神之裔、天太玉、臼瀧、賀屋鳴比女四社、此等類是也、望請、以無封苗裔之神、分付有封始祖之社云々など見ゆ、苗裔は、神代紀下に、ハツコと訓、その外にも、ハツコと訓たり、倭訓栞二十四に、日本紀に、孫字裔字をハツコとよめり、極子（はつこ）にや、舊

神祇稱號考卷之二目次

駄都、權二現如意寶珠王一、乃至天上大海龍宮寶藏大摩尼珠王一云々、一切經章義十九に、賈注國語云、變通以應レ時曰レ權、廣雅權秉也云々（廿九の卷にも出たり）など見ゆ、楊烱が盂蘭盆賦にも、菩薩之權現、如來之化生といひ、神道集神道由來の條には、權現大菩薩、大明神、皆俱諸佛并垂迹同法樂喰受、但有二三差別一、一者權現、二者大井、三者大明神云々、明神權現、大井、三形各別なりといへども、皆共佛并垂迹なりといへり、按に、權現は大聖權に形を現じて、衆生を濟度せしの名稱なり、神社考序に、大權同レ塵、故名曰二權現一、とあるも亦きこゆ、化現、顯現、出現、能現、先現、實現、淸現、示現、應現、普現、などの字、内外典におほく出たり、大權現といふは、殊に稱賛して、大の字をそへたるなり、神道名目類聚抄一に、權現造、また堂社造ともいふよしにて、其社圖をのせ、四の卷には、權現號は勅許の號なり、兩部習合の社に此號ありと見ゆ法華經方便品科註に、法眼名二權見一とあるは、別義なり。

神祇稱號考卷之一　終

たるべき、武藏猪頭池の弁天祠などは、實に水道の源に有て、水主神ともいひつべきものぞ、尸棄光天女は、法華經序品に、娑婆世界主梵天王、尸棄大梵光明大梵など見えて、佛書に出たる稱號なり、辨天の事は、最勝王經、大辨才天女品、大辨才天秘訣（刊本三卷あり、貞享二年の春、沙門淨嚴、東武三田の僑居にて記せるよし、自跋に見ゆ）などにくはし、其外所見擧るに遑らず。

○權　現

權現の稱は、熊野權現、白山妙理權現、伊豆箱根二所權現、の類いとおほかり親長卿記長享二年六月廿八日の條には、八幡己前爲二權現一、後於二宇佐宮一、託二宣大菩薩一云云、諸社根元記石淸水の條に、行教和尚、致レ誠祈請、將レ拜三見權二現大神垂迹之本身一云々、などもあり、こはもと、佛書の字にて、金光明最勝王經如來壽量品に、諸佛無二作者一、亦復本無生世、尊金剛體、權二現於化身一云々、同大辨才天女品一に、觀二察一切有情中一、天女最勝無二過者一、權現二牧牛歡喜女一、與レ天戰時常得レ勝云々、如意寶珠轉輪秘密現身成佛金輪呪王經悉地成就品に、諸佛眞身

國史十六などに、伊賀國敢國津大社神、和泉國名神名帳に、日根郡從五位下大社と見えしは、いづれも大小の品定れる義にはあらで、大なる社なればいへるなるべし、中に近江小槻大社は、小槻神社に對て大なれば大社とはいへりと見ゆ、神名帳に、山城國愛宕郡鴨川合坐小社宅神社、（諸神の記上に、吉田社小社事、本朝月令の四月條に、奉二河合神幣帛一事云々、依二天安二年八月七日大政官符一預二大社一、政事要略五十四に、若无封小社者、分二祖神封戸一、令下同二前人等修造一修塡上などもあり。

○天女

類聚神祇本源二に、神皇系圖曰云々、尸棄光天女天照大神云々、造殿儀式に、大梵天女大倭姬命云々、など見え、また辨才天女は、もと佛なるを、神社に祭りて、辨天宮、辨天社などいへり、天女は天上の女にて、天男に對たる稱なり寶積經、大論などの類に所見おほし、さてト部兼俱が神代紀抄に、辨才天女は稚產靈の神なるよしいへるはうけがたし、水主神、水分神などや、辨天には似

也云々、諸神紀上松尾の條に、聖武天皇天平二年預ニ大社ニ云々、古語拾遺に、今在ニ但馬國出石郡ー爲ニ大社ー也云々、また至ニ天平年中ー勘造神帳ー中臣專レ權任レ意取捨、有レ由者、小祀皆列、无レ縁者大社猶廢云々、また諸國大社亦任ニ中臣ー不レ預ニ齋部云々、）延喜齋宮式に、齋宮祈年祭神百五拾五座、大社十七座、左ニ齋宮內ニ云々、小社九十八座、在ニ多氣度會兩郡ニ云々、神名式上に、天神地祇摠三千一百三十二座云々、大四百九十二座、三百四座並預ニ祈年月次、新嘗等ー祭レ之案上官幣、就レ中七十一座預ニ相嘗祭ー、一百八十八座並預ニ祈年國幣ー、（小二千六百四十座、四百卅三座、並預ニ祈年案下官幣）二千二百七座、並預ニ祈年國幣ニ云々

右の說を考るに、神名式に、大小とあるは、祭事官幣國幣等よれる差別なり、律に大中小社といへるも、伊勢八幡を大社とし、住吉賀茂などを、中社としたれば、寶龜官府の定にはあらず、齋宮式に大小社あるも、齋宮寮內に限たる定とも見ゆ、されば大中小社、その內おなじくして、各別義ありと知べし、また四時祭式下に、難波大社、神名式に、伊勢度會郡川原大社、近江栗本郡小槻大社出雲國出雲郡杵築大社、續日本後紀九に伊豆三島大社、三代實錄廿四、類聚

殿儀式、また類聚神祇本源十一、などに載たる、寶龜二年官符に、應三早定二置
天下諸社大中小神殿雜舍瑞垣珠垣鳥井幷四至內地町數一事、正一位より正三位以
上爲二大社一、從三位より從四位以上爲二中社一、正五位より從五位以上爲二小社一、四至
限二九町一云々、中社四至限二八町一云々、小社四至限二四町一云々、法曹至要抄上、
毀二燒神社一事の條に、賊盜律云、謀レ毀二大社一者徒一年、毀者遠流、衞禁律大社條
疏云、賊盜律云、毀二大社一者遠流、不レ顯二中社小社罪一、若毀二中社一者、減二三等一、
處二徒二年一、小社者、又減二三等一、處二杖一百一之類、雜律云、於二官府廨院及倉庫內一、
失レ火者徒二年、在二宮內一加二二等一、延二燒閤內及大社一者遠流、若贓滿二十端一、處二
絞刑一、案レ之、稱二大社一者、伊勢太神宮八幡宮之類也、須下任二此律一取中科斷上矣、
また闌二入神社一事の條に、衞禁律云、闌二入大社門一者徒一年、中社小社各減二三
等一案レ之、稱二大社一者伊勢大神宮八幡宮也、中社者賀茂住吉社之類也、自餘小社
也、而闌入之時、皆得二其罪一、但中小有レ所レ減而已云々、(類聚三代格一、貞觀十
六年六月官符に、應下以二大社封戶一修中理小社上事云々公式令に、太社云々、右如レ
此之類並闕字云々、集解に古記云、問大祭祀者、若爲二處分一、未レ云二大社一者神社

雑五詞書に、たちの菊のおもしろく云々、源氏明石に、此濱のたちに心やすくおはします云々、同玉蔓に、大貳の御たちのうへの云々、枕草子の春曙抄の五に、井手の中將のたちなどいふさま云々、宇治拾遺三に、甲斐國にたちの侍なりけるものゝ、夕暮に舘を出て云々、續世繼敷島の打ぎゝに、陸奥守橘爲仲と申、かのくにゝまかりくだりて、五月四日、たちに廳官といふもの年おいたるいできて、あやめふかするを云々、此外所見おほかり、下學集家屋門に、舘凡人之宅也、倭訓栞十四に、舘は建のよしにや、などいへるにて、其義しるべし又タテともいふ、陸奥出羽にては、皆をみな、タテといへり、吾妻鏡にも見え奥羽觀迹聞老志にはおほく擧たり、神名帳に、陸奥氣仙郡衣太手神社とあるもよしありて聞ゆ。

○大社　中社　小社

大社は書宜于冢土疏に、冢卜ニ大社一也、詩廼立冢上傳に、冢上大社也、禮記に、王爲ニ群姓一立レ社曰ニ大社一、また天子大社、必受ニ霜露風雨一以レ達ニ天地之氣一也、造

雪のあしたに忍て御幸有ける後に、よみ侍ける、賀茂氏人神山は松も友とぞ思ふらんふらずば今日の、みゆきみましや、神道名目類聚抄五齋館圖あり

にて郭公をきゝて、前中納言匡房、
うの花の、かきねならねど、郭公、月のかつらの、かげになくなり、新續古今夏、文治六年女御入内屏風に、賀茂下社の神館のほとりに、葵かざしたる人ある所、前中納言定家
ちはやぶる、賀茂のみづかき、年をへて、いく世の今日に、あふひ成らん、
源氏河海抄藤裏葉に、御生所は、神館にありと云々、長秋記の天永二年四月九日の條に、今日巳の刻、神館齋王御所、幷公卿座爲二大風一顚倒云々、類聚神祇本源五に、大田命傳曰、神館造云々、按に、賀茂の神館は、祭の時の御旅所なり、伊勢に子良館あり、そこは御子良子とて、童女を置て神饌を奉ることをつかさどらしむるなり、大神宮儀式帳、止由氣宮儀式帳などには、齋館といふもあり、神事に供奉の時、齋宿する殿なり、館は日本紀に、館をタチ、又ムロツミ、館舍また客館堂をムロツミヤ、などよみ、大神宮儀式帳には、痔の字をよめり、和名抄十には、唐韻云、館音官、字亦作レ館、客舍也、和名多知日本紀私記云、无路都美といへり、土佐日記に、守のたち云々、又すむたち云々、後拾遺

儀式帳解二十八巻に、神痔あり、吾妻鏡には痔ヲマウケとよめり、松屋筆記廿八
續拾遺冬、賀茂の

十神ニ春夏秋冬、祭拜爲レ事、方今改拜ニ蕃神ニ恐致ニ國神之怒ニ云々、用明紀二年に、何背ニ我國神ニ敬ニ他神ニ也云々、など見ゆ。

○梵尊

尾張國内神名に、牒に伊勢二所梵尊とあり、内外宮の二所をいへるなり、梵尊といふは、大毗盧遮那成佛神變加持經息障品に、釋梵尊云々、悲華經諸菩薩本受記品に、當來得成、入天梵尊云々、金光明最勝王經法正論品に、梵主最勝尊云々、など見えて、梵天の主、最勝の尊王といへる佛の尊號を、やがて取用しなり、佛説第一義經に、無量億帝釋天王、大梵天王、世界尊主とも見ゆ。

○神館（かむだて）　齋館（いむだち）

明衡往來四月狀に、今日可レ能ニ寄神舘邊ニ爲レ訪ニ亞將ニ也云々、新古今夏、齋院に侍ける時、神だちにて、式子內親王、

わすれめや、あふひを草に、引むすび、かりねの野べの、露の曙、又神だち

云々、佛神をナカゴもと訓めり、父神は父の祭りし佛をいへるなり、さてナカゴは、太神宮儀式帳に、亦種々乃事忌定給支云々、佛乎中子止云々延喜齋宮式に、凡忌詞、内七言、佛稱二中子一、云々、類聚神祇本源十三に、大田命傳曰、雄略天皇廿一年秋九月、種々、事忌定給、内七言、佛稱二中子一云々、拾芥抄下に延喜式忌詞、佛稱二中子一云々、太神宮儀式解三に、佛法は死喪の事にあづかるのみならで、僧尼など、不淨にわたること多ければ、それを忌て中子といひたり、佛は日本紀竟宴歌に、保登計とあり、それは角縛の義といへど信じがたし、佛字音に浮屠也、浮圖とも見ゆ、鬱岡齋筆塵に、浮屠卽佛陀轉音也といへば、保登氣は浮圖家の音なるべし云々、中子は心の借字なり、中を心といふは、和名抄、掌多奈古々呂手之心の義、又同本草具、心師説多心讀二奈賀可遲一、内匠式屏風料心を中子といへり、人心卽佛性といふより、佛を心とはいひかへたり、今も俗間に、眼瞳をも、指頭なる旋をも、ホトケといふ、皆中心の義なるべし云々、など見えたるを考て知べし、また蕃神他神ともいへり、欽明紀十三年に物部大連尾輿、中臣連鎌子、同奏曰、我國家之王二天下一者、恒以二天地社稷百八

沙門宗圓が撰なり、本朝諺俗志二に、陸奥南部三戸岡山の金精神、同國笠島の道祖神などを、道鏡の神とす、按に、諸國道路の邊に、石像の玉莖を立て金精神といへり、これ金勢にて、金の如き勢をいふ義なるべし、勢は男根の名なりさて金精神を道鏡とすることうけがたし、こは天津麻良命なるべくおぼゆ、古事記、舊事紀、日本紀、姓氏錄などに、天津麻羅とも、天津眞浦とも、天津麻良とも書て、同神なり、姓氏錄に、麻羅宿禰も見ゆ、さて麻良は梵語ならんといふ説あり、ひがことなり、和名抄十一に、陰豚俗云二麻良佐夜一云々、同廿に、仙靈草、末良多介久佐云々、醫心方に、白馬莖、和名安乎支馬乃萬良云々、新撰字鏡虫部に、螻衣比萬良虫云々、活板本朝文粹十二鐵槌傳に、鐵槌一名磨裸云々、また誠號二摩良一云々、靈異記中卷、同下卷に、開萬良云々、此外にも古書にも見えたれば、古語なること知るべし。

○佛神　中子　蕃神　他神

佛を神とも、佛神ともいへり、敏達紀十四年の條に、佛神之心云々、また父神

また鎭守神力之權化乎云々、廣隆寺縁起に、鎭守三十八所云々、吾妻鏡六に鎭守大明神、壒囊抄八に、所々の鎭守所々、又當所の鎭守本尊熊々、同十四年に東寺の鎭守八幡云々、諸神記中に百方遍鎭守云々など見え、諸社根元記には、北山殿御鎭守、法住寺御鎭守などを始として、諸社の鎭守の神名を載せたり（神道名目類聚抄四に、鎭守社、境内に神社を祭て、其所の鎭守の神とす、又寺院に神社を祭て、其寺院の鎭守の神と云と見ゆ、）本朝文粋十三、匡衡願文には、鎭主熱田宮とあり、鎭守は其地に鎭座し主領するよしの名なるべし。

○法王　金勢神

諸社根元記に、周防國大島郡島末庄、内法王宮事、天平神護二年十月、太政大臣道鏡禪師、授二法王位一云々、（法王の字法華經方便品に見ゆ）さて道鏡法王の宮は常陸國茨木郡竹原宿にありて、本朝俗諺志二に、そのゆゑよしいへり、下野藥師村の龍興院にも、道鏡の墓とて圓丘あり、また武藏國多摩郡菅村の、仙谷山壽福寺縁起には、道鏡仙人といふ人ありしよし見ゆ、此縁起は應永四年六月、

宰府ニ薨、慈覺大師入寂之後經二四十年一也、然天曆元年丁未六月六日、影二向於右近馬場一、是故建二祠堂於彼地一、奉レ授二神號一、謂二北野天滿一也、貞觀十六年以降、經二八十余年星霜一者也、自レ彼分レ此、自レ此分レ彼、證迹知レ之、愼而莫レ怠矣、口叟亦多し云々、)諸社根元記、稻荷條に、三十番神、悉以正一位神也云々、傳聞、叡山慈覺大師、如法經始行之日於二楞嚴峰之杉洞一、每日有二化現之瑞一、因レ玆以二其神一、宛二其日一、爲二三十神一、加レ之配二一月三十日一、守二護禁闕一之故、號二番神一と見え、類聚名物考神祇部十にも、日蓮宗三十番神の事をろんじいへり、叡岳要記下卷加法堂條に、延久五年勸請す日本國三十神、爲二如法堂守護神一、(楞嚴院長老阿闍梨良正)云々、また慈覺大師如法經事云々、以二國內有レ勢有レ德有レ明神明一、三十ヶ所守護神二列結番定日云々、また延久五年阿闍梨…………)(編者云此所缺文なるべし)

○鎭守　鎭主

鎭守は其他に鎭座して、守護するよしの名なり、百練抄八に、治承元年正月卅日、朱雀院鎭守、石神明神燒亡云々、賀茂櫻會緣起に、朝家鎭守皇大明神云々、

神、第五禁闕守護三十番神、第六法華守護三十番神、第七如法經守護三十番神などの名を載す、第五禁闕守護三十番神の條に、此外番神有ニ二種一、一曰、傳教大師、與ニ桓武帝一、草ニ創日枝山一之時、誓ニ約于神一、而逐レ日令三鎭守五神二守護中所依經上曰レ爾、因之號爲ニ法華三十番一、番直日番者也、二曰、慈覺大師、於ニ楞嚴峰杉洞一、如法經始行之時、每日有ニ化現之瑞一、號又曰ニ番神一云々、また第七、如法經守護三十番神の條に、初一日伊勢、初二日石淸水、初三日賀茂、初四日松尾、初五日平野、初六日稻荷、初七日春日、初八日大比叡、初九日小比叡、初十日聖眞子十一日客人、十二日八王子、十三日大原野、十四日大神、十五日石上、十六日大倭、十七日廣瀨、十八日龍田、十九日住吉、二十日鹿島、二十一日赤山、二十二日健都、二十三日三上、二十四日兵主、二十五日苗荷、二十六日吉備津、二十七日熱田、二十八日諏訪、二十九日廣田、三十日氣比、凡人以ニ禁闕守護番神一、爲ニ法華守護一、又以ニ法華守護爲如法經守護一、此段曾无ニ假跡一、抑慈覺大師者、貞觀六年甲申正月十四日入滅、是後經ニ數年一、垂跡神多如ニ此番神一、中ニ於祇園社一者、貞觀十八年丙酉、始勸ニ請之一、北野天神者、延喜三年癸亥二月二十五日、於ニ大

祠祭レ天也、祀祭レ地云々、同七十に祠祭也、又天祭曰レ祠、地祭曰レ祀云々など見えたるにても知るべし、史記封禪書に、郡縣遠方神祠云々、また觀ニ名山神祠所ニ云々、また方土言ニ神祠ニ者彌衆云々、此外から書の所擧盡すべからず。

○番神

內裡三十番神、法花三十番神などいふは、日々結番して、守護するよしの名也大外記業忠が神代紀講義に、人皇五十六代、圓融院の時に、三十番神を祝ふ、始は北野を不レ入を、梵天より瑞相ありて、北野をも入るなり、慈覺大師、如法經の守護の爲に、十二神を勸請するなり、人皇七十二代の時、良性か卅番神を祝ふ也、禁裡には一日より熱田明神を始て、三十日まであり、良性は十日より伊勢大神を始とす、次第は同じ事にて、禁中の一日、良性が十日にあたる、九日づゝちがふ也云々、此次に神佛の名を擧たり、また卜部兼延が記、內裏三十番神記などにいへるも亦おなじ、(諸神記中に、七種番神とて、第一天地擁護三十番神、第二內侍所三十番神、第三王城守護三十番神、第四吾國守護三十番

す、金毘羅沙門などの類の、佛を祭りたる社をば、仁祠ともいふべし、唯一の神社にいはんは、ひがごとなり。

○祠　祠神

垂仁紀廿五年の條に、故隨㆓大神教㆒、立㆓其祠於伊勢國㆒云々、同八十八年の條に出石刀子、自然至㆓于淡路島㆒、其島人謂㆑神而爲㆓刀子㆒立㆑祠、是於㆑今所㆑祠也云々神功紀攝政元年に、祠立㆓於穴門山田邑㆒云々、持統紀前紀に、伊勢神祠云々、古語拾遺に、仍隨㆓神教㆒、立㆓其祠於伊勢國五十鈴川上㆒云々、また皆有㆓其祠㆒、未㆑預㆓幣例㆒也云々、此外梅宮祠、淺間明神祠、三島神祠、遠敷神祠などいへる類、六國史、類聚國史をはじめとして、古書の所見、いと〱おほかり、本朝文粹十三には、神祠修繕の部を載せ、詔刀師沙汰文には、天神地祇祠ともあり、さて祠の字の義は、一切經音義十三に、何休注公羊傳、祠食也、白虎通祠嗣也爾雅祠祭也詩百神廟皆曰㆑祠、説文春祭曰㆑祠云々、同三十六に、爾雅、祠祭也、白虎通、祠者嗣也、百神也、廟皆曰㆑祠、何注公羊祠食也云々、同四十七に、爾雅、

○仁祠

玉葉建暦二年二月廿一日新制に、可レ停ニ止京畿諸國建ニ立諸社末社等一事、抑近曾愚拙之徒、恣立ニ仁祠於帝都之際一、智行之輩、屢祝ニ末社於神領之中一、雖レ似ニ敬神之有一レ餘、還渉ニ費祭之不一レ信、加之、就ニ別宮末社之加増一、致ニ都鄙田地之掠領一云々

按に、こゝには神社の事としたれど、仁祠は、もと僧寺の稱なり、（類聚三代格三、延喜六年九月官符に、圓城寺云々、故尙侍贈正一位藤原朝臣繼子、發願建ニ斯仁祠一云々、百練抄九に、奉ニ爲崇德院並宇治左大臣一、保元戰場地、（春日河原）可レ被レ立ニ仁祠一事始也、云々丹鉛總錄六卷、仁祠の條にも後漢書楚王元英傳を引ていへり、後漢楚王元英傳、遠ニ黃老之微言一、尙ニ浮屠之仁祠一、仁祠指ニ佛寺一、唐時多以レ寺爲ニ仁祠一、權載之詩、逸氣凌レ顥淸、仁祠訪ニ金碧一是也、温公通鑑及綱目以レ祠、爲レ慈並非云々、後宇多院御灌頂記に、就ニ彼仁祠一被レ行ニ此勅願一云々、廣隆寺緣起に、僧侶常住之仁祠也云々、など古書におほく見えて、みな僧寺の事なり、そは後漢書楚王元英傳に、遠ニ黃老之微言一、尙ニ浮屠之仁祠一、とあるを出處と

古神も、神名帳に名神大社とあるを、叢社と書たれば、三才圖會の說によりて必小社の稱とも定めがたし。

○櫟社

太平記卅九、蒙古寇本朝條に、神名帳に載る所の、三千七百五十餘社、乃至山家村里の小社、櫟社、道祖の小神まで、御戸の開ぬはなかりけり云々、壒嚢抄四に、神祇の名帳に所ㇾ載、三千七百五十餘社、其外小禿倉、櫟社に至るまで、捧ニ幣帛ㇾ致ニ如在ㇾ云々、塵添壒嚢抄六にも載て、小禿倉をコボコラ櫟社をツブテヤシロとよめり、此櫟社は、大なる神木の下に、かりそめの禿倉をまうけ、或は鳥居のみ立たるなどをいふなり、莊子人間世篇に、匠石之ㇾ齊、至ニ乎曲轅ㇾ見櫟社樹ㇾ其大蔽ㇾ牛絜ㇾ之百圍、其高臨ㇾ山、十仭而後有ㇾ枝、とあるを、字の出處と范椁詩、幾時歸ニ櫟社ㇾ盡日接華莚、瘐信段永神道碑銘、樹爲ニ櫟社ㇾ陵成ニ谷神ㇾなども作れり。

擇二木之脩茂者一以爲二叢位一高誘註二戰國策一云、叢祠神祠叢樹也云々、漢書陳勝傳註に、師古曰、叢謂二草木岑蔚者一也、祠神祠也云々、晉書隱逸傳論に、威輦之處二叢祠一衣無二前帛一云々、と見えてもと漢土の字面なるを、取用したるなり、建曆宣旨に、叢祠雖荒、而秋露空濕云々、)石淸水不斷念佛緣起に、本覺理性之月、誠雖レ照二蓮臺於佛位一和光同塵之日、猶垂二叢祠於神道一云々、明月記嘉錄元年十一月十六日の條に、剪二叢祠之本灌木一以二其木一欲レ充二新造社棟木一云々、春日三十講最初御願文に、三笠山之叢祠云々、廣隆寺緣起に、妙音天叢祠云々一遍聖繪三に、藤代岩代の叢祠には、垂迹の露玉をみがく云々、一遍上人繪緣起一に、玉つしまの叢祠にのぞめば云々、北野假名緣起下に、叢祠の露をみがき松壇の風をあふぎ云々、太平記十八、比叡山開闢の條に、遙に叢祠の露に顯る云々、此外所見枚擧に遑なし、また叢社ともいふ、文德實錄二に、嘉祥三年八月戊申、詔以二近江國角避比古神一列二官社一先レ是彼國奏言、此神叢社瞰二臨大湖一云々、倭漢三才圖會八十一家宅部に、叢社訓二保古良一云々、また小社俗呼曰二叢祠一(ほこらと)云々、など見えたり按に春日社を、三笠山之叢祠といひ、遠江國濱名郡角避比(つぬさくひ)

而告下吾獨何能得レ作二此國一、孰神與吾能相二作此國一耶上、是時有二光レ海依來之神一、其神言能治二我前一者、吾能共與相作成、若不レ然者國難レ成爾、大國主神曰、然者治奉之狀奈何、答言吾者伊二都岐奉于倭之青垣東山上一、此者坐二御諸山上一神也、とありて脫したり、さて幸魂は幸福の靈をいひ、奇魂は奇妙の靈をいへるなり凡そ人に幸福の運あり、奇妙の智あり、大己貴神文の和靈、武の荒靈もて天下を巡造給ふといへども、なほ福運の幸靈(さきみたま)と妙智(さとり)の奇靈(くしみたま)との德(たすけ)によらずして、平治たまふことあたはざるにて、その義を考へ知べし、和名抄二に、日本紀私記云、幸魂左枳美太萬、俗云二佐岐太萬一云々、釋日本紀七に、私記曰、幸魂是左支久阿良之无留魂也、行矣(さきくとは)者是久遠之意也、奇魂者城衞之義、言此魂守二衞宮門一之魂也、なとも、見ゆ。

○叢祠　叢社

叢祠は史記陳勝世家に、又間(ひそかに)令下吳廣一之中次近所旁叢祠中上、夜篝レ火狐鳴、呼曰、大楚興、陳勝王卒皆驚恐、(恐註に、張晏曰、叢鬼所レ憑焉云々、墨子云、建レ國必

ダマシヒと訓べきにて、同字異訓也。

○幸魂(さきみたま)　奇魂(くしみたま)

神代紀の上に、大已貴命與二少彦名命一戮力一レ心、經二營天下一云々、其後少彦名命、行二至熊野御碕一、遂適二常世郷一矣、自後國中所レ未レ成者、大已貴神獨能巡造遂到二出雲國一、乃興言曰、夫葦原中國、本自荒芒、至二及磐石草木一咸能強暴、然吾已摧伏、莫レ不二和順一、遂因言、今理二此國一、唯吾一身而已、其可二與レ吾共理二天下一者、蓋有レ之乎、于レ時神光照レ海、忽然有二浮來者一、曰如吾不レ在者汝何能平二此國一乎、由二吾在一故、汝得レ建二其大造之績一矣、是時大已貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰、吾是汝之幸魂奇魂也、大已貴神曰、唯、然廼知汝是吾之幸魂奇魂、今欲二何處住一耶、對曰、吾欲レ住二於日本國之三諸山一、故即營二宮彼處一、使二就而居一、此大三輪之神也云々、幸魂此云二佐枳彌多摩一、奇魂此云二倶斯美他摩一云々、こゝに幸魂奇魂はじめて見ゆ、古事記上卷には、大穴牟遲與二少名毘古那一二柱神相並、作二堅此國一、然後者、少名毘古那神者、度二于常世國一也云々、於レ是、大國主神愁、

曰、神欲レ居之地、必宜レ奉レ定、則以ニ踐立一爲下祭ニ荒魂一之主上、仍祠立ニ於穴門山田邑ニ云々、また三神誨レ之曰、吾和魂宜レ居ニ大津渟中倉之長峽一、便因看ニ往來船ニ云々、出雲風土記意宇郡安木鄕條に、天神千五百萬、地祇千五百萬、並當國靜座三百九十九社、及海若等、大神之和魂者靜、而荒魂者皆悉依給云々、などあるを考て知るべし、さて神靈は文武を兼備たまへるを、その文靈のみを祝ひ祭りては、和魂神社といふ、これ文神なり、武靈のみを祝ひ祭りては、荒魂神社といふ、これ武神なり、神靈和魂の物に見えたるは、古事記仲哀の段に、爾以ニ其御杖一衝ニ立新羅國主之門一、卽以ニ墨江大神之荒御魂一爲ニ國守一、神而祭鎭還渡也云々祝詞式出雲國造神賀詞に、乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜坐手大倭國中久己命和魂乎八咫鏡留取託天倭大物主櫛玉命登名乎稱天大御和乃神奈備留坐云々、大神宮儀式帳に、荒祭宮一院、稱ニ大神宮荒魂宮一、御形鏡坐云々、神名式に、大和國城上郡、狹井坐大神荒魂神社五座云々、神祇令集解季春鎭花祭の條に、狹井者大神乃麁御靈也云々、など枚擧に遑あらず、舊本今昔物語廿九昔語に善澄才は微妙かりけれども、露和魂無かりける者にて云々、とある和魂は、ヤマト

天皇は神ながら人體と顯れたまひしよしにて、日本紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、類聚國史、令、貞觀儀式、新儀式、延喜式、などをはじめ、諸書に、明神とも、明御神とも、現神とも、現御神とも書きたり、こをアラミカミと訓はひがごとにて、萬葉六長歌に、明津神吾皇とあれば、いづれもアキツカミと訓むべきなりけり。

○荒御魂　和御魂

荒御魂和御魂は、武魂文魂といはんがごとし、神靈の武く荒びたるを、荒御魂といひ、靜に和ぎたるを、和御魂といふ（古事記傳三十の卷、大神宮儀式帳解十二の卷にいへる說は、まだしき考なり、）そは神功紀攝政元年の條に、神有レ誨曰、和魂服二玉身一、而守二壽命一、荒魂爲二先鋒一、而導二師船一、自注に、和魂此云二珥岐弭多摩一、荒魂此云二阿邏瀰多摩一云々、また撝二荒魂一爲二軍先鋒一、請二和魂一爲二王船鎭一云々、また於レ是從レ軍神、表筒男中筒男底筒男三神、誨二皇后一曰、我荒魂令レ祭二於穴門山田邑一也、時穴門直之祖、踐立、津守連之祖、田裳見宿禰、啓二于皇后一

牛吐賜（うしにはきたまひ）云々、拾遺四、よみ人しらず、

住吉のあらひと神に、ちかひても、わするゝ君が心とぞきく。同神樂安法々師、

あまくだる、あら人神の、あひおひを、思へばひさし、すみよしの松、後拾遺雜三、詞書に靜範法師、八幡の宮の事にかゝりて、伊豆國にながされて云々、めしかへすべきよしおほせ下されけるをきゝてよめる、素意法師、

すべらぎも、あら人神も、なごむまで、なきけるもりの、ほとゝぎすかな、續詞花神祇、待賢門院后宮と申ける時、女房のきぬのうせたりけるを、あるつぼねなる女房、あやしきさまにいはれける、北野の宮にこもり侍りける、御前の杜にかきつけける、

思ひいづや、なき名をたつは、うかりきと、現人神も、有し昔を。續後撰神祇、北野宮によみて奉りける、前大僧正慈鎭、

くもるべき、うき世の末を、てらしてや、現人神は、あまくだりける。これらの歌には、住吉八幡北野の神を、あら人神とよめり、さて明津神と申すも、

神祇稱號考卷之一

小山田與清 著

○現人神（あらひとがみ）　明津神（あきつかみ）

現人神は、明津神といふもおなじくて、人形（かたち）と顯れたる神といふ義也、景行紀四十年の條、熱田大神緣起などに、日本武尊の現人神之子と宣ひ、雄略紀の四年の條、釋日本紀の十二に引たる曆錄などには、一事主神の現人之神と宣ひしこと見ゆ、續日本後紀の十九、長歌に、我國之聖乃皇波尊毛御坐世、日宮乃聖之御子能、天下爾御坐天、御世御世爾相承襲豆每皇爾、現人神止、成給、御坐世波云云、和名抄の二に、日本紀和記云、現人神、阿良比度加美云々、釋日本紀の十二に現人之神、私記曰、師說、神自稱之號也、など見えたれば、考合せて知べし、袖中抄の十四に、顯昭云く、あら人神とは、まさしき人の神となれるを申すべきにや、とあるはいひたらず、萬葉六長歌に、住吉乃荒人神、船舳爾

神祇稱號考卷之一目次

松の落葉	一卷	皇統諱謚考	五卷
三紘考	一卷	松屋外集	五十卷
棟梁集	四卷	俳諧歌論	二卷
松屋叢語	二卷	國鎮記	一卷
擁書漫筆	四卷	群書捜索目錄	若干卷
東鑑早見	若干卷	相馬日記	四卷

神祇稱號考

神祇稱號考は、小山田與淸の著なり、その略傳は載せて全集第二卷、（戎衣神拜考の開題）にあり、本書の原本は、著者の自筆本にして、まゝ故紙に書したる所さへあり、想ふに、未だ他に傳寫せられざる珍本なるべし、而して、其の類聚頗る該博詳密にして、參考に資すべきものあり。

因に與淸の著書の概略を示さむ、（古學小傳による）

十六夜日記殘月抄　三卷　吉野日記　四卷
鹿島日記　一卷　歌詞考　一卷
三樹考　一卷　夢想國師家集標註　一卷
濱の松葉　三卷　隅田河御覽記　一卷
樂章類語抄　五卷　南都藥師寺金石記　一卷
日光參詣舊跡略覽　三卷　積德叢談　一卷
富士根元記　二卷　暮相小言　一卷

神祇稱號考

が如きは。請ふ一言を以てせよ。我れは不辭を以て謝すと。然りと雖翁の畸人たる而も猶下愚に取るあり。則ち豈言なきのみに終らん乎哉。因て聞く所を以て之を巻末に書す。

文政庚辰二月下浣

同藩　中川顯允謹跋

跋

我友齋藤翁は畸人なり。この頃翁は一書を袖にして來り示して曰く。是れ芦借菴中の雜記なり。余竊かに以爲へらく。天下中葉の人は。西方の教に溺れ滔々迷ふて本を失ふ者。蓋し此に年あり。慶元以降。至治日に新にして。天寶に哲人を生す。卽ち羽倉父子、眞淵翁、鈴屋大人は。皆其選なり。相共に異端を排して正論に歸し。群邪を屏けて大本を明らかにす。是に於て乎玉鉾の道は較然として著明に。人々初めて神國の神國たる所以を知る。豈大ならず哉。余は幸に此の盛世に遭ひ、敢て自ら量らずんば則ち其書を讀み。尙其道を論じて頗る得る有るかたし。螢雪歳を積んで其樂み怡々爾たるなり。門人來りて小生を問ふ者あるが如きは。隨ふて之を答へ。答ふれば則ち之を錄し。孳々怠らざる者も亦一日のみならず。其神道問答と曰ふときは則ち問ふ所に因りて。而も玉鉾の道を推し明かす者なり。今此冊や、要は大方の諸家に笑はるゝを知るも。亦以て辭せざる所なり。嗚呼子は余と同藩なり。同藩の誼は他日事に櫻阪に從ふ

かなる物にて、何の用ぞ

答云、麻筒は、麻苧をうみ入る筒、挊、桶といふも、元、麻筒より出たる訓なり、揺は、糸を掛る具なり、和名抄に、絡垜、多々理とある是也、挊は、糸巻たる籰をかくる具也、萬葉集に、をとめらが績麻掛といふ挊の山。云々とよめる是なり

内宮神寶のかせひ、たゝり、外宮神寶のたゝりの圖あり略す

諸の神づかさたちより、とはるゝにこたへつかはしたる文の、下書とも取あつめて、自問自答のやうに書つゞりたるなり

神道問答下巻終

誠なるか

答云、僞なり、國造は、いにしへ、國々に百四十四人ありしかど、郡司に威を奪はれ、つき〳〵に絶え果てゝ、今は、紀伊、出雲の兩國造のみのこりし故に、世にめづらしく思ひて、さる事をいひ出せるならん、出雲國杵築大社の神は大國主命にて、同國意宇郡、熊野大宮の、武速須左男大神の、六世の御孫也、出雲の國造は天菩比命の遠孫なるよしは、古事記、神代紀、姓氏錄、國造本紀等に委しくあり、いかで同體ならん、國造は、代々正六位上下より、從八位上下の間なり、中には、從五位下に叙せられしもあれど、いと稀なり、いかで、天皇と同位ならん、大社の神すら、天皇より位階を授け給へり、今の國造、千家北島兩家は、國守の御家人のつらに、とりあつかひ給へり、國守の御前に出ては、かへりて國造頓首平伏せり、今の國造、出雲宿禰俊秀の弟俊信は、よび名を清主といふ、わが本居宣長の弟子なり

麻笥、揣、挊

問云、龍田風神祭祝詞に、金の麻笥、金の揣、金の挊といふ物あり、い

問云、然らば、神な月とはいかなる意ぞ、ある説に、一より十に到り、又、一にかへる故に、十を數の極みとして、上無月の義といへり、又一説には、冬に到りて、雷鳴をさまる故に、雷無月なりといへり、いづれかよろしき

答云、十月は、新穀を以て飯に焚き、酒にかみて、天皇御みづから、大御神を始め奉り、諸神を祭り給ひ、はての日に、御みづからきこしめし、親王、諸王、公卿、殿上人にも給ふ故に、神甞月といふ義なり、天武天皇紀に、冬十月癸巳朔、天皇甞二其嚴瓮之粮一云々、天武天皇紀に、十月祭二幣帛於相甞諸神祇一云々、いにしへは、十月に、神甞會行はれし故に、十月を神甞月とはいへるなり、後より、十一月に行はるゝ事と成しも、古書にあまたあり、但、伊勢兩宮の神甞は、九月に行はるゝ也、其よしは、續日本紀、大神宮式、祝詞式などにあり

又

問云、出雲大社のちなみによりて問事あり、出雲の國造は、大社の神と同體にて、天皇同位なれば、國守といへども、國造の前にては、頓首平伏し給ふよし、

晦。音道人云、つきこもりを、つごもりと云ふ。朔。又云、つきたちを、ついたちと云ふなり。

いかでよみ給ふべき皇后の御歌も、郎姫の御歌も、いと古風なり、記、紀を見てしるべし、其うへに若の浦を和歌といふ、字音によみなせる事は、いにしへはさらになき事なり

神迎神送

問云、九月晦日に神送して、十一月朔日に神迎する事は、諸國の神々、出雲大社に集ひ給ふ故に、諸國にては、神無月といへるを、出雲一國にては、神在月といへるよしきけり、いかゞ

答云、出雲大社は、上にいへる如く、重き政務の職、つかさどり給ふ故に、諸國鎮守の神々も、集ひ給ふ事なきにはあるべからず、さりとて、十月に限りて、さる事あるべきにもあるべからず、よし、集ひ給ふとも、いかで、諸國に神なき月といふべき、神の御靈は、もゆる火の如く、大きくも、ちひさくも、いくらにてもわかれ給ふ物なり、とにもかくにも、神のなし給はぬことはなき事なり、既に、大社の神の御靈代をわかちて、所々に祭るにてもしるべし

又

問云、神に、本地とて佛を安置し、又、垂跡とて、佛が假に神と化したるなりなどいへるは、あるまじく思はる、如何

答云、僧徒のわざなり、佛は、外夷の人なれば、信じ敬ふ人あるまじく思ひて、いとも尊き神々を方人として、其神の本地、垂跡などいひ出して、人に敬はせん爲の謀計なり、そは、僧は常に汚穢にふるゝ職なれば、神々のいみさけ給ふをも、みづから辨へしらぬ故のしわざなり

又

問云、玉津島明神の、「たちかへり又も此世に跡たれん、名もおもしろき和歌の浦なみ」とよみ給ひし跡たれんは、垂跡にあらずや、いかゞ

答云、跡たれんは、垂跡なる事論なし、其上、立かへりは、波の立かへるを、輪廻再生にたとへ、此世は、過去、未來に對へたる現在なり、皆佛語を以てよめれば、後世の僧徒の歌なるべし、玉津島明神は、神功皇后（仲哀天皇の后 應神天皇の母）なりとも、衣通郎姫命（允恭天皇の后）なりともいへり、そはいかにもあれ、其御代などには、いまだ佛法わたり來らされば、佛語はしり給はぬうへに、かゝる後世風の歌は、

普道人云。此七福神のこと東照公の臣下に命じて作らしめたる說あり參考すべし。

問云、七福神といへるも異國の神なるか

答云、大國主命と、法華の大黑天と、よく似たる故に附會せしなり、其故は、大國の字音、又、御別名の大巳貴の字音など、大黑に近し、其うへ、袋を負ひ給ひし事、鼠の古事などかた〴〵よく似たり、少彥名命、常世國にわたり給ひし故に、夷と名つけ、事代主命、魚釣給ふを樂とし給へると、彥火々出見命の鯛に釣をとられ給ひしを合せて、又蛭子の文字をよみ誤りなどして、夷といふをつくりし也、市杵島姬命を始め、なべての姬神たちを、蓮花三昧經、及、辨財天經などにある、財施といふにもとづきて、辨財天としたるなり、此三神は、附會ながら、皇朝の御神なり、毘沙門天は、四天王の中の一人にて、北方の門を守ると、阿含經にあり、布袋は、外國、經山寺の住僧なるよしいへり、福祿壽は、よき字をえらび集めて一人の名とし、異形の人物をつくりたる、琉球人の僞作也、さて、六神にては、數わろしと思ひて、尋常の老翁を一人加へて、壽老人と號け、七神の數を合せて、天南星の化身と、いひのがれたるなり

本地垂跡

菅原氏の北野社に於けるも亦同じ。

神を氏神といふ、たとへば、藤原氏は春日社、清原氏は藤森社を、氏神といへるたぐひなり

三寶荒神

問云、三寶荒神は、木の神久々能知命、火の神加具都智命、土の神埴安命、金の神金山彦命、水の神美豆波能賣命也といふ說あり、かくては五神なるを、三寶とは如何

答云、そは竈に木火土金水ある故に、漢意のおこ人が、皇朝の誠をしらず、眼前の理屈もて、五行に配當して、作り出したるおよづれごと（妖言）也、古事記に、奥津日子神、次に、奥津比賣神、亦名は大戸比賣神、此者諸人以拜、竈神者也とあり、此竈神の事は續日本紀、文德實錄、三代實錄、延喜式、西宮記、中右記、禁秘御抄、百練抄等にあり、世に、竈神は女神なりといへるもよしあるか、外國にも、酉陽雜俎に、竈神狀如美女とあり、三寶荒神は、過去、現世、未來の三寶、九萬八千の夜叉神とかいへるにて、皇朝の神にあらず、竈神とは異なり

七　竈神

ひ初めてき、と伊勢物語に正しくあり、是はみやびにて理屈ならねば、誠の神詠なるか

答云、伊勢物語は、作物にて實錄ならねば、古歌と、文格との、據には立つべけれど、事實の據には立ちがたし、此うたは、萬葉集に、柿本朝臣人麿、「をとめらが袖ふる山の、水垣の久しき時ゆ思ひき我は、とあるをとりてつくりたる物語の作者の心得違ひ也、布留山の神社こそ、水垣宮御宇崇神天皇の御代に、いはひ初給へれ、住よしの社は、水垣の御代にいはひ初結はず、神功皇后、三韓を伐てかへり給ひて後に、いはひ初給へり、住吉神、などか、鎭坐の時代を取違ひ給ふべき、いかで、後世の人麿ぬしの歌を盜み給ふべき、かの物語は、殊さらに古歌をつくりかへて、一條の贈答としたるか多かれは、たゞ作者の作意をほむべき也、くはしくは、勢語圖解にいへり

氏神

問云、氏神は、其所の鎭守の神をいふか

答云、其所の鎭守の神は、產土神にて、氏神にはあらず、我が氏神の、大祖の

問云、天照大御神の御歌とて、「ひかれてはあしき道にも入りぬべし、心の駒の手綱ゆるすな、とよみ給ひしは、誠の神詠なるか

答云、神の御うへをも、歌の事をも、時代の違ひをも辨へざる、儒佛の徒がよめる、理窟歌にて、道歌とかいへる、いやしき歌なれば、論ふにたらず

又

問云、天滿宮の御歌とて、「心だに誠の道にかなひなば、いのらずとても神や守らん、といふは、いかにもことわりと聞ゆる也、眞僞いかゞ

答云、古今集に、「命だに心にかなふ物ならば、何かわかれのかなしからまし、とあるをとりて、漢意のおこ人がよめる歌也、さるを、菅神の御名を犯して、神詠と僞りし也、神をいのるは誠の道也、いのらざるは誠の道にそむけり、もし、此歌實に菅神の御詠ならば、神道の本意をも、誠の道をもしり給はすとやいはん、あなかしこ

又

問云、住吉明神の御歌とて、「むつまじと君はしら波、水垣の久しき世よりいは

更に、八幡、春日の兩託宣を作りそへて、三尊佛に傚ひて、三社託宣と號け、其つくりざま、いづれも、漢文、佛語の對句にして、作者一人の口つきとしらるゝばかり、つたなく淺はかなる作なれば、愚盲の程見えたる如くなり、類聚三代格に、自今以後、若有下百姓趣稱ニ託宣一者上、國司撿察、定レ實言上とあり、かゝる御掟もしらず、みだりに神の御名を盗むは、いとあさましき事なり

鈴

問云、神拜の時に、鈴をふるは古實なるか

答云、いにしへはさる事なし、天照大御神、天の石屋門隱の時より始れり、古語拾遺に、令下天目一箇神一、作中雜刀、斧、及鐵鐸上云々とあり、鐸は、矛の傍に附ん爲也、天鈿女ノ命云々、手持ニ看鐸之矛一而云々と有り、夫よりうつりて、種々の物に、鈴着けし事多し、玉を餝るに等しきなり

出雲大社古鈴　吉野天川宗像神社古鈴　出雲國人所藏古鈴　三河靑貴神社古鈴の圖あり略す

神　跡

問云、鳥居は、門の如き開閉の戸なく、垣の如きめぐりのかまへなし何の用なるか

答云、天照大御神、天の石屋門に隠り給ひし時に、常夜の長鳴鳥を、集へ給ひしより始りて、神前に雞を奉る事、祝詞式を始め、あまたあり、其鳥のやどるべき爲に、鳥居をかまへられしを、おのづからひろごりて、雞なき社にも、鳥居立らるゝ事となりしなり、和名抄に、雞栖、鳥居なり、とあるも、其意なり、後には、社頭の餝の如くなりしより、又うつりては、輿車などにも、鳥居つくられしよし延喜式にあり、又後には、寺院にて祭る所の、異邦の神にも、鳥居立つる事となりしなり、後世、兩部の鳥居と名けて、笠木を上ざまにそらし、額柱など作れるは、後世の餝のみなり

三社託宣

問云、三社託宣は、實に神託なるか

答云、梶原景時が孫の、無住法師がつくりたる、砂石集に載する所の、聖德太子の語を、上下入れかへて、いさゝか字を改めて、天照皇大神の託宣と僞り、

といふ、今瓦ぶきの上に、千木、堅魚木を附るは、飾のみにて用なし

神籬磐境

問云、神籬は、日守木にて、磐境は、祝榮の義にて、共に口傳のよしきけり、いかゞ

答云、偽也、神籬は、廣くいへば、神社の外廻りの瑞垣、又は、社頭の附木をもいへり、狹くいへば本社、拜殿をも、又は、社の內の祠をも、其內の、神體の御璽箱をもいへり、垂仁天皇紀に、熊神籬といふがあるは、新羅國の天の日槍が持渡りしなれば、御璽箱の類なるべし、磐境は、廣くいへは、外廻りの石垣をいへり、狹くいへば、雨落の砌の石をもいへり、口傳秘訣の類にあらず、神代紀に、起二樹天津神籬一及天津磐境一云々、崇神天皇紀に、立二磯城神籬一云々、後の物ながら、梁塵秘抄神樂歌に、「榊葉にゆふとしでゝ、誰が世にか神の御室といはひ初けん、是榊を御室とみたり、則神籬なり、又、續古今集に、「岩坂の山の石根のうごきなく、常磐堅石に苔のむすかな、是、石を岩坂とよめるなり

鳥居

問云、豊岩間戸命、櫛岩間戸命は、古事記にては、天石戸別命の亦の名とし、古語拾遺、其外には二神とせり、いかゞ

答云、もと一神なれど、御靈二つにわかれて、其わざをなし給ふ故に、おのづから二神となり給へり、此例、神の御うへには常也、一神の御靈、或は荒靈にわかれ、和靈に別れ夫より數々にわかるゝ事常也、今、眼前一神の社、國々、に大なるも小なるも數多あり、そも、夫々に御靈ありて、其わざはなし給ふにてもしるべし

千木堅魚木

問云、千木、鰹木は、何の用なるぞ

答云、千木は、古事記に、比岐とあると同じ物にて、屋の棟、左右の端の垂木、前後ともに長くして、棟の上にてやり違て、繩にて結び、上のあまりたる方を、千木といひ、下の方を搏風といふ、中に幷びたる垂木は、棟にて合せ、上の方へは出さず、草にてつゝみ、上には、鰹節の如き木を横にあてゝ、垂木ごとに繩もて結ひつけて、棟包のかやを、風に損はれぬかまへにしたる也、是を鰹木

大臣納言の兼官なれば、猶高官なり、こは、随身といひて二様あり、ひとつは、行幸の御先にたつ随身なり、古事記に、天忍日ノ命、天津久米ノ命二人、取二負天之石靫一、取二佩頭椎之大刀一、取二持天之波士弓一、手二挾天之眞鹿兒矢一、立二御先而仕奉云々とあり、神代紀にも、其よしあり、則是にて、萬葉集に、「久堅のあまの戸開き、高千穗の嶽にあもりし、すめろぎの神の御代より、はじ弓をたにぎりもたし、眞鹿兒矢をたばさみそへて、大久米のますらたけを丶、先にたて大刀とりおほせ云々とよめり、又ひとつは、御門を守る随身也、古事記に、天石戸別神、亦名、謂二櫛岩間戸神一、亦名、謂二豐石窻神一、此神者、御門之神也とあり、古語拾遺に、令三豐磐間戸命、櫛磐間戸ノ命二神守二衛殿門一云々、又祝詞式に、櫛磐窓、豐磐窓命登、御名乎申事波、四方内外御門爾、如二湯津磐村一久、塞坐氐云々、朝波開レ門、夕波閉レ門氐云々などなり、萬葉集に、大伴と佐伯氏は云々大伴佐伯兩氏は、天ノ忍日ノ命の末なるよし、古語拾遺、姓氏錄等にくわしくあり

又

答云、神功后後の御代には、いまだ、外國より文字を傳へざれば、字はしり給はず、しり給はねば、書き給ふべきいはれなし、よし、文字ある世にても、さる事古書にみえば僞也、神代紀に、是以、火酢芹命苗裔、諸隼人等、至レ今不レ離二天皇宮墻之傍一、代二吠狗一而奉レ事云々、また、從レ今以往、吾子孫八十連屬、恒當レ爲二汝俳人一(一云狗人)とあるより始りて、社の瑞垣のもとにも、犬の形を置きたるを、其形の尋常ならざる故に天犬とも、狛犬とも、獅子ともいへるなるべし、大嘗祭には、隼人發レ聲立定乃止ともあり、後には其形をちひさく造りて、簾鎭とし給へり

矢大臣

問云、神社の門の左右に、闕腋を着し、卷纓の冠に緌して、劒をはき、箙を負ひ、弓を持ちたる木像あり、是を矢大臣といへり、こは誤なるべし、大臣は高官なれば、かくなめげにすべきいはれなし、思ふに、矢大將なるべきを、左右にある故に、矢大臣、左大臣といふなるべし、如何

答云、左右大臣の、高官なる事はいふも更にて、左右大將も、相當從三位にて、

ざをぎし給ひし古事と、混雑したる也

神　樂

問云、神樂(かぐら)といふ事、いにしへ有りしか

答云、天照大御神、天(あめ)の石屋門(いはやど)をさして、こもり給ひし時に、天宇受賣命(あめのうずめのみこと)、日蔭(ひかげ)かずらを襷(たすき)とし、手に笹葉を持て、胸乳をあらはし、裳紐(もひも)を陰上(ほど)におしたれて、俳優(わざをぎ)し給ふ事、記、紀にあり、是れ始にて、朝廷、内侍所の御神樂あり、こは、下賤の人の、うかゞひみる事あたはねば、委くはしらず、されど、其おもむきは、古書と、古書と照し合せて、かつ〳〵はしらるゝ也、其時に唄ふ歌世にあれど、音節は下賤のしる所にあらず、今、諸神社にて行ふ神樂は、猿樂の狂言の如く、壬生寺の躍りにひとし

獅子狛犬

問云、社前に獅子狛犬をおくは、神功皇后、三韓征伐の時に、弓弭(ゆはず)にて、石に、高麗王者、日本之犬也と書給ひし故に、高麗王の姿を、犬につくりて、高麗犬(こまいぬ)と號けて神前におくよし聞けり、誠なるか

假に神祭はし給はず

護　摩

問云、神前にて護摩を焚く事、いにしへも有しか

答云、佛者をうらやみて、作りたる私ごと也、神前に篝を焚く事は、いにしへよりあり、朝廷の御神樂、又村々の神祭などには、今もあり、神代に、火處燒とある是也、護摩は佛家の物なり

湯　立

問云、神前にて湯立するは、古風なる歟

答云、應神天皇の御代に、城磯の泊瀨川の邊にて、湯を焚て探らしめ給ひしは、宿禰兄弟の、眞僞をあらはさむ爲也、允恭天皇の御代に、高市郡、豐浦村、味橿岡の、八十禍津日神の御前にて、探湯ありしは、氏姓の亂たるを正さん爲なり、繼體天皇の御代に誓湯有しは、訟を爭ひて決がたき故に、虛實をわかたん爲也、これら、日本書紀に委くあり、たゞ、何となく、湯に笹葉をひたして振ちらすは、この探湯と、石屋門隱の時に、宇受賣命、笹葉を手草に結ひて、わ

委しくきかまほし

答云、弓矢は、神の始給ひし事論なし、弓術は、人の鍛錬より始れり、されば、ひきめの法は、武家にありて、神祇道の預る所にあらず、朝廷にも、武將の館にも、古今蟇目は度々行はれしかども、皆、弓箭に名譽の、武士に命ぜられしなり、いまだ、弓矢にうとき神職に、蟇目の役、仰られし事、記錄、軍談等に見あたらず

弓矢神

問云、弓矢の神は、八幡宮なりとも、魔利支神なりともいへり、いづれをよしとかせん

答云、神代に、惡神を誅伐し給ひし御功ありし神々あまたあり、御名をかゝぐるにいとまあらず、常にいつきまつりて、御恩頼(みたまのふゆ)を蒙り奉るべし、されど、既に、弓矢の術を行はんとするに臨みて、俄に神祭するは、いかにも、日ごろの怠りの程みえておぼつかなし白川天皇御腦の時は、義家朝臣、大庭にたちて、古き塗弓にて、鳴弦し給ひしかば、御腦もおこたらせ給ひしなり、其時に臨て、

名川姫命、青山に日が隱らば、奴婆玉の夜は出なん、朝日の笑榮之來云々、とよみ給ひしは、日はめぐり、地はうごかぬ物としり結ひて、よみ給ひしなり、後人の身として、大古の神詠を破るはいとかしこし、もし、一晝夜に、地が一巡する物ならば、天若彦の射上たる矢を、天つ神取り給ひて、もとの穴より、つきかへし給ひしば、晝の正午の時なるべし、もし夜の子時ならましかば、地にも、新に穴をうかちて、天若彦の高むなさかにあたらずして、背にあたりて身まからまし、さらでも、天上より射給ふ矢の、この國へ來るは、地の一巡、一晝夜よりは遲かるべしこゝをもて、日は即ち天也といふも、地のめぐるといふも、證據なきそらごとゝしるべし、かゝることは、神祇道に、無益の空論なれど、問はるゝ故に、こたふるなり、さるいたづらごとはいはで、有用のことを問ひ給ふべし

蟇目一

問云、さらば有用の事を問べし、天照大御神、高天の原にまし〳〵て、背に千箭の靭を負ひ、御手に天の櫨弓を持給ひしより、神祇道に蟇目の法ありとかや、

や、神の死に給ふ事いぶかし。

答云、伊邪那美ノ命、火の神かぐつちの命を生給ひ、病こやして崩給ひ、比波の山に埋葬し奉り、かの黄泉にては、御體腐りて、蛆沸、膿流たるよし、御史に顯然たるからは、異說は、耳をふたぎて聞べからず、さる故に、伊邪那岐は、よみの穢をのぞかんとらして、筑紫の、日向の小門の檍原に、大みまのはらひはし給ひしなり。

天地のめぐり

問云、近來の說に、日、即ち天にてうこかず、地は、一晝夜に、一巡する物なりといへり、思ふに、古事記に、久羅下那須多陀用幣琉之時云々、修理固成ニ、是多陀用幣琉之國ニ云々などあるからは、地のめぐるといふも、むげにそらごととはいひがたし如何。

答云、たゞよへる國を、つくりかためなして後より、いにしへの、修理固成さぬ以前の事をいへるなれば、之時の二字はあるなり、心を附けてみるべし、其うへに、此國をつくりかためなし給ひし、大國主ノ命とよみかはし給ひし、沼

閻魔王國、自二人間地一去五百臾善那名二無佛世界一亦名二豫彌國一云々、こは、こざかしき法師が、僞作の經文なれど、皇朝の詞に、豫彌國といひしは、中々にめでたし。

又

問云、よみの國とは、いづこなるか、伊邪那岐命は、出雲の國、伊賦夜坂より歸り給へり、さるを、同國出雲郡、宇賀の郷に、黄泉にかよふ穴あるよし、かの國の風土記にあり、誠なる歟。

答云、伊邪那岐ノ命こそ、出雲よりかへり給へれ、なべてさるべきには限らす、いづこにても、人死したるを埋葬したる所、即ち黄泉の通路也、伊邪那岐命、出雲のいぶやざかより、かへり給ひしは、其妹伊邪那美ノ命を、同國、比波の山に葬りし故也、高天ノ原も、海の宮も、其通ひ路は、日向の國にかぎらぬが如くなるべし。

又

問云、伊邪那美ノ命は、死に給はず、生ながら、黄泉の國に到り給ひしにあらす

は、いとつたなくて、みるもうるさし。

又

問云、天武天皇紀に、命二境部連石積等一、更肇俾レ造二新字一部、四十四卷一とあり、これ、神代の文字失ひたる故に、更に、改めて造られたるならずや、更にといひ、新字といひ、古字に對するならずや。

答云、更にの字にのみ心をつけて、肇の字に心つかざるは、いかに、更ノ字は、外戎の漢字に對へたる也、肇字は、皇朝にて始ての義也、新字は、漢字に對へたるにても、又それにかゝはらず、始て新につくられたる義にても、ことはりよくきこゆれば、いづれにてもありなん。

黃泉

問云、黃泉によみの國といふは、佛家にいへる地獄によく似たり、元來別物なる歟。

答云、佛家にいふ所の、地獄、極樂は、人の惡逆をこらして、善道に引き入む料の作物なり、よみの國は、上古の傳説にて、人智の作物にあらず、十王經に、

答云、殺生を罪とするは、佛家の掟にて、我皇朝の御制禁にあらず、魚鳥は、もとより食用の爲のみにて、外の益ある物にあらず、五畜を殺すは、惡行なり、公にて是をとがめ給ふ、五畜を喰ふは、汚穢なり、神々是を罰し給ふ、魚鳥をころしくふは、神幽、顯露ともに罪とし給はず、

神代文字

問云、神代の文字は、今は絶はてゝ、いさゝかのこれるも、神秘となりてしる人なしとかや、いかなる字躰なるか、きかまほし。

答云、古語拾遺序に、上古之世、未レ有二文字一、貴賤老少、口々相傳、前言往行、存而不レ忘、書契以來、不レ好レ談レ古、浮華競興、還嗤二舊老一云々とあり、神代の文字などといふは、跡かたもなき僞也、應神天皇の御代に、百濟國より、和邇といふ人につけて、論語十卷、千字文一卷奉りし事、古事記にあり、これ、皇朝に文字を傳へたる始なり、近來、名利をむさぼる學者などが、僞をかまへて、或は、さる神社の寶庫より出たり、或は、いづれの神の、夢に授け給へりなど、むかしの佛者があしき妄言をいひ出で、紅毛文字の躰なる物つくれりし

神道問答下卷

獸肉

問云、獸肉をくひて神前に出るは、憚ありや。

答云、いにしへ。神の御みづから、獸を狩り給ひし事、古事記、神代紀等にあり、神前に獸を備へ奉る事は、祝詞式、其外にもあり、獸は、食用の物は、忌むべきにあらず、天武天皇紀に、自今以後、莫ㇾ食二牛馬鷄犬猿之肉一、以外不ㇾ在二禁例一とあるは、もとより、五畜を喰ふは、汚穢なればはゞりしを、漢國の惡風義を傳へしより、いとみだりがはしく、五畜など喰ふ者も有し故に、かゝる御掟は立られし也、すべての獸は、畜物にあらず、食用也、孝謙天皇紀に、以二諸蔗之類一、永不ㇾ得二進御一とあるは、佛法盛りに行はるゝ御代なれば、かゝる御掟は立られし也、儒と佛とは、うらうへの違ひ也。

魚鳥

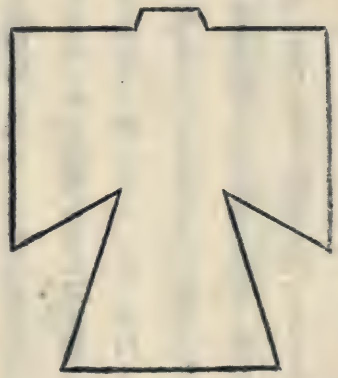
問云、魚鳥も生を殺して奉るは罪なるか。

神道問答下巻目録

はして結ぶは、天台の顯敎の法なり、神事に用なし、

神道問答上卷終

ひゝなかた



打　鳴

問云、佛寺の磬といふ物も、うちならしと唱へかへて、神前に用ひるは如何、

答云、同じ事なり、和名抄伽藍具に、磬（けいは）、苦定反、宇知奈良之（うちたらし）とあり、佛具の神なり。

印

問云、神拜の時に、印を結ぶはいかゝ。

答云、祭服、狩衣などの、袖の中にて結ぶは、眞言の秘密の法なり、手をあら

そは、後に、龜卜始まりし故に、傳説を失ひしなるべし、其後、また、外國の聖人文王といふ人、和私深き故に、眼前の理を考へきはむるを常として、周易といふ物を、つくりて弘めしが、此御國にも傳はりし故に、龜卜も今はしる人稀なり、今の御籤といふ物は、佛家の物なり、

雛形

問云、六月晦日、紙にて雛形をつくり、身をなでゝ祓ひするは、古風なる歟。

答云、古風なり、されど、六月晦日の祓にあらず、三月上巳の祓なり、小兒の常の雛遊と、この雛形の撫物と混じて、今三月三日に、人形を飾るなり、こも上巳と三日と混じたるなり、かの撫物は源氏東屋巻に、みし人のかたしろならば身にそへて戀しきせゞのなて物にせん、みそぎ川せゞにいださんなで物を、身にそふかげと誰かたのまん、などよめり、其ひゝなあそびは、若紫巻にては、正月元日なり、其外、少女の常の遊び也、今も、紙にて人形を作り、遊べる也、是雛の始めなり、そは、三月上巳の雛形とは、もとは別にて、後に混じたるなり。

答云、さゝぐるとは、手に持てさゝぐる歟、又は、華筒に入れて備へ奉る歟、花筒に立つるは、佛家のわざなり、造花は、もとより佛家の物なる事論なし、神代記に、土俗(さとびと)、祭二此神之魂一者(まつるにこのかみのみたまは)、花時(はなのときは)亦以レ花祭(またもてはなをまつる)云々、こは、手に持て、旗と共にさゝげ、笛吹き鼓打ちて、謠ひ舞ひて祭るなり。

燈明

問云、神前に燈明を上る事も、古例なるか。

答云、夜は、廣前にて篝を焚き、手には松明を持つなり、燈明は、佛家の物なり、殊に、晝燈明を上るは、何の益かあらん、燈明の二字は、大般若經より出でたり。

神卜

問云、神道にも卜筮ありや。

答云、神代に、太占卜合(ふとまへうらへ)とて、鹿(しか)の肩骨(かたほね)を全抜きにして、朱梅(はしか)もて焚しよし、古事記にあり、既に、神代紀に、天兒屋命、主二神事之宗源一也、故俾下以二太古之神事一而奉仕上焉、とある是れなり、されど、其法つたはらざれば、しる人なし、

り、古事記に、此之鏡者專爲ニ我御魂一而、如レ拜ニ吾前一、伊都岐奉とあり、さる故に、邇々岐ノ命より、御代々の天皇、大殿の內侍所に、いつきまつり給ひしを、崇神天皇の御代に、大和國十市郡笠縫邑にうつし奉り、其後、また垂仁天皇の御代に、伊勢國、五十鈴の川上に、遷し奉り給ひし也、卽、內宮の御神體なり、神代紀一書に、圖ニ造彼神之象一、奉ニ招禱一云々、是卽ち、紀伊國所坐日前神也とあるも、古語拾遺に、鑄ニ日像之鏡一とあるも、共に後を以て、前にめぐらしたるなり、又一書に、以レ鏡。入ニ其石窟一者、觸レ戸小瑕、其瑕、於レ今猶存、此卽、伊勢崇秘、大鏡とあるは、伊勢と、紀伊と錯亂せしなるべし。

香

問云、神前にて、香を焚く事ありや。

答云、法師のわざなり、小品經に、以ニ白銀香爐一、燒ニ黑沉水一、供ニ養般若一云々、神事には不吉なり。

花

問云、神前に、花をさゝぐること、いにしへも有りし歟。

控度其御後方、白言、從是以內、不得還入、故天照大御神、出坐之時、高天ノ原及、葦原中ッ國、自得照明云々、こは、內へいれ奉らじとて、御後方に引わたとれしを、今は、御前の方に引わたせり、そは、外の方の不淨をいとひて、出し奉らじとの、こゝろづかひなるべし。

神鏡

問云、神前に鏡をかくるは、參詣の諸人の、正直の心をうつす爲なりといへり、何とかや漢めきたりいかゞ。

答云、こも石屋門隱の時より始りて、卽ち幣帛の中のひとつ也、古事記に、天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而、於上枝、取著八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉、中枝、取繫八咫鏡、於下枝、取垂白丹寸手青丹寸手而とあり、祝詞式、其外にも、鏡を奉ること、いにしへの常なり。

又

問云、さらば、神體の鏡も、幣帛のひとつなるか。

答云、そは異なり、天照大御神、皇孫邇々岐命に、鏡を授け給ひしより、始れ

るを、白和布といひ、麻苧にてつくれるを、青和布といへり、古事記に、於ニ下枝一、取ニ垂白丹寸手、青丹寸手一とあるは、古語拾遺に、令下長白羽神、(伊勢圖、麻續祖、今俗、衣服、謂ニ之白羽一、此緣也) 種レ麻以爲中青和幣上、令下天日鷲神穀木種殖、之以作中白和幣上(是木綿也) とあり、後世、神事おとろへし故に、略して、紙にて作れる事とはなりぬ。

榊

問云、榊の枝に幣を附するも、紙なるは略製か、又、榊は何の爲なるか。

答云、紙の幣は略なり、木綿の白和布、麻苧の青和布は、もと榊の枝につくべき料なり、又、榊は、ひとつの木の名にあらず、常磐木の惣名にて、榮木の義也、さる故に、古事記、石屋戸隱の段に、天香山ノ五百津眞賢木矣、根訴士爾許士而云々とあり。

七五三

問云、主連縄の始は如何。

答云、古事記の、天照大御神、天の石屋門隱の段に、卽布刀玉命、以ニ尻久米縄一、

問云、ゆふだすきの制式は如何、又何の爲に用ふるか。
答云、木綿にてつくりたる、常の襷也、こは、神供を備へ奉る時に、衣服の袖をかゝぐる料也、齋部の弱肩に、太襁取かけてといふ事、神代紀、祝詞式などにあるは、齋部氏は幣帛の役なれば、御膳をさゝぐる時に、衣服の袖をかゝぐる也、今世の神職にて、さる本用をもしらずして、法師の呪字袈裟の如き襷をかけて、神前に出るは、いと穢らはし。

幣帛

問云、幣帛の本式は如何。
答云、幣帛は、一物の名にあらず、御膳、御酒、鳥、獸、魚、貝、藻菜、園菜、野菜、金、玉、武器、衣服、織物、すべて種々の物を、千坐の置座に置たらはして、横山の如く打積置を、幣帛といふ、是卽ち充座の義なり。

又

問云、さらば、今御幣といふは、何といふ物ぞ。
答云、今紙にてつくれるは、略製にて、本式に非ず、本式は、木綿にてつくれ

かに。

答云、延喜式をしらざる神職などが、僧徒の經文をうらやみて、黄紙雲母引(きかみきらびき)に、折本を作れり、中に、中臣祓といふひとつのみ、かの六月晦日大祓を、私に添削したるにて、外の七部は、佛にへつらひてつくりたる僞なり、中にも、六根清淨祓とかいへるは、般若心經を以て、作りたる物なれば、神前にて唱るは、いみじき穢なり。

犯罪

問云、かの大祓に、己母(おのがはゝ)、己子(おのがこ)、并に畜(けもの)など犯(おか)せる罪をいましめて、密夫、奸婦の罪を擧げられざるは、いかに。

答云、已母、己子、畜など犯せるは汚穢なり、密夫、奸婦は惡行なり、神は、汚穢を憎みて罰し給ふ、公は惡行を憎みて誅し給ふ、是上にいへる、神幽、顯露の差別なり、生膚斷(いきはだたち)、死膚斷(しにはだたち)も、其穢にふれたるを、いみ給ふ故なり、公にては、其殺害の罪を、糺明し給ふなり。

木綿襷

つを、中臣ノ祓といふはゝひが言なり。

又

問云、今中臣ノ祓と稱するをば、何ととなふべきか。

答云、六月晦日大祓詞といふ名目なり、今世の神職には、此はらひのみをよませんとにや、始にも、終にも、六月晦日とあるを削りて、みつから解しがたきにや、佐久那多利を、佐久良谷と改め、伊穗理を伊惡利と改め、また、耳振立豆開物止馬牽立豆とあるを、掉鹿乃八乃御耳振立豆と改め、また、死を、奈保利とよみ、氣吹を計不岐とよみ、畜を知久と、音にさへよみ誤りながら、我は顏に高らかに、「カ、ンノンデン、佐須良姫ウシナヒテン」、などよめるをきけば、傍いたく、腋に汗流るゝこゝちす、かにもかくにも、私に改めたるは、六月晦日に限らず、正月にも、初午にも、五節句にも、天王にも、八幡にも、これのみ用ひべきためなるべし。

八部大祓

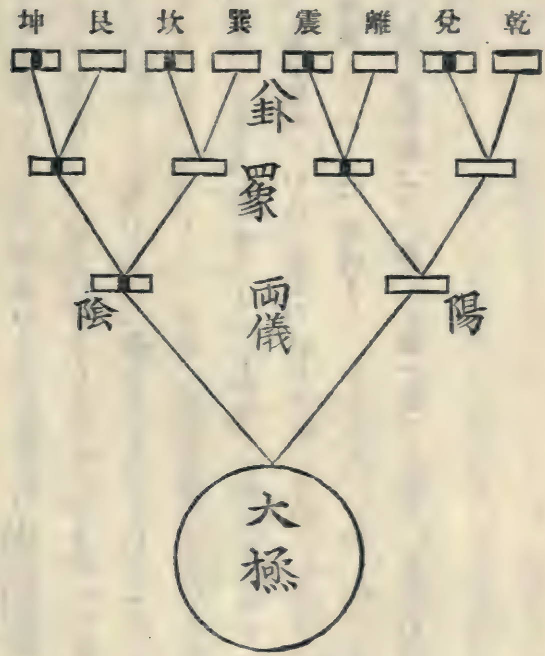
問云、八部の中なる、中臣の祓の事は、委しく承りぬ、さて、外の七部はい

かゝる事は、神祇道に無益の事なれど、天地自然の大法と思ひて、さかしら人の、たくみて作れる物なるよしを、しらぬ人の爲に、かくはいへるなり。

中臣祓

問云、大祓は八部あり、其中にて、中臣の祓をむねと用ひるは、如何。

答云、延喜式第八卷は、あまたの祝祠をのせられたり、其始に、凡祭祀祝詞者、御殿、御門等祭、齋部氏祝詞、以外諸祭、中臣氏祝詞とある如く、すべて。祝詞といふのりとに、中臣氏の祝詞ならざるはなし、そは、神代より、祝詞は中臣氏、幣帛は齋部氏と、定られし定法なり、神代記に、中臣ノ遠祖、天兒屋命、則以神祝祝之、また、使下天兒屋ノ命、掌中其ノ解除之大諄辭上、また、神祇令に、中臣奏ニ天神之壽詞一、また、中臣宣ニ祝詞一、忌部班ニ幣帛一、また大神宮式に、中臣申ニ詔刀一など、其外あまたあり、そが中に、祝詞式の始に有る如く、御殿祭、御門祭、ふたつの祝詞のみは、齋部氏なり、其故は、御殿祭には、大宮女命を祭り、御門祭には、豊岩間戸、櫛岩間戸命を祭れり、此神々は、齋部氏の遠ッ祖、太玉ノ命の御子なればなり、其外は、ことごとく中臣氏の祝詞なれば、たゞひと

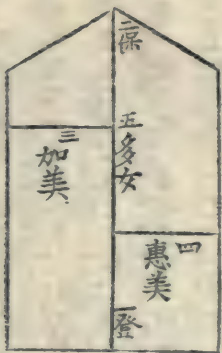

坤 艮 坎 巽 震 離 兌 乾
八卦
四象
兩儀
陰
陽
大極

塞言神尊

問云、塞言神尊、利根陀見の八字は、いかなる義ぞや。

答云、これも、卜家にて行ふ、周易の八卦の名目に、坎艮震巽離坤兌乾の八字なるを、物々しくせんとて、同音の字をえらびて、書きかへたるのみにて、何の益もなき、たぶれことなり、むげに物しらぬ人のしわざなり、えうなき事ながら、ついでなれば言べし、もと、八卦、乾兌離震巽坎艮坤と次第せしなり、是を先天といふ、さるを、周ノ文王とかいへる、伶俐のをこ人が、今の如く置かへたるなり、是を後天といふ、先天のはじめは、大極といふより、一陽一陰を生ず、是を兩儀といふ、又、兩儀より、かたみに、一陽一陰づゝ生ず、これを四象といふ、又、其四象より、各、一陽一陰づゝ生ず、是を八卦といふ、其圖左のごとし。

答云、登呆加美惠美多米とは、卜家にて、龜卜行はるゝ時に、龜甲に、町をつくる名なり、町とは、甲の眞中下より、上へ立筋を付る、下の方を登といひ、上の方を保といふ、其立筋の正中より、すこし上の方、中より左りへ横筋を付る、これを加美といふ、又、正中よりすこし下の方、中より右の端へ、よこ筋を付る、是を惠美といふ、上下の横筋の正中、立筋の眞中を、多女といふ、かく縦筋の町を付て、さて、はゝかの木に、火を燃焼て、ひびきわれたる兆にて、吉凶を定むるなり、眞中の多女の方、正しきは吉なれば、師時の朝臣の「思ひかね龜のますらにことゝへば、ためあひたりときくぞ嬉しき、とよまれしも、多米は、五兆の中にて、人なりとも我體なりともあれば、戀にとりなして、かくはよまれしなり。



書たり。

吐普加身依身多女

問云、吐普加身は、尊き鏡なりとも、又、止煩古鏡なりともいへり、依身多女は、笑の玉なりといへり、いづれかよろしき。

答云、さるつたなきことは、論ふにもいとまをしけれど、とはるゝ故に答ふべし、先、尊きは、多不止伎の假字なれば、吐にてはたがへり、笑は惠美なれば、依にてはたがへり、又、止煩古といふ物はなし、そは神代紀に、瓊矛とある註に、瓊此曰レ努とあるは、古事記に、沼矛とあると同じ物にて、努は、爾にかよふ音にて、瓊ノ字を、奴とも、爾ともよめり、則ち玉の事なり、玉もて餝りたる矛をいふなり、さるを、努ノ字は、呉音にて、奴とよむべきなるに、漢音にて、杼とよみて、又清て、登とさへ誤れり、かた〲、いふにもたらぬひがことなり。

又

問云、さらば、吐普加身依身多女とは、いかなる義ぞ。

柏手

問云、柏手はいかゞうつべき、きかまほし。

答云、柏手は、うつ物にあらず、神前に備ふる具なり、もと食敷葉といひて、檜、杉、椎、柏などの葉に、供物を盛りて奉るなり、其よしは、古書にあまたあり、後世、其食敷葉にかへて、白木の三方、折敷など用ひらるゝを、柏手といへり、食敷葉代の義なり、膳字を、加之波天とあるにてもしるべし。

又

問云、神拜の時に手をうつをば、柏手とはいはざるか、いかゞ。

答云、そは柏手にあらず、持統天皇紀に、公卿、百寮、羅列遞拜而拍レ手、大神宮儀式帳に、四段奉拜短手二段拍、また四段拍、また八開手拍なとあり、大神宮式に、再拜拍二八開手一、次拍二短手一、其外、大嘗會式、中右記、江次第、正應、嘉暦の兩度の公卿勅使記などにも、拍レ手とあまたあり、既に外戎の人すら、皇朝の拍手の事をよくしりて、魏志に、搏手とかき、周禮に、振動とあるも、註に、以二兩手一相擊也とあるにて、今倭人拜以二兩手一相擊、蓋古之遺法也とさへ

なり、初冠より、大副にいたるまでは、源の朝臣の氏姓を賜ひ、伯に任せらるゝ日に、氏姓をとゞめて、王とし給へり、王は、天皇の御孫の列なり。

齋部氏

問云、齋部氏は、今はなきか。

答云、齋部宿禰は、太玉命の後胤にて、中臣氏と並びて、代々神事をつかさどりし貴家なりしを、つぎ〳〵におとろへし事、齋部宿禰廣成の古語拾遺に、述懐くはしくあり、終には絶果てにたるは、いと口をしく、歎はしき事なり、朝廷にて重き神事、又伊勢の正遷宮などには、いにしへを失はず、御幣の職には必齋部代として、他氏の人に任せらるゝなり、

祝

問云、社人を祝部といへり、そをはふりとよむは、いかなる意ぞ。

答云、穢不淨を掃ひ捨て、清淨になす故に、はふりといふ、ばふりは、放り捨る義なり、いはふといふも、いむといふも、皆不淨をさけて、清淨になす義にて、忌部などの字をかけり、秡といふも、同じ心ばへなり。

下に屬すべき故ありしにや、令に、卜部爲二解除一とあり、四時祭式に、召二中臣一稱唯、率二文部四國卜部一入、また臨時祭式に、卜部取二三國卜術優長者一なとあり、三國は、伊豆、壹岐、對馬也、四國は、右の三國に、在京の卜部を合せてなり、祝詞式に、四國の卜部等、大川道爾持退出氐祓却止宣とあり、其外、宮內省式、台記別記等にも、四國卜部は、中臣氏に屬て、事のわざ、つかへまつりしよしあれば、終には、神祇官の數に入られしにや、卜部ノ業基を、神祇ノ少祐と、文德實錄にあり、卜部ノ業孝を、神祇ノ權少吏と、三代實錄にあり、其後は、副にも、伯にも、任られし事あり。

伯家

問云、伯家とは、白川家の略號なる歟。

答云、然らず、神祇伯の家といふ義なり、そもそも白川家は、もと人臣の家にあらず、皇別にて、花山院天皇の御末なり、職原抄に、神祇ノ伯は、花山院ノ御子、彈正尹淸仁親王ノ後胤相續、他人不レ任レ之とあり、顯廣王ノ伯に任られし以後は、伯の家と定りて、再他家にゆづり給ふ事なし、さる故に、伯家とはいふ

を政事と分られて、續日本紀、天武天皇卷に、詔曰、藤原ノ朝臣所レ賜之姓、宜下令三其子不比等二承上レ之、但意美麿等者、緣レ供レ神事一、宜レ復二舊姓一焉とありて、不比等公、改りたる藤原氏を給りて、是今の御攝家の大祖なり、意美麿朝臣は、もとの中臣氏にかへりて、是今の、藤波氏の大祖なり、其子淸麿公にいたりて、同紀に、神護景雲三年六月、詔、因二神語一有レ言二大中臣一、而中臣朝臣淸麿、兩度任二神祇官一、供奉無レ失、是以賜二姓大中臣朝臣一とあり、もと同家ながら、藤原氏は、執柄家にて、中臣氏は、神祇官なり。

卜部氏

問云、卜部氏は、吉田家なり、こはいつれの神孫なるか、

答云、卜部は、忍見足尼命の後胤にて、龜卜の家なり、令に、凡灼レ龜占二吉凶一者、是卜部之執業也、また、文德天皇實錄に、卜部ノ宿禰雄貞、龜策之倫也とあり、壹岐島人、卜部宿禰是雄に、伊岐ノ宿禰といふ、氏姓を給ひし事、三代實錄にあり、もと、壹岐の國より出たる人なり、また、同書に、始レ自二神代一供二龜卜事一、厥後子孫、傳二習祖業一備二於卜部一とありて、龜卜の家ながら、神祇官の

神なり、邇々岐尊は、この國にくだり給ひ、彦火々出見命より以下は此國にて生れ給へども、猶天孫とも、天つ神の御子とも申して、猶天神なり、御代々の天皇、幾億萬代の後までも、天神にて、地神にいましまさず、地神と申は、臣下の神にて、いにしへ、國神（くにつかみ）といひし是なり。

神祇官

問云、いにしへの神祇官は、中臣（なかとみ）、齋部（いんべ）の兩家なり、今も、兩家共存りつるか。

答云、中臣氏は、今の藤波（ふぢなみ）家なり、齋部氏は、絶果てたり。

中臣氏

問云、藤波氏は、天兒屋命（あめのこやねの）御末なるか。

答云、もとは、五攝家を始め、藤原氏は、皆中臣氏なれど、分られし後を以ていはゞ、藤波家なり、そも／＼、中臣連（なかとみのむらじ）は、天兒屋ノ命の後胤にて、代々、祭事政事をかねつかさどりて、朝廷第一の重職にて、天孫第一の貴家なり、天智天皇の御代に、中臣ノ連鎌足公に、藤原氏を給ひ、天武天皇の御代に、不比等（ふびと）公に、朝臣の姓を給ひしより、中臣ノ連を改て、藤原ノ朝臣とせしを、後に、祭事

代ともいふか。

答云、記の方は正しく、紀の方はいとみだりなり、されど、神世七代といふ事は、記、紀ともに同じ、さるを、天神七代と號けしは、天神、地神、人皇と、三才にわかたんために造りたる、後世の名目なり、されど、天神七代といへるはよろし、記の、國之常立ノ神より外に、天之御中主ノ神、高御産巣日ノ神、神産巣日ノ神、宇麻志阿斯訶備比古遲神、天之常立神、此五神を、別天神とあるからは、七代も、天神といはむにひが言ならず、又もとより、天神にておはしませり。

地神五代

問云、天照大神、天忍穂耳尊、彦穂之邇々岐尊、彦火々出見尊、鵜葺草不葺合尊これを地神五代といふも、後世の名目歟。

答云、上の七代を天神とするはさる事なり、神倭伊波禮彦尊より以下を人皇として、三元など漢風に造りたるは、あらざるひがことなり、かしこくも、天照大御神は、天神の最第一にてましますこと、論なし、天忍穂耳命も、元より天

り外はなき事なり、しりたる事を敎ふるは、道なれば、いかでをしまん、しらざることをこたへぬは、誠なれば、恥にあらず、十八神道とかいへるは、誠の神祇道になきことなれば、我はしらず、しらぬことはこたへがたし。

宗源神道

問云、宗源神道は、誠の極秘なるよしきけり、如何

答云、これもなき名目なり、いかなる痴人が造りけん、いとつたなくて、論ふにもたらず、そはもと、神代紀に、天兒屋命、主二神事之宗源一者也と、あるより思ひ得て造りたる名目にてこそあるらめ、論ふにいとまあらず。

天神七代

問云、古事記には、國之常立命、豊雲野命、宇比地邇、須比智邇の二神、角杙、活杙の二神、意富斗能地、大斗乃弁の二神、淤母陀琉、阿夜訶志古泥の二神、伊邪那伎、伊邪那美の二神を、并稱二神世七代一とあり、神代紀には、角杙活杙の二神は、一書傳にはあれど、末文になくして、國狹槌尊ありて、是謂二神世七代一者矣とあり、記と、紀とは、いかで同じからざる、又、神世七代を、天神七

りは、國々の城主、領主へわかち預けさせ給へり、此神幽、顯露ふたつながら、皇祖の二大御神の、大御こゝろより出たる大道にて、外國にはさらになき事なり、風雅集に「天つ神國つ社をいはひてぞ、我あし原の國はおさまる」と、後宇多天皇のよませ給ひしは、後世ながら、道にかなはせ給ひし御製なり、かゝる大道は、神國に限りたる事にて、外戎には絶てなき事なれば、釋迦も孔丘も夢にだにしらざるなり、莊子曰、爲二不善乎顯明之中一者、人得而誅レ之、爲二不善乎幽間之中一者、鬼得而誅レ之とあるは、さかしら多き戎國なれど、さすがに莊子なれば、かくまでは、よくも思ひ得たり、されど、外戎には、太古の傳說なければ、神を明かにし、君を明らかにする事あたはねば、猶推量の私なり。

十八神道

問云、十八神道は、極秘傳のよし聞けり、をしみ給はねば、委しくきかまほし

答云、さる名目は、神祇道にはさらになき事なり、そは、極秘傳と號して、利をむさぼらん料にかまへたる、一家の私にこそあるらめ、すべて、傳授口訣などいふ事は、不學の恥をおほひかくすと、謝物の金玉をむさぼるとの、二つよ

御代々の天皇、かたく守りて、とり行はせ給ふ故に、天地のあらんかぎり、御正統連綿として、官人以下、萬民に至るまで、子孫繁榮なるは、萬國世界に比類なき、大道ある故ぞかし、神代記に、天照大神、敕二皇孫一曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫、可レ王地也、宜二爾孫就而治一焉、行矣、寶祚之隆、當與二天壤一無レ窮者矣、これぞ、誠の道の大本根元なる、また同紀に、高皇產靈尊、敕二大己貴神一曰、夫汝所レ治、顯露之事、宜三是吾孫治二之、汝則可三以治二神事一云々、於是、大己貴神報曰、吾所レ治顯露之事者、皇孫當レ治、吾將退治レ幽事一云々、この故に、大己貴神は、出雲國、杵築大社に鎭坐して、神幽の事をつかさどり給ふなり。神幽の事とは、神の惠を得て、或は昇進し、或は富貴に及び、思ひがけぬ幸を得る類、また、神の罪をうけて、或は下落し、或は貧賤に至り、又は、思ひがけぬ災を得る類、皆、大社の神のつかさどり給ふ所にて、國々の鎭守の神々、家々の氏神などにも、わかち預けさせ給へり、又、顯露の事とは、今眼前の、恩賞褒美、死罪流刑のたぐひ、皇孫の天皇、御代々帝都にまし〳〵して、しろしめす所なり、又天皇よりは、公にまかせさせ給ひ、公よ

輩、不レ可ニ參入一といふ、節を立てられしよし、吉部秘訓抄にあり、また伊勢の大神宮司、大中臣清持が、穢を犯し、佛事を行ひし故に祟あり、よりて、科ニ大祓ヘ解ニ見任一と類聚國史にあり、されば、假にも、習合すべきことにあらず。

唯一神道

問云、さらば唯一神道は、誠の道なるか

答云、兩部神道といふ物出來て、後に、佛にくさに、新に造りたる神道なり。名目こそ唯一なれ、佛も、儒も、陰陽家の説も、其外さま〴〵とり交へたる、つたなき神道なり、そも、誠の神道をしらざる神職などが、私に造りし故に、いよ〳〵狹くなして、却ては、兩部神道にもおとれり、孝德天皇記に、唯一といふことあれども、こは、天地自然の定經をいへるにて、唯一神道の唯一とは、大小はるかに異なれり。

大道

問云、さらば、誠の大道とは、いかなるをいふか

答云、かしこくも、天照大御神、高御產靈神、二柱勅して定め給ひし大道を、

答云、そは、歌に、神ながらとよめると、同じことにて、神代よりの、おのづからをいへるなれば、後世いふ所の神道とは異也

兩部神道

問云、神道、佛道と交へたる修驗道を、兩部神道といふ歟

答云、さる名目も、いにしへはなきことなり、そは、佛道にて、眞言を、金剛界の密宗といひ、天台を、胎藏界の顯宗といへる故に、此顯密二教を、金胎兩部といへり、これに傚ひて、神佛習合して、兩部神道と號けしなるべし、清淨の神事と、汚穢の佛事と習合せんこと、あるべくもおもほへず、神祇令に、不得レ弔レ喪、不レ作ニ音樂一、不レ預ニ穢惡之事一、また貞觀儀式に、可レ忌事六條云々、弔レ喪、作ニ音樂一、預ニ穢惡一事、行ニ佛法一事、並改葬事、また延喜式に、宮中男女、修ニ佛事一、和奸密婚者、科ニ中祓一、また倭世記に、展ニ佛法息一、また文保記に、禁ニ經敎一、忌ニ僧尼一、誡ニ妖言一、退ニ巫覡一など、朝廷の御記にあるからは、外をもとむるに及ばず、儒佛の書は、一已の私物なれば、物の數にあらず、法師は、常に喪にふれ、葬にかゝつらふ業なれば、いにしへは、神社に、僧尼、重輕服、不淨之

八省第三
治部省　卿　大輔　少輔　大丞　少丞　大錄　少錄
玄蕃寮　頭　助　允　屬
法師等

凡斯の如し、令には、神祇官を上とし、貞觀儀式にも、祭儀を第一とし、延喜式にも、神祇式を首とし、職原抄にも神祇官を上として、以ニ神祇官ヲ置ニ諸官之上ニ、是神國之風儀、重ニ天神地祇ヲ故也云々、神國之故、以ニ神祇官ヲ置ニ太政官之上ニ乎とあり、仁和御記にも、毎朝敬拜ニ四方大中小天神地祇ヲ、一日莫レ怠、また禁秘御抄にも、凡禁中ノ作法、先ニ神事ヲ、後ニ他事ヲ、旦暮敬神之叡慮無ニ懈怠ヲ、白地(あからさまにも)以ニ神宮幷內侍所方ニ不レ爲ニ御跡ニ云々、また朝野群載にも、國中之政ハ、神事爲レ先云々とある程の事なれば、よしや、聖人佛等のをしへに隨ふとも、皇朝の御掟にそむけるは、いみじき罪人也、

又

問云、孝德天皇御記に、惟神者、謂下隨ニ神道ヲ、亦自有中神道上也とある、神道とはいかに

と號けて、いとちひさくなしたるにつきて、三教などいふ名をさへ、いひ出だしたるなり、さるを、神職は、子孫相續なれば、しひて學ばずとも、其職に居る故に、わが職にくはしからず、儒佛は、一代のものにしあれば、名聞利欲の爲に、深く學ぶ故に、本末を亂ること甚し、但、本末を亂るとは皇朝を末とし、外戎を本とし、吳の太伯が事など作り出だしたるたぐひ、又、極樂地獄の有樣をつくり、龍樹菩薩の鐵塔を開きしたぐひ、皆本末を亂りたるなり、そをいひやぶるばかりの神職は一人もなし、さればこそ、儒佛の二小道にはけおされにけれ、大神道と、儒佛の二小道とは、其尊卑廣狹はるかに異なり、其よしは、皇朝にて、たて給ふ所にてあきらかなり。

百官第一 神祇官 伯、大副、少副、大祐、少祐、大史、少史、 —— 神職等

百官第二 太政官 攝政、關白、太政大臣、左大臣、右大臣、內大臣
大納言、中納言、參議、少納言、左右大中少辨等

八省第二 式部官 卿 大輔 少輔 大丞 少丞 大錄 少錄

大學寮 頭 助 允 屬 文章助授
直講 音書 明法 算等之博士 —— 儒者等

神道問答上卷

石見國濱田家　藤原彦麿謹誌

神道

問云、神道は、皇朝の大道なるを、儒佛二道にけおされて、いとおとろへたるは、いかなる故ぞや

答云、神道といふ名目は、古へはなき事也、其故は、神祭を始め、年中の式、臨時の御掟、天下の政事、すべて士農工商の業、諸民の職、儒佛の道々までも、我大神道の枝葉なり、但、佛道は、汚穢に觸るゝ業なれば、清淨なる神祭には交へがたし、そは、一家の中にも、厨も厠もあり、同じ一家の枝葉ながら、清淨なる厨と、汚穢なる厠と、混ずべからぬが如し、こは、佛道を厠に比したるにはあらず、たゞ、清淨と、汚穢との差別をいふなり、さるを、儒佛の小道を、各、大道の如くいひならし、故に、其二小道に對へて、神道のみをわきて、神道

(一)けおされて、けは發語なり、おされてといふこと

香

燈明

雛形

印

花

神卜

打鳴

神道問答上卷目錄

神道問答題言

我

神國之爲二神國一、據二　帝土之震位一、當二躔次之正帶一、開闢以來、歷聖相承、重照累洽、與二天地一同二其運一、　皇統至レ今不レ絕、宇宙萬國、未レ聞レ有二其比一也、　神聖在レ上、神道大行、風俗醇美、所レ謂百姓日用而不レ知也、然世有二汚隆一、　道有二顯晦一、中世以來、神道夷微、人不レ及レ知レ有二神道之敎一、異端並進、神道蕪塞、曲智小慧之徒、取二其近似者一、雜以二儒佛之說一、而神道益晦矣、石州蘆假庵翁、嘗慨レ之、若二此書一、以明二其道一、予未レ達二神道之敎一、故未レ能レ盡二其蘊奧一也、　讀二此書一、始知下神道之所三以爲二神道一、觀二世之所レ謂神道者一、未レ有下若二此翁一者上也、　世之欲レ學二神道一者、　由レ此而入焉、　其必有レ所二大進一、頃示二此書一、徵二予題言一、因書レ此、以歸之、

文政己卯冬十月　　梧堂　石川　朋　識

この書は、齋藤彦麿の著にして、神道中の或る個條を揭けて、最も簡易に說き示したるものなり。されば、初學の者にも、斯道の大體を心得しむるには、極めて便よきものといふべし、彦麿は、通稱を可怜(うまし)といひ、號を葦假庵、また宮川舍と呼びたり、石見國濱田の城主、松平周防守の家臣にして、幼時江戶に出で、濱町の藩邸にありて、伊勢貞丈に學びまた敎を本居宣長にうけ、傍ら山東京傳につきて、其の文筆を磨きぬ、性剛毅にして、時に阿らず自ら一家の風を爲し、神道を信じて、常に高言放論し、殆ど傍若無人の勢ありき、天保年間藩主事ありて、奧州棚倉に徙されぬ、彦麿も從ひてかの地に下りたり、水戶に、武田耕雲齋の事起り、周防守與りて勳功ありしかば、幕府召して閣老となし、武州川越に封じたり、彦麿また從ひて、こゝに移りぬ、彦麿、常に好みて書を讀み、博聞洽記の名一世に高く、年既に老いて、氣象益壯なりき、その著書數十種あり、特に斯道に關係あるものを擧ぐれば、神道問答、神代餘波、かはほり(蝙蝠)、現身のなやみ、三哲小傳、初學敎語、武烈天皇暴惡虛名、傍廂(かたびさし)等なり、安政元年、享年八十七にて、濱町の藩邸に沒せり、子孫今なほ川越にありとぞ。

神道問答

禩。古の祀字なり
膢。二月の祭を云ふ

るに、異を排し正に復するの勳なり。彼の痾を救ひ痿を起すの勢と一に咸な仁人の能事にして、實に國家の介祉なり。而して今先生の人に誘はるところのものは、神の見つ可きなり。其の見つ可きに就いて其の思度る可からざるを致さば則ち庶くば斯の道の地に墜ざらんことを。寛文十禩庚戌の歳膢節、予適々西より來りて京師に寓す。剞劂の功成ることあるを喜んで、仍て其の尾に跋すと云ふ。

岡山散人兮齋胤謹識

寛文十庚戌九月上旬

盗豈得て之を竊んや。吾が神道の異端に遶せらる亦固に爾り。神官其の人あらば、則ち邪說行はることある能はじ。是れ白井先生の深く憾ありと爲す所以なり。先生名は宗因、自省は其の號なり。大公を壽庵と曰ふ、祖公を宗怡と曰ふ。一谿老師の高弟にして頤神の妙術、其の功は藉甚なり。先生に曁ては、蓋し三世良醫の門なり。先生家を克し事に幹たり。間、好んで國家の載籍を閲し博く本朝の事故に通ず。皤然として吾が神道に志あり。其の覃研礎磨茲に年あり。嘗て神社便覧一册を作り。復た啓蒙七局を述べて、均しく諸を梓に壽し、以て其傳を撰む。初めに二十二社を叙して、中には一宮諸社を列ね、末には靈社を載す。諸を古史に考へ諸を舊傳に撫ひ、其土を辨じ、其の神を質し、其の信を信にし、其の紛れたるを分ち。又竊に徵意を附して其の幽たるを闡く。苟も其傳を失ふて明ならざるときは、則ち之を闕き、誕にして經ならざるときは則ち之を刪る。是に於て、啓蒙の斯の篇に名づくること固に當れりと爲す。其意たる蓋し吾が神をして依るところあらしめ、吾が民をして崇むるところを知りて、邪說に惑はざらしめんことを要するなり。予先生の意と爲る所以を察す

譆。古の歎字なり

神社啓蒙跋

蓋し夫れ度る可からざる思は神なり。之を承ふるの道、敬せずんばある可からず。古へ吾が國家の隆なりしとき、聖王は寓を馭し、俊乂官に在り、朝政日に熾にして、海内無事なりき。是に於て乎、圭田は秩多く、禮奠は腆あり。升平の應、一も之に由らざることなし。世汚り俗醨して、人唯怪のみを好む。其の妖妄を語るときは、則ち神と爲し、靈と爲し、其の虛誕を稱するときは、則ち感と爲し、應と爲す。彼の萬物に妙にして、遺す所の无き者は措て論せず。自來國家の寧からざること豈怪む可けん歟。痛い乎、神道の陵遲せること。嗟夫れ闔國の神、數千百所なりと雖も、其の神たる所以の者は誠なり。祭祀禱祠の禮隆殺同じからずと雖も、其の之に事ふる所以の者は敬なり。神官無慧にして、其の誠敬を爲すこと克はず、浮屠儔說して相譸く者殆んど數十世ならん耳浸淫已に漸く、錮弊益々深し。曩日孔子の春秋を修するや、盜は寶玉大弓を竊むと書す。說く者謂らく、魯に人なきの辭なりと。信に如し守禦其の人を獲ば

又按するに、夫れ物部は、其の先は櫛玉饒ノ速日ノ命、長髓彦が妹三炊屋媛を娶り、可美眞手命を生む。命神武天皇に仕ふ。天皇其の先の貴、其の忠武の功を褒め之を寵す。此れ物部の遠祖なり。物部と武士と訓相近し。仍て號すと云ふ。

神社啓蒙卷之七　終

穴穂部ノ皇子ノ宮を圍む。是に於て、衞士先づ樓上に登り、穴穂部ノ皇子の肩を擊つ皇子樓の下に落つ。走りて偏の室に入る。衞士等燭を擧げて誅す。辛亥宅部ノ皇子を誅す。皇子穴穂部に善し。故に誅せらる。

此れ馬子の穴穂を誅するの事なり。宅部皇子は宣化天皇の子なり。

崇峻二年秋八月蘇我ノ馬子ノ宿禰諸皇子と群臣とに勸めて、物部守屋大連を謀り滅さんとす。大連親ら子弟と奴軍とを率ゐて、稻城を築て戰ふ。是に於て、大連衣楮朴の枝間に昇り、臨射ること雨の如し。皇子等の軍怯弱にして恐怖し三回却還る。是の時、厩戶皇子誓言を發して進んで討伐す。爰に迹見ノ首赤擣（迹見は姓、赤擣は名なり）あり、大連を枝下に射墮し、大連並に其子等を誅す。

此れ守屋稻城の役なり。

世僞相傳ふ。守屋は逆臣たりと。余守屋の爲人を觀るに、未だ逆と稱すべきことあらず。故に備に其の始末を載すと云ふ。

又按ずるに、守屋馬子が辨、林氏具に之を論ず。今敢て別に說を作らず。

連の別業の地）に退き人を聚め集む。中臣勝海連家に於て衆を集め、大連に隨ひ助く。大連阿部の家より、物部の八坂大市小坂漆部造兄を使はして、馬子に謂はしめて曰く、吾れ聞く、群臣我を謀る。我れ故に退くと。馬子大臣乃ち土師八島連を大伴毗羅夫連の所に使して、具に大連の語を述ぶ。是に由りて、毗羅夫連手に弓箭皮楯を執り、槻曲の家に就いて晝夜に離れず大臣を守護す。

此れ大連大臣大に郤るの事なり。

用明天皇既に崩じて嗣の位未だ定まらず。大連元と餘部の皇子等を去りて、穴穗部ノ皇子を立てゝ天皇と爲さんと欲す。今に至るに及んで遊獵に因りて替へ立んことを謀んと望ふ。密に人を穴穗部ノ皇子に使して曰く、願はくば、皇子と將に淡路に馳獵せんと。謀泄る。

此れ大連の穴穗を立んと欲するの事なり。六月甲辰朔庚戌蘇我馬子宿禰等炊屋姫ノ尊の詔を奉じて、佐伯ノ連丹經手土師ノ連磐村的臣眞噛曰く、汝等兵を嚴にして往いて穴穗部ノ皇子と宅部皇子とを誅殺せ。是日夜半佐伯ノ連丹經手等

皇后は皇子と兄弟なり。敏達も亦兄弟なり。同じく欽明の子にして、母各に異れり。然らば敏達の炊屋姫を立てゝ皇后と爲るの時、三輪君在さず乎。在さば則ち盍ぞ諫めざる哉。

二年夏四月乙巳朔丙子、磐余河上に御新嘗す。是の日、天皇病を得、還りて宮に入る。群臣侍りぬ。天皇群臣に詔して曰く、朕思ふに、三寶に歸らんと欲す。卿等之を議せよ。群臣入朝して議す。物部守屋大連、中臣勝海連と詔に違ひて議して曰く、何ぞ國神に背いて他神を敬するや。由來斯の若き事を識らず。

按ずるに、此の議公論なり。

蘇我馬子宿禰大臣の曰く、詔に隨ひ助け擧るべし。詎ぞ異計を生せん。是に於て、皇弟皇子（穴穗皇子）豐國法師を引いて、内裏に入る。

此れ王道衰微の漸、佛法熾盛の幾、守屋が讎、馬子が佞、是に於て乎剖る。

物部守屋大連邪睨大に怒る。是の時、押坂部ノ史毛屎急に來り、密に大連に語りて曰く、群臣卿と圖る。復將に路を斷たんとす。大連之を聞きて阿部（大

大連と兵を率ゐて磐余の池邊を圍繞す。逆の君之を知り、三諸の岳に隱る。是夜潜に山より出で炊屋姫の別業海石榴市宮に隱る、逆の同姓白堤と横山と言ふ、逆の君は在處なり。穴穗部ノ皇子は卽ち守屋大連を遣して曰く、汝は應さに往いて逆君並に其の二子を討つべし。大連遂に兵を率ゐて去る。是れ守屋の三輪の君を討つの事なり。

蘇我ノ馬子ノ宿禰、外にして斯の計を聞き、皇子の所に詣る。卽ち門庭に逢ふ。特に大連の所に之かんとす。時に諫めて曰く、王者は刑人に近づかず。自ら往く可からず。皇子聽ずして行く。馬子ノ宿禰卽ち隨ひ去る。磐余に到りて切に之を諫む。皇子乃ち諫に從ひて止まる。仍て此處に於て、胡床に踞座して大連を待つ。大連良久して至る衆を率ゐて報命して曰く、逆等を斬り訖ると。是に於て、馬子宿禰惻然として頽嘆して曰く、天下の亂久しからじ。大連聞いて答へて曰く、汝ち小臣の識らざるところなり。

此れ馬子が三輪の君を討つことを可かざるの事なり。按ずるに、三輪の君の穴穗皇子を拒むこと、其の炊屋皇后に奸せんと欲することを禦ぐの故なり。

皇后は、欽明の中女、穴穂の異母兄（鋤皇后の母は穴穂の母の姉なり）之を立てゝ、敏達天皇の皇后と爲す。崇峻天皇（穴穂の弟）蘇我ノ馬子に弑せらるゝに方りて、嗣位既に空し。群臣皇后に請ふて位に卽しむ。推古天皇と曰ふ。

而して自ら强ゐて殯宮に入る。寵臣三輪ノ君逆へ、乃ち兵衞(とねり)を喚んで、重く宮門を鎖し拒んで入れず。穴穂部ノ皇子問ふて曰く、何人か此に在る。兵衞答へて曰く、三輪の君逆在すと。七呼んで門を開けと。遂に入ることを聽さず。是に於て、穴穂部ノ皇子、大臣と大連とに謂ふて曰く、（大臣は蘇我馬子、大連は守屋）逆頻りに禮なし。殯庭に於ける誄に曰く。朝廷を荒さず淨きこと鏡面の如し。臣治平奉仕す卽ち是れ禮なし。方今は天皇の子弟多く在り。兩の大臣侍る誰か待て情を恣にせん。専言任へ奉る。又余殯内を觀るに、拒んで入るを聽さず。自ら門を開けと呼ぶこと七回なれども應せず。願はくば之を斬らんと欲す。兩大臣曰く、命に隨はん。是に於て、穴穂部ノ皇子陰に天下に王たるの事を謀る。而して口に詐り逆の君を殺すに在り。遂に物ノ部ノ守屋

夷を攘ふの志あり。蘇我の佛を尙ぶは、福を求むる意なり。守屋國に佛に私讐なくして、蘇我還りて佛に私媚あり。夷を攘ふは、君を愛し國を固むるの志なり。福を求るは、世を惑じ國を蠹するの意なり。林氏謂らく、守屋必ずしも逆臣ならず、蘇我必ずしも忠臣ならずと。蓋し理あらん乎。其の事を紀する者は亦佛者浸染の徒なり。則ち一時の災祥は以て徵とするに足らず。

同年秋天皇崩ず。殯宮を廣瀨に起す。馬子宿禰大臣を佩きて誄す。物部弓削守屋大連輾然として咲ふて曰く、獵箭に中りし雀鳥の如し。次に弓削大連手脚搖震して誄す。馬子宿禰大臣咲ふて曰く、鈴を懸くべし。是に由りて、二臣微(すこし)く怨恨を生ず。三輪の君逆(さか)ふ。隼人をして殯庭に相距ましむ。穴穗ノ皇子天下を取らんと欲し、憤を發して曰く、何の故ぞ、死王の庭に事へて、生王の所に事へざる。

三輪君は、敏達天皇の寵愛するところにして、內外の事を委す。穴穗ノ皇子は欽明天皇の子、母は蘇我稻目の女、敏達の異母弟なり。

用明天皇ノ元年夏五月穴穗部皇子炊屋皇后を奸せんと欲す。

ず當に慶あるべし。宜しく早く投棄して後福を求むるに勤むべし。天皇の曰く。奏に依れ有司乃ち佛像を以て難波の堀江に流棄す。復た火を伽藍に縱ち燒燼して更に餘すなし。

皇考天皇より陛下に及び疫疾流行して國民絕す可けん。豈に蘇我ノ臣の興行する佛法に由るあらざる歟。詔して曰く、灼然なり。宜しく佛法を斷つべし。

丙戌物部弓削守屋大連自ら寺に詣り、胡牀に踞坐して、其塔を斫り倒し、火を縱ちて之を燔く幷に佛像と佛殿とを燒く。既にして燒餘すところの佛像を取り、難波の堀江に棄てしむ。是の日、雲なくして風雨す。大連雨衣を被り、馬子宿禰と、從行の法侶とを訶責し、毀辱の心を生ぜしむ。乃ち佐伯ノ造御室を遣して、馬子宿禰が供するところの善信等の尼を喚ぶ。是に由り、馬子宿禰敢て命に違はず、惻愴啼泣して、尼等を喚出し、御室に付す。有司便ち尼等が三衣を奪ひ、梅石榴市の亭に禁錮楚撻す。天皇任那を建んことを思ひ、坂田耳子王を差して使と爲す、云云。

按ずるに、守屋の佛法を排するの說此の如し。原夫れ守屋の佛を排するは、

て、塔の柱の頭に藏む。辛亥蘇我大臣疾を患ふト者に問ふ。ト者對言ふに、父の時祭るところの佛神の心に祟ありと。大臣即ち子弟を遣して其の占狀を奏す。詔して曰く、宜しく、卜者の言に依りて、父神を祭祠ふべし。大臣詔を奉じて石像を禮拜し、壽命を延ぶるを乞ふ。是の時、國疫疾行はれ、民死するもの衆し。三月物部弓削守屋大連、中臣勝海大夫と與に奏して曰く、何の故ぞ、背て臣が言を用ひざる。(初め欽明十三年蘇我大臣稻目宿禰奏して曰く、西蕃の諸國一に皆佛を禮す。豊秋日本豈獨り背んや。物部大連尾輿中臣鎌子も同じく奏して曰く、我が國家の天下に王たるは、恒に天地社稷百八十神を以て、春夏秋冬祭拜するを事と爲す。方今蕃神を改め拜するは、恐らくば國神の怒を致さん。天皇の曰く、宜しく情願人稻目宿禰に付し、試に禮拜せしむべし。大臣跪受し忻悅して、小墾田の家に安置し、出世の業を勤修す。因て向の原の家を淨捨して寺と爲す。後に國疫氣行はれ、民夭殘を致す。久うして愈々多く、治療する能はず。物部大連尾輿中臣連鎌子、同じく奏して曰く、昔日、臣が計を須ひず、斯の病死を致す。今遠からずして復さば、必

其の佛像二軀を請ふて、鞍部村主司馬達等池邊直氷田を遣して、四方に使せしめ、修行者を訪覓む。是に於て、唯播磨國に於て俗に還る者を得たり。高麗惠便と名づく。大臣以て師と爲し、司馬達等か女島を度せしむ。善信尼と曰ふ。(年十一歲)又善信尼弟子二人を度せしむ。其の一漢人夜菩が女にて豐女は名づけて禪藏尼と曰ふ。其の二錦織尼が女にて石女を名づけて惠善尼と曰ふ。馬子猶ほ佛法に依り、三尼を崇敬す。乃ち三尼を以て氷田直と達等とに付し、衣食を供せしむ。佛殿を宅の東方に經營し、彌勒石像を安置す。三尼を屈請て大會設齋す。此の時達等佛舍利を齋食の上に得たり。舍利を以て馬子宿禰に献す。馬子宿禰試に舍利を以て鐵質の中に置き、鐵槌を振ひて打つ。其の質鎚と與に悉く摧毀さる。而して舍利は摧毀す可からず。又舍利を水に投ずれば、舍利は心の願ふところに隨ふて水に浮沈す。是に由りて、馬子宿禰、池邊氷田、司馬達等佛法を保信し、修行して懈らず。馬子宿禰亦石川の宅に於て佛殿を修治す。佛法の初め茲より作る。明年春二月蘇我大臣馬子宿禰塔を大野丘の北に起し大會設齋す。即ち達等が獲るところの舍利を以

を打つ。其の巫覡等恐れて其の勸祭ることを休む。時の人便ち歌を作りて曰く、禹都麻佐波柯微騰母柯微騰枳舉曳倶屢騰舉預能柯微乎宇智岐多麻須母、此の虫は常に橘樹に生ず。或は蔓椒に生ず。其の長四寸餘、其の大さ頭指許の如し。其色綠にして、黑點あり。其の貌全く養蠶に似る。

或は言ふ、富士行と云ふは、蓋し此の遺習か。

世に傳ふ、上宮太子齋川に命じて申樂を爲らしむと云ふ。彼の式、三番初の第一美は日ノ神なり。次の第二美は住吉ノ神なり。終の第三美は穴吹神なり。（穴吹神は延儀式に見ゆ）是等の伎に於ても、亦上古神道を尙ぶことを見つ可し。

○大酒社

播磨國赤穗郡坂越浦に在り。祭るところの神一座。

弓削守屋大連（物部尾輿の子）

日本紀に曰く、敏達天皇十三年秋九月百濟より來る鹿深臣（名字を闕く）彌勒石像一軀あり、佐伯連（名字を闕く）佛像一軀あり。是歲蘇我馬子宿禰、

夕夢らく、神童あり言して曰く、我は是れ秦の始皇の後身なり緣あるを以て日域に生ず。請ふ臣たらん。時に和州洪水の變あり、初瀨川大に漲る。大甕流れ來りて、三輪の神齋の前に止まる。土人之を開いて視るに、一男子あり。身體玉の如し。土人之を奏す。天皇の曰く、夢に見る所の者は此の人なり。擧げ養ふて、姓を賜ふて秦と曰ふ。其の才智年と與に相長ず。十五歲に至り。大臣の位を授く。五朝に奉じて以て推古帝の時に至る、天神地祇を祭り、以て安國利民の政を布く。

日本紀に曰く、皇極三年秋七月東國不盡河邊(あづまのくにふじかはべ)の人(ひと)、大生部多(おほふべのおほし)、虫を祭ることを村里の人に勸む。曰く、此は常世神(とこよのかみ)なり。此の神を祭るときは、富と壽とを致す。巫覡(かふなぎ)等遂に神語に詐託(いつはりかけ)て曰く、常世神を祭れば、貧人富を致し、老人は少きに還る。是に由りて加々勸めて、民家の財寶陳酒陳菜六畜を路側に捨てゝ呼(よ)ばしめて曰く、新しき富入り來れと。都鄙常世の虫を取りて、清座に置き、歌舞ふて福を求む。珍財を棄捨して益するところなし。損費すこと極めて甚し是に於て、葛野秦の造(みやつこ)河勝、民の惑ふところを惡みて、大生部多(おほふべのおほし)

に由るところなし。爰に鄕人に問ふて曰く、水江浦島子が家人、今何の處に在りや。鄕人答へて曰く、君は何の處の人ぞ、舊遠の人を問ふ乎。吾れ聞く古老等相傳て曰く、先世に水江浦島子と云ふものあり、獨り蒼海に遊んで還り來らず。今三百餘歲を經たり。者(しか)れば何ぞ忽に此を問ふ乎。卽ち棄心を銜んで鄕里に廻ると雖も、一親に會はず。既に旬日を逕る。乃ち玉匣を撫でゝ感じて神女を思ふ。島子前日の期を忘れて、忽に玉匣を開く。卽ち未瞻の間に芳蘭の體、風雲を率ゐ、蒼天に翩飛す。島子卽ち期に乖違(そむきたがふ)て還んことを要すれども、復會ひがたきを知りぬ。首を囘して踟蹰し、涙を咽んで徘徊す。其の貌俄に老翁と爲りて遂に死す。時に天長二年なり。

○大荒社(おほあらのやしろ)

播磨國に在り。祭るところの神一座。或は同國坂越(さこし)の大酒を以て、川勝に混ず。甚だ非なり。

秦川勝(はたのかはかつ)

考ふるに、秦河勝は、人皇三十代欽明天皇の御宇に化生せる者なり。天皇一

の時、群の仙侶等漸漸退散す。卽ち女娘獨り留まる。眉を雙べ袖を接して、夫婦の理を成す。時に島子舊俗を遺れ、仙都に遊ぶこと旣に三歳に經ぬ。忽に土を懷ふの心起り、獨り二親を戀ふ。故に吟哀繁く發り、嗟嘆日に益す。女娘の曰く、比來君夫の貌を觀るに、常時に異れり、願はくば其志を聞かん。島子答へて曰く、古人の言に、少人は土を懷ひ、死狐は丘を首にす。僕以らく、虛談なりと今斯に信に然り。女娘問ふて曰く、君歸らんと欲する乎。島子答へて曰く、僕近く親故の俗を離れ、遠く神仙の堺に入る。戀眷に忍びず、輙ち輕慮を申ぬ。望むところは、暫く本俗に還り、二親を拜し奉らん。女娘涙を拭ふて歎じて曰く、意は金石に等しく、期を萬歳に期す。何ぞ鄕里を看て一時を棄遺すや。卽ち相携へて徘徊し、相談じて慟哭す。遂に袂を接し退出てゝ岐路に就く。是に於て、女娘の父母親族、但別を悲んで送る。女娘玉匣を取りて島子に授けて謂ふて曰く、君遂に賤妾を遺れず、看尋ぬることあらば、堅く匣を握りて開くこと莫れ。卽相分れ船に乘ず。仍て敎へて眠目しむ忽に本土筒川の鄕に到る。卽ち村邑を瞻眺すれば、人物遷り易りて更

ん。爰に島子神女なるを知りて愼懼れて疑心あり。女娘語りて曰く、賤妾の意天地と共に畢り、日月と倶に極らん。但君何ぞ早く許不の意を先んづと。島子答へて曰く、更に言ふところなくして何ぞ解かん乎。女娘の曰く、君宜しく棹を廻し蓬山に赴くべし。島子從ひ往く。女娘敎へて眠目らしむ。即ち不意の間、海中博大の島に至る。其の地たる、玉を敷くが如く、闕臺晻映として樓堂玲瓏たり。目に見ざる所なり。耳に聞かざる所なり。携へて門を開き內に入る。卽ち七竪子來りて相語りて曰く、是れ龜比賣の夫なり。亦八竪子來りて相語りて曰く、是れ龜比賣の夫なり。茲に知りぬ、女娘の名は龜比賣なることを。乃ち女娘出來る、島子竪子等の事を語る。女娘の曰く、其の七竪子は昴星なり。其の八竪子は畢星なり。君怪むこと莫れ。卽ち前に立ちて引導す。進んで內に入れば女娘の父母共に相迎ふ。揖して定坐す。斯に人間仙都の別を稱說し、人神偶會の嘉を談議す。乃ち百品芳味を雪す。兄弟姉妹等杯を擧げて獻酬す。隣里の幼女等紅顏戲接す。仙歌寥亮として、神舞逶迤たり。其の歡宴を爲すこと人間に萬陪す。茲に於て日暮を知らず。但黃昏

丹後國竹野阿佐茂川の東、網野村に在り。祭るところの神一座。

水江浦嶋子

日本紀に曰く、雄略二十二年秋七月丹波國餘謝郡管川の人、水江浦嶋子舟に乘りて釣る。遂に大龜を得たり。便ち化して女と爲る。是に於て、浦島子感じて婦と爲し、相逐て蓬萊山に到る。歴く仙衆を視る。

丹後風土記に曰く、與謝郡日量里に筒川村あり。此に人夫日下部首等の祖、名を筒川島子と云ふものあり。爲人、姿容秀美にして風流類なし。斯れ所謂る水江浦島子と云ふものなり。長谷朝倉ノ宮の御宇に島子獨り小舟に來りて、海中に汎出づ。釣を爲すこと三日三夜を經て一魚を得ず。乃ち五色の龜を得たり。心に奇異を思ひ、船中に置き、卽ち寢ぬ。忽に婦人となり、其の容美麗にして更に比すべからず。島子問ふて曰く、人宅遙に遠くして、海底人乏し誰人ぞ忽に來る。女娘微笑して曰く、風流の士獨り蒼海に汎ぶ、近く談ずるに堪へず。風雲に就いて來る。島子復問ふて曰く。風雲何の處より來る。女娘答へて曰く、天上仙家の人なり。請ふ君疑ふこと勿れ、相談の愛に乘せ

將御。婚姻の禮を云ふ。(黃)

りて馬より落つ。秀郷其の所に至り、遂に將門の首を斬る。士卒に屬すと云ふ。

社家者流の説に曰く、神田ノ社は大己貴命の鎮座なり。將門が社は本殿を去ること百歩許りなりと。予未だ可否を知らず。姑らく、林氏の説に隨ふ。

○橋姫社(はしひめのやしろ)

山城國宇治郡宇治橋の傍に在り。祭るところの神一座。

世に傳ふ、昔し妬婦あり、貴布禰(さふね)神に禱りて、生ながら鬼たらんことを求む。既にして形を改め、頂に鐵輪を被り、口に炬火を含み、深更毎に貴布禰ノ社に詣で、遂に生ながら厲鬼と爲る。此を宇治橋姫と爲すと云ふ。

○又言ふ、羅生門の鬼此と同じ。

按するに、伊州度會郡宇治橋の下に橋姫社あり。然らば則ち山州宇治の橋姫も亦宜しく勢州と同神なるべし。或は曰く、是れ架橋守護ノ神なりと。里人の云ふ、將御の禮を行ふ者、常に橋姫の神前を過ぐるを忌むと云ふ。

○網野社(あみののやしろ)

諺に傳ふ。秀鄕龍宮の爲に三上の巨蚣を射殺すと云ふ。仍て其の靈を勢多に祠ふ歟。

○神田社

武藏國江戸に在り。祭るところの神一座。

舊史に曰く、平將門は桓武四代の孫高望の孫なり。朱雀院の御宇執柄家に奉仕して、撿非違使たらんことを望む。帝許さず。將門憤を懷きて關東に下る。殺逆の志あり。而して伯父國香を攻殺して、威を東國に振ふ。然して總州相馬郡に居れり。都を營み、平親王と稱す。官鑰を奪ひ、國司を任じ除目を行ふ。大臣已下文武百官其の闕しところの者は暦博士耳。凡そ此事天慶二年十一月始めて披露すと云ふ。同三年二月八日三木修理大丈、兼右衞門督藤原忠文を以て大將軍と爲し、刑部大輔藤原仲舒、右京亮國幹、大監物平清基、散位源就國、司經基等を副將軍と爲す。三月一日下野押領使藤原秀鄕、常陸掾平貞盛等四千人の兵を下野國に率ゐて、將門と相戰ふ。將門が士卒敗北す同十三日貞盛秀鄕等下總國に至り、將門を襲ふ。同十四日將門、貞盛が矢に中

續日本後紀に云ふ、嘉祥二年十一月播磨ノ國佐用ノ郡佐用津姫は官社に預る。

○足輕社

相模國に在り。祭るところの神一座。

大和本紀に曰く、足柄明神は、昔し狩獵の人、一日寵妻に離れて悲傷止む期なし。其の將に死んとするに及びて、一鏡を授けて云ふ。若し追慕の情あらば、ち此の鏡を見よ。仍て敎の如くすれば相る。其の亡妻の摸、猶は生平の如し。其の鏡を以て祭りて神と爲す。神の在る國を相模と名づく。

○秀郷社

近江國栗太郡勢多大橋の傍に在り。祭るところの神一座。相並ぶ一座は、水府神なりと云ふ。

神社考に曰く、俵藤太秀郷は房前公より出づ。公の子は魚名、魚名の子は藤成、藤成の子は豊澤、豊澤の子は村雄、村雄の子は卽ち秀郷なり。仕へて武藏守に至る。平將門誅伐の日、秀郷に詔して鎭守府將軍と爲す。采地を東州に賜ふ。

王坂は。會坂、相坂、逢坂皆同じ。

帝之を王坂に棄置す。彈丸善く琵琶を彈ずと、云云。彈丸の皇子たること未だ考へず。或る人の曰く。琵琶を彈ずるの人は、彈丸に非ずと云ふ。予謂らく、當時有德の士、迹を逢坂に屏す。懐を和歌に寓して、自ら其の光を晦せる者ならん。彼の皇子の說を信ずる者の以へらく、四宮川原は、帝王第四の宮の流離せしところの地なりと、仍て逢坂を以て王坂と爲し、彈丸と相附說して信ず可からざること甚しきなり。

○佐與姫社

播磨國佐與郡に在り。祭るところの神一座。

峯相記に曰く、肥前國松浦郡に女あり。松浦佐與媛と名づく。大伴辰彦の女大伴佐提彦が妻なり。彼の彦唐に渡らんとし、松浦の湊を出づ。時に佐與媛松浦山の正嶺に登り。遙に佐提彦が船を望む。船漸に去り行く。別思ふに堪へずして、頭巾を拔出して之を振る。仍て此の山を頭巾振山と號す。或は曰く、佐提彦遂に歸らずして唐に死す。佐與媛聞いて以て悲離す。泣血の餘來りて此の地に死すと云ふ。故に祭りて以て神と爲す。

大伴黒主（おほとものくろぬし）

本朝遯史に曰く、志賀の黒主は、與多の孫なり。與多は大友皇子の子にして、園城寺を創造す。嘗て大友の姓を賜ふ。其の都堵牟麻呂（つとむまろ）よりして後ち大友の字を改めて大伴に作る。黒主の園城寺に在ること亦與多より連綿して此に至る。

○關明神

近江國志賀郡會坂に在り。祭るところの神一座。

彈丸

傳記未だ考へず。林氏の曰く、相坂の關明神は彈丸なり。草屋の跡あり。深草天皇の時、良峯宗貞（よしみね）、勅使と爲り、來りて和琴を習ふ。

遯史に曰く、式部卿敦實親王の雜色なり。善く琵琶を彈ず。草庵を相坂に結びて隱栖す。三位源博雅往き訪ふ。遂に流泉啄木の調を得たり。

按ずるに、世俗彈丸を以て醍醐帝の皇子と爲す。其の說に曰く、帝嘗右丞相を宰府に貶す。其の寃枉の憤り帝の子をして明を喪はしむ。即ち彈丸なり。

さとる云ふ連歌ならで片歌二首なり

多し、此の環を解け。后、擢破して謝して曰く、已に解けぬと。

○坂折社

備前國に在り。祭るところの神一座なり。本社は甲州に在る歟。但し未だ考へず。

日本紀に曰、日本武尊日高見國より還りまして、西南の方常陸を歴て甲斐國に至り、酒折宮に居す。時に燭を擧げて進食す。是の夜、歌を以て侍者に問ふて曰く、珥比麼利、莵玖波塢須擬底、異玖用加禰莵流。諸の侍者答言ふこと能はず。時に燭を秉る者あり、皇子の歌の末を續けて歌ふて曰く、伽餓奈陪底、用珥波虚々能用、比珥波苫塢伽塢。即ち燭を秉る人の聰を美したまひて敦く賞す。

按ずるに、酒折の神は、燭を秉るの人なり。惜乎。史其姓名を失ふ。是の歌世に所謂る連歌の始なり。

○黒主社

近江國滋賀郡辛崎の邊に在り。祭るところの神一座。

らす。時に異域一の木梃を献ず。本末辨へがたし。吾が邦をして、嘗(こゝろみ)に之を辨せしむ。官者の親之に敎へて焉を辨ぶ。之を河水に沒じて、其の上下を認め、其の本末を議れり。又蛇虫二箇を献じて曰く、此の雌雄を辨せよ。官者の親之に敎へて焉を辨ぶ。梃を以て其の尾を打ちて動く者を雌と爲し。動かざるを雄と爲す。又七曲の玉環を贈り。上下內通す。且告げて曰く、繩を以て此の玉を貫け、衆人爲すところを知らず。官者の親、又敎へて曰く、蟻を取りて細絲を其腰に繫げ、蜜を以て環口に塗りて蟻を入れよ。是に於て、其の絲を以て、玉環を貫いて唐に還す。唐人驚きて曰く、日本國の人其れ賢なる哉。遂に肯て我を侮らず。其の官者、位大に至り、遂に天下をして老人を捨つるを廢せしむ。大臣死して神と爲ると云ふ。

或る人の曰く、玉を貫くの智は、難に似て難にあらず。既已に之を作るものあり、何ぞ之を貫くものなからん乎。予償し往時に在らば、打破して兩段を爲し、之を還し、且つ曰はん、我が國機を好まずと。爾云ふ。則ち那の難か之れあらん。古者、始皇齊の襄王の后に玉連環を遣りて曰く、齊は智

なんとするところの和歌（萬葉集に載す）赤石の詠と與に相併て世絕妙と稱す。歌人或は人丸の事を以て奥秘と爲して輕く言はず。蓋し以ある哉。

○稱大明神社

帝都堀川の西猪ノ隈の東一條大路の南に在り。祭るところの神一座。

紀貫之

拾芥に曰く、紀貫之は古傳に先祖見えず、云云。古今某自序に曰く、御書所預ると。

按ずるに、神地本は高倉の東勘解由小路に在り。寬永の比、九條殿下の居を築くの時、神地に接す。是に依て神殿を堀川の西に遷さる。惜い哉、其の肖像轉じて今浮居の手に在り。

○蟻通社

和泉國に在り。祭るところの神一座。

舊書に曰く、昔し未だ何の時世なるを詳にせず。僞に壯を擧げ老を錯ふことあり。一の官者、其親老ひて之を棄るに忍びず。簷下を穿ちて藏す。省勤怠

姑く之を含く。

又按ずるに、洛陽五條新玉島は俊成卿の祀るところなり。今に至りて、俊成の後毎歳幣を奉り、此の神を祭ると云ふ。

○人丸ノ社

播磨國赤石郡大倉谷（おほくらたに）に在り。祭るところの神一座。

柿本人丸

拾芥に云ふ、柿本人丸は官位見えず。天智の御時の人なり。古今著聞に藤敦光が作るところの人丸の讃に曰く、太夫姓は柿本名は人麻呂、蓋上世（そのかみ）の歌人なり。持統文武の聖朝に仕へ、新田高市の王子に遇ふ云云。林氏の曰く。石見國の人なり。或は曰く、未だ其の何の許の人と云ふことを詳にせず。人丸の事迹は具に林氏所撰の人丸碑文の中に載せたり。予意ふに、此の人の遊ぶ所は大和播磨石見なり。其の生るところの地は大和にして、其の終る處は石見ならん乎。其の間、或は赤石浦の行舟を詠じ、或は吉野山の櫻花を吟ず。故に赤石に於ては、神祠を立て石見に於ては、墳墓を築く。其の將に死

藤原宮に居たまふ。天皇大伴室屋連に詔して曰く、朕比ろ美孃子を得たり。是れ皇后の母弟なり。朕心に異愛す。冀くば、其名を後葉に傳へんと欲す。奈何。室屋連勅に依りて奏す。則ち諸の國造等に科せて、衣通姫の爲に藤原部を定む可しと。

續日本紀に曰く、神龜元年十月紀伊國に幸す詔して曰く、山に登り海を望む。此間最好し、遠行を勞せずして以て遊覽するに足る。故に弱濱の名を改めて、明光浦と曰ふ。宜しく戸守を置きて荒穢せしむる勿れ。春秋の二時には、官人を遣して、玉津嶋の浦と明光浦の靈とを奠祭たまふ。

或る人問ふ、衣通姫は歌を善する人にて、和歌の神と爲す乎。抑々其の和歌浦に在るを以て和歌の神と爲す乎。曰く、此れ一種の秘決たり。世人和歌浦を指して、專ら衣通姫と爲す。然れども、其神を稱して玉津と爲し。其の地を名づけて稚と曰ふは、蓋し深意ありて存す。且續日本紀に玉津島之神と明光之靈と謂ふときは、則ち衣通姫を以て玉津神に合祭する歟。梅宮は天神の廟なり故ありて、檀林皇后を合祭するの類尠からずと爲す。予未だ達せず。

子産良霄共に漢土の人名

是なり。

按ずるに、叛人厲を爲す。而して之を祠る者は、人をして之を崇めしむるに非ず。其の靈を厭して依るところあらしむるなり。子産や良霄が鬼を慰めんとするもの固に爾り。

○晴明社

帝都堀川の西一條大路の北清明町に在り。祭るところの神一座。

安倍ノ晴明

林氏の云ふ。安倍晴明は、仲麻呂の後なり。賀茂保憲に就て天文を學び、其の蘊奥を窮む。暦算推歩の術に至りて兼習はざることなし。

○玉津島社

紀伊ノ國弱浦に在り。祭るところの神二座歟。

衣通姫

日本紀に載るところ、允恭天皇ノ后の忍坂大中姫の妹容姿絶妙にして比なし。其の艶色衣より徹りて見る。是を以て、時の人號んで衣通郎姫と曰ふ。姫

音道人云ふ菟道若郎子を祭れるを宇治離宮と云ふ考ふべし

○宇治離宮

山城國宇治郡宇治里に在り。祭るところの神一座。

藤原忠文

按ずるに、忠文は宇治民部卿と號す。母は息長氏(おきながうぢ)の女なり。承平三年三月秀郷貞盛等將門誅伐の功を以て、恩賞を行はるの日、小野宮左府忠文を以て賞列に入れず。故に忠文深く小野宮左府を恨んで、遂に宇治川に沒す。其の靈數、祟を爲して百姓斃す。是を以て祭りて宇治離宮と號す。

○板櫃社

肥前國松浦郡に在り。祭るところの神一座。

橘廣繼

林氏の曰く、古老傳へて曰く、式家の始祖藤原宇合の一男廣嗣西府に反す。是に於て大野東人を以て大將軍と爲し。官兵を率ゐて之を伐つ。時に廣繼自ら刀を拔いて頸を切り、空に昇り官軍を蹶殺す。化して赤鏡と爲る。見る者多く死す、云云。又云ふ、廣嗣板櫃河に到り、官軍と戰死す。其の靈板櫃明神

我元日本華京客。
汝是一家同姓人。
爲子爲爺前世契。
隔山隔海戀情辛。
經年流涕蓬蒿宿。
逐日馳思蘭菊親。
形破他鄉作灯鬼。
爭歸舊里寄斯身。
（原作）

輕野神

里諺に曰く、輕野三座と云ふは、菅原天神の御子なり。詞りて神と爲すと云ふ。或は云ふ、輕野大臣なりと。予未だ可否を知らず。所謂る、輕大臣は、舊傳ふ。昔日、輕大臣遣唐使と爲る。時に支那の人、之に不言の藥を飮ましめ身に彩書を作り、頭に灯臺を戴かしめて、而して火を燃す。卽ち之を名づけて灯臺鬼と爲す。其の子參議春衡、又唐使と爲る。時に齊明天皇二年丙辰の歲なり。支那に入るに迨んで、帝殊に貴重す。夜に及んで燭を秉り鬼灯を出す。鬼灯遙に春衡を見て我子なることを知り、流流涕嗚咽して、指頭を噬み血書して曰く、我は元日本華原の客、汝は是れ一家同姓の人、子と爲り、爺と爲る。前世の契、山を隔て海を隔るも戀情辛し。年を經て涕を流す蓬蒿の宿、日を逐ひ思を馳す、蘭菊の親、形他鄉に破れて灯鬼と作る。爭でか舊里に歸りて斯身を寄せん。又歌に曰く、灯乃影耻敷身奈禮鈍、子於思閭乃悲雁梟。春衡之を見て以て我父なりと爲す。遂に灯鬼を求めて日本に歸るの日、颯州硫黃の邊に沒す。其の葬るところの地を名づけて鬼界と曰ふ。

叉從四位上を加ふ。夏五月病を以て官を辭して家に歸る。天皇深く哀矜を爲し。數々使者を遣して。病根を赴き視せしめ。錢穀を賚賜ふ。冬十月家に就きて從三位に叙す。後ち病革まりて遂に朝せず。困篤に及んで諸子に命じて曰く氣絶ゆるときは則ち殯せよ。人をして知らしむるなかれと。同年十二月二十三日薨ず。時に年五十一。仁壽三年四月正四位下を贈らる。

○瀧　　社

山城國葛野郡小野庄杉坂村に在り。祭るところの神一座。

小野道風

林氏の曰く、從四位上木工頭道風朝臣は、寛平五年に生れ、村上天皇康保三年十一月卒す。七十一。

當社の前に小池あり、旱澇變らず。洛陽草隸を好むの輩、蟾蜍に盈てゝ研滴と爲すと云ふ。

○輕野社

丹波國桑田郡宮傍村に在り。祭るところの神三座。

唐人沉道古と云ふ者あり、篁が才思あると聞き、數〻詩賦を以て之を唱して、毎に其の和するを視て、常に艶藻を美む。六年春遂に詔を捍むを以て、除きて庶人と爲し、隱伎國に配流す。路に在りて、謫行の吟七十韻を賦す。文章奇麗、興味優遠なり。文を知るの輩、吟誦せざる莫し。(續日本後記に曰く、篁怨み懟みて病を陽りて留まる。遂に幽憤を懷いて西道の謠を作る。以て遣唐の役を刺れり。其詞牽いて忌諱を犯すに與る。嵯峨太上天皇之を覽たまひて大に怒り、其の罪を論せしむ。故に此の竄謫あり。凡そ當時の文章天下双なし、草隷の工は古へ二三の倫なり。後生之を習ふもの皆師模と爲す。七年夏四月詔ありて特に徵す。八年秋閏九月本位に叙し、十月刑部大輔に任す。九年夏六月陸奥の太守と爲る。秋八月入りて東宮の學士に拜す。其月式部少輔を兼ぬ。十二年春正月從四位下を授く云云。十三年五月權右中辨と爲り。九月右中辯に遷る。十四年春正月三木と爲り。四月彈正大弼を兼ぬ。十五年春正月信濃守を兼ぬ。夏四月又勘解由の長官を兼ぬ。仁壽元年春正月遂に近江守を授く。同二年春病氣の處瘳ゆ。正月右大辨に補し。餘は皆故の如し

三年の春、文章生を奉じて、及第を試む。天長元年巡察彈正に拜す。二年彈正少忠と爲る。五年遷りて大内記と爲る。七年式部少丞と爲る。九年從五位下を授く、大宰少貳に拜す。詔ありて、之の官を許したまはず。其の夏父を養ふ。哀毀禮に過ぎたり。十年東宮の學士と爲り、俄に彈正少弼に拜す。承和元年聘唐の副使と爲り、明年の春從五位上を授く、備前權守を兼ね。數月にして刑部大輔を拜す。三年正五位下を授く。五年の春、聘學使等の四の船次第して海に浮ぶ。大使參議從四位上藤原常嗣の駕するところの第一の船、水沃穿缺く。詔あり、副使第二の船を以て改めて大使と爲んと。第一の船と篁と抗論して曰く、朝議定らずと。其の事を再び三びして、亦初めて船の次第を定むる日、最者を擇取りて、第一の船と爲す。分配の後再び漂廻を經て今一朝に配當の危器を改め易ふるは。已が福利を以て他客の損に代るなり。之を人情に論ずるに、是を逆施と爲す。既に面目なし。何を以て下を率ん篁家貧にして、母老ひたり。身亦尫瘵なり。是に水を汲み薪を採りて、匹夫の孝を致すべき耳。論確を執らんやと云ふて、復船に駕せず。近者太宰鴻臚館に

せんと云ふて劒に伏して死す。時に武内宿禰獨り大に之を悲しむ。竊に筑紫を避けて、海に浮んで南海より廻りて紀の水門に泊り、僅に朝に逮ぶことを得たり。乃ち罪なきを辨ふ、天皇則ち武内宿禰と甘美内宿禰と與に推問ふ。是に於て、二人各々堅く執りて爭ふ。是非決め難し。天皇勅して云ふ、神祇に請しめ、探湯す。是を以て、武内宿禰と甘美内宿禰と、共に磯城川の濱に出で、探湯す。武内宿禰勝ちぬ。便ち横刀を執りて以て甘美内宿禰を殿仆す。遂に殺さんと欲す。天皇勅して釋さしめ。仍て紀伊直等の祖に賜ふ

○小　野　篁　社

山城國葛野郡小野庄杉坂村に在り。祭るところの神一座。

續日本後記及び文徳實錄に曰く、參議左大辨小野朝臣篁は、參木正四位下岑守の長子なり。身の長六尺二寸。家素より淸貧なり、母に事へて至孝あり。岑守弘仁の初め、陸奥守たり。篁父に隨ふて客遊す。使して京師に歸り、學業を事とせず。嵯峨天皇之を聞きたまひて、難じて曰く、既に其人の子たり何ぞ還て弓馬の士たらん乎。篁是に由りて慚悔ゆ。乃ち始めて學に志す。十

按ずるに、東夷征伐の功あるを以て、此の地に祀ふ歟。鎮座の年紀未だ考へず。

壹伎直眞根子

日本紀に曰く、武内宿禰を筑紫に遣して、以て百姓を監察せしむ。時に武内宿禰の弟甘美内宿禰、兄を廢せんとし、天皇に讒を言さじ、武内宿禰常に天下を望むの情あり。今聞く、筑紫に至りて密に謀りて曰く、獨り筑紫を裂きて三韓を招き、已に朝はしめ、遂に天の下を有んとす。是に於て、天皇使を遣して以て武内宿禰を殺さしむ。時に武内宿禰歎じて曰く、吾れ貳心なし、忠を以て君に事ふ。今何の禍ぞ矣、罪なくして死ん耶。是に壹伎直眞根子と云ふ者あり。其の爲人、能く武内宿禰の形に似る。獨り武内宿禰の罪無くして空しく死するを惜んで、便ち武内宿禰に語りて曰く、今大臣忠を以て君に事ふ。既に黑心なきば、天下共に知れり。願はくば、密に避て朝に參赴て自ら罪なきことを辨へて後に死するも晩からず。且時の人、毎に云ふ。僕の形は大臣に似たりと。故に今我れ大臣に代りて死して、以て大臣の丹心を明に

聚るときは、形成りて生ず。氣散ずるときは形化して死す。魂は之あらざることなし。魄は之あることなし。若し彼の寃死の者の如きは、欝結して散せざるの氣、物に憑り人に附して、祟を爲し妖を爲す。平にして斃る者は之れなし。佛者の所謂る人化して佛と爲るを尙ほ顧みざるところあり。況んや人化して禽と爲るをや。日本武に於て焉を取らず。甚しき哉、人の怪を好むことや。

○田村社

近江國甲賀郡土山驛の邊に在り。祭るところの神一座。

正一位田村大明神

日本後記に嵯峨天皇の卷に曰く、田村麻呂は、從三位左京大夫兼右衞士督苅田麻呂の子、正四位上犬養の孫なり。身長五尺八寸、胸の厚一尺二寸、目は蒼鷹の如く、鬢は金絲を編むが如し。事ありて身を重ずるときは三百一斤、輕せんと欲せば、六十四斤。心の欲するところに隨ふ。目を怒らして轉視すれば、禽獸懼伏し。平居淡笑するときは、老少馴れ親む、云云。

死亡甚衆し。天下以爲らく、此の災は御靈の生すところなりと。今茲春の初め咳逆の疫ありて、百姓多く斃る。朝廷祈を爲すに至りて、此の會を修して以て宿禱を賽す。

神祇正宗に曰く、朱雀院の御宇天慶二年勸請す。

○白鳥社

讃岐國に在り。祭るところの神一座。

日本武尊

日本紀に載るところに、日本武尊東征より歸りまして、伊勢國能褒野に至り薨じたまふ。時に年三十。仍て能褒野に葬る。其神白鳥に化して、出て倭國を指して飛ぶ。群臣棺を開き見るに、空しく明衣を留む。白鳥倭の琴彈原に停まる。仍て陵を造る。其處を白鳥陵いとふ。更に飛で河內國に至り、舊市邑に留まる。亦陵を造る故に三陵を白鳥の陵と曰ふ。然後に遂に高く翔んで天に上る。遂に衣冠を葬る。

一 按ずるに、日本武尊化して白鳥と爲るの說信ず可からざるに似たり。蓋し氣

日事を數官に歴るに、年老て羸病なるを以すと云ふて靜居して仕へず。承和九年連りに伴建岑が謀反の事に染む。椋栲すれども服はず。死を減じて伊豆國に配す。初め逸勢の配所に赴くとき、一女あり、悲泣して歩従す。官兵監送の者之を叱して去らしむ。女晝は止まりて夜行く。遂に相従ふことを得たり。逸勢行つゝ遠江國板築の驛に到り終る。于(こゝ)に逆旅の女は哭を擧げ哀を盡す。便ち驛下に葬る。喪前に廬して屍を守りて去らず。乃ち髪を落して尼と爲り、自ら妙沖と號す。父の誓念の爲に曉夜苦(ねもころ)に至る。行旅の過ぐる者之が爲に涕を流す。詔に及んで歸葬す。女尼屍を負ふて京に還る。時人之を異とし、稱して孝女と爲す。

藤原廣嗣(上に註す)

火雷天神(菅家なり。上に註す)上桂の御靈是なり。(拾遺)

三代實錄に曰く、清和天皇貞觀五年五月廿日、神泉院に於て御靈會を修す、云云。所謂る御靈とは、崇道天皇伊與親王、藤原夫人及び觀察使橘逸勢、文屋宮田丸是なり。並に事に坐して誅せられ、寃魂厲を成して、近代以來疫病

には、官船漂沒す。群臣僉曰く、宜しく、五百枝を遣して神の意を慰すべし
制に可ならんと云ふ。五百枝は、親王の姪なり。

伊與親王　京極下の御靈是なり。

拾芥抄に曰く、崇道天皇の御子なり。

藤原大夫人

又云ふ、伊與親王の母なり。

吉備公　京極上の御靈是なり。

文屋宮田丸　綴喜の御靈是なり。（拾遺）

拾芥抄に云ふ、宇合の第一子なり。

橘逸勢　下桂の御靈是なり。（拾遺）

神鏡に曰く、橘は姓なり。逸勢は間佐名利と讀む。嵯峨天皇の朝の能書なりと文德實錄、日本後記等に云ふ、逸勢は右中辨従四位下入居の子なり。爲性放誕にして、細節に拘はらず、尤も隷書に妙にて、宮門榜題に手跡延暦の季に見在す。聘唐使の入唐に隨ふ。唐の中父人呼んで橘秀才と爲す。歸來るの

〇御靈社

崇道天皇　山城高野御靈是なり。（一に云ふ、京極上御靈の内）

舊史に曰く、光仁天皇の子早良親王是なり。日本後紀に桓武天皇延暦十六年に云ふ、初め早良と黄門待郎藤原種繼と郤あり。四年八月帝平城に如く。齋宮の公主を發して勢州に赴く。種繼守宮たり。太子の黨人種繼を燭下に射て斃す。事覺れて、十月太子廢せられ將に弑を受けんとす。太子使を諸寺に使して預め自業を修す。諸寺恐れて之を拒む。獨り善珠焉を納る。使者に謂ふて曰く、太子夙殃盡きず、今嚴譴を受く。此度囘焉を償るも又幸なり——乞ふ、怨を結ぶこと勿れ。委曲に示諭す、詞旨激切なり。使者復命す。太子喜んで曰く、我れ師の言を聞いて、忍辱の衣を披く。故を以て逆鱗の怒を怕れざる耳とのたまひて、太子幽に死す。其の靈皇太子を惱逼りて醫巫効あらず。同十七年三月勅使參木五百枝を淡路國に遣して、早良親王の骨を迎へ奉る。大和國八嶋の陵に葬る。近年親王の祟に依りて、世人病惱多く、或は夭死す。是より先き、二度勅使を遣はす。然れども、神の祟止まず、風波衝盪

〇六宮

洛陽西八條大通寺（尼寺と號するは是なり）の内に在り。祭るところの神一座。

六孫王

諺に曰く、清和帝第六の子清和源氏の始祖の社なり。

〇田原社

山城國宇治郡田原村に在り。祭るところの神一座。

田原天皇

簾中抄に曰く、施基の皇子田原天皇と號す。天智第二の御子、光仁の御親なり。

〇母上社

丹波國多紀郡に在り。祭るところの神一座。

母上大明神

里人の曰く、多田滿仲の母なり（未だ據を知らず）

○小野御靈社

山城國葛野郡小野庄東河内村に在り。祭るところの神一座。

惟高親王（文德帝の長子）

本朝遯史に曰く、惟高は文德天皇の第一の皇子なり。皇嗣固に其の所なり。然して第四の皇子惟仁は、忠仁公其の外祖たるを以て、故に立てゝ皇太子と爲す。清和天皇是なり。是に於て、惟喬洛外山崎水無瀨宮に閑居す。詩を吟じ、歌を詠じ以て自ら遣る。毎歲櫻花を賞す。一日河州の交野の奈疑佐院に遊びて、以て櫻花を翫ぶ。在原業平行に從ふて和歌を賦す。惟喬交野より天河に到りて宴を設く。業平紀有常、皆歌を詠ず。既にして、惟喬彌々俗塵を厭ふて、小野に隱る。時の人、小野宮と號ふ、云云。貞觀十五年二月惟喬薨す。年二十六。

評に曰く、角力て儲を定むとは、世の謬説なり。

按ずるに、雲林院星野氏と云ふものあり。云ふ、昔日兩王角力の時、勝負を掌る者の後なりと。未だ果して是なりや、否やを知らず。

讃岐國松山に至り。祭るところの神一座。

〇崇徳社

崇徳天皇

舊史に曰く、諱は顯仁、鳥羽第一の子なり。母は中宮藤原璋子、待賢門院と號す。保安四年二月十九日位に卽く。元年甲辰に在り天下を治ること十八年永治元年十二月七日位を讓る。保元六年七月十一日亂を謀る。廿三日讃州に遷流さる。長寛二年八月廿六日彼國に崩ず。

〇後鳥羽社

隱岐國島前に在り。祭るところの神一座。

後鳥羽院

舊史に曰く、諱は尊成、高倉の第四の子なり。母は七條院藤原殖子、位に在ること十五年承久三年隱岐國に遷幸さる。延應元年二月廿二日崩ず。

〇里諺に所謂る懷鄕の御製

奈鷄波氣倶氣介般美也古濃胡飛志來爾古乃佐止伊傳與矢間保止止義須。

現是なり。

○水雄社

丹波國桑田郡愛宕山の傍に在り。祭るところの神一座。(一に水雄を以て山城國と爲す。三代實錄には、丹波國水雄と署す。故に今此に倣ふ)

清和天皇

舊年史に曰く、水雄帝諱は惟仁、文德帝の第四子、母は皇太后明子、染殿と號す。三代實錄に曰く、元慶四年十二月四日清和帝崩じたまふ、云云。詔あつて中野に火葬す。山陵を起ず。同七日夜酉の四刻、太上天皇を山城國愛宕郡上粟田山に葬り奉る。御骸を水雄山に置き奉る。

○城南神社

山城國鳥羽里に在り。祭るところの神一座。

鳥羽天皇

舊史に曰く、諱は宗仁、堀河第一の子なり。母は贈皇太后藤原苡子なり。天下を治むる十六年保元元年七月二日崩ず。

日本紀に曰く、天皇壯大にして、士を愛し賢を禮す。意豁如たり。小泊瀬天皇崩じて繼嗣なし。元年正月辛酉朔日甲子、大伴金村大連更に議りて曰く、男大迹王性慈仁孝順、天緒を承くべし。云云。二月辛卯朔甲午大伴金村大連乃ち跪て、天子の鏡劒璽符を上りて、再拜む。

曆年史に曰く、治二十五年二月に崩したまふ。冬藍野陵に葬る。越前國足羽明神是なり。

○金峯社（藏王權現と號す）

大和國吉野郡に在り。祭るところの神一座。

安閑天皇（繼體帝の長子）

日本紀に曰く、勾大兄廣國押武金日天皇は、男大迹天皇の長子なり。母を目子媛と曰ふ。是の天皇爲人牆宇嶷岐して、窺ふことを得ず。桓桓寛大にして人君の量あり。廿五年春二月辛丑朔丁未、男大迹天皇大兄を立てゝ天皇と爲す。卽日男大迹天皇崩じたまふ。

曆年史に曰く、治二年十二月崩ず。河内舊市高屋の丘の陵に葬る。金峰山權

○天　武　社

伊勢國桑名に在り。祭るところの神一座。

天武天皇

日本紀に曰く、天渟中原瀛眞人天皇は、天命開別天皇と同母弟なり。生れて、岐嶷之姿あり、壯に及んで雄拔神武。天文遁甲を能したまふ。元年九月巳丑朔内申車駕還りて、伊勢桑名に宿りたまふ。

○平　野　社

攝津國大阪の南に在り。祭るところの神一座。

仁德天皇

日本紀に曰く、天皇難波高津宮に居し、八十七年崩したまふ。百舌鳥野陵に葬る。家隆の歌に、難波津仁冬籠世之花奈禮也平野能松仁降留白雪。

○足　羽　社

越前國足羽郡に在り。祭るところの神一座。

繼體天皇

神社啓蒙卷之七

靈社篇

○藤森社

山城國紀伊郡深草山の南に在り。祭るところの神一座。

舍人親王（天武帝の子、廢帝の父）

續日本紀に曰く、元正天皇養老四年四月、是より先、一品舍人親王勅を奉じて日本紀を修す。是に至りて、功成りて奏上す。紀卅卷、系圖一卷。又云ふ、廢帝天平寶字三年六月舍人親王を追尊んで、崇道盡敬皇帝と稱す。

○櫛田神社

肥前國神碕郡に在り。祭るところの神一座。

大若子命（天御中主十九世の孫）

垂仁天皇の御宇、北狄退治の功あり、大幡主命と賜はる。（伊勢卷に註す）

日吉神道密記に曰く、大将軍神は、大山祇女木花開耶姫の姉なり。神代の昔し其の顏貌醜を以て遂に幸せすと云ふ。故に此の神能く夫婦の配匹を守る。

神社啓蒙巻六終

古老の曰く、此れ昔し菅家の館なり。一夜飛梅の天神と云ふは是なり。今に飛梅の跡此の地に存す。

○土師天神

出雲國出雲郡土師村に在り。祭るところの神一座。

垂跡同上

舊史載するところの説に、天穂日命十有四世の孫を野見宿禰と曰ふ。出雲國に居る。垂仁の御宇當麻蹶速と角力て贏ぬ。是の時に當りて人死ぬれば多くは殉す。帝甚だ之を哀しむ。野見ノ宿禰埴を採り、像を造りて殉に代ふ。帝大に喜んで土師の姓を賜ふと云ふ。蓋し菅神は土師の裔なり。故に此の邑此の神を祀る歟。

此の外所在天神社は許多あり。今枚擧せず。

○大將軍ノ社

洛陽西の京紙屋川の東に在り。祭るところの神一座。

石長姫神（大山祇女）

〇梶折天神（かぢをれのてんじん）

攝津國上牧村（かみまきむら）に至り。祭るところの神一座。

垂跡同上

古老の曰く、菅家左遷の日、此所に於て村民を招き韓墨を乞ふて、自ら書く所の寫照の肖像なり。慶長の末、社官貧窶と爲り。遂に之を他に鬻ぐ、或る人の曰く、此の神影は今洛陽烏丸大經師が許に在りと。

〇文子天神（あやこのてんじん）

洛陽西の京大將軍の邊に在り。祭るところの神一座。

垂跡同上

緣起に曰く。天曆元年北野に遷さんと欲する前、七條の坊の婢文子が傍に遷すと云ふは是なり。

〇菅大臣ノ社

洛陽五條の坊門西ノ洞院に在り。

垂跡同上

て船綱の上に座せしむ。所謂一夜白髮の天神是なり。

○曾根天神

播磨國曾禰村の海濱に在り。祭るところの神一座。

垂跡同上

里諺に曰く、菅家左遷の日、此の地に於て、松枝を折りて土中に埋め、矢て曰く、若し帝讒臣の僞を悟りて、予れ洛に歸ることあらば敢て枯るゝこと勿れ。遂に生長して枝葉生る。仍て神籬を作りて天神と曰ふ。

○上宮天神

山城國高槻に在り。祭るところの神一座。

垂跡同上

里諺に曰く、村上天皇天曆年中北野に遷し奉るの日、先づ此の地に祀る。鳥居の刻雕に曰く、攝津國上宮は、菅神歸洛のとき寓居の名區なり。(案ずるに高槻今に攝津の屬邑と爲る。然れども萬葉集に詠じて以て山城と爲す。未だ孰が是なるを知らず)

○譽田八幡（ほんだのはちまん）

河内國舊市郡（ふるいちのこほり）に在り。祭るところの神一座。

應神天皇

縁起に曰く、應神天皇を河内國舊市郡長野に葬る。欽明帝始めて廟を改造りて行幸あり。

○宰府ノ天神

筑前國太宰府に在り。蓋し山州北野天神の本宮なり。

菅　家

系譜に云ふ。醍醐天皇延喜元年左僕射時平が讒に依り。大宰權帥に遷さる。一歳を間（へだて）て宰府に薨ず。春秋五十七。遂に一字を建てゝ天滿宮と號す。

○綱場天神（つなばのてんじん）

筑前ノ國博多（はかた）に在り。祭るところの神一座。

垂跡同上

里諺に曰く、昔し菅家左遷の日、先づ此の地に憩ひたまふ。海濱席なし、仍

又曰く、人皇九十七代光明院の御宇康永三年甲申等持院勸請兼豐奉行す、

〇五所八幡

洛陽京極の北田野中に在り。

筑前國大分宮（寛元年中御託宣に依りて之を祭る）

肥前國千栗宮（天平寶字年中造宮）

肥後國藤碕宮（上に註す）

薩摩國新田宮（年紀分明ならず）

大隅正八幡（上に註す）

已上是を五所の別宮と謂ふ。

神祇拾遺に曰く、件の五座外國に在りて、參詣に便あらず、仍て後柏原院大永年中山城國小山座に移し奉る。

〇山崎離宮八幡

山城國乙訓郡山崎に在り。神石清水に同じ。

改曆雜事に曰く、淸和天皇貞觀元年巳卯八月廿三日宇佐より山崎に移る。

建久元年十月二日源朝臣頼朝上洛の時、矢橋浦に神社あり、浦人を召び馬上に在りて、鞭を以て指して問ひたまふ。浦人答へて曰く、八幡宮なり。頼朝下馬ありて拜したまふ。此に依りて鞭碕の名あり。

同三年頼朝卜部兼藤を以て社壇を再興し奉る。同四年八月十五日遷宮あり。

(已上二十二社の註式)

○佐女牛八幡

山城國愛宕郡五條の橋の東四五町許に在り。垂跡石清水に同じ。

若宮八幡三座

二十二社の註式に曰く、人皇七十代後冷泉院の治八年、天喜元年勅願に依りて勸請す。兼親奉行す。伊與守頼義御沙汰なり。

○高倉八幡

洛內三條の坊門高倉萬里小路の間に在り。世人御所八幡と稱するは是なり。祭るところ一座。

等持寺八幡宮(應神天皇)

相模國鎌倉鶴岡に在り。祭るところの垂跡石清水に同じ。

二十二社の註式に曰く、本社は人皇七十代後冷泉院の御宇伊與守源朝臣頼義勅定を奉じて、安陪貞任を征伐するの時、丹祈の旨ありて康平六年八月潜に石清水を勸請す。瑞籬を當國由比郷に建つ。(今は下若宮と號す)人皇七十二代白河院の治八年永保元年二月陸奥守源朝臣義家修復を加ふ。今又小林の郷に遷し奉る。

改暦雜事の記に曰く、後冷泉院天喜六癸卯の年鎭座す。

○矢橋八幡(附山田の八幡)

近江國栗太郡矢橋の浦町末の東一町可に在り。祭るところの神は三座にて中は神功皇后、左は住吉、右は高良なり。

鞭碕八幡宮三座(本緣上に註す)

人皇四十代天武天皇白鳳四年乙亥二月十一日、勅願に依りて、大中臣清麻呂に詔ありて、近江國栗太郡矢橋浦に於て、聖母大神、住吉、高良の三所を勸請し奉る正八幡宮一座は山田郷に在り。同日に鎭座す。第八十二代後鳥羽院

註式に曰く、人皇五十六代清和天皇貞觀元年行宮を立て勸請す。

○法華峰八幡

淡海國蒲生郡八幡邑に在り。祭るところの神石清水に同じ。

社記に曰く、人皇六十六代一條院の御宇法花峯に影向す、云云。同御宇長德三年放生會を行ふ。

○篠村八幡宮

丹波國桑田郡篠村に在り。祭るところの垂跡石清水に同じ。

二十二社の註式に曰く、人皇七十一代後三條延喜三辛亥ノ年勅定に依り勸請し奉る釁祀兼延奉行す。

○奈良八幡

大和國添上郡東大寺の中に在り。祭るところの神宇佐に同じ。

北畠准后の說に云ふ、孝謙天皇の御宇天平勝寶元年八幡の神託に依りて宮を造る。改曆雜事の記に曰く、孝謙帝天平勝寶二年宇佐の八幡東大寺に入御す。

○鶴岡八幡

寺社悉く舊貫に復すと、云云。尤神妙叡感淺からざる者なり。彌々修造の功を全うし、國家安泰の懇祈を致すべし。されば天氣此の如し。享祿二年八月二日右中將判。

諺に曰く、當社鎭座の日、勅使持つところの鞭を三段にして、當所三所に埋めて云ふ。神應ずる所の地必ず瑞あらん。卽ち此地に埋むるところの藤鞭は宿を經て枝葉を生ず。故に藤碕宮と云ふ。(按ずるに、藤碕の訓、藤割と音相近し。故に混同する歟。

○龜山八幡

長門國龜山に在り。祭るところの垂跡、中は應神、左は神功皇后、右は仲哀なり。

二十二社の註式に曰く、人皇五十六代淸和天皇貞觀元年男山に遷し奉るの時、行敎和尙行宮(かりのみや)を造りて勸請すと。

○朝倉八幡(あさくらはちまん)

周防國朝倉に在り。祭るところの垂跡宇佐に同じ。

ふ。

按するに、鏡宮を以て廣繼の社靈と爲すは非なり。別に祀の廣繼の社ありて板櫃と名づく。別卷に註す。

○香椎(かしひ)神社

筑前國糟屋郡に在り。祭るところの神二座。

香椎宮二座（東、神功皇后、西、武内宿禰）

二十二社の註式に曰く、加亓襲宮(かしひのみや)は昔し仲哀天皇の后息長足姫(おきながたらしひめ)（神功）及び大臣武内宿禰命、今此の行宮(かりみや)に在りて、新羅を伐たんことを謀れり。從爾巳來(それより)便ち廟室と爲す。后宮は東に在り。臣は西に在り。

○藤崎(ふぢさき)八幡

肥後國熊本城中に在り。祭るところの神中は應神、左は住吉右は神功皇后なり。

古證文に曰く、當社は承平年中の草創にて靈験無双都鄙尊崇の神明なり。然れども頃年以來惣國亂逆にて囘祿度々に及び、半斷絶の處、忽ち造宮を企て、

里諺に云ふ、鎭座年紀未だ分明ならず。昔より垂跡は此の地なり。秀吉城柵を築くの日、神雛を東岳に遷し奉ると雖（今の古御香宮是なり）神祟數々起る是に依て又舊地に還し奉ると云ふ。卽今の神地是なり。

○松浦神社

肥前國松浦郡に在り。祭るところの神三座。所謂る上松浦、下松浦鏡宮是なり。

田島神一座

神名帳の頭註に曰く、仲哀天皇の弟稚武王なり。上松浦明神と號す。

志志伎一座

神名帳の頭註に曰く、稚武王の弟十城別王なり。下松浦明神と號す。

鏡宮一座

同じきに曰く、風土記に曰く、昔し氣長姫、松浦山に在りて、遙に國の形を覽て、勅祈て曰く、天神地祇我が爲に助福せよ。乃ち御鏡を用ひ。此の所に安置したまふ。其鏡化して石と爲りて、山に在り故に名づけて鏡宮と曰

ふ。仍て名づく。譽田天皇の三年十一月百濟辰斯王叛く。紀ノ角ノ宿禰、羽田ノ矢代ノ宿禰を遣して之を伐たしむ。卽日難波の沼中に於て祀ふ仍て住吉第一の攝神と爲す。

○宇瀰神社

筑前國に在り。祭るところの神一座。

譽田天皇（八幡なり）

日本紀に曰く、足仲彥天皇九年春二月天皇筑紫橿日宮に崩じたまふ。秋九月皇后適開脫に當る。則ち石を取りて腰に挿み、祈て曰く、事竟りて還らん日に、茲土に產れたまへと。其の石今に伊都縣道の邊に在り。皇后新羅より還りたまふの十二月戊戌朔辛亥譽田天皇を筑紫に生む。故に時の人其產處を號んで宇瀰と曰ふ。

○御香神社

山城國伏見驛原町の東に在り、祭るところの神一座乎。

神功皇后（八幡の下に註す）

命夢に覺し給はく、皇大神吾一所に座さねば、御饌も安く聞食さず。丹波國與謝の比沼の眞井原に坐す。道主子八乎止女の齋奉る御饌都神止由氣大神を我坐す國へと、誨覺し給ひき。

此の書に據れば、雄略已前與佐宮を以て本宮と爲す。今は山田原を以て神在の神地と爲す可し。

○櫻葉神明宮

洛陽朱雀の東近衞の西に在り（今の出水是なり）祭るところの神一座。

天照大神（伊勢の卷に註す）

按ずるに、此の神宮は、上古右近の馬場に在り。五月荒手番の時、大陽光花馬場の頭に降下す。故に世人稱して日降神明と云ふ。

○座摩神社（宮中に祭るところの坐摩神は別なり）

攝津國西成郡に在り、祭るところの神一座。

神功皇后

神名帳の頭註に曰く、神功皇后なり。凱旋の日、此の所に於て、飲食したま

○荒神神社

大和國笠山に在り。祭るところの神三座なり。

土祖神一座　澳津彦命一座　澳津姫神一座

先代舊事本紀に曰く、大年神、天和迦流美豆姫を娶りて妻と爲し。生る兒は、澳津彦神、奥津姫命なり。此の二神は、諸人竈神に拜祠るものなり。

○清水地主ノ神社

山城國愛宕郡清水に至り。祭るところの神一座。

大已貴命

未だ記文を考へず。

○與謝宮

丹後國與佐郡川森に在り。祭るところの神一座。今内宮を祠ふことは近代の俗なり。

豐受大神

倭姫の世記に曰く、泊瀬朝倉宮大泊瀬稚武天皇卽位二十一年丁已冬十月倭姫

說。

〇岩本橋本ノ神社

山城國愛宕郡に在り。賀茂別雷の皇神の末社なり。

岩本（片岡社と澤田社との間に在り。蓋し岩上に神籬を立つ。故に此の名あり。）

橋本（二の鳥居の北、土屋の西に在り。神前に流水あり、石橋を架す。故に神に名づく。）

神祇拾遺に曰く、住吉和歌の兩神なり。業平實方常に件の二社を拜して、和歌の秀んことを祈る。遂に家風を成して、譽は海內に溢る。故に世人稱して兩神の化現と爲す。　。（全文略す）

〇高皇產靈神社

大和國添上郡に在り。祭るところの神一座。

宇奈太理坐高御魂尊

神名帳の歌註に曰く、人皇十五代神功皇后の御宇、武內宿禰勸請すと。

社家者流に曰く、當社の垂跡は春日と同體の神なり。今に藤蔓を以て神愛の草と爲す。

△鎮座年紀未だ分明ならず。

○筑摩（つくまの）神社

近江國坂田郡に在り。祭るところの神左に註す。

文徳實錄に曰く、仁壽二年三月甲戌近江ノ國筑摩ノ神に從五位を授く（此後未考）

御食津神（みけつのかみ）（上に註す）

按ずるに、筑摩の庄は大膳職御厨（みくり）の地（ところ）なり。運送の色目載せて延喜式等に在り、故に當職祭るところの神を以て、此の地に祠（いは）ふ歟。蓋し此の神、稻食を掌るに依りて、男女の婚を爲すときは、祭祀必ず釜鍋を戴きて神に奉ず。不幸にして少壯の間に、孀と爲るときは、則ち已むことを得ずして改嫁す。再嫁は二枚を用ひ、三嫁は三枚を用ひ、神幸の後に候す。中世、業平の花詞に倣ふて、里婦笑髻を鬻（ひさ）ぎて數枚を重ぬるを艶態の故と爲す。固に芟刪すべき

て刀矛を奉る。軍衆自ら聚る。

神名帳の頭註に曰く、築紫風土記に曰く、氣長足姫命新羅を伐んと欲し、軍士を整理ふ、發行の間道の中にして逃亡す。其の由を占求ふに、祟る神あり。名を大三輪ノ神と曰ふ。所居に此神社を樹て遂に新羅を平ぐ。

○靱神社

山城ノ國愛宕ノ郡鞍馬山に在り。祭ところの神一座。

垂跡同レ上

按ずるに、此の社は天子不預、世上騷動の時、靱を此の神前に懸く。故に由木と號す。蓋し大巳貴、少彦名は共に疾病を療し。天下を治むるの神なり。所以に五條天神及び當社に靱を懸くるの遺法あり。或る説に素盞鳴と爲すは非なり。

○立木神社

近江國草津驛札の辻にあり。祭るところの神、春日と同じ。

正一位立木神

案するに、當社神官今宮を以て大神宮と爲し、自稱して神祇官と署す。予本朝史冊を考ふるに未だ當社を以て大神宮と爲し、神官を以て神祇官を預るの記文を見ざるなり。

○渡神社

備後國沼隈郡鞆に在り。祭るところの神一座。

船玉命（卜部の説に曰く、猿田彦なり。）

里諺に曰く、昔し神功皇后三韓發向の日、此の浦に於て、舟檝を備へ兵食を畜へて發路たまふ。卽ち渡の地に於て、鞆を以て神璽と爲し、舟玉神を祠ひたまふ。故に此の地を名づけて鞆と曰ふ。

○大巳貴ノ神社

筑前國夜須郡に在り。祭るところの神一座。

大巳貴命（素盞嗚の子）

日本紀に曰く、神功皇后元年秋九月諸國に令して船舶を集めて甲兵を練ふ。時に軍卒集へがたし。皇后の曰く、必ず神の心ならん。則ち大三輪を立てゝ以

○狹井ノ神社

大和國城上郡に在り。世に所謂る鎭花(はなしづめ)の神と云ふは是なり。

狹井ノ神（大巳貴の荒魂なり）

神名帳の頭註に曰く、疫神なり。神祇令に云ふ。花散るの時疫神分散して癘を爲す。故に鎭花祭あり。舊記に曰く、鎭花祭祀は大神狹井なり。宇多帝寛平九年三月七日勅して享(まつ)る。

案ずるに、令の註に曰く、狹井は大神(おほみかみ)の荒魂(あらみたま)なり。

○紫野今宮

山城國葛野郡(かどのゝこほり)に在り。祭るところの神一座。（今祇園に比して三社と爲す）

疫神(えやみのかみ)

林氏神社考に曰く、是の社は疫癘ノ神なり。一條院正暦五年長保二年に世間靜ならず。神社を船岡山の北に立て、御靈會(ごれうゑ)を行ふ。今宮と號す神馬を奉らる。藤原長能和歌を詠じて曰く、白妙乃豐幣於取持天祠曾始留紫乃野爾(しろたへのとよみてくらをとりもちていはひぞはじむるむらさきのゝに)。

大宮比賣（專女神）
御膳津神（豊受神水德）
事代主（大巳貴の一男なり）

日本紀に云ふ、神武帝の四年春二月壬戌の朔甲申詔して曰く、我は皇祖の靈なり。天より降鑒朕が躬を助く。今諸の虜已に平け海内事なし。以て天神を郊祀て用ひて大孝を申べたまふべし。乃ち靈畤を鳥見の山中に立つ。其地を號で上小野榛原下小野榛原と曰ふ。用ひて皇祖天神を祭る。

神皇系圖に曰く、右八柱は守護の驗神、八齋靈命、八心府神にて坐す。故に式と皇帝の鎭魂神と爲す。所謂る夫れ水氣は淸淨、海水は卽ち大祖元神の性なり。陽氣は濁世の生類不淸の實執なり。故に淸淨の神氣は祭るとき則ち人の魂陰氣鎭るなり、故に鎭魂の氣あり。

神皇實錄に曰く、件の八神は、八州守護の驗神、八齋の靈命、八心府の神、因て以て天の象に合して是れ生化靈明。國家の福用なり。故に式て皇帝乃ち御魂を鎭め崇め祭る。

○出雲路幸神社

山城國帝都左京京極の西に在り。祭るところの神一座。

垂跡同上

古は此神を以て京極の西一條大路の北に祠ふ。人皇六十一代朱雀院の天慶二年出雲路の京極に遷し奉る。而して御靈と稱すと云ふ、予惟ふに今京極御靈會に王の舞の面あり。蓋し徙し祭るの由緣ならんか。否や。則ち御靈は天神にあらず、何を以てか猿田彦を用ひん耶。

○鎭魂八神

平安帝都宮內省に在り。秀吉公の時、吉田山に遷し奉る。

高皇產靈尊（天御中主の子）

神皇產靈尊（高皇產靈の子八咫烏）

魂留產靈尊（玉作神皇實錄に云ふ元氣精靈に坐す）

生產魂尊（或は云ふ、神皇產靈の子）

足產靈尊（道反魂神皇實錄に云ふ、天地主大已貴神の所化）

伊弉並尊一座。

社家の説に曰く、當宮は伊勢大神宮の母神、伊弉並尊の鎮座なり。今は伊弉諾天照大神を以て三座と爲す。春秋兩度の祭奠は遠近の國郡群を爲す。其の祭儀は饗醴を事とせず、粢糈を以て禮と爲して、謙道を天下に示す者乎。

○大原決文神社

山城國愛宕郡矢背の北に在り。祭るところの神一座。

倉稻魂命（伊弉諾の子）

卜部兼右神祇正宗内裏三十番神の篇に云ふ、江文大明神は倉稻魂命神なり。

○白鬚神社

近江國志賀郡境打下に在り。祭るところの神一座。

猿田彦命

神祇正宗に曰く、打嵐の白鬚大明神は、猿田彦命なり。鎮座年紀は未だ分明ならず。

國民日に將千頭を縊殺んと曰ふ。仍て生を忌むこと死より甚しき歟。

按ずるに、當社は、昔し愛宕郡に鎭座の故に此名あり。今北山大門村と云ふは蓋し當宮神門の舊蹤なり。故に今祠る所の地、丹州に屬すと雖、其故を温て愛宕と號く歟。延喜式に又當宮を以て桑田郡に接す。山州鎭座の記文なし。

○竹生島神社（或は都久夫須麻に作る）

近江國淺井郡に在り。祭るところの神一座。

宇賀御魂命（素盞嗚の子）

改暦雜事に云ふ、景行天皇の治十年淡海國の湖中に竹生島出づ。聖武帝天平三年辛未竹生島の神顯形る。

往日、但馬守經正琵琶を竹生島に彈く。時に白狐社壇の上に現じて走り去ると云ふは、蓋し宇賀魂命、專女を以て官者と爲すが故歟。

○大原の神宮

丹波國桑田郡に在り。祭るところの神一座。今は三座と爲す。

の神なり。○林氏神社考に曰く、後冷泉院の永承五年六月十六日神社を建つ。同六年十一月従三位を授く。天喜元年四月始めて官幣を奉る。

○愛宕神社

丹波國桑田郡水雄の北に在り。祭るところの神二座。

伊弉並尊一座　火産靈尊一座。

葦原卜定の記に曰く、戊亥に當て王都守護の神明坐す。卽ち天神第七の陰神なり。火災を永く退けん爲なりとて、若宮には火産靈を置玉ふなり。偏に帝都靜謐の基なり。神祇拾遺に曰く、當社久代には、平安城の北鷹峯の東隣なり。光仁天皇の御宇天應元年釋慶俊今の靈地に遷し奉る。仍て神人等居を北山の麓に卜す。

類聚國史に曰く、清和天皇貞觀十四年十一月廿九日従五位下、阿當護神従五位上。(此後未考)

問ふ、當社獨り餘社に逾て産火を忌むこと甚しきは何ぞ耶。曰く、此は伊弉並尊鎭座の故歟。往日神誓ふて曰く、愛き吾が夫君、如此言ば吾は汝の所知

○向日神社

山城國乙訓郡西岡の邊に在り。祭るところの神一座。（額に曰く、正一位向日大明神）

向日神（素盞嗚の孫）

神名帳の頭註に曰く、素盞嗚の孫、大歳の子なり。母は須治比女。

按ずるに。舊事本記に向字を白に作るは非なり。

○山碕神社

山城國乙訓郡山碕に在り。祭るところの神一座。

大山罪命

神祇拾遺に曰く、山碕神は大山祇命なり。卽ち離宮左の殿に焉を祠る。

○中山神社（石神と稱するは是なり）

帝京三條猪熊の邊に在り。祭るところの神、左に註す。

豐石牖奇石窓命（古語拾遺に曰く、是並に太玉命の子なり）

舊事本記に曰く、天石戸別、亦の名は櫛石神、亦神石祭神と曰ふ。此は御門

す暫らく先醒の記文に随ふ。

○和布苅神社

長門國下關赤目に在り。祭るところの神一座。今に除夜夜半に必ず海潮の退くを俟ちて、海底の和布を苅て神に奠る。故に此の名あり。

彦火火出見尊（瓊瓊杵の子）

和布苅垂跡の神は未だ考へず。今林氏の神考に随ふと云ふ。

按するに、毎歳除夜夜半必ず潮濤の退くを俟ちて、神官一人炬火を秉りて、海底の和布を苅り神に奠るなり。神官の入海に依りて潮の退くと言ふは非なり。

○岩屋神社

播磨國赤石郡中庄に在り。祭るところの神三座。

疫神

里諺に曰く、守疫神なり。

案するに、二十二社の註式に曰く、所謂る牛頭天王初め播磨の明石浦に垂跡して廣峯に移るとは、蓋し此の地ならん。

○志津神社

常陸國久慈郡に在り。祭るところの神一座。

手力雄命（思兼命の子なり）

神紀に載るところ大神は窟に入りたまふの時に功あり。信州戸隱神と同じき垂跡なり。

○籠守神社

大和國吉野郡吉野山中に在り。

一宮記に曰く、住吉神と同體なり。故に今再び贅せず。

○勝手神

大和國吉野郡吉野山に在り。祭るところの神一座。

愛鬘命（其の祖末考）

六十四神式に云ふ、天孫臨降の時、三十二神相添ふて天降し奉る。次に護國後見の爲に下さる卅二神、云云。愛鬘命は勝手大明神なり。六十四神式とは、兼右の選集の書歟。且つ麗氣記等六十四神の註上に同じ。予未だ可否を知ら

踈と迸と二樣あり
よみ方同じ(黄)

を喚で、審神と爲す。因て千繒高繒を以て、琴の頭尾に置いて、請して曰く、先の日天皇に敎ふるは誰の神ぞ。願はくば其の名を知らんと欲す。七日七夜に逮んで答へて曰く、神風伊勢の國百傳度逢の縣の拆鈴五十鈴宮に居す所の神、名は撞賢木嚴の御魂天踈向津媛命と。

石淸水社家の說に曰く、八幡遷幸の緣に依て、伊勢向と號んで此に祠ふと云ふ。予其の言を信じて焉を記す。

〇伊曾太祁神社

紀伊國名草郡に在り。祭るところの神三座。

五十猛命一座　大屋姬命一座　抓津姬命一座　(共に素盞嗚尊の子なり)

神紀に曰く、素戔嗚尊の子、號て五十猛命と曰ふ。妹は大屋津姬命、次に抓津姬命。凡て此の三神、亦能く木種を分布する。卽ち紀伊國に渡し奉る。續日本紀に曰く、大寶二年二月己未伊祚太祁太屋都姬都麻都比賣の三の神社を分遷す。神諸記に曰く、淸和天皇貞觀元年正月廿七日伊曾太祁大屋都姬神、抓津姬神、並に從四位下。(此後未考)

然ども延喜帝已來制斷の書なり。故に記文を擧げざるなり。予惟ふに離火神或は大日靈貴と爲し、又は午比留尊と號するは、周易に於て、離は中女なり、而して、陰中の陽なり。大日靈貴は陰神にして顯露の政あり。故に呼んで離火神と爲す歟。凡此の神功の大なる、北陸西海に歸舳迷津漂蕩の時、舟人沐浴して離火を祈れば、則ち忽然として火起りて一大炬火の如し。仍て直に火處を望んで岸に着くことを得。或は東西を辨して、漂泊沉没の難を致さずと云ふ。

△後鳥羽院の御製、浦奈良波裳志保也久彌止飫母布陪之奈爾緒太具比乃許不里雅留羅牟。

○伊勢向神社

山城國山城郡淀驛小橋の東河中に去り。祭るところの神一座。

天逆向津姬命（寳基文の圖に曰く、天照大神なり）

日本紀に曰く、神功の元年三月壬申朔皇后吉日を選んで、齋宮に入り、親ら神主となりたまふ。則ち武内宿禰に命じて、琴を撫しめ、中臣の烏賊津使主

時に木嶋(このしま)の社頭林木欝々たる所に、木を撓げ草を結んで老翁あり。兩眼を閉ぢて常に之を誦する間たに遊仙窟を讀むと云ふなり。伊時(これとき)聞き及んで潔齋すること七日、衣冠を整理し愼で陪從を引いて、翁の所に參詣す。誰が來ると、答へて曰く、唯唯として跪て申す。遊仙窟を得んが爲に參ずる所なり。翁の曰く、我れ幼少より自ら此書を授くるを吝む、年闌(たけ)て事を倦み、僅に學ぶところを誦する而已。重ねて申す、願はくば此書を敎へよ、僕苟も王家に侯して學士の職に居す。少幼より文に暗じて讀むことなし、哀矜を垂れよ。翁諾じ讀む。伊時假名を付す。一帙を讀み畢り、還歸の後種種の珍寶を送るに、庵跡異香郁郁として其跡なし。其の後感じて書す。大明神の化現たるに幾し。

文保三年四月十四日。

○離火(たくひの)神社

隱岐ノ國海部ノ郡島前(だうせん)に在り。祭るところの神一座。

大日靈貴(おほひるめのむち)

按するに、內侍所三十神の第一なり。仍で內侍所三十神の儀式に焉を載す。

降りて、社を造らんと擬し起立に暇あらず。遂に上天し去る耳。卽今の石ノ寶殿是なり。生石眞人の歌に所謂る志都石室と云ふは、蓋し此を謂ふなり。

按ずるに、陰陽二神夫婦の如しとは、大巳貴命、少彦名を謂ふ歟。夫れ古來の相傳に此の義あり。卽ち生石の村主の歌に云ふ。大汝少彦名乃將座志都之石室者幾代將經。

○逆櫓神明

攝津國東成郡大坂に在り。祭る所の垂跡伊勢に同じ。

舊記に曰く、後鳥羽の院文治元年二月十八日義經と梶原景時と逆櫓の論を爲す。此の日利運の爲に義經此の所に於て神明を勸請す。

○木嶋神社

山城國葛野郡太秦の東に在り。祭るところの神一座。

天照坐御魂神

遊仙窟文章生英房の跋に曰く、嵯峨ノ天皇書巻の中に遊仙窟を撰み得たり。紀傳儒者を召して傳授せんと欲す。諸家皆傳ふるなし。學士伊時深く愁歎す。

○湯の宮

伊與ノ國温泉郡道後に在り。祭るところの神二座。

大已貴命　少彦名命（共に上に註す）

釋日本紀に云ふ、伊與風土記に曰く、湯郡大穴持命悔ひ耻つるを見て、宿奈比古那命活んと欲して大分速見湯を下樋より持來り、宿奈比古奈命を以て今の俗に漬れし者蹔の間は活して起居することあり。然して詠して曰く、眞蹔寢哉と云ふて踐み健む。跡處今は湯中の石の上に在り。凡そ湯の貴奇なること神世の時のみならず、今世に病痾に染る萬世除病存身の要藥と爲すなり。按するに本朝處々温泉の地、湯の宮あると云ふ多くは大已貴、少彦名命の垂跡なり。

○靜の窟

播磨國鹿兒と姫路との間の山中に在り。里人生石子と稱するは是なり。

垂跡同上

峯相記に曰く、生石子の高御倉は、陰陽二神夫婦の如く顯れ坐す。時に天女、

周防國吉敷郡山口に在り。祭るところの垂跡、伊勢の兩宮に同じ。社家の註進に曰く、當所は内外二宮にて永正十七年十一月上旬大内多々良朝臣從三位左京大夫義興夢覺に依りて、伊勢國度遇郡より當國高峯に遷し奉る。祭祀末社等兩大神宮に准ず。

○山口ノ祇園

周防國吉敷郡に在り。祭るところの垂跡山城の八坂に同じ。社家の註進に曰く、永正年中疫疾盛に行はれて、國民斃死するもの甚だ多し。仍て、大内義興之を祠る遷宮卜部兼右勤めらる。

○横須賀神社（熊野社是なり）

遠江國周智郡横須賀村に在り。祭るところの神三座、

高松社 一座　小笠ノ社 一座　横須賀ノ社 一座

社家の註進に曰く、人皇四十二代文武天皇大寶元年秋九月此の所に遷し奉る。高松社は大市姫命（大山祇女なり）、小笠ノ社は素盞嗚尊なり。横須賀社は、即ち樟日命なり（素盞嗚の子）

頤寺の僧（闕名）此の所に來りて寺院を創め、神地を以て境內に接す。斯に依りて神不潔なるを惡み彼の僧を罰す。時に神殿造替の宿禱を懷き、藤原吉勝をして願辭を告げしむ。數日の後ち寢床より起ちて遂に神殿を遷替し奉る（今の旅店の邊）其後、信長兵燹の日、殿閣悉く灰燼と爲る。纔に神璽を以て別所に遷す耳。慶長年中秀吉城廓を築くの序、今の神地に遷す、云云。奉行片桐市ノ正且元。神階記に云ふ、貞觀元年正月廿七日難波生國魂神從五位下（此後未考）

○恩智神社

河內國高安郡に在り。祭るところの神一座。所謂る當國の二ノ宮なり。

大御食津命（天兒尾命の來孫なり）

樹下の神系圖に曰く、河內國恩智大明神は中臣朝臣藤原朝臣の遠祖なり。

神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日正三位勳六等恩智大御食津彦神從二位（此後未考）

高峯ノ大神宮

く人間に沈で還ることを得ず。復親なし、由て居る所を知らず、吾れ何哉。涙を拭て嗟歎き、天に仰いで歌よみて曰く、阿麻乃波良、布里佐氣美禮婆、加須美多知、伊幣治麻止比天、由久幣志良受母、遂に退去りて荒鹽村に至る。即ち村人等に謂ふて云ふ。老夫老婦の意を思ふに荒鹽に異る者なし。仍て比沼の里荒鹽村と云ふ。亦丹波の里哭木村に至りて、槻木に據りて哭く。故に哭木村と云ふ。復竹野郡船木の里奈具村に至り、村人等に謂ふて云ふ、此の處我心奈具志（古は事の平善は奈具志と云ふ）乃ち此の村に居る。斯れ所謂る竹野郡奈具社に坐す、豊宇賀能賣命なり。

○生玉神社

攝津國東生郡天王寺の邊に在り。祭るところの神一座。

天生玉神（天孫降臨の時の陪從神なり）

舊事記に曰く、活玉命は新田部の直の遠祖より。社家註進に曰く、天孫瓊杵尊降臨の時、陪從へる三十二神の中、天活玉命是なり。神武天皇戊午の年春二月難波の碕に到りたまふの日、此の神を祠ふと云ふ。爰に去る明應年中本

に天女一人の衣裳を取り藏む。卽ち衣裳あるものは皆飛去る。但衣裳なき女娘一人身を水に隱し、獨り愧を懷いて居る。爰に老夫天女に謂ふて曰く、吾に兒なし、請ふ天の女娘。汝ち兒たれと。天女答へて曰く、妾獨り人間に留まる。何ぞ敢て從はざらん。請ふ衣裳を許せ老夫の曰く、天の女娘何ぞ欺心を存するや。天女の云ふ。凡天人の志は信を以て本と爲す、何ぞ疑心多くして衣裳を許さゞる。老夫答へて曰く、疑多くして信なきは、率土の常なり故に此心を以て許さずと爲す耳。遂に許し相ひ副て宅に住む、相住むこと十餘歲。爰に天女善く酒を釀すことを爲す。一盃を飮んで萬病悉く除く。其の一杯の直財を車に積んで送る。時に其家豐に土形富めり。故に土形の里と曰ふ。云云。後に老夫婦天女に語りて曰く、汝は吾兒にあらず。蹔く借し住る耳。宜しく早く出去るべし。是に於て、天女は天を仰ぎて慟哭し地に依て哀吟す。卽ち老夫等に謂ふて曰く、妾は私意を以て來るに非ず。是れ老夫等の願ふ所なり。何ぞ厭惡の心を發し忽に出去の痛を存するや。老夫憎々瞋を發し、去らんことを願ふ。天女淚を流して徽門の外に退く。鄕人に謂ふて曰く、久し

箭悉く飛去て海に入り、或は他邦に超ゆ是に於て、當國の刺吏兵器を捧げ軍卒を遣はし、晝夜警蹕を怠らず。或は五日、或は三日の後、神殿の靜なるを以て期と爲し、飛箭を集めて宮中に納むと云ふ。故に里人天平治平の神と稱す。又齋宮と號くる者は、熊野郡市場村に齋官の人あり、女子を生めば則ち飛箭必ず屋上に立つ、其の子四五歳の時、當宮に奉る。呼で齋女と爲す。山中深林の中に獨り禽獸と同居されども、敢て畏怖することなし。若し長ずるに及んで天癸至り、或は交接の情生ずるときは、則ち大蛇出現して虺々として眼を瞋らす。是の時に及んで官を致して郷里に還るなり。

〇奈具神社（今天避社と稱す）

丹後國竹野郡丹波郷に在り。里人齋神の造酒と號く。祭るところの神一座。

宇賀乃咩命（伊勢酒殿神と同體）

元元集に曰く、丹後風土記に曰く、比沼山の頂に井あり、其の名を眞井と云ふと。今既に沼と成る。此の井に、天女八人降來りて水に浴す。時に老夫婦あり、其の名を和奈佐老夫、和奈佐老婦と曰ふ。此の老等此の井に至りて竊

にして人に縛せらる。何を以て神たらん。傳へ謂へらく、小角能く鬼神を役使す。又曰く。小角荒地に屛せらると云ふ。小角鬼に靈にして人に愚なること、固に之を惟しむべし。吾が神に事ふる者、其の設を習ひ聞き、其誕を樂んで遂に辨へざるに至る。又痛む可けん哉、

○神野神社

丹波國桑田郡に在り。祭るところの神一座。

伊賀古夜姫命（鴨御祖神の母）

神名帳の頭註に曰く、賀茂建角命の婦、伊賀古彌日賣命なり。玉依彦玉依姫の母なり。玉依姫は鴨御祖の母なり。玉依彦は可茂縣主等の遠祖なり。

○竹野神宮

丹後國竹野郡竹野村に在り。祭る所の神二座なり。里民の所謂る齋宮是なり。蓋し齋官の女子あるの故なり、

垂跡は伊勢の兩宮に同じ。

里諺に所謂る。若し天下に凶德蜂起せんと欲すれば、神殿鳴動して宮中の神

の鹵簿に等し、亦其裝束の狀、乃ち人衆相似て傾けず、天皇望みたまひて問はしめて曰く、茲の倭國に吾を除いて亦主なし。今誰人の此の如くして行く。卽ち答曰ふの狀、亦天皇の命の如し。是に於て、天皇大に忿りて矢刺し、百の官人等悉に矢刺す。其の人等亦皆矢刺す。故に天皇亦問ふて曰く。然らば其名を告げよ。各々名を告げて矢を彈てよ。是に於て、答へて曰く、吾れ先に問はる。故れ吾爲に名を吾に告げば惡事と雖も一言、美言と雖も一言、言離の神は葛城の一言主の大神と云ふものなり。天皇是に於て惶畏て白さく、恐る我れ大神、宇都志意美あるものなり。覺えず白して大御刀及び弓矢を始めて百の官人等の所服之衣服を脫ぎ、以て拜し献る。其の一言主大神手から其の捧ぐる物を授け受く。故れ天皇還幸の時、其の大神滿山の末、長谷山口に送奉る。故れ一言主の大神は彼の時に顯るゝところなり。

按ずるに、諺に曰く、昔し役小角、衆神を集め、葛城金峯の間に於て石橋を架す。其の早成らざるを以て、小角怒りて一言主を咒し、之を深谷に縛繫すと云ふ。予嘗て疑ふ、小角は葛城の里民にて、一言主は天神の裔胤なり。神

○志賀神社

筑前國糟屋郡に在り。祭るところの神三座。

底津少童命　中津少童命　表津少童命（伊弉諾御禊の時出現）

神代の卷に曰く、所謂る伊弉諾尊追悔て曰く、吾れ前に不須也凶目汚穢之處に到る。故に吾身の濁穢を滌去んとす。則ち往て筑紫の日向の小戸檍原に至り祓除たまふ。又海底に沈濯ぎ、以て生める神を號て底津少童命と曰ふ。潮の中に潜き濯て因て以て生る神を號で中津少童命と曰ふ。又潮の上に浮び濯ぎ因て以て生める神を號て表津少童命と曰ふ。是れ阿曇連等が祭る所の神也。

○神名帳の頭註に曰く、是れ住吉一體の神なり。

○葛城神社

大和國葛木上郡葛城山に在り。祭る所の神一座。

一言主命（素盞嗚の子）

古事記に曰く、幼武天皇葛城山に登幸の時、百官人等悉くに紅紐の青摺の衣服を着け給ふ。彼時、其の向ふ所の山の尾より山上に登る人あり。既に天皇

は乃ち素盞嗚尊の蛇の尾に獲るところの者なり。故に八岐の蛇の靈、其の舊物を求めんが爲に、尊の行す道に當るか。是を以て膽吹神は八岐の所變と言ふなり。

神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日從五位上。(此後未考)

按ずるに、世に龍頭を造りて頂に被なり、鼓を鳴して呼んで膽吹大明神と曰ふ。以て疾疫疱瘡の者を厭ふ。蓋し以あるなり。

〇石上神社

備前國赤阪郡岡山の傍三里許に在り。祭るところの神一座。

布都御魂

當宮は素盞嗚尊蛇を斬るの劍にて、號は韓鋤なり。祭りて以て神靈と爲す。神紀に所謂る其素盞嗚尊の蛇を斷つの劍は、今吉備神部の許に在り。又云ふ其の蛇を斷つ劍を號んで蛇の麁正と曰ふ。此の石上に在るものは是なり。功に因れば則ち麁正と名づけ、形に據るときは則ち韓鋤と號す。所謂る異名同物なり。崇神天皇の御宇大和國山邊郡に遷し奉る。

神名帳の頭註に曰く、先師の說に曰く、高野山天野大明神は丹生都姫なり。天照大神の妹稚日女神なり。一說に云ふ、丹生都姫は天照大神なり。和州丹生川の裔に坐す。故に丹生都姫と名づく。後又伊勢國に顯す。

○伊吹神社（膽吹、或は五十葺、伊服岐）

近江國栗太郡伊吹里に在り。祭る所の神一座。

八岐蛇の所變

日本紀に曰く、日本武尊東征より還りまして尾張に到る。近江膽吹山に荒神ありと聞き、卽ち徒より行きたまふ。山神大蛇に化り道に當る。尊主神の蛇に化るを知らずして謂たまはく、是れ必ず荒神の使なり。旣に主神を殺し得ては、其の使は豈求るに足らん乎。因て蛇に跨り猶ほ行ます。時に山道雲霧大に起る。尊迷ふて路を失ふ。遂に痛むと云ふ。

○林氏神社考に云ふ。素盞嗚尊出雲國に在し。八岐の蛇を斬る。尾の中に神劍あり、所謂る天村雲劍なり。尊之を天照大神に獻る。大神の曰く、是れ天岩戸に入りし時、近江國伊布貴山に隕し者なり。予惟に日本武尊の所佩る劍

素盞嗚尊 中　稻田姫 東　八王子 西

社家註進に云ふ、人皇三十代欽明天皇元年已來此の地に來臨す。又每歲御葦神事なる者あり。國中疫疾變異等を卜す。

○所攝社

居森宮　柏宮　蘇民社　八劔宮　土御前　星宮

○疫隅神社（鞆の祇園と號す）

備後國沼隅郡鞆浦に在り、祭るところの神、上に同じ。

神社考に曰く、備後風土記に曰く、是を以て北海武塔神南海の神女に通ずるの時の事と爲す。武塔神は進雄ノ神の別號なり。其の祠見今彼國に在り。疫隅ノ社と曰ふ。

按ずるに、暦家者流の外、未だ上代神記に見えず。蓋し中國影向經歷の地歟。

○丹生神社

紀伊國伊都郡高野山上に在り。祭るところの神一座。

天野丹生神

方今宣教師亦同じ（黄）

さんとするの情あり、火を放ちて其野を燒く。皇子欺かれたることを知り、所佩る劒を以て自ら抽いて、皇子の傍の草を攘ふ。是に因りて免ることを得たり。故れ其の劒を號して草薙と曰ふ。

按ずるに、神社考に云ふ、天智天皇七年新羅の僧道行、靈劒を聞いて之を欲す。乃ち神祠に入り。持誦百日竊に劒を取りて僧伽梨に裹み、携へて筑紫に至り東邦に赴くに、忽ち海風暴に起り、波怒り水簸て去ることを得ず。凡そ劒を取ること三回皆得ず、云云。林氏之を策に書して曰く、盜熱田の劒を竊むと。以て道行が濫を見る。且つ神祠の人無きを罪して、彼の寶玉大弓を竊むの賊に比す。予謂らく、道行姦を行はんと欲して、持誦に憑る。遂に姦を成すことを得ず。愚の已に甚しきなり。且つ夫れ本朝浮屠を愛するの弊、直に神祠の中に入り其の神器を弄にするに至る。蓋し外國の浮屠は間牒たるもの多く、之を機先に察せずは、則ち將に淪胥陷溺に迨ばんとするなり。

○津島神社

尾張國海部郡津島に在り。祭るところの神祇園に同じ。

素盞嗚、南は宮簀姫、西は伊弉冉、北は倉稲魂中央は天照大神なり。尾張風土記に云ふ、熱田社は、昔し日本武命東國を巡歷して還ます時、尾張の連等の遠祖宮簀姫命を娶りて、其家に宿ます。夜頃く、厠に向ふ。身に隨けたまふ劒を以て桑木に掛け、之を遺したまふ。殿に入りて乃ち驚きて更に往いて之を取るに、劒光ありて、神の如くにして把得ず。卽ち宮簀姫に謂ふて云ふ、此劒神氣あり。宜しく齋き奉りて、吾形影と爲せ。因て社を熱田鄕に立てゝ名と爲す。先師の曰く、熱田社は日本武尊其の形影を天村雲劒に留め、御神體と爲す。日本武尊の垂跡と謂つ可きものなり。

日本紀に曰く、景行天皇廿八年冬十月日本武尊東夷を征し發路たまふ。道を抂りて伊勢神宮を拜む。仍て倭姫命に辭して曰く、今天皇の命を被りて東征し、諸の叛者を誅んとす。故に辭す。是に於て、倭姫命草薙劒を取りて日本武尊に授けて曰く、愼で莫怠也。是歲日本武尊初めて駿河に至る。其處の賊從陽り欺て曰く、是の野、麋鹿甚多し。氣は朝霧の如く、足は茂林の如し。臨んで狩すべし。日本武尊其言を信じ、野中に入りて獸を覓む。賊皇子を殺

て擁腫拳曲なり。廟後に井あり。深きこと五仞許。所謂る三保の清水是なり。井の傍に家あり。主人太田民部焉に居れり。予謂らく、祖龍の世、亂を桃原に避くる者の後世之を仙と謂ふ。噫原人理亂は知らず。黜陟は聞かず抑々帝力與からざるに似たり。蓋し神仙の境なる耶予聞く、東方に君子不死の國ありと。豈其れ斯れ之を謂ふ乎。既已に歸れば則ち日云に暮れぬ。

○熱田神社

尾張國年魚市郡に在り。祭るところの神一座。今は六座と稱す。

熱田神（天村雲劍なり）

神代の卷に云ふ。素盞嗚尊に勅して曰く、汝は是れ可畏之神なり。敢て饗へざらん乎。乃ち八甕酒を以て口毎に沃入たまふ。其の蛇酒を飲で睡る。素盞嗚尊劍を拔いて斬りたまふ。尾を斬る時に至りて、劍の刄少く缺く、割て視れば劍尾の中に在り。是を草薙劍と號す。此れ今尾張國吾湯市村に在り。即ち熱田祝部の所掌之神是なり。神名帳の頭註に曰く、人皇十二代景行帝の十四男小碓尊、後ち日本武と名づく。此の神の垂跡なり。大宮は日本武、東は

を神女に授く、悦んで飛び去る。其後又來る。是に於て、土人祠を立てゝ之を奉ず。○神名帳の歌註に曰く、三穗津姬乎。予未だ其の可否を知らず。故に今兩說を存す。

按ずるに、伶人家に東遊と云ふものあり。相傳へて曰く、安閑帝の御宇駿河國有度濱に於て、天女降現して歌舞を爲す。道守氏の翁と云ふもの此曲を傳ふ、予諸を元胸に聞く、曰く、三穗神社と羽衣社と同じからず。今現に二社在り。三穗社は平林の中に在り、羽衣社は平林を去ること數十步沙陸の下に在りと云ふ。其の紀略に曰く、丁未の夏、吾が麾下三保に詣れり。予亦陪す。舟行一里許り。篙師の曰く、原は譬へば則ち一島なり。本は久能に綴る。島上殆んど一里、驚波洶湧し、怒潮乘除すれども、之を漾ふこと能はず。中に村落馬堈あり。耕耨收穫も人間に異らずと云ふ。舟より下り村中に入り。行くこと百有數十步可り。松樹多し、亶し喬樛なる者寡し。栴も亦錯れり。古廟あり、式に所謂る御穗の神歟。廟前に栴あり、扶疎として偃蓋の如し。中は刳虛にして、外は堅確なり。麾下人をして之を絜せしむ。枝葉茂盛にし

は、天平寶字年中なり。

按ずるに、峯相記に曰く、天平寶字八年異賊襲來す。卽ち藤原貞國を遣して追討す、云云。恐くは、當社貞國凱旋の日焉を祀るか。

○荒田神社

播磨國多珂郡に在り。祭るところの神一座。所謂る當國二の宮なり。

少彦名命（上に註す）

峯相記に云ふ、二の宮荒田大明神は。天平勝寶元年巳丑五月七日女體赤裝して來臨す。卽ち少彦名命なり。延曆年中將軍田村麻呂此の神を尊崇し神田を定む。又勅使を以て正一位を授け奉る。

○三穗神社

駿河國有度郡に在り。祭るところの神一座。

三穗ノ神

本朝事跡考に曰く、昔し神女飛來して、羽衣を松枝に懸く。漁人之を取る。神女衣を失ふて飛ぶこと能はず。屢々之を求むるに與へず。遂に相約して衣

軍殿（祇園後見殿本社）
地養社（祇園蘇民本社）
護王所（祇園巷地本社）
冠者殿（本社冠者殿本社）
天祖父社（廣峯天王の遥宮なり。但し社家相承の習あり）
九部ノ神穴（同上）

○惣　社

播磨國飾磨郡姫路城中に在り。祭るところの神一座。

大貴巳命

額に曰く。軍入頭正一位惣社伊和大明神（當國一宮、伊和社、一宮巻に載す）
式に所謂る射楯兵主神社と云ふ者乎。
按ずるに、鳥居の刻雕に云ふ、傳聞く當社は大名持命を以て崇め奉る、云云。
里諺に云ふ、七月既望兵士會集して、軍旅の威儀を爲すと云ふ。古老の相傳に曰く、欽明帝の御宇師安元年六月十一日當社影向なり。一國守護と稱する

と倚し。然りと雖も時と變衰して知るもの幾んど少なり。汝は是れ傑俊の人。速に歸て　帝に奏せよ。公驚きて山を下り、船を發して華京に赴く。玉階を攀ぢ、龍顏を拜して後此の旨を帝に奏す。忝く倫命を吉備に下さる。而して同御宇天平六年甲戌經營の宿禱を賽申す。（全文略す）

改曆雜事の記に云ふ、聖武天皇天平五年三月十八日吉備歸朝す。播州に於て天王に逢ふ。圓融院の御宇天祿三年壬午天王西ノ峯より廣峯に遷る。

播磨國峯相記に云ふ、吉備公歸朝の日、當山に於て午頭天王を崇め奉る年數を歷るの後、平安城東方守護の爲に、祇園荒町に勸請し奉る。恐くは當社を以て本社と爲す。

廣峯山の古證文に曰く、播磨國廣峯山は、祇園の本社なり。今より以後、守護使の亂入を停止すべきの狀、鎌倉殿の執達に依りて件の如し。建保四年八月廿八日信濃守判。

〇所攝社並に別宮

白幣社（當宮始めて影向の地なり。今吉備靈社と爲す）

神社啓蒙巻之六

諸社篇

○廣峯神社

播摩國飾磨郡廣峰山に在り。即ち國府姫路の傍一里許。祭るところの神三座。素盞嗚稲田姫、八王子なり。蓋し山州祇園本社なり。

素盞嗚命（一座）稲田姫（一座）八王子（一座）（共に祇園の下に記す）

社記に曰く、人皇四十四代元正帝の養老元年吉備眞備と云ふ人入唐す。其の後四十五代豊櫻彦天皇天平五年癸酉歸朝の日。此地に止まる偶々船舳に佇立して、乾維を望めば、山後に山あり、峻高天を支へ、深谷腰を遶りて崖岸の形を穿つ。（今の白幣の峯是なり）云云。公感情に誘されて眸を凝せば、則ち白幣ありて時々光を放つ。公怪み以て徐々に登臨す。老翁現出して曰く、吾は是れ素盞嗚命なり。諸氏を守り、百王を保んが爲に、此の峯に來臨するこ

云ふ。予惟ふに此說甚だ非か。神を祭り祗を奉ずるは、寶祚永久黎民安泰を欲ふてなり。胡爲ぞ幣使の階級を崇めて神名と爲さん哉。是れ四神鎭座の故に此の號あり。稗學の費は牙齒を勞するに暇あらず。

○四ノ宮ノ神社

山城國宇治郡山階鄕に在り。祭るところの神二座。世に所謂る諸羽明神是なり。

天兒屋根命（一座）太玉命（一座）二神共に註上。

按ずるに、二神高皇產靈尊を以て、天孫左右羽翼の臣と爲す故に兩羽と名づく。（古へは兩羽に作る。今改めて諸の字と爲す）予先に便覽を撰むの日、本緣を缺く。仍て今童蒙猶預を決する爲めに、或人の口決を以て焉に具ふ。若し牴牾することあらば、則ち後學のもの之を正せ。

神社啓蒙卷之五終

魂と曰ふ、亦瀨織津比咩神と名づく。
文德實錄に曰く、仁壽元年六月丙丑詔して近江國散久難度神を以て明神に列すと。
按ずるに、鎭座の年紀分明ならざる乎。竊に惟るに、是れト部流中臣の祓に、佐久奈太利と云ふ者を以て櫻谷と爲す。故に名に依て、瀨織津姬神を祭る歟。然も文德帝に至りて詔あるときは此れ又淫祀にあらず。

○四宮神社

近江國志賀郡大津の驛に在り。祭る所の神四座。所謂る大日叡、小日叡、氣比、小禪師なり。

大比叡（日吉社記に曰く、大已貴命なり。）
小比叡（同記に曰く、國常立なり）氣比（同記に曰く、仲哀なり）
小禪師（同記に曰く、火火出見尊）

按ずるに、當社は日吉の榊殿なり。故に四座を以て此の地に遷す歟、里諺に相傳へて曰く、此の神鎭座の日、官幣使は四位某なり。故に四位宮と號すと

近江國高島郡水尾村に在り。祭るところの神二座。

水尾大明神

神名帳の頭註に曰く、彼の郡内に大河あり。件河の南は、水尾猿田彦命にて、河の北は、天鈿女命なり。兩社は水尾川を分ちて勸請なり。

○苗鹿神社

近江國志賀ノ郡坂本ノ郷苗鹿村に在り。祭るところの神一座。

苗鹿明神（式に所謂る那波加社是なり）

兼熙番神記の註に曰く、天太玉命老翁に化して、鹿の稻を負ふて之を導く。故に名づく。神祇正宗に曰く、人皇卅九代天智帝の七年に社を營る。

○櫻谷神社

近江國栗太郡勢多の南を去る二里許、男石郷中村櫻谷に在り。祭るところの神一座。

瀬織津姫命（式に所謂る佐久奈止社是なり。天照大神の荒魂なり）

阿波良波命の傳に曰く、伊弉諾尊左の眼を洗ふて因て以て生る、神を天照荒

社家註進に曰く、疫神なり。大寶年中降見の神なり。故に大寶天王と稱す。其の影向の老杉今に存す。

○午頭神社

近江國栗太郡下笠村に在り。祭る所の神三座。

正一位午頭天王（中殿、素盞）后宮（左殿。稻田姫）八王子（右殿、五男三女）

社記に曰く、當所栗太郡下笠村の明神者眞宗豊祖父帝の御宇慶雲元年三月四日影向、同四月平森の大杉本に現じて宣はく、一郡東西守護の神とならん。百六代後奈良院の御宇神恚奮發萬民流浪す。仍て享祿三年庚丑五月十七日再び神殿を造修し、神慮を慰め奉る。同御宇天文九年御怒靜ならず、郷民同日席に着く。里人神樂岡の神主正春と云ふものを喚んで、鎭神を乞ふ。正春齋戒して神殿に入り、神璽をして正座せしめ、密に　帝意を仰ぎ、正一位を授け奉る。爾來正一位午頭大明神と號して、如在の禮奠を致す。（全文繁多、今其要を摘す）

○水尾神社

類聚國史に曰く、貞觀十六年八月從三位。（此後未考）

按ずるに、當社は大已貴命の鎭座たる勿論歟。祭祀の日、干戈弓箭を以て七社の神輿に乘せ、從者又軍旅の威儀を表すればなり。

○小津神社

近江國野洲郡に在り。祭るところの神三座。所謂る大宮。二ノ宮、三ノ宮是なり。

玉津正一位小津神社

神名帳の頭註に曰く、宇賀魂なり。按ずるに、社家の註進大宮の本緣は上に同じ。二宮は素盞嗚、三宮は大市姬なり。

按ずるに、祭奠必ず午日を用ひ、又稻荷同躰の神と稱す。則ち玉津の二宮蓋し據ある乎。

○大寶天王神社

近江國栗太郡綣村に在り。祭るところの神一座。

素盞嗚尊

宗に曰く、今の多賀大明神の本地伊弉諾尊なり。人皇七代孝靈帝の六年に出現○社家相承に所謂る伊奘諾尊と天照大神との兩座なり。仍て天御影日御影社と稱す。類聚で曰く貞觀十七年三月廿九日三上神從三位、(此後未考)

或る人問ふ、當宮の齋官は陶器に食し、瓦釜に炊き、又革服火奴の類を忌む。天下第二の忌火と稱す、奈何。曰く皆機巧の智の早く計らんと欲すること疾むの故なり。蓋し神は淳朴を貴んで機巧を賤んず。且つ古人の祭服は多く革を以て之を造る。本朝皮其の屬を疾むは、竊に惟るに古人之を用ひるは、革の本を忘れざるなり。朝人之を疾むは其の流を避てなり。

○兵主神社

近江國野洲郡に在り。祭るところの神一座。今傳ふるところのもの七座なり所謂る當宮の七座を表する歟。

大國玉命(大巳貴命の別稱)

神祇正宗に曰く、大國玉命なり。人皇卅代欽明帝の御宇に鎭座秘説に曰く、天照大神なり。

て曰く、神日本磐余彦天皇の陵に馬及種々の兵器を奉れ。復亦言ふ、吾は皇御孫命の前後に立ちて、以て不破に送り奉りて還らん。今も且た官軍の中に立ちて守護る。且言ふ西の道より軍衆至らんとす、宜愼め。言訖て醒む。

○太王神社

大和國高市郡に在り。祭るところの神一座。

太玉命（高皇彦靈尊の子、齋部氏の祖なり）

神代の卷に曰く、太玉命をして以て弱肩に太手繦を被け、御手代に以て此神を祭るは、始めて此より起る。又云ふ、高皇彦靈尊勅して曰く、汝し天兒屋根命太王命宜しく天神籬を持ち葦原の中國に降りて亦吾孫の爲に齊ひ奉るべし。乃ち二神をして天忍穗耳尊に陪て以て降す。

○三上神社

近江國益須郡に在り。祭るところの神一座。

天御影命（社記に曰く、伊弉諾の別稱）

古事記に曰く。近淡國の御上祝以て伊都久天の御影神と、云云。兼右神祇正

するの時、山中嶮絶して跋渉に路を失ふ。是に於て、神魂命の孫鴨建津見命化して大鳥の翔り飛ぶが如くにして導き奉り、遂に中州に達りたまふ。天皇其の功あるを嘉して、特に厚く賞したまふ。八咫烏の號此より始まる。元元集に曰く、神皇產靈は八咫烏の靈に坐すと云ふ、予是非を知らず。今兩說を存す。

改暦雜事記に曰く、文武帝慶雲二年乙巳和州八咫烏ノ社立つ。

○高市社

大和國高市郡に在り。

事代主命（大己貴命の子）

先代舊事本紀に曰く、大已貴神邊津ノ宮に坐す高降姫神を娶り、一男都味齒八重事代主神を生む。倭國高市郡高市社に坐し、甘南比飛鳥社と云ふ。日本紀の天武記に曰く、將軍吹負金綱井に軍の時、高市郡の大領高市縣主許梅倏忽に口閉で言ふこと能はず。三日の後方に著神して以て言ふ。吾は高市社に所居る名は事代主神、又牟狹社に所居る名は生雷神と云ふものなり。顯し

耜高彦根神倭國葛上郡に坐す。高鴨神を捨篠社と云ふ。

○八咫烏神社

大和國宇陀郡に在り。祭るところの神一座。

鴨建見命（神魂命の孫なり。神武帝の時功あり）

日本紀に曰く、神日本磐余彦天皇中洲に趣かんと欲し、山中嶮絶して復た行く可きの路なし、乃ち接遑て其の跋渉んところを知らず。時に夜夢に天照大神天皇に訓へて曰く、朕れ今八咫烏を遣さん、以て鄕導と爲せと、果して頭八咫烏あり空より翔降る。天皇の曰く、此の鳥の來ること自ら祥夢に叶なふ大なる哉。赫なる哉。我が皇祖天照大神基業を助け成んと欲せる乎。是の時に大伴氏の遠祖日臣命、大來目督將元戎を帥ゐ山を踏み啓行て、烏の所向の尋に仰き視て追ふ。古事記に曰く、高木大神命覺し曰く、天ノ神ノ御子此より奥の方に入幸しむることなし、荒神甚多し。今天より八咫烏を遣し引導ん、其に從ふて後に立ち幸行すべし、故に其敎覺す隨に其の八咫烏の後に從ふて幸行す、云云。新撰姓氏錄に云ふ、神日本磐余彦天皇中洲に向んと欲

ところの童女は難波に詣で比賣語曾社神と爲る。且つ豊前國田川郡に至りて復比賣語曾神と爲る。

按ずるに、日本紀に攝津と豊前と共に石化の童女と爲すの故に、古今猶豫を免れず。蓋し記者其の名同じきを以て一神の垂跡と爲す乎。今暫らく先哲の誨に據る。則ち攝津國比女許曾神は下照姫の降趾にて、豊前國咩囲語曾は石化神なり。獨り此神名のみにあらずして、此の如きの類勝て計ふべからず。今其の一二を擧けて幼童輩に示す。夫れ賀茂と稱するは山城と大和と、南宮と稱するは攝津と美濃と、熊野と稱するば紀伊と出雲と、丹生と稱するは紀伊と大和と、中山と稱するは美作と山城と、石上と稱するは吉備と大和との類にて其神各々別なり。觀者焉を詳にせよ。

○高賀茂神社（大和の鴨と稱するは是なり）

大和國葛城上郡に在り。祭るところの神一座。

味耜託彥根命（大巳貴命の子下照姫の兄なり）

先代舊事本紀に曰く、宗像に坐す興津島神、田心姫命一男一女を生む。兒味

曾社は神名帳並に風土記に見えず。而して任那は新羅國の種なり。辛國比咩語曾神の垂跡なり。

日本記に曰く、都怒我阿羅斯等國に有りし時に黄牛田器を負ふて、田舍に往んとす。黄牛忽に失す。則ち跡の尋に覔く。跡一郡の家中に留れり。時に一老夫ありて曰く、汝の求むるところの牛は、此の郡の家の中に入る。然して郡公等の曰く牛の負ふところの物に由りて推るに必ず殺し食んと設く、若し其の主が覔め至らば、物を以て償と云ふて殺し食むなり。若し牛の直に何物を得んと欲すと問はゞ、財物を望むなかれ、郡内の祭神を得んと欲すと爾云へ。俄して郡公等到りて曰く、牛の直に何物を得んと欲す。對ふること老父の敎の如くす。其の祭るところの神は是れ白石なり。白石を以て牛の主に授く。因て將來て寢中に置く。其の神石美麗童女に化す。是に於て、阿羅斯等大に歡びて合んと欲す。然るに阿羅斯等他所に去る間に、童女忽に失す。阿羅斯等大に驚きて已が婦に問ふて曰く、童女は何處に去き敢へて曰く、東方に向き。則ち尋て追求く。遂に浮海に遠ざかりて以て日本國に入る。求むる

古事記に、あなの上に、みすまるに、の句あり、又たかひこねの神ぞや、とあり（黄云ふ）

何故に來ると。乃ち矢を取りて呪て曰く、若し惡心を以て射ば、當遭害なん。若し、平心を以て射ば、當無恙あらん。因りて還し投てたまふ。其矢落下りて天稚彦の高胸に中る。因以て立に死ぬ。時に天稚彦が妻子喪屋を作りて殯哭く、是より先き、天稚彦、味耜高彦根神と友善し。故に味耜高彦根神天に登りて喪を弔ふて大に臨す。時に味耜高彦根神光儀花艶二丘二谷の間に映けり。故れ味耜高彦根神の妹下照姫衆人をして丘谷に映は是れ味耜高彦根神なりと知らしめんと欲して故に歌ふて曰く、阿妹奈屢夜、乙登多奈波多廼、汙奈餓勢屢、多磨廼彌素磨屢廼、阿奈陀磨波夜、彌多爾、輔柁和柁邏須、阿泥素企、多伽避顧禰。

○比咩語曾神社（或は賀香社）

豊前國田川郡香春郷に在り。祭るところの神一座。

辛國息長大姫（日本の神胤にあらず）

神名帳の頭註に曰く、豊前國風土記に曰く、田川郡鹿春郷は昔し新羅神自ら度到りて此の川原に來住む。卽ち名を鹿春神と曰ふ。案ずるに、豊州比咩語

樹下の山門の神系圖に曰く、天照大神素盞嗚尊と嘗て生むところの活津彦根命は近江國彦根ノ明神なり。

〇比咩語曾神社

攝津國東生郡に在り。祭るところの神一座。

下照姫命(大巳貴命の子なり。此の神と出雲御碕神とは、本朝和歌の大祖なり。)神紀に所謂る。天照大神天稚彦に勅して曰く、豊葦原中國は是れ吾兒の主たるべきの地なり。然るを慮るに、我賊强暴横惡の神あり。故れ汝ち先づ往て、平げよとのたまふて、天鹿弓及び眞鹿矢を賜ひて遣はす。天稚彦多く國神の女子を娶りて八年を經るも報命なし。故に天照大神乃ち思兼神を召して、其の不束の狀を問ふ。時に思兼神思ふて告げて曰く、宜しく且雉を遣して問はしむべし。是に於て、彼の神の謀に從ふて雉を使して往て候しむ。其の雉飛下りて湯津杜木杪に居り、鳴聲惡鳥と曰ふ。天稚彦乃ち天神の賜ふところの天鹿弓眞鹿矢を取りて、便ち射す。矢は雉の胸より達て、遂に天神の所處に至る。時に天神其の矢を見て曰く、此は昔し我れ天稚彦に賜ひし矢なり。今

姫と曰ふ。次に湍津姫、次に市杵島姫。凡て三女ます。大神勅して曰く、十握劒は素盞嗚尊の物なり。此の三女神は悉に是れ爾が兒なり。便ち素盞嗚尊に授げたまふ。此筑紫胸肩君等祭る所の神是なり。

○木幡神社

山城國宇治郡に在り。祭るところの神一座。

正哉吾勝速日天忍骨尊（地神第二代の神なり。父は素盞嗚尊、後に天照大神取りて子と爲す）

神代の卷に曰く、素盞嗚尊其左髻に所纏る五百箇御統の瓊を含めり、左の手の掌中に著て、便ち男を化生す。稱して曰く正哉吾勝ぬ。故因て名づけて、勝速日天忍穗耳尊と曰ふ。林氏の曰く、蓋し吾勝尊は下土に降らず、故に山陵なくして其の靈を祀り、木幡神社と名づく、

○彦根ノ神社

近江國蒲生郡彦根ノ郷に在り。祭るところの神一座。（一に犬上郡と云ふ）

活津彦根命（父同上）

○宇佐宮

豐前國宇佐郡に在り。祭るところの神一座。

湍津姬命（素戔嗚命の子）

神代の卷に曰く、又斷瓊尾を齧ひて吹出る氣噴の中に化生る神を湍津姬命と號く。是は海濱に居す者なり。

又曰く、日神、素戔嗚尊の十握劍を食し、兒瀛津姬命を化生む。亦市杵島姬命と名づく。又九握劍を食し、兒湍津姬命を化生む。又八握劍を食し、兒田霧姬命を化生む。卽ち三女神を以て葦原中國の宇佐島に降居さしむ。

○胸肩神社（或は宗像、或は胸形）

筑前國宗像郡に在り。祭るところの神一座。

田心姬命（父同上）

神代の卷に曰く、又、斷瓊の中を齧ひて吹出る氣噴の中に化生神を田心姬命と號く。是れ中瀛に居す者なり。

又曰く、天照大神、素戔嗚尊と誓て其の十握劍を取りて所生神を號けて田心

神代の卷に曰く、稚日女尊齋服殿に坐して、神の御衣を織りたまふ。素盞嗚尊之を見して、班駒を逆剝ぎ、殿内に投げ入る。稚日女尊乃ち驚きて機より墮ち、所持る梭を以て體を傷て神退す。故に天照大神素盞嗚尊に謂ふて曰く、汝ち猶黑心あり、汝と相見るを欲はじとのたまふて、天石窟に入り、石戸を閉著つ。是に於て、天下恒闇にして復夜晝の殊なし。故に八十萬神を天高市に會へて問はしむ。時に高皇產靈尊の息、思兼神と云ふ者あり、思慮の智ありて、思ふて白して曰く、宜しく彼の神の象を圖造して、招禱奉らん。故卽石凝姥を以て治工と爲し、天香山の金を採りて日矛を作る。又曰く、鏡作部遠祖天糠戸者を使して鏡を造らしむ。

神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日從五位上。(此後未考)

按ずるに、本朝鏡工の大祖神なり。其の神功併て上の如し。式の中に、鏡作の神二座と稱するは、一に鏡作麻氣神社と云ひ、二に鏡作伊多神社と云ふなり。兼倶神名帳の頭註に垂跡を記して曰く、麻氣神社は天糠戸命、伊多神社は石凝命なり。共に城ノ下ノ郡に坐す。

ぞ浮屠の誕を排して、世人の惑を拆かざる哉。

○五條天神社

山城帝京西洞院五條の松原に在り。

垂跡同レ上ニ

按ずるに、當宮影向の年紀未だ焉を知らず。然れども此れ遷都の日之を祭る乎。其の所謂る天子の不豫國郡騒動の時、靭を挂くと云ふは、帝都鎮守たるが故なり。蓋し靭を掛くる所以は、少彦名は天下を始め疾病を療するの神なり。若し不豫災變あらば、則ち此の神を壓すが爲の故に此遺習あり。

或る人曰く、今每歳除夜、求餅を鬻ぐは何ぞや、曰く此の神は百姓の疾苦を療し、且つ鳥獸昆虫の災を攘ふの法を定む。故に今除夕此の社に詣で、餅及木を取りて疾病を除かんことを祈るなり。奥旨社記に載す。今之を略す。

○鏡作（かゞみつくりの）神社

大和ノ國城下ノ郡に在り。祭るところの神二座。

石凝姥命

垂跡同シレ上ニ

文德實錄に曰く、齊衡三年十二月戊戌常陸國上言す。鹿島郡大洗磯前に神あり、新に降る。初め郡民海を煑て鹽を爲る者あり、夜半に海に望むに光耀こと天に屬る。明日怪石を雨して水坎に在り。高各八尺許。體於神造にて。人間の石に非ず。鹽翁私に怪しむ。去りて後一日亦二十餘の小石の在るあり。侍坐するが如くに似たり。彩色は常にあらず、或は沙門を形す、唯耳目分し。時に神人に憑て曰く、我は是れ大奈古母知少比古奈命なり。昔し此の國を造り、訖去て東海に往く、今民を濟んが爲に更に亦來り歸る。

或る人曰く、神祇式中に此の神は藥師菩薩と記す。藥師とは佛語なり。何ぞ混合する耶。曰く、此れ上古の名にあらずして、文德天皇の御宇天安元年に此の號あり。蓋し少彥の藥草を背てより天札遠ざかる。其の藥師と云ふは、佛氏の所謂る天笠醫療の佛なり。故に其功業を合して、藥師と稱するならん耶。是を以て今の醫師多く藥師を崇む。是れ民間の蔽習なり。當時の學者盍

○手間天神

出雲國意宇郡筑野村間潟の海中に在り。祭るところの神一座。

少彦名命

神代の巻に曰く、大己貴命行きつゝ、出雲國五十狹狹の小汀に到りまして且飲食せんとす。是の時、海の上に忽ち人聲あり、驚きて求るに都に見ゆるところなし。頃時ありて、一箇の小男あり、白斂の皮を以て舟と爲し、鷦鷯の羽を以て衣と爲し、潮水の隨に浮び到る。大己貴神卽ち取りて掌中に置きて翫しかば、跳て其の頰を齧ふ。乃ち其の物色を怪みて、使を遣して天神に白す。時に高皇産靈尊聞して曰く、吾が所産る兒、凡て一千五百座あり。其中に一の兒最と惡して、敎養に順はず、指間より漏墮し者、必ず彼ならん、宜く愛で養せ。此卽ち少彦名命是なり。(紀文に據れば、手間天神は神代鎭座なり。往々に菅原天神と混ずるは非なり)

○洗磯前神社

常陸國鹿島郡に在り。祭るところの神二座。

○粟島神社

紀伊國名草郡蚊田の地に在り。祭るところの神一座。

小彦名命（高皇產靈尊の子）

神代の卷に曰く、大己貴命、少彦命と力を戮せ、心を一にして、天の下を經營る。復た顯見蒼生及び畜產の爲に、其の病を療るの方を定む。又鳥、獸昆虫の災異を攘んが爲に、其の禁厭の法を定む。是を以て、百姓今に至りて咸く恩賴を蒙る。其後、少彦名命行きつゝ熊野の御碕に至りて、遂に常世鄕に適しき。亦曰く、淡島に至りて粟莖に緣りしかば、彈渡りて、常世鄕に至る。

問ふ、神紀の如く、或は粟莖に緣り、或は鷦鷯の羽を以て衣と爲すの言、神豈此の如くならん哉。是れ必ず怪を少彦名に託し、神を誣ひ人を罔なん。曰く否、少彦名命は、本朝神仙醫藥の祖なり、其の仙を好んで志、天下に在らざるを以て、少彦名と號し、己を捨て天下の荒芒を憂ふるを以て、大己貴と名づくるなり。吾子能く思を致すべし。

峽國に居んと欲ふ。因て海上五十狹茅を以て祭はしむ。

類聚に曰く、貞觀九年十二月十六日從三位。(此後未考)

○長田

攝津國攝津郡に在り。祭る所の神一座。

事代主尊

日本書紀に曰く、皇后新羅を伐つの明年二月皇后の船、海中に廻りて進むことを能はず。更に務古水門に還りてトふ。是に於て、事代主尊誨て曰く、吾を御心の長田ノ國に祠へ。則ち葉山が弟長媛を以て祭はしむ。

○茨住吉

攝津國茨原郡に在り。祭るところの神三座。

表筒男　中筒男　底筒男

日本書紀に又曰く、神功皇后新羅を伐つの明年二月、表筒男、中筒男、底筒男の三神誨て曰く、吾和魂大津渟中倉の長峽に居むべし。便ち因て往來船を看ん。是に於て神の敎の隨に鎭座す。

又問ふ、熊野を以て仙窟とすること諸ありや。曰く、本朝相傳の說斯の如きなり。熊野熱田富士の三所を指して以爲らく、秦の徐福來りて此に止れり、唐楊什伍尋ねて斯に屆れりと。予謂らく、外國東に望で熊富の最高を見て以爲らく、渺茫の中、必ず仙子の棲む所ならん而して此に來るときは、則ち其の遠を以ての故なり。徐楊が來るを以て、未だ遽に仙島と爲す可からず。

按ずるに、神代舊事記等の一說に、紀伊國熊野に葬るの記文を以て、伊弉並尊と爲す。若し長寛勘文に據るときは、熊野樟日命たること明けし。蓋し伊弉並尊出雲國比波山に葬つるが故なり。又今紀伊國熊野鄕有馬村に神なくんば、則ち彼の神紀の一說疑なきにあらざる乎。

○生田神社

攝津國八部郡に在り。祭るところの神一座。

稚日女尊（天照大神の妹と稱す。習ある乎。）

神代の卷に曰く、是の後、稚日女尊齋服殿に座して、神の御衣を織りたまふ。

○神功皇后紀に曰く、新羅を伐つの明年二月稚日女尊誨て曰く、吾れ生田長

又曰く、伊弉諾尊、追ふて伊弉冉尊の所在處に至る。便ち語りて曰く、汝を悲とおもふが故來つ。答へて曰く、族なり。な吾を看ましそ。伊弉諾尊從ひたまはず、猶看す。故に伊弉諾尊耻ぢ恨んで曰く、汝已に吾情を見る。我復汝情を見る。時に伊弉諾尊亦慙ぢたまふ。因て將に出返りなんとす。時に直に默ず、歸て盟て曰く、族離なん。又曰く、族を負けず。乃ち所唾之神を號んで速玉之男と曰ふ。次に掃之神を泉津事解之男と號ぶ。凡二神。

神名帳の頭註に曰く、崇神天皇の十六年始めて熊野本宮を建つ。又景行天皇五十八年同じく新宮を建つ。國史に曰く、延喜七年十月二日丙午熊野に坐す神正二位。天慶三年二月一日丁酉速玉神正二位。

或る人問ふ、神紀に載るところ諸、神の自て出づる所を言ふ者皆曉し難し。蓋し深意ありて然る邪。抑々文を以て滑稽すること、大鵬南に遷るの屬のごとき邪。曰く、姜源武を履み、申呂嶽より降るが若し、皆其の源を神にせん爲にして、此の言あるなり。孔子だも焉を删す。予豈之を黜ん乎哉。

事解男　速玉男

▲別宮並攝社

山田神社（本宮の乾を去ること一里許）

兒宮（本宮の坤を去ること半里許、土人、奥の御前と稱す）

荒神ノ社（本宮の東掖に在り）

蛭子（本宮の西掖に在り）

伊勢ノ神宮（本宮の西）

日向神社（伊勢ノ宮の西）

錀取神社二座（町口の南に在り）

○熊　野　社

紀伊國牟婁郡に在り。祭るところの神三座。

伊弉並尊

神代の卷に曰く、伊弉並尊火ノ神を生す時、灼を被て神退ましき。故に紀伊國熊野の有馬村に葬る。土俗、此の神の魂を祭る。花の時には花を以て祭り、又皷吹幡旗を用ひて、歌ひ舞ひて祭る。

淡海國犬上郡に在り。祭る所の神一座。

伊弉諾尊

神代の巻に曰く、伊弉諾尊功既に至り、德も亦大なり。是に於て、天に登り報命申す。仍て日の少宮に留宅ましき、○神書抄に曰く、日の少宮は近江國犬上郡多賀大明神、是なり。近江は、艮の方に在り、日の初めに出づる所なり故に日の少宮と曰ふ。

按するに、神記に曰く、伊弉諾尊幽宮を淡路の洲に構へ、寂然に長く隱ます。故に舊事記にも亦載す。伊弉諾、淡路の多賀に坐すと、神名帳にも亦曰く、淡路津名郡伊弉諾神社と。蓋し伊弉諾、彼にもあり、亦此にも在るなり。或は曰く近江國を以て艮方と爲すこと、今山城の王城より視れば、則ち然り、往日伊弉諾尊山城國に都する乎、不や。若し此に都せざるときは、則ち近江國を以て艮方と爲すは、未だ信ず可からざるに似たり。曰く、闢國の初め自ら王畿の兆ありて、山城國に在り。其數々都を四方に遷すは時の然らしむるなり。

案ずるに、名神記に、已上の三宮を以て大社と稱すること誠に故ある哉。御碕は、出雲國造にして、大巳貴命の父なり。杵築は天下經營の神、本朝醫家の大祖なり。其神功の大なることは、悉く神紀に載す。佐田は、吾國開闢の祖にして、素盞鳴尊の母なり。蓋し大と稱することは、其の德を讃するなり。間(まゝ)、杵築は大巳貴の社なり、故に大と號するは非なり。此の外、大庭八重垣(おほはやえがき)等の神社あり。皆杵築に屬す、今又之を略す。

▲攝　社

氏神社（南殿の傍に在り。神主祖神）

田中社二座（神殿を去る二町許り、深祕の社なり）

幸(さいの)神社（已上の三社、北殿の攝神）

惠曇社(えどものやしろ)

五十田狹社(いそたさのやしろ)（已上の二社、南殿の攝神）

神魂社(かもしのやしろ)（正殿に屬す）

○多賀大社

況んや、又雲州箇々の祭あることをや。

問ふ、毎歳四月に秋鹿、島根の兩部輻輳して市を成す。神官粢を奠し醴を供して、神代の遺風と稱す。是れ何の據乎。曰く、社家者の說に曰く、天孫降臨の威儀を表すと云ふ。初め日向の千穗に降り、遂に大祖の廟を慕て、此の所に來臨す故に今に至りて、權神主は大來目命（おほくめのみこと）の神胤にして、世々來目（よゝくめ）を以て氏と爲す。（口宣等來目氏と署す）蓋し來目部の遠祖大來目命神孫の從者たり。今祭祀の日に舞あり、猿田彦（さるたひこ）と名づく。此れ皆降臨の遺習なり。

問ふ、雲州の諸社木偶人を造りて隼人と稱す。國家將に凶災あらんとするときは、則ち或は廡下に落ち、或は他方に去る。此れ何の遺風ぞ。曰く、神紀に曰く、火酢芹命（ほすせりのみこと）の苗裔諸々の隼人等今に至りて天皇宮牆の傍を離れず、代に吠狗して事へ奉る者なり。矧んや佐田社の北殿は、瓊瓊杵尊なるときは、隼人を以て護衞と爲すの義據るところあらん耶（か）。其の宮牆を去り廡下に轉落するものは、監衞の無賴を罰するの兆なり。本朝神代の遺俗流風の存するは出雲伊勢なり。神道に志あるもの忽にす可からず。

十月を以て神避りたまふ。御子素盞嗚命幼にして、其妣を喪ふを悲みて遂に此の地に來る。是に於て、簸川の上に人を害するの蛇ありと聞いて、徒行て之を制す。其の言載ち以て明白なり。是を以て星霜久しく鳳曆數々更ると雖毎歳の十月當宮と御碕とに、錦紋の小蛇海上に浮び來る。而して未だ其の信を失はざるなり。且つ伊弉並尊は群神の尊妣たるに依る。當月一切の神祇會集して。孝行の義を存するもの乎。

其の神の會集するを以て、神在の名あり。

問ふ、世傳に十月を神無月と稱して曰く、諸神出雲大社に會集して、舊地に在るが故なり。或は又曰く、此れ蓋し正説にあらず。是の月、出雲巽祭なきときは、則ち諸會集の説信ずべからずと云ふ、奈何。曰く、夫れ天下は神無の月と稱し、出雲は特に神在の月と稱す。蓋し陽月と稱するの類なり。十月は陰極の時にして、雲州又極陰の地なり。所謂る諸神會集すると云ふは、蓋し陽伏の義耶。世俗十一月に於て、薪木を宮社に燒きて、火燒と稱す、是に知りぬ、陽を逆ふの義なり。然らば則ち雲州に會集するは。陽伏の謂なり。

生む。此の神勇悍ありて、以て安忍、且常に泣哭を以て行と爲す。故れ諸尊問ふて曰く、汝ち何の故に恒に啼くこと此の如き耶對へて曰く、母に根國に從はんと欲す。只泣くことを爲す耳。伊弉諾尊の曰く、以て情の任に行との玉ひて。乃ち逐ぎ。

北殿　社記に曰く、天津彥火瓊瓊杵尊。

神紀に云ふ、天照大神の子、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の女栲幡千千姬を娶りて、天津彥彥火瓊瓊杵尊を生む。故れ高皇產靈尊特に鍾愛め以て崇養したまふ遂に皇孫天津彥彥火瓊瓊杵尊を立てゝ以て葦原の中國の主と爲んと欲す。時に高皇產靈尊眞床追衾を以て、天津彥彥火瓊瓊杵尊に覆り降らしめたまふ。

或る人問ふ、佐太の本宮を往々に伊弉諾と爲す、何ぞ之が言の相反する耶。曰く、名神記は當國の撰書にして、其の語誣ひず。且つ當宮今に至りて神在の祭祀あるときは、縱ひ記文に拘らずと雖も伊弉並尊たること明けし。曰く、神在の祭とは奈何。曰く、社說に曰く、伊弉並尊功既に成りて後ち、

宇賀神社（園の村に在り。）

〇佐陀神社

出雲國秋鹿郡に在り。祭るところの神四座。所謂る正殿二座、南北の二殿各々一座なり。

正殿　社記に曰く、伊弉冊尊、名神記に曰く、杵築大社の母神なり。神代に伊弉諾、伊弉並尊、天瓊矛を持ち、大八島を御して夫婦の道あり。而して神功終るの日、伊弉諾尊は。淡海國日少宮に隱れ、伊弉並尊は、當國に崩じたまふ遂に足日の山麓に葬る。神紀に所謂る比婆山は蓋し此の地ならん哉矣然して後垂仁天皇五十四年乙酉四月始めて、伊弉諾尊を合祭りて二座と爲す。（全文略す）

神皇實錄に曰く、國常立尊より惶根尊に至る天神六代の間は、則ち名字ありて未だ尊形を現さゞる五位の神にて座す。其後陰陽に合て男女の形あり、云云。此れ所謂る伊弉諾伊弉並なり、

南殿　社記に云ふ、素盞嗚尊なり。神紀に所謂る伊弉諾尊伊弉並尊素盞嗚尊を

問ふ　當宮の祭官毎歳十二月除夜の夜半、甚雨大雪と雖も裳を掲げ劒を帶して、山中に入り、帶ぶる所の劒を天神に捧げ。黎明に及んで山より下る。嘗て雨雪一點を霑さず。是れ何の遺風ぞ耶。曰く、傳に聞く、昔し八束水命八岐蛇を斬り尾に及んで刃は缺く。卽ち擘て視るに、一の神劒あり。此れ私に用ふ可からず。乃ち五世の孫天葺根命を遣して、天に奉ず。蓋し當宮の祭官は葺根命の神脉なり。仍て今に天神奉劒の遺習ある乎此の外十月神無月の祭祀並に除夕の禮奠等姑らく之を含く。

○攝　社

天葺根神社（出雲鄕宇科に在り。又波屋鵜明神と名づく。神主の祖神なり。）

大歳神社（同鄕日井に在り。）

蛭兒神社（當所に在り。）

日臺神社（此所隱の丘の神秘有り。）

大土神社（粟津鄕に在り。）

荒魂神社（蛇山に在り。）

を敬するの神言を何とかする耶。其の杵築の鄉中と稱するもの吾れ未だ聞かず。（[illegible]）

問ふ、上の社に三女を配し、下の社に五男を合す。是何の據乎。曰く、神紀に所謂る天照大神勅して曰く、其の物の根を原るに、八坂瓊の五百箇御統は是れ吾物なり。故れ彼の五男神は悉に吾兒なりとのたまひて取りて子養したまふ。又勅して曰はく、其の十握劍は、是れ素盞嗚尊の物なり。故れ此の三女の神は悉に爾の兒なり便ち之を素盞嗚尊に授くと云ふ。是れ上下三五合祭の緣なり、

問ふ　當宮に紋石と云ふものあり。石面に柏葉ありて良工彫刻の如し。而して數片と爲すと雖も其の紋猶存す。相傳へて神紋と稱す、是なりや否や。曰、く、名神記を按ずるに、出雲國日崎山に、柏葉紋形の石なり。神代の昔し、國を平げたまふの後、熊成峰に登り、柏占を爲して曰はく、吾れ柏葉の止まる所に住んと欲ふ。遂に風の隨に此の地に止る。故に今に至りて其幽契を示す。（全文略す）

是なり。此れ國造と大汝と相分つ所以なり。

曰く、國造とは、相傳へて杵築神宮の名たり。然るを吾子何ぞ御碕神と爲す耶。曰く、素盞嗚此の國に來りたまひて、八岐の蛇を斬り、遂に詔して八雲立つ出雲の國と曰ふ。是に於て始めて出雲の名あり。此れ國造御碕神にあらずして、何ぞ耶其の杵築國造とは、天穂日命の神胤にして、大汝命の祭祀を主る者なり。故に國造の二字を久爾乃美夜都古と訓ず。譬へば猶ほ大連と大連の字は同うして訓義各々別なるが如し。

曰く。風土記に載るところの御碕山と稱するものは、日御碕を指す乎。曰く、否別に此地の東を去る二里許に在り。最も此の神の神領にして材薪を採るの山なり。故に此の名あり。

問ふ　里諺往々に御碕神社は、杵築大社の離宮なり。故に今又杵築の鄕中に接すと云ふ、是なりや、否や。曰く然らず。上の一座は、杵築大社の父素盞鳴尊、下の一座は、素盞嗚尊の姉大日靈貴なり。然るときは胡爲ぞ離宮と謂はん哉。若し强ひて離宮と稱する者あらば、則ち彼の高貴尊の詔に子として父

神記に曰く、伊弉諾尊の曰く、吾れ御㝢之珍子を生んと欲す。乃ち左の手を持て白銅の鏡を持つ、則ち化生之神あり。是を大日靈貴と謂ふ。或る人問ふ、神祇令の註に曰く、素盞嗚尊根國に行く、故に中國に降跡なしと云ふ。然らば上の社を素盞と爲すこと未だ審ならず。曰く、否、神紀に所謂る根國とは蓋し此處の謂なり。夫れ根國を以て何者と爲す乎。若し其の入る所の處は、卽其降跡なり。安んぞ此なきを得ん哉。且つ本朝第一の祖廟伊州大神に素盞の鎭座あり。而して大土御祖神と稱す。是れ豈中國に跡を垂るにあらずして何ぞ耶。其性日姉に屬して安忍陵奪の情あるを以て、清地に到るの後と雖も、素盞と稱せず。猶八握髪と名づけ、或は比良木と稱す。此れ中國に顯名の鎭座なきの謂なり。曰く、大土御祖と稱するときは、則ち當宮をば、將地祇と爲す耶。曰く否、令の義解神祇令の夏野の註に曰く、天神とは伊勢山城の鴨、出雲國造齋神等の類是なり。其の天神たること疑なきなり。曰く、令の國造齋神と稱する者は恐くば杵築神を指すにあらず乎。曰く、然らず。令に又曰く、地祇とは、大神、大倭、葛木の鴨、出雲の大汝神等の類

を娶り、遂に出雲の清地に到る。此に宮を建て、相與に遘合して、兒大已貴神を生む。因て勅して曰く、吾が兒の宮の首は、脚摩乳、手摩乳なり。故に號を二の神に賜ふて、稻田宮主神と曰ふ。已にして素盞嗚尊遂に根の國に就す。又曰く、素盞嗚尊の曰く、韓鄕の島は是れ金銀あり、若使吾兒の所御る國に浮寶あらざるは、未是佳とのたまひて、鬚髯を拔き之を散つ、卽ち杉と成る又胸毛を拔き散つ、是れ檜と成る。尻毛、是れ披と成る。眉毛、是れ櫲樟と成る。已にして其の用ひべきを定む。乃ち稱して曰く、杉と櫲樟と此の兩樹は以て浮寶と爲すべし檜は以て瑞宮を爲るの材とすべし。披は以て顯見蒼生の奧津棄戶に將臥の具に爲すべし。夫の噉べき八十木の種皆能く播生う。然して後、素盞嗚尊熊威峯に居て遂に根國に入りき。(按ずるに、出雲の鄕の中に、熊淵山なる者あり。蓋し是は熊成峯ならん歟。)

下社　社記に曰く、大日靈貴○名神記に曰く、當國は大日靈貴の產生の地にして、今又日神の垂跡あり。故に日御碕と名づく。○相殿は五座にて、所謂る正哉吾勝尊、天穗日命、天津彥根命、活津彥根命、次熊野櫲樟日命。

神社啓蒙卷之五

○諸社篇

○日御碕

出雲國出雲郡出雲郷に在り。杵築大社の西北二里許り、祭るところの神二座。相殿八座諸社の首篇に御碕佐田の兩社を置くこと、蓋し御碕は天下地主神、佐田は皇統大祖の尊神なればなり。故に名神記に御碕、杵筑、佐田の三を以て出雲三箇の大社と稱す。

上社　社記に曰く、八束水神、○名神記に曰く、八握髮尊は素盞嗚尊の別稱なり。蓋し八握髯生の縁矣。○風土記に曰く、出雲と名づくる所以は、八束水臣津野命八雲立つ出雲と詔りしたまひし故に出雲と云ふと。

○相殿三座は、田心姬、湍津姬、嚴島姬なり。

日本書記に曰く、是の時素盞嗚は天より、出雲國簸の川上に降到り、稻田姬

一宮記に曰く、天思兼神の一男なり。

和多都美神社　對馬國上縣郡に在り。

一宮記に曰く、八幡宮なり。

類聚十六に曰く、貞觀十二年三月五日丁巳正五位下。（此後未考）

神社啓蒙卷之四終

宇佐記の說に曰く、當宮は陳大王の娘の所生る子なり。名は八幡、云云。（文繁多今其の要を摘す）按ずるに、中華の書に陳王の娘、倭國に貶するの事未だ見えず。仍て今此の說を取らず。

廿二社註式に曰く、大隅の宮は、兼右之を按ずるに、神功皇后乎。御前は豐玉姫、南面は應神、若宮は仁德帝、西向は武內なり。予按ずるに、上に所謂る宇佐八幡と同じからずと、然るときは則ち神書抄の說を以て正說と爲さん乎。社記に曰く、欽明帝五年甲子顯座。

牧聞神社（或は綿積神社）薩摩國頴娃郡に在り。

一宮記に曰く、猿田彦命なり。

三代實錄に曰く、貞觀十六年七月二日太宰府言す。薩摩國從四位上開聞神の山頂に火あり。自ら燒けて烟薰天に滿つ、灰沙て雨の如く、震動の聲百餘里に聞ゆ。近社百姓震恐て失情ふ。神龜に求著に封戶汚穢るに及べり。神社仍て此の祟を成したまふ。勑して二千戶を封じ奉る。

天手長男神社　壹岐國石田郡に在り。

文德實錄に曰く、仁壽元年冬十月丙午建岩龍命加階從三位、○類聚十六に曰く、貞觀十七年十二月從二位。○續日本後記に曰く、承和九年七月祟あるに緣りて、建岩龍神に幣を奉る又曰く、齊衡元年七月建岩龍に卅戶を封ず。

阿蘇姫神階

文德實錄に曰く、仁壽二年二月戊　阿蘇神に從四位下を加ふ。(此後未考)

國造神

續日本後紀に曰く、仁明帝十四年丁卯國造神を官社と爲す。

按ずるに、北史に曰く、倭國に阿蘇山あり、其石は故無くして、火起り天に接するは俗以て異なりと爲す。因て禱祭を行ふ。如意寶珠あり其色靑して大さ鷄卵の如し、夜は光ありと。

都農神社　日向國兒湯郡に在り。

一宮記に曰く、大已貴命なり。

麑島神社（或は正八幡宮）大隅桑原郡に在り。

神祇抄に曰く、大隅國正八幡は火火出見尊なり。宇佐八幡と同じからず。○

て異賊の凶徒を海底に沒し、文永弘安の今は、風雨の神變を施して、幾多の賊敵を波濤に摧く。

類聚に曰く、貞觀十五年九月十六日正五位下。（此後未考）

阿蘇神社　　肥後國阿蘇郡に在り

日本紀に曰く、景行天皇の御宇十八年六月十六日阿蘇國に到ます。其國郊原曠遠して、人居を見ず。天皇曰く、是國に人あり乎。時に二神あり、阿蘇都彦阿蘇都媛と曰ふ。忽に人に化りて以て遊詣て曰く、吾れ二人あり、何ぞ人無けん耶。故に其國を號して阿蘇と曰ふ。

日本後記に曰く、嵯峨帝の弘仁十四年壬寅肥後阿蘇郡に坐す。從四位下勳五等建磐龍神に特に當郡の封二千戸を充て奉る。此の神は、久旱の時祈るときは、雨を降らし國を護り民を救ひ之に賴らずと云ふことなし。

社家の說に曰く、阿蘇神は三座にて、所謂る本宮は武磐龍命、二殿は阿蘇姬、三殿は國造速甕玉命なり。（本緣口訣）

建岩龍神階

し。汝ち道鏡が怒を懼るゝこと勿れ。清麿呂歸り來りて奏すこと、神の教の如し、天皇誅に忍びず、因幡員外介と爲し、姓名を改めて、別部の穢麻呂となし、大隅國に流す、尼法均は還俗て、別部の狹虫と爲し、備後國に流す。道鏡又追ふて清麻呂を路に殺さんとす。雷雨晦瞑して行刑ことあたはず、俄にして勅使來り僅に免ることを得たり。時に參議石川、其忠烈なるを愍で備後の國を割きて、鄕廿戸を封す、配所に送り宛つ、寶龜元年聖帝登祚す。勅あり、京に入りて和氣朝臣を賜ひ、本の位に復へる。

西寒多神社　豊後大分郡に在り。

神名帳頭註に曰く、一に柞原大明神と名づく、霊跡筥崎に同じ。

類聚に曰く、貞觀十一年三月廿二日無位西寒多神從五位下。（此後未考）

淀姫神社（或は川上大明神）肥前佐嘉郡に在り。

神名帳頭註に曰く、風土記に曰く、人皇卅代欽明廿五年甲申冬十一月朔日甲子肥前國佐嘉郡與止姫神鎭座あり、一名豊姫。乾元二年の紀に云ふ、淀姫大明神は、八幡宗廟の叔母神功皇后の妹なり。三韓征伐の昔しは、干滿兩顆を得

雲三年七月太宰の神主阿蘇麿呂事に道鏡に媚びて、八幡の神託を矯して曰く、道鏡をして帝の位に即かしめば、天の下大に平ならん。道鏡之を聞いて情喜ぶ天皇清麿呂を床下に召して、曰はく、夢に人あり來る、八幡の使と申して云ふ、爲に事の情を奏せん。尼の法均を下せ。朕れ答へて曰く、法均は軟弱して遠き路に堪へ難し、其れ代て清麿呂を遣さん。汝宜しく早く參りて神の敎を聽つべし。道鏡清麿呂を復し喚んで、募に大臣の位を以てす。是より先き路の眞人豐永、道鏡の師なり。清麿呂に語りて云ふ、道鏡若し天位に登らば、吾れ何の面目を以て其の臣たるべき。吾れ二三子と共に今日の伯夷とならん耳。清麿呂深く其言を然りとす。往き詣づ、神託宣して、云云。清麿呂祈て曰く、今大神の敎へたまふところ是れ國家の大なる事なり。託宣信がたし、願くば、神異なるを現しだまへ。神忽然現形て、其の長三丈許なり。満月の如し。清麿呂情魂失度で作禮を不見る。是に於て、神託宣く、我國家君臣分れ定まる。而るに道鏡悖逆て道なし、輙く神器を望む。是を以て神靈震怒て其祈に欷はず。汝歸りて吾が言の如く奏せ。天の日嗣皇の緖の續くが如

の禍害管せん哉。筥崎松原に新宮を建て、新羅降伏の字を書して、吾座の下に置け則ち、自然に降伏なん、云云。彼の新宮は延長元年を以て遷御し畢る。類聚に曰く、貞觀十一年三月廿二日正二位高良神に階加す、云云。

八幡宇佐宮三所　　豊前宇佐郡に在り。

廿二社註式並に頭註に曰く、三所とは、八幡比咩神大帶姫なり。豊前國宇佐郡菱形山、廣幡八幡大神は、郡家の東馬機峯の頂に坐す。後人皇四十代聖武の御宇神龜四年此の山に就て神宮を造り奉る。○古老の云ふ傳に曰く、應神帝、玉依姫、神功皇后之を三所と稱す。延喜式の如くば、則ち中は男神、應神天皇是なり。女神二體神功皇后並に姫神是なり、己上平野の神主神祇の權の大輔兼前註進す。

問ふ　孝謙帝道鏡が爲に、和氣淸麿呂をして宇佐の使を勸めしむるの事何の書に載する耶。曰く、日本後紀桓武帝の記に曰く、淸麿呂姉の廣虫と高野天皇に仕へ、並に愛信を蒙る。天皇落餝たまふとき、廣虫隨ふて家出す。法名を法均といふ。此時僧道鏡幸を天皇に得て出入る。警蹕法王と號ぶ。景

都佐神社　土佐國土佐郡に在り。

一宮記に曰く、高賀茂大明神は、味耜託彦根なり。神名帳頭註に曰く、土佐風土記に曰く、土佐郡郡家の西に去る四里に、土佐高賀茂社あり。其の神の名は一言主尊と爲す、云云。兼煕の説に曰く。事代主命なり。然れば則ち風土記の説を以て據と爲さん乎。

神階記に曰く、貞觀元年正月廿三日從五位上。(此後未考)

筥崎神社　筑前國那珂郡に在り。

廿二註式に曰く、筥崎神は三座、神功皇后　應神　武內なり。人皇六十代醍醐天皇の延喜廿一年六月廿一日託宣に依りて、宮柱を筥碕の松原に建て、新羅降伏の旨を書して、御座の下に置く、石柱を立てゝ、神誓の朽ざることを祈る。

高良神社　筑後三井郡に在り。

神名帳頭註に曰く、武內宿禰なり。人皇四十代天武帝白鳳二年二月八日高良神託して曰く、譽田天皇の御宇、晨昏武略の健將なり。末世の時に古敵新羅

伊奘諾神祝に託て曰く、血の臭きに堪へず。因て以て之を卜ふに、兆に云ふ、飼部等の黥の氣を惡みたまふと。故に是より後、頓に絶えて以て飼部を黥せずして止む。

神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日一品。

大麻彥神社　阿波國板野郡に在り。

一宮記に曰く、猿田彥命なり。

類聚に曰く、貞觀九年四月廿三日正五位上。（此後未考）

田村神社　讃岐國香川郡に在り。

一宮記に曰く、猿田彥命なり。

類聚に曰く、貞觀九年十月五日從四位下。（此後未考）

大山祇神社　伊與國越智郡に在り。

神名帳頭註に曰く、俗に三島大明神と稱す。伊與風土記に曰く、宇治郡に御座す神の御名は大山積神、一名和多志大神なり。此神は、難波高津宮の御宇に渡り座す、云云。類聚に曰く、貞觀十七年三月廿九日正三位。（此後未考）

一宮記に曰く、底筒男、中筒男、表筒男なり。○神名帳頭注に曰く、神功皇后十一年長門國豐浦に垂跡したまふ、云云。又云ふ、住吉大神其の荒魂は、筑紫の小戸に在り。和魂は、神功皇后三韓征する時、攝州に顯座して、託して曰く、眞住吉、眞住吉の國なり。因て鎭り座す。地の名を住吉と曰ふ。豐浦那珂の住吉は攝州の地名に由りて、之を通稱す。

類聚に曰く、貞觀十七年十二月五日從四位上。（此後未考）

日前神社（一名國縣る宮、又名草宮と云ふ）紀伊國名草郡に在り。

一宮記に曰く、天兒屋禰命の孫、石凝姥なり。○日本紀に曰く、思兼神、石凝姥を以て冶工と爲し、天香山の金を採り、以て日矛を作る。此の造り奉るの神象は是卽ち紀伊國に、御座す日前神なり。○寶基本紀に曰く、石凝姥神の鑄る鏡なり。初度の鑄る所は神の意に合はず、紀伊國日前の神是なり。

伊奘諾神社　淡路國津名郡に至り。

日本紀十二に曰く、履中帝の秋九月十八日天皇淡路島に狩したまふ。是の日、河内の飼部從駕る轡に執り。是より先き、飼部の黥差ず。時に島に居す。

岩山　地主神なり。（木殿の巽を去る七町餘）
內宮　孝靈帝の后なり。（本殿の巽を去る七町餘）
新宮　吉備津彥なり。（本殿の南を去る十町許）
釜の宮（本殿の西を去る一町許）傳へ聞く、若し人祈願あれば、則ち當宮に來り、神官に就て鳴聲の吉凶を卜ふ。仍て誓神の士女輻輳して市の如し。
文德實錄に曰く、仁壽二年二月備中國吉備津命神を官社に列す。同年七月封廿戶を充て奉る。
神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日二品。（此後未考）

伊都伎島神社　安藝國佐伯郡に在り。
一宮記に曰く、天照大神と素戔嗚と誓ふて生みたまへる三女の內、市杵島姫なり。類聚に曰く、貞觀九年十月十三日從四位上。（此後未考）

玉祖神社　周防國佐波郡に在り。
一宮記に曰く、伊奘諾尊の男玉屋命なり。

住吉神社　長門國豐浦郡に在り。

中山神社　　美作國苫東郡に在り。

一宮記に曰く、大巳貴命なり。

類聚に曰く、貞觀十七年四月五日正三位。（此後未考）

吉備津神社　　備中國賀屋郡に在り。

一宮記に曰く、吉備武彦命なり。備前備中備後三國の一宮なり。神名帳頭註に曰く、人皇第七孝靈天皇の御子彦五十芹命、亦の名は、吉備津彦命。是の說非なり。孝靈の三世皇子吉備津命なり。日本紀と風土記と符合す。景行天皇の御宇、彼御子吉備武彦命を吉備國に罷す。備中風土記の如きは、賀夜郡伊勢の御社の東に河あり、宮瀬川と名づく。河の西は、吉備津建日子命の宮造り此三世の王。故に之を宮瀬と名づく。勸請年紀未だ分明ならず。按ずるに、神祇正宗に曰く、人皇卅四代推古帝の御宇元年現座。

△社家者の說に云ふ。

本宮　孝靈帝なり。（本殿の南を去る三町）

本殿　吉備武彦なり

年號は孝德より始まる師安は誤ならん（貫云ふ）

に見あり。名を可美眞手命と曰ふ、云云。天皇素より饒速日命は是れ天より降れりと云ふを聞くに、今果して忠勤を立つ。則ち褒て寵たまふ。此れ物部氏の遠祖なり。

類聚に曰く、貞觀十七年十月己未正五位上（此後未考）

由良姫神社　隱岐國智夫郡に在り。

一宮記に曰く、大巳貴命の嫡后須勢利姫なり。

伊和神社　播摩國宍粟郡に在り。

一宮記に曰く、大巳貴命の御魂なり。○社說に曰く、欽明帝「師安」元年甲申二月十一日始めて現座。○峯相記に曰く、一宮伊和大明神は、宍粟郡伊和鄕に坐す。卽ち素戔嗚尊第一の皇子大巳貴命是なり。昔し神功皇后三韓進發の日、當社に於て敵軍伏誅の約ありて、凱旋し遂に賽禱と、云云。其後欽明帝の治廿五年伊和恒鄕に託して曰く、朕を此の地に祭るべし。蓋し上代の幽契あるか。翌日忽ち平森の中に、雙鶴羽を刷て立つ。時に恒鄕　上帝に奏し、寶基を營み神戸を寄せられ、併て當國の一宮と定む。而して正一位を授けらる。

らん。乃ち所杖廣矛を二神に授けて曰く、吾れ此の矛を以て治功あり、天孫若し此矛を以て國を治めば必ず當に平安ならん。遂に百不足の八十隈に隱る。（神書抄に曰く。天日隅宮、八十隈は、共に出雲國杵筑の宮を謂ふなり）

○所攝社

熊野神宮（意宇郡に在り）名神記に曰く、國造一世毎に燧を鑽る然なり。本緣今略す。文德實錄に云ふ、仁壽元年九月乙酉從三位を加ふ。

天穗日神社（能義郡屋代鄕に在り）

三穗社（島根郡に在り）

右神社、社家の註記なし、仍て每擧に暇あらず。且つ各神記風土記等の說は、記文繁多、今其の一二を摘む耳。

物部神社　石見國安濃郡に在り。

一宮記に曰く、饒速日命の子、宇摩志間知命なり。按ずるに、日本記に曰く、時長足彥、乃ち行人を遣して天皇に言て曰く、嘗天神の子あり、天の磐船に乘りて自ら天降止ぬ。號んで饒速日命と曰ふ。是吾妹三炊屋媛を娶りて、遂

一宮記に曰く、大巳貴命の女下照姫なり。

杵築神社（或は大社）出雲國出雲郡に在り。

神祇令の註に曰く、出雲國大社は、素戔嗚尊なり社家亦焉に随ふ。然りと雖も、根本を以て之を推すときは、天祖親しく日隅宮を以て、大巳貴命に附與するところのものなり。（當代の社家は尤も大巳貴命一座を以て垂跡と爲し、素戔の説なし）

按ずるに、神紀に載る所に云ふ、天津彦彦火瓊瓊杵尊、葦原中國の主たるや、經津主神、武甕槌神、出雲國五十田狹の小汀に到り、大巳貴に問ふて曰く、皇孫の君此地に臨みたまふ。汝ち當に避けるべし。大巳貴對へて曰く、我子事代主神三穗の碕に在り。釣才を以て樂と爲す。熊野諸手船を以て、使者稻背脛を載せ、之を遣して問ふ。事代主の曰く、今天神此勅問あり、我父當に避り奉るべし。吾れ亦違ふべからず。因て海の中に八重の蒼紫籬を造り、船の枻を蹈んで避る大巳貴の曰く、我子既に避る、吾れ亦當に去るべし。若し吾れ禦がば、國の内に諸神必ず禦がん。今我避り奉る、誰か敢て順はざ

御隱の所を知らず、云云。然らば則ち上件の年月日時を以て垂跡の始と爲す乎。

類聚に曰く、貞觀十五年七月廿八日正四位上、同十六年從三位。(此後未考)

神系圖を按ずるに、當宮の國造は大已貴命の神胤なり。當代に迄んで五十七世、云云。是の中に十六代伊其和斯彥宿禰は、成務帝の御宇伊吹部氏を賜ふ。氏祖なり。卅六代助茂臣は兼神主の號の始なり。五十三代宗世ノ宿禰、式部大輔に任ず卽ち大永七年の口宣今に存す。上卿は甘露寺中納言なり。五十五代世足尼の時、衰廢に及び、剰へ尼子の亂起り、國中靜ならず。仍て信世去りて出雲の國造に依附す。國造神胤なるを以て辭して聽ず。時に信世以爲らく漂泊の身終る所を知らず、と、而して社記を以て杵築國造に預け、神系譜緣起口宣等は身を放たず。遂に一戰畢の後は再び生鄉に還るとなり。故に社記は雲州に存し、系譜等は當國に在り。件の系譜の卷末に云ふ、延曆三年散位從五位下伊福部の富成撰す。(文繁多、今其の要を摘む)

倭文神社　伯耆國川村郡に在り。

一宮記に曰く、一名籠守、住吉の同體なり。
類聚に曰く、貞觀十三年六月八日從四位下。（此後未考）

粟鹿神社　但馬國朝來郡に在り。

一宮記に曰く、上の社は火火出見、中の社は籠神、下の社は豊玉姬。神名帳註に曰く、伊奘並相生の兒、大日靈貴、月讀、素戔、合して三神なり。和銅元年戊申八月十三日筆取神部八島勘註言上なり。
又の說に曰く、出石を以て一宮と爲す。古事記に曰く、應神天皇の御宇に、多遲摩比多訶、其の姪由良度美を娶りて、子葛城高額姬命を生む。故に其の天日矛を持來るは玉津寶と云ふて、珠二顆、又振浪の比禮、振風の比禮、切風の比禮、又奥津鏡、邊津鏡、幷て八種は、伊豆志八前の大神なり。類聚に曰く、貞觀十六年三月十四日正五位上。（此後未考）

宇陪神社　因幡國法美郡に在り。

一宮記に曰く、武內宿禰なり。神名帳頭註に曰く、風土記に曰く、仁德帝の治五十五年春三月御歲三百六十餘歲にて當國へ御下向、龜金に双履殘れり。

年十二月越の國言、左度の島の北御名部の碕岸に肅愼の人あり、一の船舶に乘りて淹留る、春夏捕魚て食に充つ。彼の島の人言人にあらざるなり。亦鬼魅と謂ふて敢て近づかず。島の東禹武邑の人、椎子を拾ふて熟喫はんとするに、灰の上に着て其の皮甲を炮ふ。二の人に化成り、火の上に飛騰る一尺餘許、時を經て相戰ふ。邑の人深く異となし、取りて庭に置く。亦前の如く相戰ふこと已まず。人あり占て曰く、是の邑の人必ず魅鬼の爲に迷惑されん久しからずして言ふ如く抄掠らる。是に於て、肅愼の瀨河浦に移就く。浦神嚴忌人敢て近づかず。渴して其の水を飲む。死する者且半なり。

出雲神社（或は出芋）丹波國桑田郡に在り。

一宮記に曰く、大已貴命の妻三穗津姫なり。父は高皇產靈尊なり。日吉樹下の神系圖に曰く、丹彼に坐す出芋の神は、天津彥根命なり。予可否を知らず。故に兩說を擧ぐ。改曆に曰く、元明帝和銅四年辛亥始めて出現。類聚に曰く、貞元十四年十一月廿九日從四位上。（此後未考）

籠神社　丹波國與謝郡に在り。

一宮記に曰く、大巳貴命なり。兼煕の說に云ふ、天活玉命なり。予未だ是非を知らず。仍て兩說を存す。

神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日從一位。

氣多神社（或は高瀨）越中國礪浪郡に在り。

一宮記に曰く、上に同じ。神名帳頭註に曰く、社記に云ふ、天活玉命なり。延喜八年八月十六日乙卯越中氣多大神を以て官幣に預けたまふ。按ずるに、此說に據れば、能州氣多神活玉命たること必せり。

國史に曰く、延曆三年三月三日丁亥氣多神正三位（此後末考）

伊夜彥神社　越後國蒲原郡に在り。

一宮記に曰く、饒速日命の皇子天香山命なり。續日本後記に曰く、承和十年六月越後國蒲原郡に伊夜彥神、名神に預る。彼の郡每に旱疫あれば、雨を致し病を救ふを以てなり。

渡津神社　佐渡國羽茂郡に在り。

一宮記に曰く、大巳貴命の兄五十猛神なり。日本紀卷十九に曰く、欽明帝五

神名帳頭註に曰く、社記に曰く、人皇四十五代元正天皇の御宇靈龜元年乙卯九月十日當國遠敷郡西鄕の內、靈河の源、白石の上に始めて垂跡。

氣比神社（或は笥飯）越前國敦賀郡に在り。

一宮記に曰く、人皇十四代仲哀帝なり。

風土記に曰く、氣比神宮は、宇佐と同體なり。八幡は應神天皇の垂跡、氣比明神は、仲哀天皇の鎭座なり。

神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日從一位。

白山姬神社　　加賀國石川郡に在り。

一宮記に曰く、伊弉並尊なり。上の社は菊理姬。改曆に曰く、靈龜二年丙辰顯形して云ふ、我は當山の地主伊弉並の垂跡なり。又左峯に老翁現じて云ふ。吾は白山の輔佐なり小白山と稱す。又右峯に老翁現じて云ふ、吾は白山の弼なり、卽ち大巳貴の垂跡なり。

神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日正三位。（此後未考）

氣多神社　　能登國羽咋郡に在り。

一宮記に曰く、倉稻魂神なり。

續日本後記九に曰く、出羽國飽海郡正五位下勳五等大物忌神從四位下餘は故の如し。兼て神封二戸を充つ。詔して曰く、天皇が詔旨に坐す大物忌大神に申し賜はく、須らく皇朝に物怪あるに緣りて卜詢に大神祟を爲し賜へり、加之、遣唐使第二舶の人等廻來申く、去年八月に南賊の境に漂落て相戰ふ時に、彼は衆く我は寡くて、力甚だ敵せざるなり。儻にして敵に克るは神の助の有るに依ると申す。今此の事に依りて臆量に、去年出羽國言上たる大神の雲の裏に於て、十日戰の聲を作すを聞く、後に兵石零りと申せりし月日、彼の南海の戰の日と正に是れ符契せり。大神の威穂、遠く被らしめたる事乎。且つ驚異み奉り、且つ勸喜し奉る。故に從四位の爵を以て授け奉り、兩戶の封を充奉らくと申す、云云。

類聚に曰く、貞觀十五年四月五日從三位勳五等大物忌神三位。（此後未考）

遠敷神社　　若狹國遠敷郡に在り。

一宮記に曰く、上の社は彦火火出見、下の社は豐國姫なり。

舊事記に曰く、天孫降臨ます時、建南方命拒がんと欲す、是に於て、經津主神岐禁を遣はして逐ふ。健南方逃て信州諏訪に到る。迫甚て請ふて曰く、願はくば此の郡を得て吾が居と作せば、則ち吾れ豈天孫に背き奉らんや。玆に因て經津主神、諏訪郡を以て之に附す。是れ卽ち諏訪明神なり。(文繁多今要を摘す)

拔鉾神社　上野國甘樂郡に在り。

一宮記に曰く、經津主命なり。

二荒山神社　下野國河内郡に在り。

一宮記に曰く、大己貴命の男事代主神なり。

類聚十六に曰く、貞觀十一年二月廿八日丙辰從二位勳四等二荒山の神階正二位を加ふ。(此後末考)

都都古和介神社　陸奥白河郡に在り。

一宮記に曰く。大己貴命の男、味耜託彦根命なり。

大物忌神社　出羽國飽海郡に在り。

南宮神社　美濃國不破郡に在り。

一宮記に曰く、金山彦命なり。社家の註記に云ふ。南宮は金山彦命にして、火の神なり。金神にあらず。離火南方を司る。故に南宮と名づく。柳南宮は陽神にして、南方に居し、文武兼ね備はる。故に國家崇貴し、正一位勳一等に叙す。就中、天武朱雀の朝功を我邦に施す云云。按ずるに、一社の相承此の如き乎。然れども、天覽に備へ奉る國史皆金山彦と爲す。且風土記に曰く金山彦神と、云云。然らば則ち予又焉に從はん。

○攝　社

十禪師社　南大神　高山社　隼人社

水無ノ神社　飛彈國大野郡に在り。

一宮記に曰く、大巳貴命の兒御歳神なり。神名帳題註に曰く、大巳貴命の女高照姫命の母、高降姫なり。大和國葛上郡

類聚十六に曰く、貞觀十五年四月五日從四位上。(此後未考)

南方刀美神社（諏訪社は是なり）信濃國諏訪郡に在り。

齒女の所生る子經津主神、是將佳也。時に天窟所住神、稜威雄走神の子甕速日神、甕速日神の子熯速日神、熯速日神の子武甕槌神、此の神進んで曰く、豈惟經津主神獨り丈夫にして、吾は丈夫に非るか。其辭氣慷慨。故に經津主神に配て、葦原中國を平げしむ、云云。

相傳に曰く、神誓に石を以て柱と爲すことは、石腐の際神明在となり、云云。

按ずるに、石柱の義神のこの下土に照臨したまひ、宇宙を擁護することの長久を言ふなり。夫れ祭る所の神祇孰か不朽に垂ることを欲せざらん。而して此の神特り此の誓あるは、宜しく思を致せ。或る人の曰く、禹貢に所謂る砥柱と云ふは、蓋し石柱に肖ることとならん。

建部神社　近江國栗太郡に在り。

一宮記に曰く、大己貴命也。○兼倶番神の註に曰く、天明玉命なり、云云。未だ是非を知らず。仍て兩說を存す。神祇正宗に曰く、人皇四十七代天武帝の白鳳四年勸請す。

類聚十六に曰く、貞觀九年七月十一日從四位下を授く。（此後未考）

天比理乃咩神社　安房國安房郡に在り。

一宮記に曰く、太玉命なり。一名洲崎社。

文德實錄に曰く、仁壽二年七月丙辰從三位を加ふ。(此後未考)

玉前神社　上總國埴生郡に在り。

一宮記に曰く、高皇魂尊の弟生產靈の一男前玉命なり。

類聚國史に曰く、貞觀九年七月廿七日從五位上勳五等玉崎神從四位下。(此後未考)

香取神社　下總國香取郡に在り。

一宮記に曰く、齊主命なり。○神代「卷」に曰く、天神、經津主神、武甕槌神を遣はして葦原中國を平定しむ。是時に齊主神を齊の大人と號ぶ。此神今東の國楫取の地に在り。

鹿島神社　常陸國鹿島郡に在り。

一宮記に曰く、武甕槌神なり。神代「卷」に曰く、高皇產靈尊更に諸神を會へて、葦原中ツ國へ遣はすべき者を選みたまふ。僉曰く、磐裂根裂神の子磐

神階記に曰く、貞觀元年正月廿日從三位。（此後未考）

三島神社　伊豆國賀茂郡に在り。

一宮記曰く、大山祇命（つみのみこと）なり。改暦雜事に曰く、崇峻帝の御宇庚戌の歳出現惣鎮守の號は羅山之を辨ず。故に今焉に載せず。類聚國史に曰く、貞觀九年七月廿七日從三位。（此後未考）

淺間（あさまの）神社　甲斐國八代郡に在り。

一宮記に曰く、神體富士に同じ。

寒川（さむかはの）神社　相州國高座郡（たかくらのこほり）に在り。

一宮記に曰く、神體八幡に同じ。

類聚十六に曰く、貞觀十一年十一月十九日從四位上。（此後未考）

氷川（ひかは）神社　武藏國足立郡に在り。

一宮記に曰く、素戔嗚尊なり。兼倶神名帳頭註に曰く、日本武尊東征の時の勸請なり、云云。

類聚十六に曰く、貞觀十一年十一月十九日壬申正四位下。（此後未考）

ん廼ち旨に任じ、元龜三年九月廿二日本殿末社悉く放火せしめ、敵軍を追ひ退く。其後御願の如く駿甲の兩州家康公に屬し奉るの間、先づ本殿一字假殿に准じて造建したまふ。天正三年二月廿八日遷宮す。卽ち今の本殿なり。

按ずるに先規注進此の如し。今玆に寛文庚戌右大臣家綱公の殿命に依りて、殿閣再び舊貫に復するものなり。

○攝　社

奥石戸社　王子宮　八幡

內宮　外宮　八王子

眞佐子社　飯ノ王子　荒神

○位　記

文德實錄に云ふ。嘉祥三年七月丙戌遠江國事任の神授從五位下。（此後未考）

淺間神社　駿河國不盡郡に在り。

一宮記に曰く、富士權現と號ぶは是なり。

大山祇の女、木花開耶姬命なり。

砥鹿神社　三河國寶飫郡に在り。

一宮記に曰く、大已貴命なり。

類聚國史十六に曰く、貞觀十二年八月廿八日正五位下、砥鹿神正五位上、同十八年六月八日從四位上。（此後未考）

事任神社　遠江國周智郡に在り。

一宮記に曰く、大已貴命　社記に曰く、一名小國神社となり、遠州周智郡大已貴命は欽明天皇御宇十六年乙亥春二月十八日這所に出現す。爾來小國一宮と崇め奉りて欽仰奉仕せざることなし。若し社頭造修すべきに逮んでは、天聽に達し、勅使奉行して厥の功を畢る、云云。元龜年中徳川家康三遠兩國の守たり。武田信玄と戰鬪を勵す。玆に當國の目代武藤刑部乍ちに逆心を企て信玄に與す。而して甲府の軍卒を招き、當宮を以て城郭と爲す。時に神主鈴木豐前元より二心なし。且つ神瑞あるに依て、愚息千松を以て彼の事を訴ふ、家康太だ感心ありて、廼ち　御前に召し出さる。急ぎ神璽を別所に遷し宮殿を燒き拂ふべきの仰あり、若し此の一戰功あらば則ち殿社樓閣必ず舊に復せ

大鳥神社　和泉國大鳥郡に在り。

一宮記に曰く、日本武尊なり。卜部兼熈の說に曰く、昔し白鳳あり、飛來りて是處に止る。天照大神の化する所なり。故に大鳥と名づく。

神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日從四位下云云。（此後未考）

住吉神社　註上

敢國神社　伊賀國阿拜郡に在り。

一宮記に曰く、金山媛命なり。

類聚國史十六に曰く、貞觀九年十月五日從五位下敢國神。（此後未考）

椿神社　伊勢國河曲郡に在り。

一宮記に曰く、猿田彦命なり。

當社の註記を按ずるに、所見なし、仍て枚擧する能はず。

伊射和神社　註上（伊勢卷）

眞清田神社　尾張國中嶋郡に在り。

一宮記に曰く、大已貴命なり。

大山彦社　戸隱社（右上見社記）

○位　記

續日本後記に曰く、仁明帝承和三年五位勳三等天兒屋命正三位

神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日正一位

○祭

延喜式に曰く、春二月冬十一月申日祭る。（料物略す）

社記に曰く、正月十五日卜田祭　當日神供所に於て、小豆粥を燒く。粥上五寸に竹管を掛く、管中に百穀の署を納る。蒸氣の强弱に依りて年穀の吉凶を占ふ。蓋し當社第一の神事にて、水速氏の神主の外相承あることなし。

又曰く、同十六日踏歌祭。（踏の譜あるも、社秘たるに依りて之を載せず）

又曰く、二月朔日平國祭、暮に及んで山に入り、木を採り、拜殿樓閣を叩きて各趨歸る。水速氏の神主祝祠を申し、拜して退く。（社流の口決あり）

社記を按するに、上古當社の神主廳宣院宣を以て、武官を拜し祿を領す。前通の證文今に存す。社事に便あらざる故に之を載せず。

之を聞きて曰く、天神の子等の來る所以は、我國を奪はんとするなり。則ち盡く屬兵を起して、孔舍衞坂に於て會し戰ふ。流失ありて五瀨命の肱に中り、皇師進み戰ふこと能はず。天皇憂ひたまひて神策を冲衿に運らしたまひて、曰く我は是れ日の神の子孫にして、日に向ふて虜を征つ。此れ天の道に逆ふなり。若かず、退還て弱を示し。神祇を禮祭とは。卽ち當社なり。天神とは所謂る天照大神なり。地祇とは葺不合、大國主、天兒屋等是なり。遂に此の神態に因りて、中洲を平げ、凶徒を伐ち、天下を一統す。然る後、都を畝傍山の東南橿原に開き、有司に命じて帝宅を經始す。庚申の九月後を納れたまひ、辛酉正月帝位に卽きたまふ。故に歷代皇帝尊崇したまはざると云ふことなく、國に食む武將仰がずと云ふことなし。（全文略す）

神別記に曰く、高皇產靈の四世の孫、許許止魂尊の子は、河內國平岡の社なり。

○攝　社

靑榊社　岩本社　一言主社

神社啓蒙卷之四

一宮篇

賀茂下上神社　註上

三輪神社　註上

平岡神社　河内國河内郡に在り。

社記に云ふ、祭る所の神四座。所謂る第一殿は天子屋命、第二殿は彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、第三殿は大國主神、第四殿は天照大神なり。又若宮一座、天兒屋命の子天押雲命なり。

抑々當社の鎭座は、人王第一神武天皇の御宇戊午年春三月十日當國草香村（平岡を去ること二里許）に入り、四月九日皇師は兵を勒へて步より龍田に趣く、而して其の路狹嶮して人並行ことを得ず。此の所を號んで行難山と曰ふ（社の北十町許）乃ち還て東の方伊駒山を踰て中洲に入らんと欲す。時に長足彦

私部社

○御位記

類聚國史に云ふ、弘仁九年六月從五位下を授け奉る。人皇五十四代仁明天皇承和十年十二月正五位下　同五十五代文德天皇の治八年天安二年正月廿七日從四位上

同五十六代清和天皇貞觀十五年五月廿六日正四位下

同六十六代一條院の治十七年長保五年三月廿六日正三位

同六十八代後一條院寬仁元年十一月廿五日正二位

同七十二代白河院の治七年承曆五年二月十日從一位

同七十五代崇德院の治十七年保延六年七月十日正一位

○祭　（未考）

二十二社註式に曰く、祭禮なし。

○行幸始　（未考）

神社啓蒙卷之三　終

神代巻に曰く、伊弉諾尊軻遇突智を斬りて、三段と爲し其の一段は高靇と爲る。云云。(工夫すべし)

神書抄に曰く、龍神の類なり。蓋し旨ある哉。

日本後記に曰く、弘仁九年五月大社と爲る。

奥御前

氏成私記に曰く、平安守護の爲に祭るところ。蓋し日域地守の神明なり。

二十二社註䟽に曰く、城州貴船の社は、船玉命と高靇となり。

問ふ、九月九日小兒は貴船の神輿と稱して洛内に振る者は何ぞ耶。曰く、改暦雜事の記に曰く、人皇百六代後奈良院の御宇、小兒咳逆して死亡するもの甚衆し。仍て相者をして焉を卜せしむ。卽ち貴船の神の祟る所なり。是に於て、乃ち同御宇弘治二年重九ノ日疫を逐はしむ。蓋し是乎。

○攝　社

奥深社

吸葛社

又云ふ、人皇四十代天武帝白鳳四年乙亥御垂跡と。

按ずるに、丹生同名異神の者之れあり、其の和州甲州に在ては、訓を用ゆ(爾字)其の紀州に在ては、音を用ゆ(多年之屋字)

○所攝社

御食持社

○御位記

神階記に云ふ、清和天皇貞觀元年正月廿七日從三位を授く(此後未考)

○祭

廿二社註式に曰く、祭禮なし。使神祇六位官人幣一前

○行幸始　(未考)

○貴布禰

木船社は、山城國愛宕郡鞍馬の北一里可り在にり。祭る所の神二座。

高龗神　(水德神なり。別雷神宮第二の攝社なり)

○丹生

丹生社は、大和國吉野郡下市の傍の山中に在り。祭る所の神一座。

罔象女神（祈雨止雨神なり）

神代卷に云ふ、伊弉並尊軻遇槌の爲に焦かれて終りぬ。終らんとする間に、臥しながら土神埴山姫及水神罔象女を生む。

廿二社註䟽に曰く、神武天皇天神の敎を以て、嚴瓮を造り、丹生の川上に涉り、用ひて天神地祇を祭る。云云。

續日本紀に曰く、廢帝天平寶字七年五月幣を畿内群神に奉る。其の川上神には黑毛を加ふ、旱なればなり。光仁寶龜六年九月使を遣して、白馬及び幣を丹生の川上畿内群神に奉る。霖雨なればなり。

二十二社註式に曰く、當社は大和の別社たる事延喜格に見えたり。人聲を深山に聞かざる我が宮柱を立てゝ以て敬禮ば、天下の爲に甘き雨を降らし霖雨を止むるものなり。

宮太宰に酒醴を饗するの翁と謂ふは非なり。

一夜松（本殿の未申に在り。世人、舟の宮と稱するは是なり。神秘あり）

○御位記

註式に云ふ、六十代醍醐天皇の治廿八年延喜三年二月廿五日從二位　同三年四月贈正二位　第六十六代一條院の治七年正暦四年五月廿日贈右大臣正一位（勅使菅原）　同年閏十月廿日贈太政大臣

○祭

註式に云ふ、一條院延元八月五日始めて祭る、官幣に預る。

第七十代後冷泉院永承元年八日四日定めらる。五日は母后の國忌に依てなり。

△臨時祭　六十六代一條院の治十八年寛弘二年八月四日始めて神寶を奉る。

○行幸始

又云ふ、一條院寛弘元年十月廿一日始む。或は云ふ、六十八代後一條院の治八年萬壽元年十一月廿二日始む。使菅家五位一人幣一前。

宰相殿　（菅原天神四世の孫なり）

二十二社註式並に古今著聞集に云ふ、正三位菅原輔正壽永三年三月廿七日贈正二位。

和泉殿

又云ふ、従四位下菅原定義　同時に贈正二位。

福部社　世人奏者の神と曰ふは是なり。

老松社　（本宮の東二町許り、即ち柳町今小路といふに在り）

右兩社は、菅三品眷屬神なり（未考）

白太夫　（本殿の辰巳中門の内に在り）

禰宜補任に云ふ、禰宜外従五位下神主春彦在任十六年、又云ふ、渡遇の春彦は、天御中主卅六世の孫なり。即ち神主の二門大内人高主の六男なり。延喜十八年戊刀六月廿日任、同廿年十二月廿五日外従五位下に叙す。承平三年十一月廿日職を辭し、男晨晴に讓り、天慶七年正月九日に卒す。蓋し菅三品在世の時幽契の睦あり。故に第一の攝社と爲る。然れども今略して記せず。社

等皆之を曉る可からず。

問ふ、廿五日を用ゆることは何の世ぞや。曰く、人皇七十四代鳥羽院天仁二年二日廿五日始めて北野の御忌日を行ふ。後ち永く流例と爲る。

二十二社の註式に云ふ、村上天皇天曆元年六月九日北野に遷座す。同天皇の治十三年天德三年九條右丞相、屋舍を造り增し、寶物を付け奉る。

北野天神宮　（神の音眞）

菅原天神（音仁）廟の傍五十步可りに在り。

續日本後記に云ふ、仁明帝の御宇承和三年二月遣唐使の爲に、天神地祇を北野に祠ふ。蓋し此の神の鎭座の始め乎。

按ずるに、當社は菅原天神地主の神なり。祭奠及び參詣の輩先づ祭るべき乎。蓋し皇統太祖の靈宮なればなり。惜いかな、名同うして神の異なるを知らず。混合して辨へざるに至る。今垂跡を缺くは、社官として自考せしめんと欲するなり。予秘して言はざるにあらず。

○所攝社

何ぞ之を爲さゞらん。豈之を攻むと曰はん耶。予冀くば餘力あらば、則ち佛氏の書に於も一たび眸を閃さん。

曰く、菅家をば還聖人と謂ふべきか、否や。曰く、諸を知らず、文道をして統を千載に垂れしむるは、菅家の力なり。

問ふ、今の俗、此の社に詣で必ず石を以て北門を叩く。蓋し以ある乎、否や曰く改暦雜事記に曰く、人皇八十一代後深草の院建長四年八月十八日北野社邊火起る。社家走りて之を鎮む。歸宅の時各々北門に向ひ、小石を以て一兩叩して曰く、火鎮收す。是より已降止期なし。

問ふ、靈服五旬後、南門石塔婆に詣づるは何ぞや。曰く、昔は社官重輕服に逢へば、則ち除服の日を以て、神谷川或は紙屋川に禊す。其用具は悉く此の所に收むるなり。蓋し假服除齋の由緣に據つて、今に至りて是の遺習あり。

問ふ、菅家遺戒とは幾卷ある乎。曰く、小册なり。平素彜倫の要を摘んで、其の列目三十條に幾し。尤も後世に補ある者なり。

問ふ、手を用ひるは何ぞや、曰く、知らず。熊野の鴉、八幡の鳩、當社の牛

龍車石斧鬼皷火鞭の怪誕の信じがたきが如きにはあらず。然りと雖も、但氣あらば、便ち形あり。蠑螈の如し。本只是れ薄雨日の爲に照されて影を成す然れども亦形あり。氣聚るときは則ち有るべし。纔に過ぐれば便ち散す。必す所謂る雷公といふものありて、皷を擊ち車を運ぶにあらず。適々雲際に映じて、閃爍激疾して、金蛇飛騰の狀の如し。而して同雲の中に在るときは、則ち是なし。哲人の論未だ陰陽擊搏の氣に超えず。人の得て專らにするところにあらざるなり。假令菅家讒臣の仇を報いんと欲すと云ふと雖も、蒼生何の罪かあらん乎。君子は怒を遷さず、不幸を殺さず。況んや浸潤の譖、不祥の言行はるゝに方りて、賢にして黜けらるゝときは、宜しく深く君の爲に之を憂ふべし。胡爲ぞ天を動かし、君を脅すの意あらん乎。設ひ之あるも天與せず。天を尤めず、人をも怨まざるは、君子の服する所にして、天人の歸する所なり。彼の周郊の風と與に、宜しく日を同うじて譚るべし。其の他の槃瓠結繩の言、何ぞ牙齒を勞するに足らん哉。

曰く、菅神の佛法を嗜むこと奈何曰く、彼の法を覗き、彼の書を讀むこと奈

修す。共に世に行はる。延長元年左遷の宣旨を捨てゝ本官に復し、正二位を贈る。天慶三年七月菅靈右京七條の坊の婢文子といふものに託りたまひて右近の馬場に棲まんと欲す。天暦の元、祠を北野に移し立つ。正暦四年五月、勅使を宰府安樂寺に遣して、詔して太政大臣正一位を贈る。

北御方吉祥女（西間）

未だ何の家の女といふことを考へず。一に云ふ、西園寺の家なり。吉祥女と稱するは、都の西南吉祥院の里に住居したまひし故に名づくと。今神官等吉祥天女と稱するは、笑ふべきの甚しきなり。

或る人問ふ、菅靈祟を爲して大内に震すと、奈何。曰く、昔、程子に問ふ者あり、曰く、雷霆に死する者あり、無乃、素より不善を積んで常に其の心に歉然とし、忽然として震を聞くときは則ち懼れて死する乎。程子の曰く、非なり。雷之を震す然れば則ち雷孰れが之を使ふ曰く、夫れ不善を爲すものは惡氣なり。赫然として震ふは天地の怒氣なり。相感じて、相遇ふが故なりと云へり。夫れ雷霆は神を以て言ふべく、形を以て論ず可からず。異端所謂る

議と爲る。六年九月門徒吉祥院に於て五十の賀を修す。九年六月中納言を經大納言に升り、大將を兼ぬ。昌泰二年二月累進して右大臣に至る。右大將故の如し。是の時、左大臣左大將藤原朝臣時平と共に、上皇の勅を受けて、天子を輔佐し、萬機を攝行ふ。初帝年十四にして位に卽きたまふ(寛平九年)此に至りて聰明なり。一日朱雀院に行幸す、上皇帝に謂ひて曰く、右大臣年高く才賢し、擧國の望むところなり。專ら任用すべし。乃ち右大臣を召して其の旨を宣ぶ。右大臣固辭して止む。左大臣之を聞いて大に恨む。是に於て、左大臣、光ノ卿ノ朝臣菅根ノ朝臣等と相謀りて、遂に之を譛す。帝之を疑ひたまふ。左大臣の妹、皇后たり、帝及び左大臣年相富んで內外讒行はる。昌泰四年正月廿日大宰權帥に左遷す。延喜三年二月廿五日右大臣配所に薨ず。安樂寺に葬る、年五十九。平生詠ずるところの和歌を菅家御集と曰ふ。其の詩文を菅家文草と曰ふ。其の宰府に在りて著すところの詩文を菅家後集と曰ふ。初め右大臣諸儒と詔を奉じて、文德天皇の實錄十卷を修す。右大臣序を選す。又嘗て日本紀より、三代實錄等に至るまで部類して類聚國史二百卷を

に作る）是の月菅原宿禰道長、秋篠宿禰安人に詔して並に姓と朝臣を賜ふ。又土師宿禰の諸士に、大枝朝臣を賜ふ。古人の子を清公と曰ふ。博學多聞なり。弘仁天皇の際、丞相清原眞人及び諸博士と、律令を斟酌し、義解を作る清公の子を是善と曰ふ。能く家業を繼ぎて、清和帝に侍讀たり。以て孝經論語經史及び群書治要等を講ず。帝甚だ善く過したまふ。時に大枝氏と名を齊うす。世に稱して菅江と曰ふ。是より先き、大學寮每年春秋に先聖先儒を釋奠す。此の寮に東西の曹司あり、菅氏江氏、其の曹主の爲に諸生に敎へ授く是善仕へて參議正四位下勘解由の長官、兼式部大夫播磨守に至る。是善の子は乃ち右大臣なり。名は道眞、字は三、幼にして穎悟。才父祖に過ぎたり。壯に及びて文采日に進み、文章を屬し、詩賦を作る。初め貞觀四年五月文章生に補し、九年得業生と爲る。十二年三月廿三日對策及才、十八年進んで侍從と爲る。元慶六年渤海國の使者來り諸儒鴻臚館に往いて之を見る。使者一日右大臣の作るところの詩藁を見て、稱して曰く、風情白樂天に似ると、大臣聞いて悅びたまふ。仁和年中南海道讃岐守に任じ、寛平五年二月進んで參

り出づ。命十有四世の孫を野見宿禰と曰ふ。出雲國に居る纒向珠城宮の御宇野見宿禰、詔を奉じて大和國に到り、當麻蹶速と角力しめて贏ちぬ。是の時に當りて死者多は殉葬す。帝甚之を哀みたまふ。野見宿禰、土師三百人を率ゐて埴を採りて像を造り、以て殉に代ふ。帝大に喜びたまひて、土師の姓を賜ふ。

案ずるに、是の時秦氏の餘習己に傳はる耶、抑々吾國舊來の俗耶。野見宿禰埴を以て人に易らるを見て、是に於て乎、其の後あることを知る。積善の家餘慶ありとは、蓋し信なる乎。

天宗高紹の御宇に逮んで、天應元年野見宿禰の後、遠江介土師宿禰古人、敬位土師宿禰道長、其の居る所の地の名に依りて、土師を改めて菅原の姓と爲さんと奏請す。詔して許したまふ。桓武帝延暦元年少内記正八位上土師宿禰安人、土師を改めて秋篠の姓を賜ふ。四年冬十二月勅して、菅原宿禰古人侍讀の勞を以て、古人の男四人に衣糧を賜ひ、學業を勤めしむ。九年冬十二月菅原眞仲土師菅磨に勅して、其の姓を改めて、大枝朝臣と爲す（枝、一口江

此後中絶第七十五代崇德院の天治以後每年相續（註式）

〇行幸始

第七十一代後三條院延久四年三月二十六日

或る人問ふ、感神院、祇園孰れか是なる。曰く、感神院是なり、祇園は否。曰く、素盞嗚尊の字、牛頭天王と號す、然るや、否や。曰く牛頭天王は感神院勸請の後の號なり。今西山の絶頂を望むに、折く者は觀るべし。

〇北　野

北野社は、山城國葛野郡、王城の西を去る半里許りに在り。祭る所の神三座。

中將殿　（東間）

菅三品の嫡子詳記見るに及ばず。

菅丞相道眞　（中の間）

林氏神社考に曰く、北野天神は大臣菅原朝臣の靈なり。其の先は天穗日命よ

官者殿（四條京極に在り）

今市に鬻く者、數月人を欺きて而して後ち幣帛を以て其の罪を免れんことを祈る。神官之に與して以て利心を恣にす。唯天子一人の外、起請返法なし。後人能く思を致せ。若し類に觸れて此の僞を引伸せば、恐らくは塗炭の中に隕さしめん耳。

美御前三座（本殿の東に在り）

社家社流に云ふ、素盞嗚尊の所生る三女神なり。第一京上臈、第二岐御前、第三小上臈と。

○位　記（未だ慥ならず）

○祭

註式に云ふ、人皇六十四代圓融院の天祿元年六月十四日始めて御靈會、今歳より之を行ふ。

△臨時祭　同三年六月十五日始めて走馬勅樂東遊御幣等の使を奉らる。左少將藤の理兼、左右の御馬五疋あり、右近の官人供奉（東遊の歌之を略す）

中建立を爲し奉る。

上の文の如くば、則ち祇園寺と感神社と各別なり。然るに近代の神官祇園を以て神名と爲し、佛像を以て神躰と爲すこと亦悲しからずや。

山門慈恵の記に曰く、第六十四代圓融院の御宇天祿三年祇園を以て、日吉の末社と爲す。

○所攝社

後見殿　大已貴命

蘇民將來社

今世に傳ふ簠簋の內傳に、蘇民將來、素盞嗚尊を惠むの辨あり。是れ必ず巫覡の論なり。信ず可からず、執る可からず。別に此の神の傳あり。今略す。

護王地社　(下川原に在り)

當社に於て尤習ひ有り。蓋し王城鎭護の神。

與官受福社　二座(拜殿の辰巳に在り)

理を以て此の神を祭る。素盞稜中に於て、度量すべし。

酒を得るに至るに及んで各々一槽に入りて飲んで酔て睡る。時に素盞嗚尊乃ち所帯る十握の劒を拔いて、寸に其の蛇を斬りたまふ。尾に至りて劒乃少缺けぬ。故に其尾を割裂きて視るに中に一の劒あり、此れ所謂る草薙劒なり。乃ち相與に遘合して、兒大已貴神を生む。

二十二社註式に曰く、牛頭天皇初め播磨明石浦に垂跡して、廣峰に移す。其後北白河の東光寺に移る、其後感神院に移る。（改曆雜記に云ふ、貞觀十一年始めて天王播州より遷座、云云。十八年社を作る）人皇六十一代朱雀院承平五年六月十三日の官符に、觀慶寺を以て定額寺と爲すべき事（祇園寺と名づく）

山城國愛宕郡八坂郷に在り。地一町、檜皮葺、三間の堂一字（庇四面に在り）

檜皮葺三間の禮堂一字（庇四面に在り）

藥師の像一躰、脇士の菩薩二躰、觀音の像一躰、毘頭盧一躰、大般若經一部六百巻を安置す。

神殿五間檜皮葺一字天神婆利女八王子、五間の檜皮葺の禮堂一字。

右山城國の解を得、偁故に常住寺の十禪師傳灯大法師位圓如、去ぬる貞觀年

五男ます。

少將井

稻田姫なり。神代ノ卷に云ふ、素盞嗚尊天より出雲國簸の川上に降り到る。時に、川上に啼哭く聲あるを聞く。故れ聲を尋ねて覓往ましかば、一の老公と老婆とあり、中間に一の少女を置きて撫て哭く。素盞嗚尊問ふて曰く、汝等は誰ぞ、何爲ぞ如此哭く耶。對へて曰く、吾れは是れ國神なり。號は脚摩乳、我妻は號は手摩乳、此の童女は吾が兒なり。號は稻田姫。哭く所以は往時、吾兒八箇の少女あり、年毎に八岐大蛇の爲に呑まれき。今此の少女且に呑れなんとす。脫るゝに由なし。故れ以て哀傷ともをす。素盞嗚尊勅して曰く、若し然らば汝し當に女を以て吾に奉らん耶。對へて曰く勅の隨に奉らん。故れ素盞嗚尊立ながら奇稻田姫と化し、湯津爪櫛を爲し、御髻に挿したまふ。乃ち脚摩乳手摩乳をして、八醞の酒を釀て、假庋八間を併作り、各々一の口槽を置きて、酒を盛りて以て待ちたまふ。至期に果して大蛇あり、頭尾各八岐あり、眼は赤酸醬の如く、松柏背上に生ひ、八丘八谷の間に蔓延る

○祇園

祇園社は、山城國愛宕郡八坂鄕に在り。祭る所の神三座、感神天王、八王子、稻田姬。

牛頭天王（感神天王に同じ）

神代卷に云ふ、次に素戔嗚尊を生む。此の神勇悍くして以て安忍なることあり。

八王子（東）

神代ノ卷に曰く、天照大神乃ち素戔嗚尊の十握の劍を索引り、三段に爲し、天眞名井に濯ぎ、𪗾然咀嚼で吹棄る氣噴の狹霧に所生る神を號んで田心姬と曰ふ。次に湍津姬、次に市杵島姬、凡て三女ます。既にして素戔嗚、天照大神の髻鬘及腕に所纏る八坂瓊之五百箇御統を乞取り、天眞名井に濯ぎ、𪗾然咀嚼で吹棄る氣噴の狹霧に所生る神を號んで、正哉吾勝勝速日天忍骨尊、次に天穗日命次に天津彥根命、次に活津彥根尊、次に熊野樟日命と曰ふ。凡て

に大巳貴神に縁ん。

右相殿二座の説は、卜部兼煕二十二社註疏の説なり。又按ずるに今世間袋の形を刻離して、蛭子に配せ、大黒と字す。知りぬ、大黒と大國とは音相同じ。蓋し大國とは、大巳貴命の異稱なり。

所攝社

名次社

神階記に云ぷ、貞觀元年正月廿七日正五位下(此後未考)

鰯津社

又云ふ同年月從五位上(此後未考)

岡田社

奥夷社(西の宮辰巳の田の中に在り)

須川御前

○祭　未考

○行幸始　未考

吹かれて病むが若し、泣泣伏しぬ。其の最後大巳貴神其の兎を見て言ふ、何に由つて汝し泣伏む。兎答へて言ふ、僕、彼の島に在り此の地に渡らんと欲すと雖も渡傳に由なく、故れ海の和邇を欺いて言ふ、吾れ汝と競ふて族の多少を計らんと欲す。故れ汝は其の族の在る隨に、皆悉く率ゐ來れ。此嶋より始めて氣多碕に迄ぶまで、背を列べて伏し渡れ。吾れ其上を蹈んで走りながら讀み渡らん。爰に吾が族と孰多らんを知らん。如此言へば欺かれて列伏す。時に吾れ其の上を蹈んで讀み來る。今將に地に下る時、吾云ふ、汝は我に欺かれぬと、言竟て則ち最端に伏す。鰐吾を捕へて悉く我が衣服を剝ぐ此に因て泣患ふ。先に行す、事八十神誨告して、鹽を浴び風に當りて伏せ。故に敎の如に爲す。我身悉く傷む。大巳貴命其の兎に敎告し、今急く此の水門に往け、水を以て汝の身を洗ひ、其水門の蒲黄を取り、敷散て其の上に輾轉ば、汝の身本の如く必ず差ん。故に敎の如にす。其の身本の如し、云云。時に兎大巳貴神に白して云ふ、八十神は必ず八上姫を得じ、袋を負ふと雖も、汝命は獲ん。是に於て八上姫、八十神に答へて云ふ、汝等の言を聞かず、將

案するに、西の宮は蛭子神なり。俗に夷三郎と號するは非なり。蛭子は天照大神の弟なり。神記に曰く、伊奘諾尊伊奘冊尊、日の神を生む。次に月神を生む、次に蛭子を生む。已に三歳と雖も脚猶ほ立たず。故に之を天磐樟船に載せて、風の順に放ち棄つと云ふ。夷は別に一氣の神、其の釣磯に在るときは則ち夷と號す。蓋し河伯名は馮夷、亦相似たり。夷は是河伯と謂ふにはあらず。

○相殿神

事八十神　右　大巳貴命の兄なり、
大穴遲命　左

舊事本紀に曰く、此の國を避け奉る時、大巳貴神兄弟二神、各々稻羽八上姬に婚んと欲ふ心あり、共に稻羽に行く。時に大巳貴神袋を負ひて從者となり、牽往かしむ。是に氣多碕に到るの時、裸兎伏しぬ。時に兄事八十神其兎に謂ふて曰く、汝將爲、此海の鹽を浴て、風に吹れて高尾山上に伏せ。其の兎八十神の敎に隨ふて伏す。時に其の鹽乾くに隨ふて其の身の皮悉く風に

社進記に云ふ、人皇百一代後小松院の治廿三年應永十三年四月四日甲子、伯の三位資忠王招に依てなり。日本紀第九讀合廣田社の事條條不審あり、社秘たりと雖も委細に演說す、云云。社官の申詞の如きは、廣田社と書し奉るは神功皇后なり。自餘の神社は意得の勸請歟。一殿住吉　二殿廣田　三殿八幡　四殿南宮（大山咋）　五殿八祖神（神名帳の頭註に高皇產靈尊）已上五社なり（五座の鎭座時代正記なし）

案ずるに、廣田を以て皇后と爲すこと心得がたし。日本書記等の旨に合はず。

○位　記

神階記に曰く、貞觀元年正月廿七日從三位勳八等廣田神正三位

神名帳頭註に曰く、貞觀十二年十月六日從一位

○西の宮蛭子御前

西宮往來の町尻に在り。祭る所の神一座。世に所謂る西の宮の夷是なり。

相殿ノ神二座、事八十神大已貴命。

蛭子

七十三代堀川の治廿年嘉祥元年官符四度の幣祭に預る。

饌中抄に云ふ、五月下の子ノ日十一月中の申ノ日吉田祭、云云。

○行幸始（未考）

○廣田 附西宮

廣田社は、攝津國武庫郡西の宮鄉廣田村に在り。（今馬驛の所、札の辻と稱す。此より北に去ること十餘町）祭る所の神一座（今五座なり）

廣田大神 附五座說

日本紀に曰く、神功皇后新羅を征したまふの明年、忍熊王兵を起して住吉に屯る。皇后之を聞こしめして、務古水門に還て卜ひたまふ。是に於て天照大神誨て曰く、我が荒魂を皇后に近づく可からず。當に御心廣田國に居るべし卽ち山背根子が女、葉山媛を以て祭らしむ。

二十二社註式に云ふ、廣田は天照大神の荒魂なり。神宮と謂ひつべし。御同體式文の如くば一座なり。現在は五社。

ば、折紙を以て之を註し申す。

神樂岡の社　(當社地主雷火神)

一言主の社

今宮

幸川の社

水屋の社

氷室の社

榎本の社

○位　記

註式に云ふ、九十九代後光嚴院の治九年延文五年六月卅日正一位、使藤氏五位一人、幣四前、

○祭

註式に曰く、六十六代一條院永延元年十一月廿五日甲申 今年始めて祭禮、勅願に依て、公家の御沙汰と爲す。

○行幸始（未考）

○吉田

吉田の社は。山城の國愛宕（おたぎの）都王城の東を去る半里ばかりに在り。祭る所の神春日にて大原野に同じ。

吉田神四座

御堂の關白御書に曰く。奈良の京の時は。春日の社。長岡の京の時は。大原野。平安城の今の吉田の社は、帝都の咫尺を占めて。神祠の鎭護あり。

兼修日本書紀抄に云ふ。當社は藤氏の崇敬他に異なるに依て。曩祖兼延勸請なり。或（あるひと）曰く人皇五十六代淸和帝貞觀年中鎭座中納言山蔭卿。始めて之を渡し奉る云云（兼右廿二社註）

○所攝社

二十二社註式に云ふ。八十四代順德治五年建保三年四月十三日夜に入て伯の大納言殿より仰せられ。吉田の內小神の員數御名等。注進すべしとなれ

廿二社註式に曰く。人皇八十代高倉院治十二年治承四年十二月正一位、使橘氏五位一人幣四前

○祭

貞觀式に云ふ。梅宮神四座。夏冬の祭料は平野祭に同じ。人皇五十六代清和帝貞觀元年十一月十日梅宮祭は恒の如し。廿二社註式

三代實錄に云ふ。陽成院御宇元慶三年四月二日梅宮祭を停む。

同八年四月七日。始めて梅の宮の神を祭る。是れ橘氏頃年の間は祭を停む。今敕して始めて祭る。

第五十八代光孝天皇仁和元年四月七日又始めて祭る。

第六十六代一條院永延以後祭不絕。

同御宇治十九年寛弘二年十一月。新に御願に依りて舊例の如く祭を勤仕せしむ。明年より式日を用ひべし。一條院以來相續て。四月十一月上の酉。

○南方の鎮守に定めらるの始め

第七十四代鳥羽院治十年永久五年丁酉六月炎上の御卜に入たまふと云。

となし。世人産月に望むときは、必ず當社の砂を取りて帶襟に佩ぶるは此の遺風なり。

○所攝社

三石（熊野三所影向の所なり）

市杵嶋社（いつくしまのやしろ）

幸神（さいのかみ）

護王社（こわうのやしろ）

愛宕社

天王社

○位　記

續日本後記に云ふ。仁明天皇の承和三年十一月。酒解神に從五位上を。大若子小若子神に並に從五位下を授けらる。

類聚國史十六に曰く。清和天皇の貞觀十七年五月十四日乙未に。梅宮に正四位上を、若子神、小若子神、酒解神、酒解子神に。並に從三位。

酒解子神

梅宮社記並に舊傳に曰く、件の四社孝謙帝の天平寶字年中を以て此の地に祭る。帝基守護の眞守たり。所謂る酒解社は大山祇、大若子社は伊勢度遇神主の遠祖、加夫良居命なり。小若子社は同大若子の弟なり。酒解子神は木花開耶姫なり。其の後五十二代嵯峨天皇の后、姓は橘氏、諱は嘉智子、父は清友、少して沈原なり、書記を渉獵したまふ。眉目畫くが如し、人と爲り寛和風容絶異なり。嵯峨天皇初め親王たるとき后を納れたまふ。寵遇日に隆んなり。天皇祚に登り、弘仁の始め拜して夫人と爲す。後ち立てゝ皇后と爲す然れども太子なきを以て常に凄々として樂みたまはず。玆に因て皇后神代の幽契を憑み、酒解二座の神を祈り、一旦感に應へて妊孕あり、遂に當宮の清砂を以て、御座の下に敷き、其の上に居たまひて兒を生す。所謂る仁明天皇是なり。天皇神恵を追ふて、嘉祥年中外祖父清友を以て、酒解社に幷せ檀林を以て酒解子神社に幷せ、又瓊々火火出見命を以て、若子の二社に配して以て、橘氏の祖廟と爲す。今に至るまで尊崇他に異る。夏冬の祭祀怠るこ

後絶え畢ぬ。

○行幸始

七十一代後三條院延久三年十月廿九日始む。

或る人問ふ、山王と稱すること奈何。曰く、此の名上古の言にあらず。五十二代嵯峨帝弘仁十年始めて稱す。且つ鎮座の記を按ずるに、小比叡の神始めて此の山に顯れて、一切諸民守護の王と爲す。故に七座を該稱して山王と曰ふ。

○梅　宮

梅宮は、山城國葛野郡王城の西を去ること二里可りに在り。祭る所の神四座、相殿神四座。

酒解神

大若子神

小若子神

○祭　四月中申日

日吉鎮座記祭儀式に云ふ、卯月の祭禮は、琴御舘、大賢木を以て神幸の祝詞を奏し、唐崎に於て先の盟の如く、恒世斎粟御料を奉るなり。御輿を出して祭ることは桓武帝延暦十年、又御舟祭の始は延文年中洪水已後の例なり。

二十二社註式に云ふ、人皇七十一代後三條院延久四年四月廿三日記に云ふ、今日は比叡の祭なり。今年より初めて官幣を立てらると。

或は曰く、六十四代圓融院貞元二年四月廿六日始めて上卿辨外記史諸司等を遣さる。

△臨時祭

六十四代圓融院の治十三年天元五年七月五日叡願に依て遂行はる。使は侍從藤原朝臣粟田。

第六十六代一條院の治九年長徳元年八月廿一日行はる。使左少將源朝臣方理

或説に云ふ、第八十二代後鳥羽院建久三年二月十三日丙辰　法皇(後白河)御不豫に依て急ぎ御願行はる。使正三位行左近衞權中將藤原朝臣忠經　此の巳

鎭座記に云ふ、二條の院の勅附なり。

女別當社（唐崎に在り。唐崎社是なり）

鎭座記に云ふ、大宮初めて顯れたまふの地、口傳の社なり。人皇卅五代舒明帝御宇之を祭る。

今按ずるに此の外、神社靈社記に載るところの數七十座、然も其の要を摘んで焉を記す。

○位　記

大宮　人皇五十七代陽成院元慶四年正一位

二宮　同八十一代安德天皇壽永二年正一位

聖眞子

八王子

客人

十禪師

三宮　已上五社　第八十八代後深草院建長二年正一位

鎮座記に云ふ、淺井郡竹生島ノ神と同體なり。神武帝の后なり。

劔宮（素戔嗚變神）

鎮座記に云ふ、童形出現なり。叡嶺凶事退散ノ神なり。

氣比（仲哀天皇）

鎮座記に云ふ、越前國角鹿郡より影向なり。桓武帝御宇之を勸請す。

大竈（澳津彦命）

鎮座記に云ふ、此れ卽ち大歳神の子なり。大歳とは、杵築ノ大神の御孫なり
諸家竈の神是なり。

竈殿（澳津姫）

鎮座記に云ふ、註同上

○所攝社

若宮殿（和田町の比叡辻に在り）

鎮座記に云ふ、國常立尊なり。

護因（王子宮の邊に在り）

大行事　（高皇産靈尊）

鎭座記に云ふ、昔し日神磐戸に入り居たまふの時、此の神の謀を以て八百萬神を集へて神樂を奏つれば、日神再び御怒り解く。

聖女　（下照姫）

鎭座記に云ふ、延喜年中に之を祭る。

新行事　（瀛津姫）

鎭座記に云ふ、天照大神素戔嗚尊と盟て所生る三女神の一なり。

牛尊

鎭座記に云ふ、八王子の右に之を祭る。此の殿の底に靈石あり。尤も口傳。

小禪師　（彦火火出見尊）

鎭座記に云ふ、地神第四の尊なり。

惡王子　（深秘）

岩瀧　（蹈鞴姫命）

鎭座記に云ふ、童子の形にて出現。

三の宮（惶根尊　一説に云ふ、天照大神の三女）

神代巻に云ふ、次に神あり、面足尊惶根尊。

日吉鎮座記に云ふ、三女の影向なる故に三の宮と名づく。日大記に云ふ、天神の第六惶根尊是なり。延暦三年陽春中比の御臨幸と。

右本宮七社の註記なり。

○所属十四座（上の七座を加へ二十一社と稱す）

下八王子宮（天御中主尊）

鎮座記に云ふ、祭禮七社の外當社のみ神馬あり。東に石あり、石船と名づく明神初めて降るの地なり。

王子宮（建御名方命）

鎮座記に曰く、信州諏訪郡より鎮座。

早尾（素戔嗚尊、一説に云ふ、猿田彦命）

鎮座記に云ふ、馬場の頂上に鎮座なり。諸人加護深重の神なるが故に坂口に祭る。

くと人皇四十代天武帝の御宇白鳳年中御影向

八王子　（國狹立尊）

神代卷に曰く、天地の中一の物生れり、狀葦牙の如し、便ち神と化爲る。國常立尊と號す。次に國狹槌尊。

日吉鎭座記に云ふ、八十萬神の大祖元氣神なり。尤も口傳あり。人皇十代崇神天皇即位元年に鎭座。

客人　（伊奘冊尊）

神代卷に云ふ、次に神あり、伊奘諾尊、伊奘冊尊。

日吉鎭座記に云ふ、人皇五十五代文德帝天安二年六月十八日遷宮と。

十禪師　（瓊瓊杵尊）

神代卷に云ふ、天照大神の子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇彥靈尊、の女、栲幡千千姫を娶りて、天津彥火瓊瓊杵尊を生む。日吉鎭座記に云ふ、十とは天七地三の數禪は讓れり。師は國なり。言は十善の天子に讓るの義。人皇五十代桓武の御宇延曆二年正月十六日影向

り曜くこと日の如し。其の中に大の字ありて更に異物なし。之に依て大宮
と稱し奉る。(全文略す)

二宮　(國常立尊　神皇魂尊)

神代ノ巻に云ふ、天地初判、始めて倶生之神あり、國常立尊と號す。次に國狹立尊。又曰く、高天原に所生す神の名を天御中主尊と曰ふ。次に高皇產靈尊、次に神皇產靈尊。

日吉鎮座記に曰く、此れ即ち天地二儀の主神、天地の始まる其の中間に出現の故、二の宮と名づく。二の字は、此れ天の字の略なり。天地陰陽兩儀加讀の神とは是れなり垂跡の始は神代より已來、波母山に降現なり。

聖眞子　(正哉吾勝尊)

神代巻に云ふ、素戔嗚尊天照大神の髻鬘及び腕所纏八坂瓊之五百箇御統を乞取り、天の眞名井に濯ぎ、齰然咀嚼而吹棄氣噴の狹霧に所生神を正哉吾勝速日天忍穗耳尊と號す。

日吉鎮座記に曰く、聖とは神なり。言は兩神眞心の中より出生す。故に名づ

神社啓蒙卷之三

○日吉

日吉社は、淡海國滋賀郡坂本邑に在り。祭る所の神七座、攝屬社十四座。

大宮　大巳貴命

神代卷に云ふ、大國主神亦の名大物主神亦は國作大巳貴命と號す。亦は葦原醜男と曰す、亦は八千才神と曰す。亦は顯國玉神と曰す。其の子凡て一百八十一神あり。夫れ、大巳貴神と少彥名命と力を戮せ心を一にして天下を經營る。云云。遂に出雲國に到りて興言して曰く、夫れ葦原中國本自荒芒たり、磐草木に至るまで咸く能く強暴、然れども吾れ巳に摧伏て和順はざるなし。

日吉鎭座記に云ふ、人皇卅九代天智帝の御宇白鳳二年三月三日琴御館を山の麓に奉り祭る。其の後御館、尊神の御形を拜し奉らんと乞ふ。時に夜忽ち光

來の船を看ん是に於て神教に隨ふて以て鎭座すと。

住吉の舊記に云ふ、其の荒魂は、筑紫の小戸に在り。和魂は神功皇后三韓を征ちたまふの時に攝州に顯座し、皇后の體に託ります。而して四方を循行て遂に攝州の地に到りて、宣言して曰く、眞住吉眞住吉の國なりと。因て其の地に鎭座したまふ。名づけて住吉と曰ふ。

○耶攝社

祓戸神社　一座

礒御前　一座　津守祖

○位　記

○祭

二十二社註式に云ふ、祭儀ならず　使五位一人　幣四前

○行幸始　（未勘）

神社啓蒙卷二終

凡そ斯等の神、亦之を昧者に語り難し。是を以て社家者は秘事と爲して、妄に説かず。今敢て之を審締にせず。

○住吉

住吉社は、攝津國住吉郡堺の邑に在り。祭る所の神四座。

底筒男　中筒男　表筒男　神功皇后

神代卷に云ふ、伊弉諾尊筑紫の日向の小戸の檍原に至りたまふて祓除たまふ。遂に身の所汚を盪滌んとし、海底に沉濯き、因て以て生める神を號んで、底津少童命と曰ふ。次に底筒男命又潮の中に潜濯、因て以て生める神を中津少童命と曰ふ。次に中筒男命、又潮の上に浮濯、因て以て生める神を號んで表津少童命と曰ふ。次に表筒男命、凡て九神あり。其の底筒男命中筒男命表筒男命是れ即ち住吉大神なり。

神功皇后　詳上

日本紀に云ふ、皇后新羅を伐ちたまふの明年二月又表筒男中筒男底筒男の三神之に誨へて曰く、吾和魂宜しく大津渟中倉の長峽に居るべし。便ち因て往

神祇普天圖に云ふ、風神は所謂る志那加都比古神、廣瀨龍田同神なりと。
舊記に曰く、廣瀨龍田は風水陰陽の二神なり。故に天國御柱と名づく。

○所攝社

三大神

若宮

瀧祭社

○御位記　未考

○祭　同上

伊勢皇大神宮の舊記に云ふ、山谷の水、甘き水と變り成りて、苗稼を浸し潤ほして、其の全き稔を得故に風水の祭あり、名づけて栢流と曰ふ。豐年には浮び流れ、凶年には沈み覆へると、云云。四月七月に之を祭る。(大忌祭と號すは是なり)

○奉幣　未考

或る人問ふ、龍田は蓋し乾の九二の義ある乎。曰く、必之れありと言はず

○奉　幣

人皇七十一代後三條院延久二年三月十九日始めて奉幣す。兩社に行はる。

○龍田

龍田社は、大和國平郡郡に在り。祭る所の神二座。

天御柱國御柱神

神代卷に曰く、伊弉諾伊弉並尊、共に大八洲國を生めり。然して後ち、伊弉諾尊の曰く我が所生之國、唯朝霧のみありて薫滿之哉とのたまひて、吹撥之氣神と化る。號んで級長戸邊命と曰ふ、亦級長津彦ノ命と曰ふ。是れ風神なりと。

日本紀に曰く、天武天皇の治四年夏四月小紫美濃王小錦下佐伯連廣足を遣して風神を龍田の立野に祠ふ。

神祇本源に云ふ、瀧祭と廣瀨龍田ノ神と、同體異名、水氣ノ神なり。故に廣瀨龍田の神の名を、天御柱國御柱と號す。是れ天逆戈守護たまふの緣なりと。

座す、御食神是なり。

二十二社註式に云ふ、兼右の云ふ、廣瀬龍田の兩社　公家仙洞神馬を進めらるゝの時、管領を遣さるゝの條勿論なり。

○所攝社　(註式の説に任す)

大宮殿　級長津彦命なり

小折社　一座

火神社　一座

○位　記

註式に云ふ、五十六代清和天皇貞觀元年正月廿七日廣瀬龍田正一位

○祭

日本紀に云ふ、天武天皇の治五年夏四月朔日、龍田の風神廣瀬大忌神を祭る

同年七月祭ること四月例の如し。

簾中抄年中行事部に云ふ、四月四日七月四日廣瀬龍田祭（日本紀朔日の説及簾中抄四日の説是非を知らず。公事博達の人に尋ぬべし）

崇神紀に詳なり。

○所攝宮

姫大神一座

○位　記

註式に云ふ、五十六代清和帝貞觀元年正月廿七日從一位

○祭

又云ふ慥ならず。使五位一人　幣一前

○廣　瀨

廣瀨社は、大和國廣瀨郡廣瀨の里に在り。卽ち龍田の社相隣るの處なり。

祭る所の神一座。

和賀宇加乃賣神（勢州外宮の神と同じ、水德の神なり）

日本紀に云ふ、天武天皇四年四月、小錦中間人連蓋大山中曾禰ノ連韓犬を遣して、大忌神と廣瀨の河曲に祭りたまふ。

神祇秘書に云ふ、件の神は、伊弉諾、伊弉並尊の子、豐宇賀乃賣神神祇官に

○祭

又云ふ慥ならず。使五位一人　幣一前宣命　黄紙

○行幸始（未考）

○大和

大和社は、大和國山邊郡大和里に在り。即ち三輪泊瀬の間なり。祭る所の神一座。

大國魂神

日本紀に云ふ、崇神天皇の六年百姓流離ぬ。或は脊叛ものあり、其勢徳を以て之を治めがたし。是を以て晨に興き夕に惕み、神祇を請罪す。是より先き天照大神和の大國魂の二神を天皇の大殿内に並べ祭る。然るに其の勢を畏れたまひて共に住まひたまふに安からず。故に天照大神を以て豊鍬入姫命に託げたてまつり、倭の笠縫邑に祭る。仍て磯堅神籬を立つ。亦日本の大國魂神を以て渟名城入姫命に託げたてまつりて祭る。云云。是れ鎮座の始なり。

神宮御鈔に曰く、石上社は、素盞鳴尊の持する所の十握劒なり、人皇十代崇神天皇の御宇を以て鎭座なり。

日本紀に云ふ、十一代垂仁帝三十九年五十瓊敷命、茅渟菟砥川上の宮に居り劒一千口を作る。因つて其の劒を名づけて川上部と謂ふ。亦の名は、裸伴と曰ふ。石上神宮に藏む。云云。

新選姓氏錄に云ふ、天豆彥國押人命の裔、木事命の市川朝臣大鷦鷯天皇の御世に倭に達て布都斯神社を石上の御布留村高庭の地に賀ふ。市川の臣を以て神主と爲す。云云。

或る人問ふ。劒は靈なりと雖、之を祭るは已に甚しきか。曰く、石上熱田等の者し。特に是れ之を知らざる者に曉りがたし。

〇所攝宮

布留社一座

〇位　記

類聚國史十六に云ふ、五十六代淸和帝貞觀九年三月十七日正一位

○行幸始（未考）

○石　上

石上社は、大和國山邊郡布留郷に在り。祭る所の神一座●

石上布都御魂神

舊記に云ふ、磯城瑞籬（崇神天皇）の御宇、建布都大神社を大和國山邊郡石上の邑に遷す。則ち天祖饒速日尊に授けまたふ、天より受來る天璽瑞王を同じく共に藏め齋る。號して石上大神と曰ふ。建膽心命之を祭ると。（建膽心命は、味麻知命七世の孫）

元元集に云ふ、宇麻志麻知十七世の孫物部連公麻呂淨御原世天下の萬姓八色に改め定むる日、連公を改めて物部朝臣の姓を賜ふ。同朝の御世に石上朝臣の姓を賜ふ。上件の十種の瑞寶は、天神御祖、初め饒速日尊に授く、其子味間見尊之を傳へ、神日本磐余彥天皇に奉る。後ち石上神宮に納る。彼命の子孫石上神宮に齋き奉るものなり。布留の言の本は所謂る布留神乎。

青黑色、壽きこと無量歲、八臂各異杖を執り、髑髏を貫穿し、以て瓔珞と爲す。大忿怒の形を作り、足下に地神女天あり、兩手を以て足を承くる者なり其說此の如し。而るに予は世の崇むるところの像を視るに、決して他方の者にあらず。首に服するところ、體に被ふるところ、皆吾國の俗なり。蓋し大國(おほくに)主神(ぬしのかみ)にして、之を大黑に託する邪(か)、是れ蓋し空海の造るところならん。或る人曰く、黑は水色、是れは此れ北方子ノ神と、亦通ず。然らば卽ち三輪に於て尤も以(ゆゑ)あるなり。社家者之を悟らず。覓に排して之を夷に陷ることは亦神の意にあらず。吾れ焉を慙づ。

○所　攝　(未考)

○位　記

人皇五十六清和天皇貞觀元年二月正一位

○祭　(四月十二月上卯、但し三あり、卽ち中卯日)

註式に云ふ、五十九代宇多天皇寬平九年三月七日勅享、云云。使五位一人幣一前　宣命　黃紙

垂仁帝六年倭大神穗積臣祖大水口宿禰に着て、誨て曰く、太初の時期に曰く天照大神は、悉く天ノ原を治めたまへ、皇孫の尊は專に葦原中國の八十魂の神を治めたまへ、我は親ら大地を治むる官なりと。云云。

或問ふ、三輪の字三業を表す、諸ありや。曰く、後漢張衡が傳に三輪木雕あり是れ之も亦然り耶。三と言ふときは則ち業を足さん。二と言ふときは則ち諦に應ず。此浮屠配當の說常に然り。信ず可からず。一より兆に至るまで天地の間何物か數に逃れん乎。而も未だ必ず的く配言せず。

三輪大黑を問ふ。曰く近頃以來之れあり。予佛書を觀るに、大黑と云ふもの二あり。一は曰く、西方諸大寺處々咸く食厨柱の側に、或は大庫の門前に在り。木を雕りて形を表す、或は二尺或は三尺、神玉の狀を爲り、金嚢を把り却て小牀に坐す、一脚地に垂れ、毎に油を持て黑色を拭ふを形となす。號して莫訶歌羅と曰ふ。卽ち大黑神なり。古代相承に曰く、是れ大天の部屬、性三寶を愛し、五衆を護り、損耗なからしむ。求者情に稱ふ。但、食時に至れば厨家毎に香火あるところの飮食を薦め、前に隨列す。一は曰く、此の神は

預りたまふ。

○行幸始

人皇六十六代一條院ノ治七年正曆四年十一月廿七日始む。

○后宮行啓の始

江家次第に云ふ、大原野行啓は、五條の后（順子）に起る。藤氏勸學院の衆を以て車副と爲り、二條の后（高子）姪を以て車の後に乘る。在五中將和歌を書きて二條后に與ふ。大原也小鹽之山毛今日等己曾神代之事結思出良目。

○大神（三輪同じ）

大神ノ社は、大和國城上郡に在り。祭る所の神一座。

大神大巳貴神

神代卷に云ふ、大巳貴神の幸魂奇魂、今何所に往んと欲ふ耶。對へて曰く、吾れ日本國の三諸山に往んと欲す。故卽ち宮を彼所に營みて就て居せしむ。此れ三輪の神なりと。

ト部兼右神祇正宗に云ふ、人皇五十四代仁明帝の御宇嘉祥三年王城守護の爲。め、左府冬嗣沙汰を申して之を勸請したてまつる。（今兩說を存す宜しく佳說に隨ふべし）

○所攝社

海童神社

瀨和井水神（飫澤の傍、十歩ばかりに。在り梁塵抄取物の中に謂ふところの池なり）

○位記　（同上）

使は藤氏五位一人　幣四前　宣命（黄紙）

○祭　二月上卯日

國史に云ふ、人皇五十五代文德天皇仁嘉元年辛未二月二日乙卯別に大原野の祭儀を制じむ。一に梅宮祭に准ず。

貞觀內膳式に云ふ、夫の大原野祭一物已上、春日に同じ。

第六十四代後一條院ノ治十四年長元三年二月廿日新年月次新嘗四度の幣に

清和天皇貞觀十八年二月丙申春日祭常の如し。云云。此等の文の如くんば、天安已後始めて行はるゝの條顯然歟。

△臨時祭　九十一代伏見院正應三年二月九日始む。使頭中將伊宣朝臣　後深草の勅願なり。

△若宮祭禮の始、注進狀に云ふ、保延二年丙辰九月十七日始めて之を行ふ。

○行幸始

六十六代一條院永祚元年三月廿三日始む。

右上七社。

○大原野

大原野社は、山城國乙訓郡（おとくにのこほり）城（みやこ）の西を去ること四里許に在り。祭る所の神春日社に同じ。

舊記に云ふ、人皇五十五代文德帝仁嘉元年二月二日乙卯太皇太后の御祈に依て、山城國葛野郡大原野に宮柱廣知立ち（みやはしらひろしりたち）、春秋の御祭（たむけ）は賜が如し。

又歎ず可ん乎。子能く思を致せ。

問ふ、春日神か佛を刻むの説、其の事は炳焉たり。想ふに守屋馬子の擾亂は佛に因りて起る。令を百世に垂るの神、何ぞ佛に阿同して、民庶を蠱惑せしむる耶。答へて曰く、否、後世佛に淫するの徒、是が爲めなりと相承くるものあり。傳へ聞く、久代和州春日の里に佛工（名を闕く）あり、譽れ宇宙に溢れ、名海内に覆ふ。故に佛を尙ぶの者、悉く金錢を費して以て彼の刻を求む。且つ其工を讃して云ふ、是は此れ人工にあらず、天兒屋根命彼の工に代ると。遂に名字を匿して春日と稱す。且つ天兒屋根命の世、佛法未だ中國に來らざる乎。

○本宮位記

人皇五十四代仁明天皇治十七年嘉祥三年九月正一位。（使三木藤原朝臣助向）

○祭　（若宮本宮）

五十六代淸和帝貞觀元年十一月九日始む。或は云ふ、五十五代文武帝仁嘉三年始む。同御宇天安二年十一月三日庚申、平野春日等を停む。

○若宮輔佐兩神說

舊記に云ふ、文永七年七月十三日秀氏の狀に云ふ、太力雄、太玉兩神なり。秘說と。

○同攝社

兵主神社

懸税神社（税一に橋に作る）

紀御社（種樹の神なり。祭るところ三座）

一言主神社

問ふ、述ぶる所の中、若宮の本緣を缺く。若し字儀に依らば、則ち天兒屋根命の御子乎、將又別神にして秘するところ邪。曰く、是れ唯言ひがたし、是を以て言はず。決して兒屋根命の子にあらず。

問ふ、社內六道とは何ぞ。曰く、神祇拾遺に云ふ、明神影向の時、榊を以て鞭と爲し、鹿に駕して三笠山の麓に來臨す。其の經歷したまふ所を號んで鹿道と謂ふ。六と鹿と音相似る、而るを今石を聚め、水を灑いで、亡魂を呼ぶ

○所攝社（舊式に任す、此の如し）

祓戸神社
榎本神社
大力雄社
青榊社

右本宮攝社なり。

本宮を去る一丁ばかり平森の中に在り。祭る所の神三座、内二座は輔佐の神なり。

○若宮

二十二社註式に云ふ。若宮の垂跡四所相同じき乎、否や。兼滿が云ふ、四所共に同日を以て影嚮なり。若宮の遷座は神代なり。

八十六代四條院祈年祭宣命に云ふ、去る三日神木歸座、今般よりして、向後に至るまで專ら公卿を以て勅使と爲すべし。兼ては又若宮の祭禮は當社の壯觀なり。殊に叡襟を凝らして、官幣を奉るべし。

時に二神曰く、天に惡神あり、名を天津甕星と曰ふ。亦天香香背男と名づく請ふ先づ此の神を誅して然して後ち下りて葦原中國を撥せん。是の時に齋主神は齋の大人と號す。此神今東の國檝取の地に在り。(互に上武甕槌神の下に見ゆ) 經津主神、岐の神を以て鄉導と爲し、周流削平ぐ。逆命者あれば斬戮し、歸順者は褒美む。是時歸順の首渠者は大物主神及び事代主神、乃ち八十萬神を天高市に合へて師ゐて、以て天に昇り、誠欵の至を陳ぶ。

天津兒屋命(春金神是なり。皇帝輔佐ノ神なり)

上外宮相殿の下に見ゆ。

姫大神

內宮の下に見ゆ。

春日註式に云ふ、春日の垂跡の事、第四十八代稱德天皇神護景雲元年十二月七日大和國城上郡安部山に御坐す。同二年正月九日大和國添上郡三笠山に垂跡。同年十月九日寅の日寅の時宮柱太敷立と、同本宮廻廊の始は治承三年二月廿六日なり(註進狀)

吾は丈夫にあらざる哉。其の辭慷慨し。故れ即ち經津主神に配へて、葦原の中國を平けしむ。是に於て出雲國五十田狹の小汀に降りまして、十握の劒を拔いて、倒に地に植て、其鋒端に踞て、大巳貴神に問ふて曰く、高皇產靈尊皇孫を降して此國に君臨しめんと欲す。故れ先づ我二神を遣して驅除平定しむ。汝が意如何、當に避るや、否や。時に大巳貴命對へて曰く、我子（事代主命）に問ふて然して後ち報せん。時に事代主神曰く、今天神、此借問の勅あり、我か父宜しく避け奉るべし。吾亦違ふ可からず。因つて海の中に避りたまふ。大巳貴命乃ち平國時の取杖る廣矛を以て二神に授けて曰く、吾れ此矛を以て卒に治功ることあり、天孫若し此矛を用ひて國を治めたまはゞ必ず平安なるべし。我れ當に百不足の八十隈に隱去なん。言訖りて遂に隱れます。是に於て二神諸の不レ順鬼神等を誅ひ果して復命まをせり。

齋主命（亦曰く經津主命。香取神なり）

（已上の二神天孫降臨の日大功あり、仍て帝都に必ず之を祭る）

神代卷に云ふ、天神經津主神、武甕槌神を遣して、葦原中國を平定せしむ

註式に云ふ、人皇六十一代朱雀院治十年天慶三年庚子八月廿八日　從一位使四位一人幣三前宣命(黄紙)

○祭

天暦の勘文に云ふ、禰宜祝、春秋祭に供仕す。云云。

○行幸始

七十二代後三條院延久四年三月廿六日。

○春日

春日社は大和國添上郡春日ノ郷に在り。祭る所の神四座。

武甕槌命(鹿島神なり)

神代巻に云ふ、高皇産靈尊更に諸神を會へて、葦原中國に遣すべき者を選みたまふ。命曰く、磐裂神の子、磐筒男磐筒女の所生す子、經津主神、是佳けん。時に天の石窟に所住む神、稜威雄走神の子甕速日神甕速日神の子熯速日神、熯速日神の子武甕槌神あり。進んで曰く、豈唯經津主神獨り丈夫にして

否上古妖僧あり、小朝熊神鏡を竊んで當山に藏め飛び來ると爲す。然れども勅あり、妖僧を責め、且つ神鏡を還すのみ。此の外嘗て見るに及ばず（小朝熊鏡の沙汰文）

問ふ、金工專ら主神と爲るは何ぞや。曰く、古に小鍛冶と云ふものあり、劒戟を造る。其利能く及ぶことなし。一日當山の埴土を取りて以て鎔乃に堪たることを覺ふ。仍て數々埴土の爲に來往して且つ神を拜す。世此の理を諳んせずして徒に金工の守神と爲す。

○別宮並に所攝社

御倉上ノ社三座（本宮の後丘に在り）
白狐社（專に同じ）
明日荷田社（地主神なり、上社の傍に在り）
鴫社（長者殿と號す、本宮の乾に在り）
御田社（太田にあらず、大鳥居の內の南に在り）

○御位記

が如し。故に其肺府に入らざるに比して、之を吭胸の間に救ふときは、庶くは復生せんことを。其稲荷と號するは、所謂る荷田の神地に倉稲の魂を置く故なり。

問ふ、眞如堂稲荷の事奈何。曰く、狂怪痴僧の談、敢て取るべきに非ず。且つ神社便覧中に於て焉を辨ず。故に再び論ぜず。

問ふ、往日祭藍の祭あり。其説奈何。曰く上古に此の名あり、七月七日を以て年穀の青快を祈る。青魚を以て輿籠に盛り、神供を以て百鳥の几に貯へ宇賀の兩座を祭れり。惜いかな、佛法東漸の後ち、祭藍盂蘭音響相近きを以て、遂に浮屠の爲に攘竊せられ、復轍の道なし。豈悲しからずや。曰く然らば則ち當社上古に此の祭ありや。曰く之れ無し、惟舊傳の中に於て焉を見る。儀式存すと雖も今之を略す。

問ふ、二月初午の説奈何。曰く、元正帝の御宇當社影向の日偶々二月初午ノ日なり。故に今に至りて此の日を用ひぬ。(神祇拾遺)

問ふ、當社は伊勢大神宮の神鏡を以て璽と爲すと。蓋し諸れありや。曰く、

昔より東福寺の邊に在る歟。和泉式部稲荷に詣づるの日、田中の社の邊に於て霖雨に遇へり。農夫を招いで、阿於（あを）と云ふものを借りて稲荷社に詣づることを得たり。（著聞集）

四大神　拾遺に云ふ、四柱（よはしらのこのかみ）兒神なり（全文略す）別に又社流の説あり、田中四大神を加へて五座。神祇拾遺に云ふ、弘長三年告げ有りて文永年中に併せ奉る（全文略す）

或問ふ、稲荷の神社は僧空海東寺門前に於て、稲を負ふ老人に逢へり。海之を祭りて以て東寺の鎮守と爲す。其の稲を擔ふを以て故に號すと云ふ、奈何曰く、焉を知らざる者は然りと爲さん。焉を知る者は信せず。故に予其神名を擧げて、之を見るものをして惑はざらしむるなり。昔者神者多くは浮屠の爲に攝竊せられて、還つて浮屠に就いて其説を覓め、之をして其の傳を爲り其の紀を爲らしめ、胥率（あひ）ゐて夷狄梵語の中に陥る。之を證するに三昧を以てす、神之を喜ぶにあらず、猶ほ已を得ざるなり。然と雖、久うして寤めざるに至るときは、則ち猶ほ飢を鳥喙に治し、渴を酖毒に止む

稲荷ノ社は山城國紀伊郡、王城を去る東南三里許に在り。祭る所の神三座。

下社　大山祇女（開耶姫にあらず。延喜式の頭註）

中社　倉稲魂（同名異神三神ありて、司議各異れり。混ずるなかれ）

上社　土祖神（延喜式頭註）

豊葦原ト定記に云ふ、辰巳乃方仁當天倉稲魂乃垂跡和阿夫此神波百穀於播玉故仁名奉神代乃昔與利此峯仁向玉毋不知只三の峯仁顯玉之波人皇四十三代元明天皇和銅四年辛亥二月十一日仁垂跡す誠仁諸人哀憐乃御心深久蒼生作物波草乃片葉末天百乃災於禳（全文之を略す）

○神殿の造修の濫觴

二十二社註式に云ふ、延喜八年故贈大政大臣藤原朝臣時平件の三箇の社を修造する者なり。

○今傳ふる五座の說

田中の本宮（北を去ること十町ばかり田の頭に在り。今本宮に遷し奉る）

○御位記

廿二社註式に云ふ、人皇五十六清和天皇貞觀六年七月十日正一位　幣四前

○祭　四月十一月上申日

五十六清和天皇貞觀元年十一月九日始めて祭る。或說に云ふ、第五十代桓武天皇延曆始めて之を行はせらる。又云ふ、五十二嵯峨帝弘仁御祭を行はせらる又云ふ、五十五文德帝仁壽元年十月之を行はせらる。

△臨時祭　六十五花山院寬和元年四月十日始めて殿上の五位を以て使と爲し近衞府の官人を以て舞人の陪從(はいじう)と爲し、御拜あり左大臣已下參仕座す。今年より始めて平野祭に使を遣はさる。臨時舞人走馬左衞門權佐藤原惟成使となり宣命あり。

○御幸始

六十四代圓融天元四年十二月廿日。

○稻荷(いなり)

則ち君は百姓を以て本と爲す。百姓の貧きは則ち朕の貧きなり。百姓富む時は則ち朕の富めるなり。尙宮室を修め玉はず。百姓悉く之を請ふて而る後ちに之を修めき。在治八十七年にして崩し玉ふ。（本紀の文は繁なり之を摘むこと上の如し）

比咩神　公事根源に云ふ、第四大江氏（比咩神は天照大神なり、但依レ所）伊勢宇遲の下に註す。仍て再び贅せず。

縣社　中原、清原、菅原、秋篠四姓の神（縣社は天穗日命なり）

日本紀に云ふ、素盞嗚尊右の瓊を囓んで、之を右の掌に置きて、兒天穗日命を生む。此れ武藏國の造土師連等の遠祖なり。

按ずるに五神を五氏祖と爲すこと、本緣未だ考へず。

延喜格に云ふ、桓武天皇延曆年中件の社を立つ。云云。

○所攝社

春日社

任部社

て菟道に獻せしめ玉ふ。於レ是海人の苞苴は往還に餒れぬ。更に之を返して他の鮮魚を取て焉を獻ず。讓り玉ふこと前日の如し。鮮魚亦餒れぬ。海人は屢返さるゝに苦んで。乃ち鮮魚を棄てゝ哭く。太子の曰く。我れ兄ノ王の志を奪ふべからざるを知れり。豈久しく生きて天の下を煩さん乎。乃ち自ら死焉玉ひぬ。於是群臣は大鷦鷯尊を奉じて王と爲す。已むことを得玉はず位に即き玉ふ位に在して民を撫で國を憂ひ玉ひて。高臺に登りて以て遠く望み玉ふに煙氣は域中に起たず。以爲らく百姓は旣に貧くして家に炊く者なしと。詔しての曰く。今よりの後ち三載に至るまで。悉く課役を除め百姓の苦を息へと。是日より始て黼衣絓履の弊れ盡きざれば更へ爲り玉はず。溫飯煖羹の酸餧らざれば易へざるなり。心を削ぎ志を約め以て從事於無爲。是を以て宮垣は崩るれども造らず。茅茨壞るれども以て葺き玉はず。三稔の間百姓は富んで寬かに五穀は豊かに穰れり。天皇の曰く。朕旣に富みぬと。皇后對へて謂さく。宮垣壞れて修することを得ず。殿屋破れて衣は露に被る。何ぞ富と謂はんや。天皇の曰く。其れ天の君を立つるは是を百姓の爲めにす。然らば

日本紀に云ふ。大鷦鷯天皇は（仁德）譽田天皇（應神）の第四子なり。母を仲姫ノ命と曰ふ。五百城入彥ノ皇子の孫なり。譽田天皇崩の時に太子菟道稚郎子は。位を大鷦鷯ノ尊に讓りたまひ。未だ帝位に卽き玉はず。乃ち大鷦鷯尊に諮り。先帝我を太子と爲す。豈能才あらん乎。唯之を愛してなり。亦宗廟社稷を奉るは重き事なり。僕の不佞て以て稱ふに足らず。夫れ昆は上にして季は下に、聖は君にして愚かなるは臣。古今の常の典なり。願くは王疑ひ玉はず須卽帝位。我は則ち臣となりて助けまつらんとの玉ふ。大鷦鷯尊は對へて言く。先の皇の謂はく。皇の位は一日も空かるべからず。故れ預め明德を選んで王を立て、貳となし。祚之たまふに嗣を以てし。授之るに民を以てせり。其の寵章を崇めて國に聞えしむ。我不賢と雖豈先帝の命を棄てゝ。輙く弟王の願ひに從はん乎との玉ひて。固く辭玉ひて承け玉はず。各之を讓る。爰に皇の位空きこと既に三載を經たり。時に海人あり鮮魚の苞苴を貢て菟道ノ宮に献するや。太子は海人に令して曰く。我は天皇に非ずと。乃ち返し玉ひて難波の大鷦鷯尊に進めしめ玉ふ。亦返して以

海路より倭に還りたまふ。吉備に到り、以て穴海を渡る。其處に惡神あり、則ち之を殺す。亦難波に至る比に、柏渡の惡神を殺す○天皇四十年（時に尊二十九歲）夏六月東の夷多く叛き邊りの境騷動くと。云云。天皇吉備武彥と大伴武日連とに命じて、日本武尊に從はしめ東の夷を征す。冬十月壬子朔癸丑の日、日本武尊發路たまふ。戊午道を枉りて伊勢神宮を拜す。仍て倭姬命に辭して曰く、今天皇の命を被り、東征して諸叛者を誅さんとす。故れ之を辭す。是に於て倭姬命（は）草薙劒を取りて、日本武尊に授けて曰く、愼んで莫怠也。既にして東征したまふ。處々に大なる勳あり、（文長き故省く）還て疾みて能褒野に薨じたまへり。時に年三十。

久度社　公事根源に云ふ、第二は平氏（平氏の神は仲哀帝なり）

日本紀は云ふ、足仲彥天皇（仲哀）は日本武尊の第二子なり。母の皇后を兩道入姬命と曰ふ。天皇容姿端正、身の長十尺、稚足彥天皇（成務）男なく、故に立ちて嗣と爲す。位に在ること九年崩ずるの時、年五十二。

古開社　公事根源に云ふ、第三は高階氏（高階氏の神は仁德帝なり）

（は）草薙。後の名なり當時群雲ノ劔なり

曰ふ。悉く親族を集めて宴せんと欲す。是に於て日本武尊髪を解き、童女の姿に作り。以て密に川上梟師の宴の時を伺ふ。仍て劒を裀の裏に佩きたまひて川上梟師が宴の室に入り、女人の中に居たまふ。川上梟師其の童女の容姿に感じて、則ち手を携へて席を同うす。杯を擧げ飮みて戯ぶれ弄ふ。時に更深け、人闌ぬ。川上梟師且つ酒を被る。是に於て日本武尊裀の中の劒を抽いて、川上梟師の胸を刺したまふ。未だ死するに及ばずして、川上梟師叩頭て曰く、且らく待ちたまへ、吾れ言ふところあり。時に日本武尊劒を留めて待ちたまふ。川上梟師啓して曰く、汝尊は誰れ人ぞや。對へて曰く、吾は是れ大足彦天皇の子なり。名は日本童子なり。川上梟師亦啓して曰く、吾は是れ國中の强力なり。是を以て當時の諸人我が威力に勝へず從はざる者なし吾れ多く武力に遇ふ、未だ皇子のごとき者あらず。是を以て賤賊陋口を以て尊號を奉らん、若し聽たまはん乎。曰く、聽さん。即ち啓して曰く、今より以後、皇子を號んで日本武皇子と稱すべし。言訖りて、胸を通して殺したまふ。然して後、弟彦等を遣はす。悉く其黨類を斬り唯一も餘さず。既にして

神四座。

今木社 公事根源に云ふ、第一の御殿は源氏（日本武尊なり）

日本紀に云ふ、景行天皇二年播磨の稻日大郎姫を立てゝ皇后と爲す。后二男を生む。第一を大碓皇子と曰ひ、第二を小碓皇子と曰ふ。一日に同胞にして雙生せり。天皇之を異みたまひて、碓に誥て放れ因て二王を號んで大碓小碓と曰ふ。是の小碓尊、亦は日本童男と名づく、亦は日本武尊と曰ふ。幼にして雄略氣あり、壯に及んで容貌魁偉、身長一丈力能く鼎を扛たまふ。天皇二十七年冬十月丁酉朔己酉、日本武尊を遣はして熊襲を擊たしむ。時に十六。是に於て日本武尊の曰く、吾れ善く射るものを得ば、與に行かんと欲ふ。其の何の處にか善射る者あらん。或者啓して曰く、美濃國に善射る者あり、弟彥公と曰ふ。是に於て日本武尊葛城人宮戸彥を遣はして、弟彥公を喚ぶ。故に弟彥公、便ち石占橫立及び尾張田子の稻置、乳近の稻置を率ゐて、來りて日本武尊に從ふて行く。十二月熊襲國に到り、因て以て其消息及地形の嶮と易とを伺ふ。時に熊襲に魁帥あり。取石鹿文と名づく、亦、川上梟師と

人皇五十四代仁明帝承和四年始む。

簾中抄に云ふ、四月上ノ申日十一月上ノ酉日。

○御位記

二十二社註式に云ふ、五十六代清和帝貞觀八年十一月廿日正一位（同じく賀茂に使す）弊二前。

○大社事に預けたまふ

四十五代聖武帝治七年天平二年大社に預りたまふ。

○行幸始

六十六代一條院寛弘元年甲辰十一月十四日始む。

案ずるに、松尾社賀茂下上ともに、帝基守護の神明たり。祭の日内藏使山城使等齊しく相預り、尤も由緒あり。

○平野

平野は山城國葛飾郡に在り。王都の西を去ること一里許。祭る所の

大中臣定好松尾鎮坐の記に云ふ、元明帝の和銅二年四月十一日山城國の山田庄荒子山、賀茂より初めて傳へ奉る、云云。巨細供奉の行列等載せて分明なり且つ殿を造るは文武帝の大寳元年祭の都理に始まる。(註式)

○月讀　松の尾巳前の鎮坐歟。顯宗帝の三年神託に依り、歌荒樔田を奉らる。押見宿禰は祠に侍ると云ふ。(日本紀)

今の鎮坐の神地は文德帝の御宇なり(實錄)

○所攝社　(未考)

○今傳ふる所の七座の名

松尾社　月讀社櫟谷社　三の宮

宗像社　衣手ノ社　四大神

○初めて秦氏を以て神宮と爲す事

松尾鎮坐の記に云ふ、元明帝和銅二、四月十一日秦の良兼同正光荒子山松尾守護と爲り留まると。

○御　祭

六十一代朱雀院天慶五年四月廿九日
問ふ、六月洗手水會とは何の謂ぞや、曰く、古は神官悉く集會して夏越の儀あり。故に公卿大夫諸人等河の頭に臨みて吝禊す。蓋し吾國三伏の祭なり。今事幽道褒へて、祭儀中絶す。纔に舊轍を尋ねて參社の遺習ある乎。

○松尾

松尾社は山城葛野郡に在り、王都の西南を去る二里餘。祭る所の神二座。

大山咋神

舊事本紀に云ふ、此神は近淡國比叡山に坐す。亦葛野郡松の尾に坐す。神系圖に云ふ、素戔嗚尊ノ孫大國御魂命の子なり。

南殿（一社の奥秘あり）

氏成私記に云ふ、別雷苗裔の神なり。二十二社註式に云ふ、市杵島姫なり。今兩說を擧ぐ。

曰ふ。云云。夫の大已貴神と少彦名神と力を戮せ、心を一にして天の下を經營み、復顯見蒼生及び畜產の爲に、則ち其の病を療すの方を定む、又鳥獸昆虫の災害を攘はんが爲に、其の禁厭の法を定む。是を以て百姓今に至るまで咸恩頼を蒙る。

○所攝社

比良木社　當宮地主ノ神なり。

河合社　式に小社宅神と稱ふる是なり。上賀茂の社官參宮の日先づ此社に詣で後ち御祖を拜す。蓋し社例の傳習あるなり。

三井の社　三座なり。故に三身社とも名づく。

久我社（本宮の北に在り）

末刀社（同）

小鳥社（河合社の東に在り）

靈璽社　下上此の名あり、神慮測りがたく、今漸く本緣を缺く。

○行幸始　上下

恂子内親王　鳥羽院　鳥羽院御女

禧子内親王　崇徳天皇

怡子内親王　崇徳天皇　輔仁親王女御

戒子内親王　六條院

僐子内親王　高倉院

簾中抄第六齋院篇に詳なり。

玉依姫

高皇魂（たかみむすび）並に海童（わたづみ）の女に非ず。外に一神あり。

大已貴命

鴨御祖（かものみをやの）大神宮

鴨社、之を下賀茂と謂ふ。王都の東北數百歩平林の中に在り。祭る所の神、玉依姫大已貴命

神代ノ卷に曰く、大國主神亦の名は、大物主神亦は國作大已貴命と號ふ。亦葦原の醜男（しこを）と曰ふ、亦八千戈神と曰ふ。亦太國主神と曰ひ、亦顯（うつし）國玉ノ神と

韶子内親王　醍醐天皇　同
嬞子内親王　朱雀院
尊子内親王　村上天皇
翼子内親王　圓融院
馨子内親王　後一條院
禖子内親王　後冷泉院
正子内親王　後冷泉院　後一條御女
佳子内親王　後三條院
篤子内親王　白河院
齊子内親王　白河院　三條院御孫
仐子内親王　堀川院
禛子内親王　堀川院　白河院御女
官子内親王　鳥羽院
悰子内親王　鳥羽院　堀河院御女

の已後未だ考へず。

△歴代齋院　簾中抄第六に云ふ

有智内親王	嵯峨天皇	
時子内親王	淳和天皇	
高子内親王	仁明天皇	
慧子内親王	文德天皇	
述子内親王	文德天皇	文德御女
儀子内親王	文德天皇	同
敦子内親王	陽成天皇	
穆子内親王	陽成天皇	光孝御女
直子内親王	宇多天皇	
君子内親王	宇多天皇	宇多御女
恭子内親王	醍醐天皇	
宣子内親王	醍醐天皇	延喜御女

太田社（本宮の東を去ること五六町許り）猿田彦命の裔にあらず。人皇七十四鳥羽院の御時元永年中、案上の官幣に預かりたまふと。下社の社家參宮の日此の社を拜して而して後ち本宮に詣る。此れ又幽縁の義あり。

若宮（本宮の傍に在り）

奈良社（本宮の南に在り）

澤田社（奈良社の艮に在り）

氏神社（本宮の坤を去ること十町許）

○祭

人皇三十代欽明帝御宇廿八年丁亥五穀能成の爲め四月中祀を以て秡祭る。（葵祭と稱する是なり。蓋し當宮に葵を用るに神秘の冑あり）

△臨時祭　五十九年宇多帝寛平三年一月廿四日庚午日、賀茂明神に走馬の事あり。勅使は右兵衞督藤原高經男廿人を率ゐて上下社に參り歌舞す、云云

○齋　院

人皇五十二代嵯峨天皇弘仁に有智「子」内親王仕へ奉らる。後ち八十代帝卜定

の事を成さば、則ち請ふ報ふるに其の物を以てせんと云ふ。幸にして焉を得るときは、則ち靈なりと稱し、不幸にして焉を得ざるときは、則眀々として相非しるなり。斯の若く、則ち靈を衒ひ威を鬻ぐもの、神豈然らん哉。夫れ神は何物とか爲す。陰陽不測、萬物に妙にして有すと云ふことなきもの是なり。人は天地の中氣を稟け、之と參はりを爲し。則ち神の己に體すること、猶ほ仁の事に體して遺すことなきがごとし。唯聖人は之に率て命のまゝに斯れ聽く。所謂る永く言に命に配し自ら多福を求むるなり。庶人之を知らず日に百神の社に趨り、月に千金の幣を獻すと雖、禍の來ることは則ち之れあらん。福の得ることは則ち未だし。孔子の曰く、鬼神を敬し而して之を遠くと。子其れ思を致せ。

○所攝社

片岡社（浮橋の東に在り）

貴船社（貴船の下に註す）

新宮（本宮の東に在り）此殿の傍に月讀影向所に在り。

許人、毎歳春秋の二時貢才を集めて試みらる、或は賦、或は詩、凡及第の者常に三四十人、國中專ら神道を奉じて祠廟多し。伊州に大神あり、或は三五歳の童子に託り、禍福の事を降言す。山州に賀茂ノ明神あり、亦然りと。蓋し寂照は佛氏なり、未だ其の是非を知らず。其の言を信ずるときは則ち殆ど是乎。

曰く、賀茂は大社なり。其の神紀に載せざるは何ぞや。曰く、予諸を聞けり神代の兩卷は伊勢と賀茂とを審諦する所以の由なり。以て輕語すべからず。曰く、然らば則ち世人の賀茂に詣づるは非鬼を祭り、非類を奉ずるもの歟。曰く、之を祭ると、之に詣づるとは同じからず。非鬼を祭るとは、魯の祊に於ける、鄭の泰山に於けるの類の如し。之に詣づるは、必ず禱るところあり周公の天に祈り、子路が禱らんと請ふの類の如し。禮に曰く、其の祭るところに非ずして之を祭るを謠祀と曰ふ。謠祀は福なし。孔子の曰く、丘が禱ること久し。此に因りて之を觀れば、則ち今の神に於けるは皆道にあらず。景福遐齡を求めんが爲に日を剋み期を刻みて、又之れに誓ふて曰く、神若し此

皆非なり。俗間傳ふるところ此の類多し。八幡は古者赤白の幡各四流天降るを以て號と爲すと。予惟ひみるに然らず、是れ特に地の名なり。幡は天より降るの物にあらず。雨雹霜露の類にあらず、人工を待つて後に成る者なり。天何爲れ者ぞや、此異物を降す。決して是にあらず。賀茂を以て鴨の箭と爲すの說亦斯の如きなる邪。曰く、然らば、賀茂ノ社は宗廟と爲さん邪、社稷と爲さん邪。之を祕して言はずと謂はゞ、則ち誣ひに近し。曰く、此れ言ひ難きなり。昔し禘の說を仲尼に問ふ者あり、仲尼の曰く知らざるなり。其說を知る者の天下に於けるや其れ諸斯を示るが如き乎と。其の掌を指し玉ふ説者以爲らし、聖人眞に其の說を知らざるにあらず、問ふ者の及ぶところにあらざるなり。吾子其れ復玆を念へ。

問ふ、日本ノ僧は中華に入りて、賀茂大神の事を談ず。蓋し有り耶、否や、曰く、楊文公が談苑に曰く、景德三年日本の僧入貢す。遂に召して之を問ふ僧華言に通ぜず、筆札を善す。命じて牘を以て對へて曰く、天臺山延曆寺寺僧三千人身名は寂照圓通大師と號す。國王年二十五、大臣十六七人、群寮百

を以て雷公の神と爲すこと吾が聞く所のものに非ず。後世事を好むもの此を爲すなり。傳ふるところの賀茂の神詠に曰く、千早振別雷山に住宮之底天降事神代與利先。別雷は賀茂の山名なり。(雷と土と同じく都地と訓ず。故に字或は土に作る)是を以て別雷の神と爲す耶。之を雷山の神と爲すは可なり。之を雷公の神と爲すは否なり。今松の尾に別土と稱ふものあり、何の故たるを知らず。

問ふ、舊書に載るところ鴨ノ箭を以て賀茂氏と爲すの説奈何。曰く、賀茂は國に地の名にして人以て氏と爲す。義を鴨の箭に取ると爲すの説は、吾れ未だ焉を聞かず。山川の氣、之を雲と謂ふ。網を結んで遮羅する者も亦之を蛛と謂ふ。(雲蛛、同じく久毛と訓ず)訓同じと雖、義は殊に異なり。又曰く、柿の本は姓なり、而るを云ふて、人丸は柿の樹の下に生出ずと。藤原は所の名なり、而るを云ふて、大職冠は藤纏の鎌を以て入鹿を斬る。故に藤原と爲すと。淡海は近江なり、而るを云ふて、讃岐國海人不比等を産む、是を以て淡海公と名づくと。菅原は所の名なり、而るを云ふて、天神菅の中に生むと

を減ずるに依りて、日供忽ち之を闕く、社家奏聞を經るの處に宣下延引の間國司俄に卒去し畢んぬ。仍て天永永久兩度の免狀等に任じ、寄人五十二人神田百五十六町相違なく社役を勤むべきの由、恭くも宣下を被り畢んぬ。大治元年の宣旨是なり。其後、嘉應の宣旨の如きは、神事の違例を尋ねらるゝに依り、仔細を註し申ぶるの剋、安曇河上は、滴水を限り、下は河尻に迄で他人の希望ある可からざるの由嚴制重ねて以て此の如し、宜しく停止せらるべし、云云。仍て船木北濱の供菜人等魚進せしむべし。是れ則ち只河の內を以て供祭料に充(あて)置かるゝ故、其河縱(たとひ)何の庄公に流れ入ると雖、宣旨の狀に任せば日供の御贄を漁進せざる可けん哉。之に依て或は權門勢家の御領ありと雖も或は山門日吉の庄園ありと雖、河漁は更に其所の成敗にあらず、只流水に附いて併て御厨の成敗を爲す者なり。云云。

二箇の宣旨を擧ぐることは、天子の尊崇他の社に異ることを示さんが爲なり

或問ふ、賀茂は別雷神たり。所謂る八色(くさの)雷公是なり。且舊書に載する所、鴨の箭は雷と爲る說、其の言掲焉たり。何爲れぞ記せざる。答へて曰く、賀茂

期し難し。凡そ當社の供菜狩捕の地は國中權門制家の庄公を顧るに、釣漁すべきの由、宣旨を下してより以來皆漁り來る所なり。然らば絶えて前法無く近年供菜の御厨滅亡の間、社家の申狀に隨ひ尤も勅許を蒙るべし。何ぞ況んや前格嚴制に於てをや。早く宣旨を下され彼の庄の妨を停止せられ、煩なく網を引かしめて、日別供祭に備へ奉らしめんと欲す。されば權大納言藤原朝臣忠親宣へ勅を奉じ請の依すれば。國はよろしく承知すべし。宣に依て之を行ふ。

元暦元年十二月廿九日　　小槻宿禰判

小辨平朝臣判

又後堀河院　宣旨（記文繁多、今其要を摘す）

件の安曇河の御厨は、河海の魚鱗を漁して、朝夕の御贄に備へ、退轉なき所なり。寛治の聖代官符を下され、以降神人五十二人人別國領公田三町を引募り、官物を以て濟擇を辨じ、雜事を以て漁進せらる。毎日二度の御贄運を継いで絶つことなし。然るに忠宗朝臣の申すが如きは、寄人並に神田等の員數

也止云止毛石川乃清流也止天石川瀬見小川止號久川上仁宮所於定給天北山乃麓仁住給利其時此處乎賀茂止云也止

（案ずるに建角身とは隱語なり。賀茂ノ氏成が私記に詳なり）

貞永元年六月卅日宣旨に云ふ、夫れ公衆悉く當社の祭祀を以て、日本第一の神事と爲す。日供は寛治（堀河院）勅願たり、豈朝家無双の禮奠にあらず哉。云云。

△江州安曇河御厨宣旨

左辨官を近江國に下す

河上幷に善積庄及國中權門勢家庄園の妨を停止して、賀茂別雷社領安曇河御厨日別の供祭物を漁進せしむべき事

右彼社の去る月日の解狀を得るに偁、當社の御厨等或は平家の爲に燒拂はれ或は源家の爲に押領せられ、皆悉く社役に叶はざる間供菜不通ならしむ、日別の供菜併に斷絶に及ぶ所なり。今僅に憑る所は近江安曇河の御厨計なり。而るに件の御厨は夏は河流に漁り、冬は海浦に釣る所なり。近來權門庄園等の爲に制止を致すに依て、輙ち漁り捕ふる能はず。日別の課役更に以て合ひ

○賀　茂

賀茂社は、山城國愛宕郡王都を去る北半里許に在り。山麓に宮あり、賀茂別雷皇太神宮と曰ふ。

賀茂別雷皇太神

豊葦原卜定記に云ふ、古仁八十萬乃神達乎天高市仁集給比神議仁議給天可遣神於尋出之奉利此國陪鹿島仁座寸武雷神香取仁座寸齋主神於之下之千早振惡神於悉久皆伏世須陪奉天遂報申寸。此後建角身命國國於見巡之御座須於是天鈿女命磐樟船乎槽奉利尊於神代乃浦乃浪靜奈留磯末天送利御座仍天天乃神與利賜之神寶乎以天此國乃固止成世玉波牟止天北山乃麓仁應化之百王於守利玉布經津主武雷神母同此所仁垂跡之玉陪利と

二十二註式に云ふ、日向仁天降坐須神於賀茂建角身命止申須神倭磐余彦天皇乃御前仁立坐天大和乃國葛木仁宿寸彼與利漸山背國岡太乃賀茂仁遷奉山代川仁下坐天葛川止賀茂川止合處仁立坐給比賀茂川乎見巡之天宣久狹久少

舊說に云ふ、件の神は石淸水の地主社なり。卽ち大國玉命に

下院（今伎神社是なり）

社記に曰く、貞觀二年六月十五日行敎神殿を造る。

延喜式に所謂る山城國と攝津の界とに祭る所の疫神と云ふは是なり。

○放生會

社記に云ふ、扶桑記に云ふ、養老四年九月征夷の事あり、大隅日向兩國亂逆す。公家宇佐の宮に祈請す。其禰宜辛島勝波豆米、神軍を相率ゐて彼國を征し其敵を討つ。太神託して曰く、合戰の間多く殺生を致さん、宜しく放生會を修すべし。されば諸國の放生會此時より始じまる。

△第六十四代圓融院の治五年大延二年八月十五日放生、雅樂に仰で諸節會に准ず△第十七代後三條院延久二年八月十五日、今年より上卿六衞府馬寮を以て行幸に准じ御輿に扈從すと。

○行幸始

簾中抄に云ふ、圓融院の御宇、八幡の御幸あり。

高良は玉垂なり）

日本紀の説を按ずるに、孝元天皇の妃伊香我色繼命彥太忍信命を生む。是れ武內宿禰の祖父なり。景行天皇三年屋主忍武雄心命、紀伊の國に詣で、阿備の柏原に居て、紀直の遠祖菟道彥の女影媛を娶り、武內宿禰を生む。是に由りて之を見るに、孝元の子、彥太忍信、其の子武雄心、其の子武內なり武內は凡そ六君に事ふ。（景行、成務、仲哀、神功、應神仁德）其壽殆んど三百十餘歲。其の事迹書紀に詳なり。蓋し武功あるの人なり。

下高良（外院の南に在り）

師時記に曰く、江師の曰く、高良太明神は武內大臣なりと、非なり。高良は藤大臣連保なり。神號を高良玉垂命と曰ふ。干滿兩顆を以て奉行せしむ。故に玉垂と號し奉ると云ふ。

按ずるに、神社考に高良を以て武內宿禰と爲す。又一說を引いて玉垂を爲す。上下の二神を以て一と爲す。別に據るところある歟。

狩尾（本殿の西半里可り山中に在り）

決するの義と爲す乎。抑々別に之れある乎嗚呼焔を擧げて明を揚ぐと爲すなり。

玉依姫

日本紀神代卷に云ふ、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、其の姨玉依姫を以て妃と爲し、神日本磐吾彦尊を生みたまふ。云云。

案ずるに、玉依姫は海神の女、豊玉姫の妹神武天皇の母神なり。

○所攝宮

若宮（本殿の艮に在り）

舊記に云ふ、仁徳帝なり。

姫若宮（若宮の傍に在り）

二十二社註式に云ふ、宇禮姫（姉）呉姫（妹）

水若宮（姫若宮の傍に在り）

舊記に云ふ、宇治皇子なり（仁徳の弟なり。古開の下に見ゆ）

上高良（註式の肩書に云ふ、石清水別當澄清の曰く上の高良は武内なり。下の

り以來其國嗣立つ皆本朝の封を受く。（永樂は後小松稱光の世に方る乎）又曰く、日本は卽ち古の倭奴國なり。中土を去ること甚だ遠し、大海を隔つ。山島に依て國邑を爲す。隋書に記す。百濟新羅の東南に在り、其地琵琶に類す。地勢東西下、東西數千里、南北數百里、九州西に居て首たり、陸奥東に居て尾たり。山城中に居りて彼國の都なり。其の國君王を以て姓と爲し、尊（みこと）を以て號と爲す。後改めて皇と稱す。初め日向の筑紫の宮に居り、後ち山城國に從る。文武僚吏皆其官を世々にす。德仁義禮智信大小十二等級軍尼伊尼翼の諸名あり。

王氏が錄する所甚詳なり、今悉く載せず。其本朝册命を受くと曰ふは、吾れ知らず。其の中又言ふことあり、曰く、山城君の號令行はれず、徒に空名を上に寄す、我中國禮樂征伐天子より出で大一統の治の若きにあらざるなり。之を讀んで慨然として意あり、敢て口より出でずと云ふ。予後漢書東夷傳を讀み、倭國に至り、未だ嘗て耻づる所あらず。蓋し君子不死の國歟。其の骨を灼きて卜ふと言ふは、吾が火葬の謬亂を以て、用ひて吉凶を

功皇后に到り、未だ女王あらず。況や國亂れ國人其女子を立てゝ王と爲すの事をや。蓋し遠境記する者敏からざる邪）其宗女一たび與繼の後ち復た男王を立て中國の爵命を受く。魏晉宋隋を歴て皆來貢して、稍夏音を習ふ唐咸亨の初（吾が天智の末、天武の初に方る）倭名を惡みて、更に日本と號す。自ら其國日の出づる所に近きを以て故に名づく。或は云ふ、日本は乃ち小國倭の爲に併せらる、故に其號を冒す。開元貞元中に其使中國に留りて經を授け業を肆はんと願ふ者久うして還らんと請ふ。（吾が元正養老元年吉備公入唐、卽ち開元五年。又孝謙天平勝寶四年吉備公入唐、卽ち天寶十一年なり）宋雍熙の後ち界に來りて朝貢す（雍熙は吾が花山一條の時に方る）熙寧以後來るものは僧なり（熙寧は吾が後三條の時に方る）元の世祖使を遣はして招き諭さしむ、至らず。范文虎等に命じて、兵十萬を率ゐて之を征す。五龍山に至り、暴風舟を破り敗績しぬ。元の世を終り使竟に至らず。本朝洪武四年國王良懷使臣僧祖を遣はして朝貢せしむ。（良懷は譜に見ゆ、吾が後光嚴の時に方る）其後數歲一來今に至るまで絕えず。永樂よ

對海國と曰ふ。又南一海を渡る千餘里、瀚海國と曰ふ。又一海を渡る千餘里、未盧國と曰ふ。東南陸行五百里、伊都國と曰ふ。又東南百里、奴國と曰ふ。又東百里、不彌國と曰ふ。又南水行二十日、投馬國と曰ふ。又南水行十日、陸行十日、邪馬一國と曰ふ。其次を斯馬國と曰ひ、己百支國と曰ひ、伊邪國と曰ひ、郡支國と曰ひ、彌奴國と曰ひ、好古都國と曰ひ、不呼國と曰ひ、姐奴國と曰ひ、對蘇國と曰ひ、蘇奴國と曰ひ、呼邑國と曰ひ、華奴蘇奴國と曰ひ、鬼國と曰ひ、爲吾國と曰ひ、鬼奴國と曰ひ、邪馬國と曰ひ、躬臣國と曰ひ、巴利國と曰ひ、支惟國と曰ひ、烏奴國と曰ふ。皆倭王の境界盡くる所其の國少は百里、大も五百里に過ぎず。戸、少は千餘、多くも三萬に過ぎず。漢武帝朝鮮を滅してより、驛を漢に通せしむる者、三十許國、皆王と稱す。其大倭王は邪馬臺國に居す。卽ち邪摩堆是れなり光武中元二年始めて來りて朝貢す。（此事日本書記に載せず。蓋し史之を闕く）後國亂れ、國人其の女子を立てゝ卑彌(ひめ)と曰ひ、（姫の訓字なり）呼んで王と爲す。（按ずるに、光武中元二年は、吾が垂仁八十六年に方る。爾來神

營外に來りて叩頭して歎じて曰く、今より以來永く西の蕃と稱ひつゝ、朝貢を絶たじ。故れ因て以て、內官家を定む。是れ所謂る三韓なり。皇后新羅より還りたまふの十二月戊戌朔辛亥、譽田天皇を筑紫に生みたまふ。故に時の人、其の產處を號んで、宇瀰と曰ふ。

按ずるに、皇后新羅を伐つの事、人口に膾炙す、故に焉に擧ぐ。皇后攝政制を稱らること六十九年夏月若櫻の宮に崩ず。時に年一百歲。卽ち征伐の時は、蓋し三十歲ならん。其の朝貢絶たざるの事は、書紀に在り、今悉く記せず。

又按ずるに、高麗に辰韓弁韓、馬韓あり。之を三韓と謂ふ。皆高麗の地なり。百濟、新羅、高麗を倂せて之を三韓と謂ふ。蓋し據るところある耶。王鳴鶴が選む所の書に曰く、日本國は古の倭奴國なり。其他東西南北各々數千里、西南より海東北隅に至りて、隔るに大山を以てす。國王、王を以て姓と爲す。歷世易らず、文武僚吏皆官世にす。其地五畿七道あり、州を以て郡を繞ぶ。附庸の國凡そ百餘。此の岸より、拘邪韓國を去る七千里、

馬梳及馬鞭を献せん。復た海の遠に煩ずして以て年毎に男女の調を貢ん。則ち重ねて誓つて曰く、東に非ずして、日更に西に出で、且阿利那禮河を除て返て以て逆に流れ、河石の昇て星辰と爲るに及までに、殊て春秋の朝を闕き、忍て梳鞭の貢を廢めば、天神地祇共に討へたまへと申す。時に或る人の曰く、新羅の王を誅せんと欲す。是に於て皇后の曰く、初め神の教を承けて金銀の國を授けたり。又三軍に號令て曰く、自服をは勿殺今既に寶の國を獲、亦人自ら降服ふ。之を殺さば不祥し。乃ち其縛を解きて飼部と爲す。遂に其國の中に入りまして、重寶庫を封め、圖籍文書を收む。即ち皇后の所杖矛を以て新羅の王の門に樹て、後葉の印と爲す。故れ其の矛今猶ほ新羅の王の門に樹てり。爰に新羅の王波沙寐錦、卽ち微叱己知波珍干岐を以て質と爲さむ、仍て金銀彩色及び綾羅縑絹を賚て、八十の艘船に載せて、官軍に從はしむ。是を以て新羅の王は常に八十船の調を以て、日本國に貢る是れ之れが緣なり、是に於て高麗百濟二國の王、新羅の圖籍を收て日本國に降ると聞きて、密に其軍勢を伺はしむ。則ち不可勝ことを知りて、自ら

茲土に產れたまへ。其石、今伊都ノ縣ノ道ノ邊に在り。旣にして則ち荒魂を撝ひ、軍の先鋒と爲し、和魂を請ひて、王船の鎭と爲す。冬十月巳亥朔辛丑和珥津より發たまふ。時に飛廉風を起し、陽侯浪を擧ぐ、海の中の大魚悉に浮んで舟を挾む。則ち大風順吹帆船波の隨、艫楫を勞はず。更に新羅に到る、時に隨船潮浪遠く國の中に逮ぶ。卽知んぬ。天神地祇悉くに助けたまふ歟。新羅の王、是に於て戰戰栗栗厝身無所。則ち諸人を集めて曰く、新羅の國を建てゝより以來、未だ嘗て海水の國に凌ることを聞かず。若し天運盡きて國は海と爲らん乎。是の言未だ訖らざる間に、船師海に滿ちて旌旗日に耀く、鼓吹聲を起して山川悉に振ふ。新羅の王遙に望んで以爲らく非常の兵の將に已が國を滅さんとす。讋て失心して、乃今醒めて曰く、吾れ聞く東に神國あり、日本と謂ふ。亦聖王あり天皇と謂ふ。必ず其國の神兵ならん。豈兵を擧げて以て距ぐ可ん乎と云ふて、卽ち素旆あげて、自ら服ぬ、素組を以て面縛るゝ圖籍を封して王の船に降りて、因つて以て頭を叩て曰く、今より以後長く乾坤と伏て飼部と爲らん。其れ船柁を乾さず、春秋に

頓首詔を奉る。秋九月庚午朔己卯諸國に詔たまふて、船舶を集めて兵甲を練ふ。時は軍卒集ひがたし。皇后の曰く、必ず神の心ならんとのたまひて、則ち大三輪の社を立て、以て刀矛を奉りたまふ。軍衆自ら聚る。是に於て、吾瓮海人烏摩呂と云ふものをして、西の海に出し、國ありやと察しめたまふ還りて曰く、國も見えず。又磯鹿海人名草を遣はして視せしむ。日を數て還りて曰く、西北の方に山あり帶雲にして横絚れり、蓋し國ある乎。爰に吉日を卜ひて、臨發たまはんとすること月あり。時に皇后親ら斧鉞を執り、三軍に令して曰く、金鼓無レ節、旌旗錯亂ときに士卒整らず、財を貪るもの多欲にして私を懷ひ內顧せば、以て敵の爲に虜なん。其の敵少くとも勿レ輕、敵強くとも無レ屈、奸暴勿レ聽、自ら服は勿レ殺。遂に戰ひ勝たば、必ず賞あらん。背走ば自ら罪あらん。旣にして神誨ふることあり、曰く和魂は玉身に服て、壽命を守り、荒魂は先鋒と爲り、師船を導く。卽ち神の教を得て之を拜禮たまふ。因つて依羅吾彥男垂見を以て、神を祭る主と爲す。時適に皇后の開胎に當れり、皇后則ち石を取りて腰に挿み祈て曰く、事竟りて還らん日

て溝を穿つことを得ず。皇后、武内宿禰を召して劒鏡を捧げて神祇を禱祀しめて、溝を通ぜんことを求む。則ち當時に、雷電霹靂して其の磐を蹴裂き、水を通ぜしむ。故に時の人其溝を號んで裂田溝と曰ふ。皇后還つて橿日浦に詣りて髮を解き海に臨めて曰く、吾れ神祇の敎を被り、皇祖の靈に賴り、滄海を浮渉り躬ら西征せんと欲す。是を以て今頭を海水に滌ぐ、若し驗あらば髮自ら分れて兩と爲れ。卽ち海に入りて之を洗ふ。髮自ら分れたり。皇后便ち髮を結分けて髻と爲し、因て群臣に謂ふて曰く、夫れ師を興し衆を動すは國の大事なり、安危成敗必ず斯に在り。今征伐するところあらんとして、事を以て群臣に付す。若し事成らずんば罪群臣にあらん。是れ甚だ傷まし。吾れ婦女にして、加不肖し。然れども暫らく男の貌を假り、強て雄略を起し、上は神祇の靈を掌り、下は群臣の助を籍り、兵甲を振ひて、峻浪を度り艫船を整へて、以て財の國を求めん。若し事就らば、群臣共に功あり、事就らずんば獨り罪あらん。旣に此の意あり、其れ共に之を議へ。群臣皆曰く、皇后天下の爲に計ります、宗廟社稷を安せん所以は、且罪臣下に及ぶまじ、

岐野に至る。卽ち兵を擧げて羽白熊鷲を擊ちて之を滅す。左右に謂ふて曰く熊鷲を取得て我心則ち安し。故に其處を號んで安と曰ふ。丙申轉りて、小門縣に至る。則ち土蜘蛛田油津媛を誅す。時に田油津媛が兄夏羽軍を興して迎へ來る。然して其の妹誅せられると聞いて逃れぬ。夏四月壬丑朔甲辰北の方火前ノ國松浦縣に到りて、玉島ノ里、小河の側に進食したまふ。是に於て皇后針を勾げて鉤と爲し、粒を取りて餌と爲し、裳の絲を抽取りて緡と爲し、河中ノ石の上に登り、鉤を投げて祈りて曰く、朕れ西、財ノ國を求めん欲す。若し事を成すこと有らば河の魚鉤を飲め。因て竿を擧げて、乃ち細鱗魚を獲。時に皇后の曰く、希見物なり。故に時の人其處を號んで梅豆羅と曰ふ。今松浦と謂ふは訛れり。是を以て、其國の女人四月上旬に當る每に鉤を以て河中に投じ年魚を捕ふ。今に於て絕えず。唯男夫は釣と雖、以て魚を獲る能はず。既にして皇后則ち神の敎の驗あることを識りて、更に神祇を祭祀り、躬ら西征たまはんと欲し、爰に神田を定めて之を佃す。時に儺河の水を引いて、神田を潤ふさんと欲し、溝を掘り、迹驚の岡に及ぶ。大磐の塞い

夜に逮んで、乃ち答へて曰く、神風伊勢國の百傳ふ度會縣の折鈴ノ五十鈴宮に居す所の神、名は撞賢木嚴の御魂天疎向津姫命。亦問ふ、是の神を除て神有り乎。答へて曰く、幡萩穗に出し吾なり。尾田の吾田節の淡郡に居る所之れ有り。問ふ亦有り耶。答へ曰く、天に事代、虚に事代、玉籤入彦嚴の事代ノ神之れ有り。問ふ亦有り耶。答へて曰く之れ無きこと有ることは不レ知焉。是に於て、審神者曰く、今答へずして更に後に言ある乎。對へて曰く、日向國橘の小門の水底に於いて、水葉稚の出居る神、名は表筒男、中筒男、底筒男ノ神あり。問ふ亦有り耶。答へて曰く、之れ無きこと有ることは不レ知焉。遂に且神あるを言はず。時に神語を得て敎の隨に祭る。然して後、吉備臣祖鴨別を遣はして、熊襲國を撃たしむ。浹辰を經ずして自ら服す。且、荷ノ持田ノ村に羽白熊鷲と云ふものあり、爲レ人は強く健にして、亦身に翼あり、能く飛んで以て高く翔る。是を以て、皇命に從はずして、毎に人民を略盜む。戊子に皇后熊鷲を撃たんと欲し、橿日ノ宮より松峽宮に遷る。時に飄風忽に起りて御笠風に隨ふ。故に時の人其の處を號んで御笠と曰ふ。辛卯層増

(ろ)高額姬。假田姬歟、取調の事。

按するに、譽田天皇或は胎中天皇と號す。卽ち應神天皇なり。明宮は大和の輕島豐明宮なり。一に云ふ、難波の大隅宮に崩ずる事は日本書紀第十に見ゆ今悉く擧げず。

神功皇后

日本紀に曰く、氣長足姬尊は、稚日本根子彥大日日ノ天皇(開化天皇)の曾孫氣長宿禰の女なり。母を(ろ)高額姬と曰ふ。足仲彥天皇二年立ちて皇后と爲る。幼にして聰明叡智、貌容壯麗父王焉を異みたまふ。九年春二月足仲彥天皇筑紫橿日宮に崩したまふ。時に皇后、天皇の神の敎に從ひたまはずして早く崩じたまふを傷みたまひて以爲らく、崇る所の神を知りて、財寶の國を求めんと欲す。是を以て群臣及び百寮に命じ、以て罪を解き過を改めて更に齋宮を小山田の邑に造る。三月壬申朔皇后吉日を選みたまひて齋宮に入り、親ら神主と爲る。則ち武內宿禰に命じ、琴を撫かしむ。中臣烏賊津使主を呼んで審神と爲し、因て千繒高繒を以て、琴頭尾に置き、請して曰く、先の日天皇に敎ふものは誰の神ぞや。願はくは其名を知らんと欲す。七日七

神社啓蒙巻之二

石清水

石清水の宮は、山城の州久世郡男山に在り。山半に水あり、石清水と號す。祭る所の神は、譽田天皇、玉依姫、神功皇后。

譽田神皇

日本紀に曰く、譽田天皇は足仲彦天皇（仲哀天皇）の第四子たり。母を氣長足姫尊（神功皇后）と曰ふ。天皇は皇后新羅を討つの年歳次庚辰冬十二月を以て、筑紫の蚊田に生る。幼にして聰達、玄に監すること深く遠し。動容進止、聖の表に異きこと有り。皇太后政を攝するの三年立て皇太子と爲る（時に三歳）。初め天皇孕に在りて、天神地祇三の韓を授く。既に生れて完、腕の上に生ず。其形鞆の如し。是れ皇太后の雄裝の爲めの鞆を負ふに肖たり。故に其名を稱して譽田天皇と謂ふ。在位四十一年壽百一十歳にて明の宮に崩ず。

て座す。

神社啓蒙卷一終

(い)朝熊後にアサマと訓めり

ち行んや耶。對へて曰く、吾れ先たち啓行ん。天鈿女、復た向ふて曰く、汝ぢ應に何の處に到ん、將た天孫應に何の處に到ん耶。對へて曰く、天孫當に筑紫日向の高千穗の槵觸の峰に到したまふべし。吾は應に伊勢の狹長田の五十鈴の河上に到ん、云云。神名秘書に云ふ、件の神は寶殿なし、賢木を以て神殿と爲す。五十鈴の宮處の地主ノ神なり、石坐なり。

(い)朝熊社

伊勢國度遇郡宇治鄕に在り。世人阿佐末と謂ふ、是なり。祭る所の神六座。

朝熊神社

案ずるに、世紀に云ふ、櫛玉命靈石坐、保於止志ノ神石座、櫻大刀ノ神花木に坐す苔虫神石坐、大山祇石座、朝熊ノ水神石座、寶鏡二面日月の所化る白銅鏡是なり。

儀式帳に云ふ、又大山罪命の子朝熊ノ水神は形石坐す。倭姫の內親王の御世に定め祝ふ。

社記に云ふ、朝熊ノ水神ば倭姬命の石凝姥神の裔を以て鑄造する所の寶鏡に

伊勢國度遇郡宇治郷内宮酒殿の邊に在り。神殿なし。

猿田彦命一座　（宇治土公ノ祖神なり）

案ずるに、世紀に云、ふ寶殿なく。衢神猿田彦ノ大神是なり。一書に云ふ衢ノ神の孫、太田ノ命是なり。土公氏の遠祖神五十鈴原地主神なり。

古語拾遺に云ふ、大物主神に勅りしたまふて、八百萬ノ神を領て、永く皇孫の爲に護り奉れ。仍て大伴の遠祖天忍日命をして、來目の遠祖天櫛津大來目を帥る、伏を帶き前驅したまふ。既にして降さんとするの間、前驅還つて白く、一神有り天ノ八達の衢に居り、其鼻長さ七尺、背の長七尺、口尻れ明曜く、眼は八咫鏡の如し。卽ち従神を出して其の名を問ふ。八十萬ノ神皆相見ること能はず。是に於て、天鈿女命勅を奉じて往て乃ち其の胸乳を露し、裳帶を臍ノ下に抑し下げ、向ひ立つて笑噱ふ。是の時、衢ノ神問ふて曰く、汝は何の故に然ることを爲す耶。天鈿女命對へて曰く、天孫隆りますべしと聞く、故に迎へ奉て相ひ待つ。吾名は是れ猿田彦大神。時に天天鈿女命、復た問ふて曰く、汝ち應に先ち行んか、將た吾應に先た

忌む。蓋し庿参の儀に准ずるなりと云ふ。

尾上社

伊勢國度遇郡阿比乃山、常明寺の傍平森の中に在り。

倭姫命 一座　垂仁天皇第二の女なり

案ずるに倭姫世紀外宮鎮座の下に云ふ、倭姫命宮人及物部の八十氏等を召集めて、宣はく、神主物忌等諸々聞け、吾久代、大神託宣摩志萬志木、心の神は則ち天地の本基、身體は則ち五行の化生なり、止云。神は垂に祈禱を以て先と爲し、冥は正直を以て本と爲すなり。夫れ天を尊び地に事へ、神を崇ひ祖を敬するときは、則ち宗廟を絶たず、天業を經綸し、又佛法の息を屏け、神祇を再拜し奉れ。日月四州を廻り、六合を照すと雖も、須らく正直の頂を照すべしと、詔命したまふこと明けし。已に在が如く禮を專にし、朝廷を祈り奉らば、天下泰平にして、四民安然ならんと、布べ告げ訖りて、自ら尾上山ノ峯に退きたまふて石隱坐す。

興玉社

伊勢國度遇郡土橋郷高神山の南の尾碕に在り。里諺に所謂る大國谷神是れなり。

大國玉姫ノ社二座

案ずるに、世記に曰く、大巳貴命一座、佐々良姫命一座、又云ふ、時に大國玉姫使を出して迎へ奉りき。日別命因つて其の橋を造らしむ。造り畢るに堪へずして到る。樗弓を以て橋と爲して渡さしむ。爰に大國玉姫美豆佐佐良姫命を資けて、参り來り土橋郷岡本村に迎ふ。

（前後の文、之を略す）

宮碕氏神ノ社

伊勢國度遇郡宮碕に在り。祭る所の神一座、廟六座、禰宜相傳の習あり。

天村雲命一座

社記に云ふ、天御中主尊十世の孫なり。飛鳥の本紀に云ふ、天村雲命、天二登命、後小橋命と云ふ三の名負ひ給ひき。

○社家者の說に此の社、社家祖廟たるに依て、参宮の當日之に詣ることを

社記に云ふ、湯田の郷小俣の村に坐す、宇賀神一名専大明神。

大間社

伊勢國度遇郡宮川の邊の町口に在り。祭る所の神二座世人御間社と謂ふ、是れなり。

大間國生社（東は大間社、西は國生社）

社記に云ふ所謂る大若子命（註上）乙若子命なり。轉補に云ふ、大若子命の弟なり。景行、成務、仲哀の三代に仕へ奉る。

高神客神ノ社

伊勢國度遇郡山田ノ原繼橋郷に在り。祭る所の高神一座、客神一座なり。

高神客神各一座

社記並に神系圖等に云ふ、神魂命の八世の孫、健日別命なり。客神ノ社は、大已貴命の子健御名方命なり。

大國玉姫社

伊勢國鈴鹿郡坂の下の驛に在り。祭る所の神一座。

大比古命一座

倭姫世紀に云ふ、川俣縣造祖大彥命參り相き、汝が國の名何と問ひ賜ふ、白し味酒鈴鹿の國奈具波志忍山と白しき。然して神の宮造奉りて、幸行しむ。又神田並に神戸進き。

櫛田社

伊勢國多氣郡櫛田川の邊に在り。祭る所の神一座。

大若子命社

禰宜補任並に轉補に云ふ、大若子命は天御中主尊十九世の孫なり。父は彥久良伊命垂仁天皇の御宇北狄退治の賞に、大幡主命と賜ふ。天照大神御鎮座の時、大神主として供奉せしめ給ふ。

小俣社

伊勢國度遇郡小俣村に在り。祭る所の神一座。

宇賀神社

堅子内親王　　後堀川院

愷子内親王　　後嵯峨院

奘子内親王　　深草院　右大神宮先規錄此得斷絶

△大神宮參道經歷諸社

石部社

近江國甲賀郡石部の村に在り。祭る所の神二座、上を吉彥社と號び、下を吉姬と號ぶ。

正一位吉彥大明神一座（㽗町の頭、南に折る三町に在り、下の社と號ぶ）

吉姬大明神町（尻の北二町許に在り、上の社と號ぶ）

案ずるに倭姬世紀に云ふ、而して後、倭姬命度坐す時に、阿佐加潟に多氣連等の祖宇加の彥の子、吉志比女、次に吉彥二人參り相き、云云。爾、吉姬地口の御田並に麻園進むると。蓋し此の神歟。古老の諺に言ふ、上下の二神伊州兩宮の緣に有り。

鈴鹿社

俊子內親王	後三條院
凉子內親王	白河院
媞子內親王	同　六條の院の御女
善子內親王	堀川院
徇子內親王	鳥羽院
守子內親王	崇德天皇
姸子內親王	近衛院
嘉子內親王	堀川院御女
高子內親王	一條院御女
好子內親王	二條院
休子內親王	六條院
惇子內親王	高倉院　右籤中抄
晝子內親王	後鳥羽院
曦子內親王	土御門院

徽子内親王　朱雀院

英子内親王　村上天皇

旅子内親王　同　重明の御子の御女

樂子内親王　同　村上の御女

輔子内親王　同　同

隆子内親王　冷泉院

規王内親王　圓融院

濟子内親王　同　章明の親王の女

恭子内親王　花山院

當子内親王　一條院

嫥子内親王　後一條院

良子内親王　後朱雀院

嘉子内親王　後冷泉院

敬子内親王　同　三條の院の御孫

倭姫命　垂仁天皇
五百野皇女　景行天皇
仁子內親王　嵯峨天皇
民子內親王　淳和天皇
直子內親王　同　桓武の御孫
久子內親王　仁明天皇
晏子內親王　文德天皇
恬子內親王　清和天皇
織子內親王　陽成天皇
楊子內親王　光孝天皇
繁子內親王　光孝天皇女
元子內親王　本康親王の女仁明の御孫
柔子內親王　宇多天皇
稚子內親王　醍醐天皇

△新嘗(にひなめ)　人皇二十三代清寧帝二年十一月始む。
△神衣(かんみそ)　神代已來の例なり(四月、九月、十四日)
△例幣(れいへい)　人皇四十四代元正帝養老五年九月十一日始めて官幣を奉る△天曆勘文に云ふ、濫觴に於ては垂仁の御宇なり、云云△案ずるに例幣式中古斷絶す。後ち光明院正保年中に之を擧げて已來絶えず。

○行幸始

四十四代聖武帝天平十二年十月始む。
△齋宮(いつきのみや)
案ずるに、凡そ天皇位に卽くときは、伊勢大神宮の齋王(いつきのみこ)を定め、內親王の未だ嫁せざるものを簡(えら)んでトひ定む。若し內親王無きときは、世次に依り諸王の女を簡んでトひ定む。蓋し神を重くし先に奉するの至なり。歷代治世の定むの所の齋王舊史に見ゆ。近代斷絶すと雖も、聖天子若し其の頹敗を惜みたまはば、則ち寔に舊典の依るべきあり。

○歷代齋內親王

津彦と名づく。天日別命問ふて曰く、汝が國を天孫に獻らん哉。答へて曰く、吾れ此の國を覓て居住こと日久しと云ふて敢て命を聞かず。天日別命兵を發して、其神を戮さんと欲す。時に畏伏して啓して曰く、吾國悉く天孫に獻りて吾れ敢て居らず。天日別命問ふて曰く、汝が去ん時は何を以て驗と爲さん。啓して曰く、今夜八風を起して海水を吹きて、浪に乘じて將に東に去らんとす。此れ則ち吾が却く由なり。天日別命兵を止めて之を窺ふ。中夜に及ぶころ風四方に起りて波瀾を扇し擧ぐ、光り輝くこと日の如し。陸海共に朗なり。遂に波に乘りて東に去ると云ふ。

岩屋本緣に云ふ、高倉の岩屋は、天日別命大己貴命之を安置く。倭姫世記の說は又異なり。今之を略す。

○祭　禮

△新年　人皇四十代天武の御宇白鳳四年乙亥二月始む。

△月次　人皇五十二代嵯峨帝弘仁年中始めて行はる。

△神今食　人皇四十四代元正帝靈龜二年六月始めて之を行はれし。

大歳神（註上）

宇賀魂命（素戔嗚の子なり。同名に三神あり、而して其の所職各別なり、混合することなかれ）

土御祖神

又云ふ、大治三年六月の官符に社號を改めて宮と爲す。祈年月次神嘗祭の幣に預る。是れ宮河の堤守護の神たり。

月讀宮（神宮の北に在り。內宮月讀同神なり）

風の宮（土宮の東に在り）

社記に云ふ、正應六年三年廿日の官符に、社號を改め官號を授け奉り、官幣に預る。異國降伏の御祈に依てなり。

○岩戸

諺に云ふ、天照大神入座し天岩屋は此なり。今案ずるに非なり。何となれば、此の岩屋は國津神伊勢津彥の住窟なり。即ち伊勢の國風土記の說に云ふ、天日別命勅を奉じて東の方に入ること數百里、其の邑に神あり。伊勢

すなり。

長寛の勘文に云ふ、伊勢兩宮は更に爵に抗れば、天に二日無く、地に二王無しの義なり。

御鎭坐ノ記に云ふ、吾が祭に仕へ奉るの時、須らく止由氣皇大神を祭るべし。然して後我宮の祭の事勤仕ふべしと。

○相殿神四座

瓊瓊杵尊二座　神代ノ卷に云ふ、正哉吾勝尊の子なり。

天兒屋根命　同云ふ、興臺産靈命の子なり。

太　玉　命　神系圖に云ふ、高皇産靈尊の子なり。

○四所別宮

多賀宮（神宮を去る六十丈）

神名祕書に云ふ、件の神は、伊弉諾尊右の眼を洗ひ玉ひて、因て以て生る神を號んで豐受荒魂と曰ふ。亦伊吹戸主神と名づく、是れなり。

土宮三座（神宮と高宮との間に在り。）

めて布理奉り宜ひき。故れ手置帆負彦狭知二神の裔を卒ゐて、齋斧齋鉏等を以て始めて山の材を採りて寶殿を構へ立て、明年戊午秋七月七日大佐佐命を以て丹波國餘佐郡眞井原よりして、止由氣大神を度遇の山田原に迎へ奉る（內宮鎭座の後四百八十四年なり）

舊記に云ふ、倭姬命大神主物忌等に託宣はく、天照大神は、日月と合レ明して宇內を照し臨み給へり。豐受大神は、天地と齊德して國家を守り幸ひ給へり。故れ則ち大泊瀨稚武天皇御宇二柱靈尊、神風の地を訪ひ、重浪の國を尋ねまして天降し鎭座し給へり。凡そ伊勢二所皇大神宮は則ち伊弉諾伊弉冊尊の崇子宗廟社稷ノ神は、惟れ群神の宗、惟れ百王の祖なり。尊きこと二となし。自餘の諸神は乃ち子の臣なり。孰か斯く敢て抗べんやと詔とし玉ふ。

神名祕書に云ふ、天照大神と豐受大神とは、則ち無上の宗靈たり。尊きこと二なし。故に天下の諸社に異れり。是れ則ち天地精明の本源なり。無相無爲の大祖なり。故に佛見法見を起さず、無相の鏡を以て假りに妙體を表

天津彦彦火瓊瓊杵尊、西は天兒屋禰命天太玉命。

豐受皇大神

日本紀神代の卷に曰く、古に天地未だ剖れず、陰陽分れざるのとき、渾沌たること鷄の子の如し。溟涬て牙を含めり、其清陽なる者は薄靡きて天と爲り、重濁れる者は淹り滯りて地と爲るに及ぶ。精妙の合へるは摶易く重り濁れるの凝たるは塲難し。故に天先づ成りて地後に定まる、然る後、神聖其の中に生ず。故に曰く、開闢の初め洲壤の浮漂なこと、譬へば、猶游魚の水上に浮ぶがごとし。時に天地の中に一物生れり、狀は葦牙の如し。便ち神と化爲る、國常立尊と號す。云云。倭姫の世記に云ふ、泊瀨朝倉の宮大泊瀨稚武ノ天皇の卽位廿一年丁巳冬十月倭姫命、夢に教へ覺し給はる、皇大神吾れ一所に坐さざれば、御饌も安く聞食さず、丹波與佐の小見の比沼の魚井原に坐す道主の子、八乎止女の齋奉る御饌津神止由居大神を我が坐す國へ欲と、誨へ覺し給ひき。爾時大若子命を朝廷に差使して參上せしめて御夢の狀を申さしめ給ひき。卽ち天皇汝し大若子に勅して、罷往し

る所にして徘諧多し。婉にして章を成すと雖も、大抵今の隱語の若きなり。予恐らくは此書を以て、咸陽の市門に曝さば、則ち千載の下必ず楊子雲あらんことを。九原起すべくんば、一たび作者に問はん。

曰く、然らば則ち之を删らん乎。曰く否、神の理を論ずること又可なること多し。予此書に於て、二三策を取る而已矣。又問ふ、神道の祓する所とは何の謂ぞ。曰く、神道とは寔に至れり、盡せり。其底蘊は言を以て傳ふ可からず。然りと雖も旣に之を道と言ふときは、則ち理に過ぎざる而已。理に達する者は、以て與り知るべし。神官の祓するところ何事ぞ乎。其の必ず味者の及ぶ所にあらざることを知りて、之を祕に託するならん。否ずんば則ち、白豕燕石一家の私にして、天下の公にあらじ。且つ神罰殛の故に弘めずと言ふことは、則ち吾れ神の爲めに甚だ慙づ。

○外　宮

外宮は伊勢國度會郡沼木郷山田原に在り。祭る所の神を豐受皇太神宮と曰ふ。相殿の神三座（四神にして五座の說あり、尤も其所に就いて尋ぬべし）東は

の大廟に降りて武王周公に値ふの事あらず。予嘗て疑ふ、大澄空也が逢ふところの神は、蓋し何物ぞ、其の寄る所を知らざるなり。若し神自ら形れて、諄諄として我は某の神と謂はゞ、則ち踊金の巧冶を驚かすなり。尊ぶ所にあらざるなり。

曰く然らば則ち神紀に載るところの神語皆信ず可からざる歟。曰く何ぞ必ず皆信ず可からざらん。神祝の憑託、猶ほ卜筮の隷を得るが如き歟。曰く、湯祭は何の謂ぞ、曰く、未だ其所以を知らず。蓋し湯を探るの遺習なるか。之を用ひざると雖も可なり。

又問ふ、日本紀は史筆の本とする所なり。而して神代の兩卷は寔に不削の書なり。是を以て歷代一辭を替へず。蓋し呂氏が春秋千金を懸くると雖も竟に敢て之を黜する者無きと類せる耶。曰く、國の大事は載籍より尙ばさるはなし。載籍は、嫌疑を決し、是非を明にし、後の人をして永く監と爲さしむ。本朝の載籍觀る可き者は、特に日本書紀なり。而して神代の兩卷は予れ嘗て之を疑ふ。怪は聖人の語らざる所にして而して怪語あり。徘は君子の鄙ず

爲すこと、譬へば猶ほ璞と璞と名同うして實は異なるが如し。辨ぜざる可からず。吾神に事ふる者、其說を習聞し、其誕を樂んで、附合牽彊、本地と稱し、重迹と稱して、外には和幣を立て內には竭摩を安んず。噫痛哉。浮屠氏の罪には非ず、吾が神官不辨の罪なり。或問ふ、神は重跡たり、佛は本地たり、諸有りや。曰く、知らず。神は誠のみ、以て之を貳にすべからず。神に事ふ者は敬のみ。既に之を貳にするときは、則ち本地に事へんか、重迹に事へんか。若し本を二にせば、則ち主一無適と謂ふ者は安んか在る哉。

或問ふ、白山の神は泰澄に見え、松尾ノ神は空也に値ふ、先人の傳ふる所誣ふ可からざるときは則神の佛に於ける翅之を嫉まざるのみにあらず、又尊敬するに似たり。曰く舊記の載するところ是等の類寔に鮮からず。人の惑ふる所以なり。夫れ神は形無し、迹無し、何を以てか之が體を現はさん哉。故に禮に曰く、無聲に聽き、無形に視る。又曰く、彼に於て乎、此に於て乎。詩に曰く、神の格すこと、思度る可からず。仲尼の曰く、洋々として在るが如しと。且つ祭祀には必ず尸あり、祝あり。周の盛德を以て未だ嘗て后稷文王

或は曰く神紀の載るところ日神の德容を觀るに聖に違ふことや遠し。仁者は憂へず懼れず。而るに日神の憂懼、直に窟に入りて朝政を廢するに至る。仁人の弟に於ける之を愛する而已。而るに日神悖逆の儀あり、吾弟を化すること能はず。豈人をして自爲せしめん哉、此れ神紀を編める者の不慧の罪なり。宜なるかな、寶鏡の小瑕今に於て猶存ことを。因て曰く、孟軻云へることあり、盡く書を信ぜば書無きに如かずと。辭を以て意を害せずんば則ち可なり。

或問ふ、日本は泰伯の裔なりと諸有りや。曰く知らず。夫れ泰伯日本に來るの事、經に未だ之を載せず。而して吳已に泰伯の後と爲して、世々國を爲すときは、則ち吾が王國を以て姬氏國と爲すこと寔に據る所なき耶。然れども之を事故に驗するに、吳服吳器の類あり。宜なる哉、世人の此に惑ふことや、姑らく之を捨てゝ可なり。曰く、然らば則ち大日の本國と爲す說諸有りや。曰く知らず。吾が日神の照らす所、四表に光り被ひ上下に格り、燭せざる所なきときは、則ち他復た神あらず。吾が大日靈貴を以て、他の大日覺王尊と

非なり。近ころ世に行はるゝ伊勢物語の抒海と云ふものあり。其の中に云ふ玉柱屋姫は倭姫命の子なり。又日本紀の説に云ふ、今の磯宮是なりとは即ち今の伊雜なり。伊雜の宮居の地を磯部と名づくるの故に磯宮と名づくと云云

竊に意ふに抒海の説く所信ずるに足らず。夫れ日本紀に磯宮と稱するは、磯邊の謂にあらず。何となれば、皇大神宮の舊記に云ふ垂仁帝の即位廿五年丙辰三月伊勢國飯野高宮より、伊蘇宮に遷り坐す。今の神服社是なり（飯野郡流田郷服村に在り）又云ふ、垂仁帝廿六年齋宮を宇治の五十鈴川上に興してより以降、倭姫命をして居らじむ。即ち八尋の機殿を建つと云ふ。此に據りて之を視れば、伊雜宮は志摩國答志郡に在り。磯宮は伊勢國飯野郡に在るなり（大神宮始て寄祭の地なり）今に宮跡存して宇遲山田の神官能之を知る。然れば則伊雜宮は決して皇大神の鎭坐にあらざること明けし。又玉柱屋姫は天村雲命の末なり。倭姫命の子に非ず。倭姫は大神宮に仕へて夫なし、何を以て子有らん耶。疑ふらくは作者伊雜神官の演説を信じて謾に之を附會すらん。

に於て年ごとに九月、荒祭神に准へ、馬を奉る。又荒魂命伊弉諾伊弉並命を宮社に入る。貞觀九年八月丁亥に社號を改めて宮と稱ふ。

瀧原一座（儀式帳に云ふ、伊勢志摩兩國の境大山の中に在り）

並宮一座（瀧原宮の傍に在り）

傳記に云ふ、瀧原速秋津彥神なり。並宮は、速秋津彥神の妹秋津姬神是なり。

風の宮

神名秘書に云ふ、謂ゆる志那加都彥神なり。社記に云ふ、正應六年三月廿日の官符に社を改めて宮號を授け奉る。官幣に預ふ。二宮同前なり。異國降伏の御祈禱に依てなり。

伊雜宮（儀式帳に云ふ、志摩國答志郡伊雜村に在り。大神宮と相去ること八十三里）

粟島に坐す伊雜宮二座（世記に云ふ、天村雲命の裔天日別命の子玉柱屋姬命一座）伊雜神一座（倭姬世記に云ふ、伊佐波止見命）案ずるに伊雜宮は大神宮の遙宮なり。世に或は磯宮と爲し、且つ大神宮の御鎮座と稱する者は

荒祭宮（本宮の後、百歩ばかりに在り）

神名秘書に曰く、件の神は、伊弉諾尊左の眼を洗ひたまふ。因て以て生る神を號て天照荒魂と曰す。亦荒祭宮と名づく。亦瀬織津姫神と名づく是なり。

伊弉諾宮二座（月讀宮の西に在り）

伊弉諾尊一座

伊弉並尊一座

神名秘書に云ふ、件の神は天神地祇の大祖、國家萬物の性靈なり。光仁天皇の御宇寶龜三年八月宮社に入りたまふ。清和天皇御宇貞觀九年八月丁亥の朔に伊勢國伊弉諾伊弉並の神社に勅して社を改めて宮と稱す。

月讀宮二座　大神宮の北に在り

月讀命一座左

荒魂命一座右

舊記の裏書に曰く、寶龜三年八月甲寅難波内親王の第に幸したまふ。是の日、常に異り、風雨木を拔き座を發く。之を卜へば則ち伊勢月讀神祟を爲すと是

へて曰く、理實に灼然なり。惟、久代天の祖誓ひ願ひ給ひて豊葦原瑞穗國の內に伊勢加佐波夜の國に、美宮處ありと見定め給ひて、天よりして投げ降居ます、天の逆太刀、逆鉾、銅の鈴等是なりとて、倭姬命天の平手を拍ちて甚さに喜を懷きたまひて、此處に於て下津岩根に大宮柱太敷立、高天原に峻崎搏風て、廿六年丁巳冬十月甲子天照大神を渡遇の宇治の五十鈴河上に遷し奉り鎭坐なり。

○相殿神

（舊記に曰く、天照大神の御託宣に依て、大神第一攝神高宮、止由氣宮に傍へ奉る。亦天照大神の相殿に坐す神二座、止由氣宮に傍へ奉る。止由氣の相殿の神皇孫命に陪從へ奉る。故に止由氣宮の相殿と號す。爾より已降、天手力雄萬幡姬を以て天照大神の相殿と爲す）

天手力雄命神系圖に云ふ、思兼命の子なり。萬幡姬命神代卷に云ふ、高皇產靈命女。

△七所別宮

し二年齋き奉る△四年乙未、淡海甲可日雲宮に遷し、四年齋き奉る△八年已亥同國坂田宮に遷幸し、二年齋き奉る△十年辛丑美濃國伊久良河ノ宮に遷し、四年齋き奉る△次に尾張國中島宮に遷す△十四年乙巳伊勢國桑名野代宮に遷幸し、四年齋き奉る。時に大若子命弟若子命仕へ奉る△十八年已酉阿佐賀藤方片樋の宮に遷す。積年四年齋き奉る△廿二年癸巳飯野高宮に遷し、四年齋き奉る。然して後、倭姫命飯野下樋橋の際に向ふ。乃ち乙若子命、麻葛靈等を以て、倭姫命に進めて祓はしむ。陪從の人弓劍兵器を留む△廿五年丙辰春三月飯野高宮より伊蘇宮に遷す。時に倭姫命の詔はく、南の山未だ見給はず、吉き宮處を覓幸給ふ。此の時に狹田社、御船社、御瀨社、瀧原神、久求社、園相社、水饗の社、二見浦、堅田社、江社、荒崎社、祓神、朝熊社等國國處處に崇祭定め給ふ。今歲猿田彥神の裳字治土公祖大田命參相ひ乃ち曰く南の大峯に美宮處あり、佐古久代字治の五十鈴河上は是れ日本國中に殊に勝れたる靈き地なり。其の裏翁八萬歲の間にも未だ現知ぬ靈物あり照り輝くこと日輪の如し。惟、小緣の物に在らじ。定めて主出現御坐哉。倭姫命對

按ずるに崇神天皇の六年巳丑天照大神倭大國玉二神並に天皇大殿の内に祭りたまふ。然るに其神勢を畏れて共に住むに安からず。故に秋九月倭笠縫邑に就て、殊に磯城神籬を立て、天照大神草薙劒を遷し奉る。皇女豊鍬入姫命をして齋ひ奉らしむ。其遷祭の夕部、宮人參り終夜宴樂して歌ひ舞ふ。然る後に大神の敎に隨ひて、國國處處仁吉宮處乎求給矣。△卅九年壬戌但波吉佐宮に迁幸して、四年齋き奉る△四十三年丙寅倭國伊豆加志本宮に遷し、八年齋き奉る△五十一年甲戌木國名草濱宮に遷し、積て三年齋き奉る△五十四年丁丑吉備國名方濱宮に遷し、四年齋き奉る△五十八年辛巳倭の彌和ノ三室ノ嶺ノ上ノ宮に遷し、二年齋き奉る。倭姫の世記に云ふ、是時豊鍬入姫命曰ふ、吾れ日足奴止白支。此れより倭姫命天照大神を載せて行幸ぬ△六十年癸未倭國宇多秋志野宮に遷し、積て四年爾時に天見通命の孫八佐支刀部）一名、伊已呂比命）宇多の大采奈仕へ奉る。亦弟大荒命も同じく仕へ奉る△六十四年丁亥伊賀國隱市守宮に遷幸し、二年齋き奉る△六十六年巳丑同國穴穗宮に遷し積て四年齋き奉る△垂仁天皇即位二年癸巳伊勢國敢都美惠ノ宮に遷

神社啓蒙卷之一

伊　勢

○內　宮

內宮は伊勢の國度會郡宇治の鄕五十鈴河の上に在り。祭る所の神を天照皇大神と曰ふ。相殿の神二座、左は天手力雄神、右は萬幡姫神。(內宮と稱するものは、神名祕書に云ふ、村上天皇の御宇、祭主公節の時に、皇大神は奥座なる故に內宮と號し、度相の宮は外座なる故に外宮と申す、此時より始まるなり)

天照皇大神

日本紀神代の卷に云ふ、伊弉諾尊伊弉冊尊共に日神を生みたまふ。大日靈神と號す。(天照大神なり) 此子光華明彩して六合の內に照り徹る。故れ二神喜んで曰く、吾息多なりと雖も、未だ此の若く靈異之兒は有らず。宜しく久しく此國に留めまつるべからず、當に早く天に送り授くるに天上の事を以てすべし。

神社啓蒙目錄 終

○卷之六　諸社

神社啓蒙目錄

星訓抄
節供記
土佐風土記
改暦雜事
二十二社註式
一宮記
同人神系圖
兼倶日本記抄
兼古神系圖
神社考

東遊歌譜
丹後風土記
肥前風土記
暦年史
同註疏
兼熈一宮記
六十四神式
釋日本記
神系圖註
本朝事跡考

神祇拾遺
伊與風土記
伊勢風土記
天神緣起
同記
同人番神記
神名帳頭註
神祇正宗
本朝遯史

神社啓蒙引書目錄終

太神宮遷幸圖

神令
類聚國史
新撰姓氏錄
令義解
神鏡抄
色弗口決
同風土記
公事根源
氏成私記
日御碕社記
下笠社記
諸社記
拾芥抄

簾中鈔
延喜式（重複）
古今著聞
師時記
古事談
出雲名神記
葦原卜定記
秦氏神記
石上神宮記
神階記
日吉神道記
峯相記
樹下神系圖

江家次第
天曆勘文
貞觀式
梁塵秘抄
古語拾遺
同簸川記
松尾鎮座記
宇陪社系圖
梅宮記
廣峯社記
石清水社記
山門記
內侍所番神記

神社啓蒙引書目錄

日本書紀	舊事本記	古事記
續日本紀	日本後紀	續日本後紀
文德實錄	三代實錄	扶桑略記
延喜式		
飛鳥本記	大田傳記	次第記
倭姬世記	兩宮儀式帳	神宮雜事
神名秘抄	神皇系圖	神皇實錄
岩屋本緣	長寛勘文	先規錄
元元集	禰宜補任	禰宜轉補
神祇本源	神祇誓天	寶基本記
寶基文圖	舊事玄義	心御柱記
小朝熊鏡沙汰文	伊雜沙汰文	東家祕傳

り、然も子の業とする所にあらず。況や又縱に神官の奥樞を發き、舊傳の所說を妄議す。千座置戸も亦之を贖ふこと能はず。何ぞ子の多罪なるや。曰く、然り、寔に茲の若し、然れども神道の異端に嬈せざるところ、其の來奄し。斯の王國に生ては、則ち人々之を辨ず可し。故に予刀圭を執るの暇に、勤めて本邦の典籍を讀み、竊に諸社の舊紀を窺ふて、折衷演繹して斯篇を述ぶ。其意一に恠を避けて正に歸し、彼を出でゝ此に入り、人をし吾が神の崇むべく、邪說の排すべきを知らしめんと要する爾。故に其の地を正し、其の神を曉し、其の位紀祭祀及び行幸の有無を考へ、其の社の傳非予が憶見に有ることを證す。所引咸く舊來の據あり、是れ我が罪辜を獲ると雖も、敢て少くも之を辭せざる所以なり。只恨らくは、才短文拙にして辨辭を厲すること能はず、辭意を盡すこと能はず。文人の軒渠を羞づと雖も、同志の君子之に與することあらば幸甚ならん爾。

して測る可からず、而して萬物に妙にして之かずと云ふ所なし。孔子の曰く、物に體して遺す可からず。此言盡せりと爲す。其の之に事ふるの道、敬して之を遠くと。此言至れりと爲す。昧者は察せず。之を明に見ざるときは則ち以爲らく、神其の宮中に在りて、魏魏堂堂として、人言を聽き、其の曲直を辨じ、其の賞罰を議し、其の禍福を謀り、且つ幣帛米錢を獲んと欲しては、則ち人に利を與へ、人の疾を療し、人の禍災を免じ、人に分願を得せしむと、寔に斯の若んば則所謂る神は人の爲に加護を售つて嗜慾を逞うするものなり豈に二氣良能の至誠ならん哉。予是を以て傳紀の中に於て、奇と稱し妙と稱するもの措て之を取らず。又之を幽に放つときは則ち祭祀を勤めず、粢盛を潔せず、其の社を毀ち、其の木を伐り、仍て自ら放言して曰く、神は吾が腔子裏に在りと。信に此の如んば則ち、上古聖人の之を奉ずる所以の禮奠如何とかする哉。聖神にあらざるよりは、未だ以て遽に之を語る可からず。孔子禘の説を言はざること、予深く之を信ず。曰く古に曰く、庖人は庖を治せずと雖、尸祝罇俎を越えて之に代らず。今は予是書を編む、其意可なるに似た

一、問ふ。散米、散錢は何の義ぞ。答ふ、蓋し解除なり。伊勢吉田兩說なり。或る人言ふ、散錢と賽錢と同じからず。按ずるに異朝も亦紙錢を燒くの事あり。

一、問ふ、赤山新羅淸瀧何を以て之を載せず。答ふ、吾が國の神にあらざればなり。蓋し異方の神、吾邦に在るもの、啻に是爾(これのみ)にあらず。近江の國吾名の邑に、天の日矛が蹤あり、同州蟲生の邑に、諸葛武侯の廟あり。(未だ何れの世此地に祀れるかを知らず) 今咸く之を置くことは、彼の神にして非類を享けざらんが爲なり。曰く然らば則ち比賣古曾川勝、何を以て之を載す。曰く、比賣古曾、同名異神あり、之を辨ぜんが爲め、併て之を載す。川勝は化人にして、日域に生る。是を書す。其他本朝の神と雖も、猶耳目の及ばざる所のものあり、闕漏尠からず。是れ義例なし、博雅の君子枚く之を擧げば可なり。

一、問ふ、神の理如何、答ふ、此れ言ひ難きなり。蓋し嘗て先人の鬼神を論ずるを見るに、其說諄諄たり。唯誠と曰ふに過ぎざる已矣(のみ)。夫れ陰陽の良能(りやうのう)に

茅茨の宮制なり。

一、問ふ、闇神は何の義ぞ。答ふ、此れ紀に見ゆ、然れども其の衣冠の制、予甚だ之を疑ふ。凡そ千木、加都平木、闇神、宜しく其神を選んで之を置くべし。社官無慮之を安んず。寔に嘆す可きなり。

一、問ふ、木綿襷は何の義ぞ。答ふ、義は紀に見ゆ。而して今は神官が齋場に事を行ふの際、大白組帶を懸くる者恐らくは古習にあらざるなり。

一、問ふ、宮を遶ることは何の義ぞ。答ふ、社家の者の説に二神柱を遶るの遺流なりと。意ふに然らず。蓋し住日神官浮屠佛を繞るの説を慣听て之を爲す邪。

一、問ふ、三社託宣は何の書に見えたる。答ふ、日本紀延喜式等其他諸家の舊傳未だ嘗て之を載せず。特り神樂岡の記に之れあり。其の中八幡の託宣は愚童紀に見ゆ。

一、問ふ、神前を寶前と稱する何の義ぞ。答ふ、未だ考へず。浮屠の説に三寶の義と云ふ。

一、問ふ、高麗狗は何の義ぞ。答ふ、此れ犬なり。其義紀に見えたり王室に今尚銅犬あり、而して諸社の階除に獅子を置くものは非なり。

一、問ふ、牛王は何の義ぞ。答ふ、此に生社なり。或は言ふ、牛玉（牛玉之を牛黄と謂ふ）能く不祥を厭すと。予意ふに生社の義是に近しと爲す。

一、問ふ、鳥居は何の義ぞ。答ふ、予嘗て寶基本紀を視るに其説云云せり。其の西に在るものを鳥居と謂ふ。（鳥西同訓）文智門と稱す。或言ふ、無名雉が湯津の杜の梢に止まるの義を取れり。今、人家承塵の下の横木を之を鳴居と言ふ。義又同じく其の火災を厭するが爲の故に水物を取る。或は言ふ、居當に井に作るべし、天の眞井の義を表す。或は言ふ、鳥居は天の字を表すなり。或は言ふ、華表同義、予意ふに蓋し上古の神門なり。

一、問ふ、榑風は何の義ぞ。答ふ、榑は音博、俗に言ふ破不なり。（蓋し略音）千木と訓ずる者は或は言ふ、違木の義なり。社家の者の說に片削の榑風は、外宮内宮坎離の表なりと。予意ふに然らず。

一、問ふ、鰹木は何の義ぞ。答ふ、此れ加棟木なり。千木加都乎木皆是れ上古

啓蒙既に成るの日、客なり、神社の故事數件を持し來りて之を問ふ。其中適々讐ふる所を左に附す。

一、問ふて曰く、鰐口は何の義ぞ。答へて曰く、諸の神官に聞けり、言ふ、神祀に載す彦火火出見尊海府より還りたまふの時、巨鰐に乘じて來る。是を以て唯天神の宮に之を懸くと云ふ。(猶雜說あり、之を略す)予意ふに然らず。蓋し浮屠の妄倣にして神官之を辨せざるなり。

一、問ふ、正體は何の義ぞ。答ふ、此亦浮屠の妄倣なり。蓋し古は明鏡を懸けられしなり。

一、問ふ、繪馬は何の義ぞ。答ふ、此蓋し贄を奉るの義なり。神馬を引進むること能はざる者は、之を書きて獻げられしなり。

一、問ふ、奉幣は何の義ぞ。答ふ、幣も亦獻上の具なり。上古淳朴の世に盤や臺や未だ之れ有らず。之を串に挿て之を奉る。

一、問ふ、四手は何の義ぞ。答ふ、按ずるに古書に垂、之を四手と言ふ。蓋し垂の訓詞なり。其四斿を以て之を言ふにあらず。

反す）

伊勢　石清水　賀茂上下　松尾　平野　稲荷
春日　大原野　大神　石上　大和　廣瀬
龍田　住吉　丹生　木船

第六十六代一條院正暦二年辛卯炎天に日を送りて萬物色を變ず。之に依て六月二十四日祈雨奉幣の時、吉田、廣田、北野の三社を加へて官幣を奉らしめて、十九社と爲す。同五年二月十七日祈年穀の時、梅の宮を加へて幣を奉らしめて二十社と爲す。云云

第六十六代一條院長德二年乙未二月二十五日臨時の官幣を奉らしむるの日、祇園を加へて二十一社と爲す。云云

第六十九代後朱雀院長暦三年巳卯八月十六日官幣を奉らしむるの日、日吉を加へて二十二社と爲す。

神社啓蒙或問

或問

一俗間に傳ふるところ謬説多し、今或問を設けて之を辨ふ。

一神書を說くもの、其の智無き者は以爲らく神は嚴然として、常に宮社の中に在りて言動人に異らずと。其の少智なる者は以爲らく、神は在ることなし。曰く國常立とは太極なり。神は氣なり。我は卽ち神、神は卽ち我と。是を以て蔑如して敬せず。蓋し過不及の差なり。神書を讀む者、宜しく思を致すべし。

一神社の號、浮屠の手に成れるもの多し。因襲して改めず。今姑く之に從ふ。

一諸社の緣起と云ふものは、多く空海太澄等の諸僧の手に出づ。神官之を辨せず、或は以爲らく神作異物と爲して、之を崇ひ之を敬す、決して信ず可からず。若し聖者あれば、其れ高く閣て之を束ねん。今之を用ひず。

二十二座を定むる所の由

二十二社の註式に云ふ、人皇六十二代村上天皇治十九年。康保二乙丑年霖雨月を經て九天雲を覆ふ。之に依て閏の八月二十一日、幣を十六社に奉りて雨を止む。(案ずるに江次第に云ふ、正曆已前十七社云云、此說に

神社啓掌凡例

一神社啓蒙の書、本を日本紀延喜式に建つ。紀外式外の神は傳ふる所の中に就て其佳なるものを採りて焉を載す。

一世に行はるゝ神書多は諸説を會して附するに浮屠の説を以てす。雜冗して衷を折るもの無し。今其書に就て、其正者を擧げて之を抽く。

一神社、知りて言はざるものあり、賀茂の如き是れなり。知らずして言はざるものあり、筥根の如き是れなり。祕して言はざるものあり、感神の如き是れなり。傳へて詳ならざるものあり、熊野の如き是れなり。

一社家者神官等其の知らざるを慙ちて、之を祕に託す。小黠なる者は外説を牽彊して、私家の所傳と爲す。今其關者に於ては、妄に敢て說を爲さず。

一紀外の神は大概正説あらず。何となれは、記者各私を以て之を億するが故なり。式に二座と爲すを今七座と爲すが如きは、是れ後世社官の意なり。訛謬にあらず、今並に之を擧ぐ。

方輿、則將レ有レ裨二於斯一云レ爾、于時寛文丁未冬十一月朔、

自省軒宗因書

向若。若は海若（海の神）にて海のこと。

神社啓蒙序

於邈矣哉、逖矣哉、神代之事也、茫乎若望洋向若、其無涯、非至誠不可測矣、非至知不可至也、孔子曰、民可使由之、不可使知之、可使民知之、則何邪說害於人之有、是以吾宗社之義不明、祭祀之禮不繼、所傳之典籍、或亡或缺、其存者秘之不擴、缺者不遂補、雖有纔行于世者、度妖妄而不經甚矣、以吾神國爲蕞爾、以吾神道爲淺近、邪說蠭起、正道愈微、其爲佛者言、神也者佛應化、佛也者神之本地、事吾神者愚昧而不辨、將以介鱗易我衣裳、於是乎習合稱興焉、其懺之者言、吳泰伯者爲吾天神、周宗器者爲吾神寶、與彼浮屠回逸說相抗衡、筆之于書、以詒後世、使吾後人淪胥相溺、亦不悲也哉、痛熾於秦火、弊深於漢儒、排之而不得正焉、則不若乎已之愈矣、俾神失所依、俾國變于夷者、職此之由也、予先雖撰便覽行于世、簡不詳、引而不發、是所以有啓蒙之述也、庶乎令惑者知其所崇敬其所祭至誠以事之、則神之聽之、降之百祥、其祭法有舊傳在、不敢記焉、幸治教

敬神思想上に冥々の感化を與へしことをトすべきなり

神祇稱號考　（四卷）　幕末の國學大家小山田與清の著なり、神祇に關する古今大小の稱呼に就て其の來由を明かにしたるものにして、考證該博、議論正確、大に後學者の參考とすべき良書とす、與清は武藏國多摩郡小山田村の人、天明三年を以て生る、少にして江戸に出て和漢學を修め、漸く長して村田春海の門に入り、日夜勤勉して遂に平田篤胤、伴信友と共に幕末の三大家と稱せらるゝに至る、晩年水戸侯に聘せられて史館に出仕し扶桑拾葉集を註釋し、又八洲文藻百二十卷を撰出せり、後ち華頂宮に知遇せられ、屢々三縁山に召され、遂に御臣の列に加へられて外記と稱せり、與清字は文儒、松屋と號し、藏書五萬卷、當時の其の書庫なる擁書樓は都下第一と稱せられたり、弘化四年歿す、年六十五、以て本書の價値如何を推測すべきなり。

大正九年四月　　足立栗園識

解題

神社啓蒙（七卷）　白井宗因の著にして、林羅山の本朝神社考と共に併せ觀るべき我國神社沿革史の白眉なり。宗因は浪華の醫士にして、傍ら國學を修め、白雲山人と號す、著す所、神代卷私說、中臣祓白雲抄、職原句解、及び本書あり、寛文七年歿す、本書は神社調査上に最も勞力を費し、長日月間に集大成したるものにして、之を神社考に比するに該博の點は或は一步を輸すべしと雖も、各神社を始め諸國一宮以下の所在、位階等を知るには、正確にして寧ろ前者に優るといふべし、後ち神社考及神社啓蒙辨疑等の書佛家の手に依りて公刋せられたれど、多く言ふに足らず、以て本書の如何に幕府初期の間に勢力ありしかを徵すべきなり。

神道問答（二卷）　國學者齋藤彥麿の著なり、神道に關する古來の儀式、名義、雜事等を知るに最も簡便にして正確の書なり、彥麿は石州濱田の藩士にして、國學を修し、賀茂本居氏等の流を汲みて復古に力を致し芦假庵主と號す、本書の序跋之を證して餘りあり、由來我國の神道は兩部神道の爲に、大に本末輕重を失したる點多かりしを、本書は其の誤を正し純粹の神道の眞義を發揮し、後學者をして嚮ふ所を知らしめたり、其の幕末文政年間以後に於ける我國

大日本風教叢書

第八輯